

第1部 国際的な枠組みにおける知的財産を巡る状況に関する調査

はじめに

知財の適切かつ効果的な保護を巡っては、これまで WIPO、WTO といった多国間の枠組みで議論され、我が国もその議論に積極的に参加してきている。他方、当該枠組みにおいて、知財の保護強化に消極的な途上国は数の上で多数派であり、議論の成熟と共にその声を大きくし、特に公衆衛生の分野では 2001 年のドーハ閣僚宣言を機に、途上国に配慮した文書、規定等が強調されるようになってきた。更に、近年の傾向として、知財の専門家間のフォーラムである WIPO や WTO/TRIPS 理事会の他に、WHO や国連等の必ずしも知財制度に精通した者が参画しないフォーラムにおいても、過去の成果文書等を引き合いに、知財保護の柔軟性を強調するようなメッセージを入れ込む動きが散見されている。こうした動きで特に目立つのが、途上国側が、公衆衛生や地球環境、生物多様性、人権等との関係から、現状の知財保護を弱めようとする議論であり、例えば、医薬品と知財との関係については、公衆衛生との関係から様々なフォーラムで議論されることが多く、WHO の動向も含め、最近の状況を把握することは重要である。

このような状況の中で、WIPO や WTO/TRIPS 理事会といった、いわば伝統的な知財のフォーラムにおける議論の動向、及びその他国際フォーラムでの先進国と途上国による知財保護に関する政策的な議論や各国の立場等を注視し、現状及び将来の議論の行方を把握することは、知財制度を活用する産業界等のステークホルダーのみならず、各国際フォーラムにおける我が国交渉担当者にとっても大変有意義であるといえる。

特に、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行以降、医薬品特許への実施許諾における特許権者への報酬やデータ保護等について産業界からの関心が高くなっている。WHO においてもパンデミック協定の検討が進められており、今後も医薬品アクセスと知財の議論が活発に行われることが想定される。さらに、このような、知財保護を弱めようとする動きが医薬品分野にとどまらず、環境技術に係る技術移転など、それ以外の幅広い分野にも波及していくことを懸念する声もあるところ、我が国産業界に及ぼす影響を含め注視が必要である。

以上を踏まえ、WIPO や WTO/TRIPS 理事会等、知財の専門的なフォーラムにおける議論の状況に加え、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行を踏まえた医薬品と知財を巡る最近の議論の状況や、WHO におけるパンデミック協定の検討を中心とした、パンデミック対応の知財の側面についても、調査・分析を行った。

第1章 医薬品をめぐる最近の議論の状況

第1節 WTOの動向

1. WTO 閣僚決定 (TRIPS ウェイバー) 、及び、閣僚宣言 (COVID-19 パンデミックへの WTO の対応と将来のパンデミックへの備え)

(1) TRIPS 協定に関する閣僚決定

2022年6月17日、第12回WTO閣僚会議において、TRIPS協定に関する閣僚決定として、「COVID-19ワクチンを製造・供給するために必要な特許を対象とする強制実施権に係る手続の明確化・簡素化」、「本決定を利用する資格を有する加盟国は発展途上国のみ（ただし、COVID-19ワクチンの生産能力を有する国はこの決定を利用しないことを拘束力のある形で約束することが推奨される。）¹」、「有効期間は決定から5年」、「本決定の日から6ヶ月以内に、COVID-19診断薬、COVID-19治療薬の生産・頒布まで対象を拡大するか否かを決定」とすることで合意された²。また、本決定に基づき、その後のTRIPS理事会において、診断薬、治療薬への対象拡大の議論が進められることとなった（なお、本議論は、上記閣僚決定パラグラフ8の規定に基づくものであることから、以下、「パラ8に関する議論」という。）。

(2) COVID-19パンデミックへのWTOの対応と将来のパンデミックへの備えに関する閣僚宣言³

2022年6月17日、第12回WTO閣僚会議において、「COVID-19パンデミックへのWTOの対応と将来のパンデミックへの備えに関する閣僚宣言」が行われた。

パラグラフ14に、上記の「(1) TRIPS協定に関する閣僚決定」が引用されている。

また、パラグラフ12、13及び16にはTRIPS協定の再確認が宣言されている。具体的には、以下の内容が記載されている。

パラグラフ12：

TRIPS協定は締約国が公衆衛生を保護するための措置を講じることを妨げるものではなく、またそうすべきではないことを改めて表明する。

パラグラフ13：

締約国がTRIPS協定及びドーハ宣言を完全に使用する権利を有することを再確認する。

パラグラフ16：

TRIPS協定第66.2条（先進加盟国は、後発開発途上加盟国が健全かつ存立可能な技術的基礎を創設することができるように技術の移転を促進し及び奨励するため、先進加盟国の領域内の企業及び機関に奨励措置を提供する。）に対する先進加盟国の約束を再確認する。

¹ 閣僚決定は、「拘束力のある形での約束には、2022年5月10日の一般理事会でなされた発言を含む」としており、これは、中国が、2022年5月10日の一般理事会において、本閣僚決定によって提供される柔軟性を利用しない旨を宣言したことを踏まえたものである。

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/GC/M198.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026年3月6日]

² MINISTERIAL DECISION ON THE TRIPS AGREEMENT ADOPTED ON 17 JUNE 2022, WT/MIN(22)/30, WT/L/1141 (WTO, 22 June 2022)

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/MIN22/30.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026年3月6日]

³ MINISTERIAL DECLARATION ON THE WTO RESPONSE TO THE COVID-19 PANDEMIC AND PREPAREDNESS FOR FUTURE PANDEMICS ADOPTED ON 17 JUNE 2022, WT/MIN(22)/31, WT/L/1142 (WTO, 22 June 2022)

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/MIN22/31.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026年3月6日]

以下、当該閣僚宣言の仮和訳を記載する。

1. COVID-19 パンデミックの過程で、加盟国は COVID-19 ワクチン、治療薬、診断薬、及びその他の必須医療品の供給の制約を経験したことに留意する。これらの経験は、特にメンバーの開発レベル、財務能力、及びこれらの製品への輸入依存度が異なるため、パンデミック中に均等に共有されなかった。COVID-19 と将来のパンデミックに対するレジリエンスの向上をサポートするために、この宣言で意図されているように、加盟国がパンデミックの経験を理解し、経験を積み上げることを推奨する。

2. COVID-19 ワクチン、治療薬、診断薬、その他の不可欠な医療用品の製造、供給、流通を促進するために、WTO 規則に従った、商品やサービスを提供するための安定した予測可能な取引環境の重要性を認識する。

3. パンデミックは、安全で手頃な価格で効果的な COVID-19 ワクチン、治療薬、診断薬、その他の不可欠な医療品へのタイムリーで衡平なグローバルなアクセスを強化するために取り組むことの重要性を浮き彫りにした。我々は、機会を特定し、障壁に対処することを含め、COVID-19 及び将来のパンデミックとの闘いにおいて必要とされる必需品及び関連サービスの生産の拡大及び多様化を支援する上での多国間貿易システムの役割を認識する。我々は、工業化、開発及び回復力を含む包摂的な成長を促進する上で WTO が果たすことができる重要な役割を強調する。

4. 我々は、世界的な回復が加盟国全体で依然として大きく異なっており、特に COVID-19 の新しい亜種の拡散の可能性と不均一なワクチン接種のペースに関連して、パンデミックが進化し続ける課題をもたらし続けていることを認識する。我々はさらに、COVID-19 パンデミックが国際収支の課題をもたらし、一部の発展途上国加盟国、特に LDCs がパンデミックに耐え、対応し、回復するために利用できる財政手段の限界を明らかにしたことに留意する。

5. 我々は、COVID-19 及び将来のパンデミックに関する貿易関連措置の通知が WTO 規則に従ってタイムリーかつ包括的な方法で提出されることを含め、透明性を約束する。情報共有することで、加盟国とトレーダーは講じられた措置を知ることができる。我々は、COVID-19 及び将来のパンデミックが、一部の開発途上加盟国、特に後発開発途上国の限られた資源及び制度的能力をさらに制約する可能性があることを認識し、透明性及び監視に関する技術支援及び能力構築の重要性を強調する。

6. 我々は、COVID-19 及び将来のパンデミック時にサプライチェーンの潜在的な混乱を加盟国が迅速に特定できるようにするための、タイムリーで正確な情報の価値を認識している。さらに、我々は加盟国に対し、WTO 貿易監視演習に積極的に参加することを奨励する。

7. WTO 規則で規定されている範囲で、我々は、COVID-19 に対処するために設計された緊急貿易措置が、必要に応じて、的を絞った、釣り合いの取れた、透明性のある、一時的なものであり、貿易に対する不必要な障壁やサプライチェーンの不必要な混乱を起こさないことの重要性を認識する。そのような措置を実施する際、我々は、加盟国の多様な状況、特に開発途上加盟国、特に後発開発途上国の利益や緊急物資と人道支援の必要性を考慮に入れるよう努める。

8. COVID-19 のパンデミックの間、加盟国は、COVID-19 ワクチン、治療薬、診断薬、

及びその他の必須の医療用品に対する国内及び国際的な大きな需要に直面して、深刻な供給の制約を経験した。そのため、締約国は生産の増加と多様化に多大な努力を払い、これらの商品への衡平なアクセスをサポートする。加盟国が WTO の規則に従って輸出制限を適用し、その他生命と健康を保護するために必要な措置を講じることができるとを認識し、我々は、そのような物品の輸入を含め、輸出制限を課すことを適切に制限することとする。

9. 我々は、WTO 貿易円滑化協定の重要性、特に、貿易円滑化委員会で議論された COVID-19 パンデミックの際にこれまでに重要であることが証明された条項の重要性を再確認する。我々は、開発途上締約国、特に後発開発途上国の能力構築の必要性を認識し、彼らが利用できる貿易円滑化協定のセクション II を強調する。

10. 既存の WTO の権利と義務の文脈の中で、我々は、COVID-19 ワクチン、治療薬、診断薬、及びその他の必須の医療用品に関する、通関手続の合理化、書類要件の削減と簡素化、関税率とその他の料金の一時的な削減又は調整を含む、進行中のパンデミックに対処するために加盟国が実施した追加の任意の貿易促進措置に留意する。

11. COVID-19 ワクチン、治療薬、診断薬、及びその他の必須の医療用品へのアクセスを促進する目的で、COVID-19 及び将来のパンデミックの際に、必要に応じて規制当局の協力と規制情報の自発的な共有を奨励する。

12. 我々は、2001 年の TRIPS 協定と公衆衛生に関するドーハ宣言を想起し、TRIPS 協定は加盟国が公衆衛生を保護するための措置を講じることが妨げるものではなく、またそうすべきではないことを改めて表明する。したがって、TRIPS 協定への我々の約束を再確認する一方で、我々は、公衆衛生を保護し、特にすべての人に医薬品へのアクセスを促進するという WTO 加盟国の権利を支持する方法で TRIPS 協定が解釈及び実施されることが可能であり、また実施されるべきであることを再確認する。

13. 我々はさらに、将来のパンデミックを含め公衆衛生を保護することのできる柔軟性を認める TRIPS 協定及び 2001 年の TRIPS 協定と公衆衛生に関するドーハ宣言を、加盟国が完全に使用する権利を有することを再確認する。

14. 我々は、TRIPS 協定に関する閣僚決定 (WT/MIN (22) /30 及び WT/L/1141) を想起する。

15. 我々は、COVID-19 と将来のパンデミックに対する世界的な準備のレベルを高めるには、世界中で生産的、科学的、技術的能力を強化する必要があることを認識する。また、こうした能力は、HIV/AIDS、結核、マラリア、その他の伝染病、顧みられない熱帯病に関連するものを含む、COVID-19 を超えた公衆衛生上の危機に対する解決策の開発、及び製造場所の多様化に役立つことも認識している。我々は、WTO の規則に沿って、関連分野における能力構築に貢献する技術移転を促進することの重要性を強調する。

16. 我々は、TRIPS 協定第 66.2 条に対する先進加盟国の約束を再確認する。

17. 我々は、COVID-19 及び将来のパンデミックにおける回復力を確保する上でのサービスの重要な役割を強調する。我々は、COVID-19 ワクチン、治療薬、診断薬、及びロジスティクスや貨物輸送サービスなどのその他の必須医療品の製造と流通に関与するサービスサプライヤーの国際的な業務を促進することの重要性を認識する。我々はまた、COVID-19 及び将来のパンデミックの間、医療サービス及び ICT サービスを含

むサービスの貿易を促進することの重要性を認識する。

18. 我々は、締約国のサービス部門及びサービス貿易に対するパンデミックの重大な影響を認識する。我々は、加盟国、特に一部の途上国加盟国、特に LDCs にとって関心のある加盟国の経済回復を支援するために、部門及び供給形態を超えたサービス貿易の重要性を強調する。

19. 我々はまた、COVID-19 パンデミックが、特に観光に依存する経済、特に観光に依存する LDC において、観光部門に悪影響を及ぼしていることを認識する。我々は、加盟国がウイルスの蔓延を減らすために行動を起こす必要があり、それらの影響に貢献していることを認識している。我々は、加盟国、特に経済が観光に依存している加盟国間の協力と対話の強化が、これらの影響を潜在的に緩和する方法についての理解を深める上で重要となり得ることを認識する。

20. COVID-19 パンデミック時の加盟国の公衆衛生政策と経験を考慮して、我々は、WTO の委任された権限とその規則の範囲内で、公衆衛生を保護し続け、プライバシーと個人データの保護を確保しながら、テストの要件と結果、予防接種証明書の承認、デジタルヘルスアプリケーションの相互運用性と相互承認を含め、パンデミック後の回復と貿易の流れを促進するためのさらなる協力の妥当性を認識する。

21. 我々は、強靭性を構築し、現在及び将来のパンデミックに対応する上での世界的な食料安全保障の重要性を強調する。我々は、COVID-19 パンデミックが発展途上国加盟国、特に純食料輸入の発展途上加盟国及び LDCs の食料安全保障に特に悪影響を及ぼしていることを認識する。

22. 供給や価格の問題など、COVID-19 パンデミックによって悪化した食料安全保障関連の問題は多面的であり、それらに対処するための包括的なアプローチが必要である。

23. 我々は、WTO 規則が COVID-19 パンデミックの際に加盟国をどのように支援してきたか、及び将来のパンデミックにおける加盟国の役割を理解することの重要性を強調する。我々は、国際収支、開発、輸出制限、食料安全保障、知的財産、規制協力、サービス、関税分類、技術移転、貿易円滑化、透明性を含む、将来のパンデミックの場合に効果的な解決策を迅速な方法で構築するために、COVID-19 パンデミック中に学んだすべての教訓と経験した課題を見直し、構築する必要性を確認する。

24. 関連する WTO 機関は、その権限の範囲内で、締約国からの提案に基づいて、COVID-19 パンデミック中に学んだ教訓と経験した課題を分析するために、できるだけ早く作業を継続又は開始する。2024 年末まで、この宣言に基づく WTO 機関による作業について、関連機関の報告に基づいて、毎年一般理事会で棚卸が行われる。

25. 議論と焦点の領域には、パラグラフ 23 に規定されたトピック、及び COVID-19 パンデミック中のさまざまな経験を反映して締約国によって提起されたその他のトピックが含まれるが、これらに限定されない。

26. 我々は、一般理事会が、パンデミックの文脈における協力と対話の強化を促進するために、必要に応じて会合が招集される可能性があることに留意する。

27. 我々はまた、他の国際機関との協力を含め、WTO 事務局が行っている作業に留意する。これには、COVID-19 パンデミックに関連するワクチン、治療薬、診断薬、及びその他の必須の医療品やサービスの取引に関する、需要と供給のマッピングを含む

分析が含まれる。

28. 我々はさらに、WHO やその他の国際機関とともに行われる、需要と供給の迅速なマッチング、製造能力と需要のマッピング、需要を満たすためのマッチメイキングなどの活動、COVID-19 及び将来のパンデミックに効果的に対応するために不可欠な商品及びサービスに関連する要求及び相互承認の規範を含む、国際的なパンデミック対応に取り組む WTO の重要性に留意する。

29. 本閣僚宣言が WTO 加盟国の権利・義務を変えるものではなく、また、発展途上国のサブカテゴリーを作成するものではない。

2. 第 12 回 WTO 閣僚会議（2022 年 6 月）以降の動き

（1）「パラ 8 に関する議論」

2022 年 12 月 6 日、米国通商代表（United States Trade Representative (USTR)）は、「5 か月間、米国通商代表は議会、政府の専門家、利害関係者、多国間機関、WTO 加盟国と協議を行い、様々な問題について疑問が残る。追加の時間と、米国国際貿易委員会（United States International Trade Commission (USITC)）からの情報を組み合わせることで、閣僚決定を COVID-19 の治療薬と診断薬にまで拡大することで医療へのアクセスが増加するか否かについて、世界がより多くの情報に基づいた決定を下すことができる。」と発表し、TRIPS に関する閣僚決定の期限延長を支持し、COVID-19 の診断と治療に関するより多くのデータを提供するように USITC に要請したことを表明した⁴。2022 年 12 月 16 日、USTR は USITC に対して、COVID-19 診断／治療に関する調査を 2023 年 10 月 17 日までに提出するように要求した⁵。

2023 年 10 月 17 日、USITC は、COVID-19 診断薬及び治療薬と、TRIPS 協定に基づく特定の柔軟性などに関する報告書を発表した^{6 7}。

報告書の Executive Summary に記載されている Highlights of this Report の仮訳を以下に示す。

TRIPS 協定は知的財産権の保護と執行に関する最低基準を定めている。TRIPS 協定には柔軟性も含まれている。2022 年の閣僚決定がどの程度まで柔軟性を拡大するのか、また、

⁴ U.S. to Support Extension of Deadline on WTO TRIPS Ministerial Decision; Requests USITC Investigation to Provide More Data on COVID-19 Diagnostics and Therapeutics (December 6, 2022) (Office of the United States Trade Representative ウェブサイト)

<https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2022/december/us-support-extension-deadline-wto-trips-ministerial-decision-requests-usitc-investigation-provide-0> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁵ Ambassador Tai Requests USITC Investigation of COVID-19 Diagnostics and Therapeutics (December 16, 2022) (Office of the United States Trade Representative ウェブサイト)

<https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2022/december/ambassador-tai-requests-usitc-investigation-covid-19-diagnostics-and-therapeutics> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁶ COVID-19 Diagnostics and Therapeutics: Supply, Demand, and TRIPS Agreement Flexibilities, Corrected December 2023, October 2023, Publication Number: 5469, Investigation Number: 332-596 (United States International Trade Commission)

<https://www.usitc.gov/publications/332/pub5469.pdf> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁷ USITC RELEASES REPORT ON COVID-19 DIAGNOSTICS AND THERAPEUTICS AND FLEXIBILITIES UNDER THE TRIPS AGREEMENT (October 17, 2023) (USITC ウェブサイト)

https://www.usitc.gov/press_room/news_release/2023/er1017_64434.htm [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

この決定を COVID-19 の診断薬と治療薬に拡大すべきかどうかについては、USITC に意見を提供した人々の間でも意見が分かれた。

COVID-19 に関連する「診断薬」及び「治療薬」という用語がどのような製品をカバーするのか、また、特許がカバーする関連する COVID-19 診断薬及び治療薬とはどのようなものかを確定することは複雑であり、解釈の余地がある。医療分野における「診断薬」と「治療薬」の定義に基づけば、COVID-19 診断薬は COVID-19 を診断するため、又は患者が COVID-19 の治療にどのように反応するかを同定するために使用される医薬品であり、COVID-19 治療薬は COVID-19 を治療するために使用される医薬品である。COVID-19 診断薬と治療薬は、特許でカバーされているか開発中であり、これらの定義に当てはまるものは広範で多様である。関連する COVID-19 診断薬と治療薬を特定するために、製品が特許で保護されているかどうか、製品が COVID-19 を指向しているかどうか（ウイルス指向性かどうか）、製品が規制当局の承認又は認可を受けているかどうかなど、個別又は組み合わせで適用できるさまざまなパラメータがあるが、それぞれの適用には独自の課題が伴う。

COVID-19 診断薬と治療薬の開発と商業化は、極めて限られた時間内に行われた。診断薬と治療薬の製造には複数の段階があり、それぞれに細心の注意と厳格な品質管理が要求される。診断薬と治療薬の 2 つの分野は、異なる生産者、投入物、ノウハウなどで構成されている。一般的に、COVID-19 診断薬は COVID-19 治療薬よりも早く市場に出すことができ、低分子医薬品の世界的な知識と製造基盤は生物製剤よりも大きい。ウイルス指向性 COVID-19 診断薬と治療薬の研究開発は主に高所得国（HICs）で行われたが、診断薬と治療薬の製造は低所得国（LICs）を除くすべての所得レベルの国で行われた。2023 年夏の時点で、COVID-19 診断薬の製造業者数は中国（高中所得国：UMIC）が 247 社で最も多く、治療薬の製造業者数はインド（低中所得国：LMIC）が 56 社で最も多かったと報告されている。しかし、COVID-19 診断薬や治療薬の生産がどの程度開始されたのか、あるいは現在も進行中なのかを確認することは困難である。

COVID-19 治療薬に関連する知的財産へのアクセスを提供するための自主的ライセンスと、COVID-19 治療薬及びその他の特許医薬品へのアクセスを提供するための強制実施権の使用には、さまざまな利点と課題がある。COVID-19 診断薬に関連する知的財産へのアクセスには、通常、自主的ライセンス及び強制実施権は使用されなかった。自主的ライセンスは、LICs、LMICs、一部の UMICs で COVID-19 治療薬を割引価格で販売するために使用された重要なメカニズムであったが、多くの UMICs は自主的ライセンスの対象から除外されている。自主的ライセンスはまた、技術移転と知識共有のメカニズムを提供し、より安価なライセンス製品の製造と規制当局による承認を支援した。強制実施権は、少数の国々が特定の COVID-19 治療薬に関連する知的財産にアクセスするために利用してきた。強制実施権を利用する国にとって一般的に挙げられる主な利点は、コストの削減とアクセスの改善である。また、強制実施権のもう一つの主なメリットは、自主的ライセンスの交渉に有利に働くことであると言われている。一方、主なデメリットとしては、知識を共有するための基盤が提供されないことが挙げられる。

COVID-19 の診断薬と治療薬に対する世界的な需要を満たす物資の供給可能性は、パンデミックの間中、動き続ける目標であった。これらの医薬品に対する需要の見積もりや計算は、市場の需要なのかニーズなのかによって異なる。感染率が急上昇した 2021 年初頭には、メーカーが生産規模を拡大し、規制当局が承認を与える前であったため、アクセスは

制限され、一部の HIC でしか入手できなかった。2021 年中に、より多くの製品が調達可能になった。2022 年初頭までに、ワクチン接種率が上昇し自然免疫が強化されたため、COVID-19 による感染率と死亡者数は着実に減少した。

2023 年 5 月初旬に、WHO は COVID-19 を国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態⁸とはしないと宣言した。現在、一部の国では市場の需要が減退し、いくつかの製造業者は規制当局の承認を追求しなくなり、生産を完全に停止している。

COVID-19 診断薬や治療薬へのアクセスや入手可能性という点では、異なる所得グループの国々の間に大きな格差がある。政府調達の約 80% が HICs、14% が UMICs、5% が LMICs であった。LICs は、多国間機関を通じて製品を入手することはできたが、政府による購入はなかった。COVID-19 診断薬や治療薬を入手する能力における国ごとの大きな格差は、知的財産へのアクセス、価格と購入可能な価格、規制当局の承認、医療インフラ、政府の医療優先事項など、複数の要因の結果である。入手可能性と需要に影響を与えるこれらの各要因やその他の要因の重要性は国によって大きく異なるが、高価格と価格の透明性の欠如は、アクセスを求める多くの国にとって不利に働くようである。特許保護、強制実施権、医薬品特許プール（Medicines Patent Pool : MPP）の効果に関する学術的な文献は限られており、さらなる研究が必要である。利用可能な証拠から、特許保護は一般的に、先進国にとっては保健分野のイノベーションに有益であり、発展途上国にとってはそうではないことが分かっている。特許保護は医薬品価格の上昇を招き、医薬品へのアクセスを低下させることがしばしば判明しているが、特許保護は、医薬品の国際貿易の流れの増加や、市場における医薬品の上市の迅速化など、医薬品へのアクセスの改善に役立つ、いくつかの相殺効果をもたらすこともある。研究者たちは、強制実施権や MPP が、ジェネリック医薬品の増加や価格の低下、医薬品へのアクセスの増加と関係していることを見出している。強制実施権や MPP と、COVID-19 診断薬や治療薬へのアクセスとの関係については、まだ研究されていない。

そして、2024 年 2 月 13 日に開催された TRIPS 理事会公式会合において、「理事会は、TRIPS 協定に関する MC12 決定パラグラフ 8 に関する事実と証拠に基づく議論を支援するために加盟国が多大な努力を行ったことを認識する。こうした努力にもかかわらず合意に達することはできなかった。」という記載を含む、一般理事会への報告書案（IP/C/100）⁹が採択され、同月開催の一般理事会において、当該報告書に基づく報告が TRIPS 理事会議長よりなされた¹⁰。

その後、2024 年 2 月 26 日から 3 月 2 日にかけて、アブダビで第 13 回 WTO 閣僚会議（MC13）が開催されたが、パラ 8 に関する議論は行われず、閣僚宣言（WT/MIN (24) /DEC）

⁸ 「第 1 章第 2 節 3.WHO における国際保健規則（IHR: International Health Regulation）改正」を参照

⁹ PARAGRAPH 8 OF THE MINISTERIAL DECISION ON THE TRIPS AGREEMENT ADOPTED ON 17 JUNE 2022, IP/C/100 (WTO, 13 February 2024)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/IP/C/100.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁰ TRIPS Council finalizes preparations for MC13, 13 February 2024 (WTO ウェブサイト)
https://www.wto.org/english/news_e/news24_e/trip_13feb24_e.htm [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹¹においても特段触れられることはなかった。

この第 13 回 WTO 閣僚会議の終了にあたり、国際製薬団体連合会（International Federation of Pharmaceutical Manufacturers and Associations : IFPMA）の David Reddy 事務局長は、以下のように述べた¹²。

長時間にわたる議論の末、アブダビ閣僚会議の WTO 加盟国は、COVID-19 ワクチンを対象とする TRIPS 特例措置を治療薬や診断薬に拡大適用することには合意しなかった。知的財産は医薬品やワクチンの開発に不可欠なものであり、企業が自信を持って取り組むことを可能にし、これまでに 177 件以上の自主的な協力関係を構築してきた。その中には、新型コロナウイルス治療薬に関する技術移転イニシアチブも含まれている。我々は、WTO 加盟国が輸出規制の撤廃、貿易円滑化の推進、規制の収束など、包括的な貿易と健康に関するアジェンダに焦点を当てることを奨励する。

2024 年 3 月 4 日、USCIB（United States Council for International Business）は、米国産業にとっての 2 つの重要な目標、すなわち電子送信に関する関税の一時停止の 2 年延長と、COVID-19 の診断及び治療薬に関する知的財産保護の放棄の試みの拒否という、アブダビで開催された第 13 回 WTO 閣僚会議の成果を歓迎する旨、公表した¹³。

（2）COVID-19 パンデミックへの WTO の対応と将来のパンデミックへの備えに関する閣僚宣言に関する議論

第 12 回 WTO 閣僚会議での「COVID-19 パンデミックへの WTO の対応と将来のパンデミックへの備えに関する閣僚宣言」に関連して、2024 年 3 月 2 日にアブダビで開催された第 13 回 WTO 閣僚会議で採択された閣僚宣言（アブダビ閣僚宣言）¹⁴では、パラグラフ 22 として、以下の内容（仮訳）が盛り込まれた。

22. 我々は、MC12 における「COVID-19 パンデミックへの WTO の対応と将来のパンデミックへの備え」に関する宣言を想起し、文書 WT/MIN(24)/8 の一般理事会報告書に反映されているとおり、関連する WTO 理事会及び委員会で行われた作業に留意する。我々は、加盟国の提出資料に基づき、宣言で指示されたとおり、関連する WTO 機関が、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のパンデミック中に得られたすべての教訓と経験した課題を検証し、将来のパンデミックに備えた効果的な解決策を迅速に構築するための作業を継続することを奨励する。また、世界保健機関（WHO）及び世界

¹¹ ABU DHABI MINISTERIAL DECLARATION, WT/MIN(24)/DEC (WTO, March 4, 2024)

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/MIN24/DEC.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹² IFPMA Statement at the closing of the WTO Ministerial Conference in Abu Dhabi, 1 March 2024 (IFPMA ウェブサイト)

<https://www.ifpma.org/news/ifpma-statement-at-the-closing-of-the-wto-ministerial-conference-in-abu-dhabi/> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹³ The 13th WTO Ministerial Conference Falls Short But Delivers Some Wins for Industry, Published on March 5, 2024 (USCIB ウェブサイト)

<https://uscib.org/category/communication-department/uscib-in-the-news/page/6/> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁴ ABU DHABI MINISTERIAL DECLARATION ADOPTED ON 2 MARCH 2024, WT/MIN(24)/DEC (WTO, March 4, 2024)

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/MIN24/DEC.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

知的所有権機関（WIPO）との三者間協力や、他の関連する国際機関との協力などを通じて、データ、分析、技術協力によりこの作業を支援する世界貿易機関（WTO）事務局の取り組みに留意し、今後も適宜、この取り組みを継続するよう奨励する。

また、前述したように、2022年6月17日、第12回WTO閣僚会議において行われた「COVID-19パンデミックへのWTOの対応と将来のパンデミックへの備えに関する閣僚宣言」では、パラグラフ24として、以下の内容が記載されている。

24. 関連するWTO機関は、その権限の範囲内で、締約国からの提案に基づいて、COVID-19パンデミック中に学んだ教訓と経験した課題を分析するために、できるだけ早く作業を継続又は開始する。2024年末まで、この宣言に基づくWTO機関による作業について、関連機関の報告に基づいて、毎年一般理事会で棚卸が行われる。

2025年3月20日から21日にかけて開催されたTRIPS理事会で、WTOのウェブサイトですぐ入手可能なWTOの取りまとめ文書であり、パンデミックに対応して講じられた知的財産関連措置の概要を非網羅的に示している「COVID-19:貿易関連の知的財産権に関する措置¹⁵⁾」について、新たな措置や修正等があれば更新するように、議長が各国に促した。さらに、上記「閣僚宣言パラグラフ24」について議論が継続され、パンデミックへの備えと、知的財産の懸念に対処する上でのWTOの役割に、議論が集中した¹⁶⁾。

2025年6月26日から27日にかけて開催されたTRIPS理事会で、議長は、①加盟国によるCOVID-19パンデミック下における知的財産関連の国内措置に関して、WTOウェブサイトで公開されている「COVID-19:貿易関連の知的財産権に関する措置」の資料、及び、②2022年6月17日、第12回WTO閣僚会議において行われた、TRIPS協定に関する閣僚決定¹⁷⁾パラグラフ5に基づく通報に関して、以下のように言及した¹⁸⁾。

① 「COVID-19:貿易関連の知的財産権に関する措置」の資料には、事務局が公式情報源から収集し、関係加盟国によって確認された、COVID-19に関連して講じられた知的財産関連の措置の非網羅的リストが掲載されており、以前よりリストに掲載すべき措置、ならびにそれらの措置の更新情報又は失効・適用終了に関する情報を事務局に通知するよう加盟国に促してきた。しかしながら、こうした更新の必要性はかなり長い間生じておらず、

¹⁵⁾ COVID-19: Measures regarding trade-related intellectual property rights (WTO ウェブサイト)

https://www.wto.org/english/tratop_e/covid19_e/trade_related_ip_measure_e.htm [最終アクセス日: 2026年3月6日]

¹⁶⁾ Members continue TRIPS implementation review discussion, address IP notification obligations, 21 March 2025 (WTO ウェブサイト)

https://www.wto.org/english/news_e/news25_e/trip_21mar25_e.htm [最終アクセス日: 2026年3月6日]

¹⁷⁾ MINISTERIAL DECISION ON THE TRIPS AGREEMENT ADOPTED ON 17 JUNE 2022, WT/MIN(22)/30, WT/L/1141 (WTO, June 22, 2022)

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/MIN22/30.pdf&Open=True> [最終アクセス日: 2026年3月6日]

¹⁸⁾ MINUTES OF MEETING HELD IN THE CENTRE WILLIAM RAPPARD ON 26-27 JUNE 2025, IP/C/M/114 (WTO, July 30, 2025)

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/IP/C/M114.pdf&Open=True> [最終アクセス日: 2026年3月6日]

現在ではリストは主に歴史的意義を持つものとなっており、最近の理事会会合においても、加盟国代表団からリストに関する発言はなかった。こうした状況を踏まえ、ウェブページ上のリストを文書として回覧することを提案する。この文書は、加盟国が COVID-19 パンデミック期間中に実施した国内措置の記録として保管され、将来の緊急事態における有用な参照資料となり得るが、今後本議題項目においてリストが正式に言及されることはない。

② 2022年6月17日、第12回WTO閣僚会議において行われた TRIPS 協定に関する閣僚決定パラグラフ5に基づく通報の規定により、加盟国は「決定の実施に関連する措置（認可の付与を含む）を採択後、可能な限り速やかに TRIPS 理事会に通報すること」が求められている。これまでに、上記における法令・規制の通知で既にカバーされていない範囲において、TRIPS 理事会がその最新情報を提供する旨が合意されていたが、議長は、現時点でパラグラフ5に基づく連絡は一切受領されていないことを指摘した。

以下は、2022年6月17日、第12回WTO閣僚会議において行われた TRIPS 協定に関する閣僚決定パラグラフ5の仮訳である。

5. 透明性の観点から、措置の採択後できるだけ速やかに、加盟国は、本決定の実施に関連するあらゆる措置（認可の付与を含む）について、TRIPS 理事会に通知するものとする。

更に同 TRIPS 理事会において、これまでに受領した以下の2件の提出文書に基づき、次回の TRIPS 理事会で議論が継続されることが合意され¹⁹、2025年11月の TRIPS 理事会において、これらの文書を参照しつつ、知的財産権及びパンデミック対策に関する意見及び情報の交換が継続された²⁰。これは、アブダビ閣僚宣言により再確認された「COVID-19 パンデミックへの WTO 対応及び将来のパンデミックへの備えに関する宣言」パラグラフ24に基づき、TRIPS 理事会は加盟国からの提案を含む、COVID-19 パンデミック期間中に得られた教訓及び経験した課題の分析作業を継続又は開始することが義務付けられていることによるものである。

①「知的財産、自発的ライセンス供与及び技術移転」（文書 IP/C/W/704/Rev.1²¹）：2023年10月2日に英国により配布された。概要は以下のとおりである。

パンデミック対応における重要な成果の1つは、製薬企業とジェネリック医薬品メーカーの間で、COVID-19 関連医療製品及び技術に関する数多くの新たな自発的ライセンス供与及び／又は技術移転パートナーシップが確立されたことであり、これらのパートナーシップ形成に影響を与えその基盤となる要因を検討すること、並びに、加盟国が、医

¹⁹ MINUTES OF MEETING HELD IN THE CENTRE WILLIAM RAPPARD ON 26-27 JUNE 2025, IP/C/M/114 (WTO, July 30, 2025)

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/IP/C/M114.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026年3月6日]

²⁰ TRIPS Council explores technology transfer, pandemic preparedness, digital infrastructure, 10 and 11 November 2025 (WTO ウェブサイト)

https://www.wto.org/english/news_e/news25_e/trip_10nov25_202_e.htm [最終アクセス日：2026年3月6日]

²¹ INTELLECTUAL PROPERTY, VOLUNTARY LICENSING AND TECHNOLOGY TRANSFER COMMUNICATION FROM THE UNITED KINGDOM, IP/C/W/704/Rev.1, WT/WGT/TT/W/35 (WTO, October 2, 2023)

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/IP/C/W704R1.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026年3月6日]

療製品・技術への衡平なアクセス実現に向けたさらなる一歩として、より多くのパートナーシップを構築する方法に関する経験を共有することは、大きな意義がある。加盟国は共に、体系的に集合的な経験を検証し、今後の取り組みの方向性を示すべきである。第1段階として、加盟国は、TRIPS 理事会において議論を前進させる可能性のある、知的財産権と自発的ライセンス供与及び／又は技術移転との関連性に関するどのような経験が提供できるかを検討すべきである。この目的を達成するため、英国は TRIPS 理事会の議題項目「知的財産権と COVID-19」を「パンデミック対策」を含むように拡大する提案を支持する。

②「発展のための TRIPS : MC13 後の TRIPS 関連課題に関する作業」(文書 IP/C/W/708²²) : バングラデシュ、コロンビア、エジプト、インドにより 2024 年 3 月 8 日に配布された。概要は以下のとおりである。

TRIPS 理事会に対し、TRIPS 協定、2001 年の TRIPS 協定と公衆衛生に関するドーハ宣言、及び 2022 年の TRIPS 協定に関する閣僚決定を検討し、パンデミックを含む健康上の緊急事態の文脈における後発開発途上国を含む開発途上国の懸念に対処することを目的として、COVID-19 の経験から得られた教訓を見直し、それを基に構築するよう要請する。この作業を行うにあたり、TRIPS 理事会は、TRIPS 協定第 7 条及び第 8 条に定められた目的及び原則に則り、発展的側面を十分に考慮し、進捗状況(勧告を含む)に関する報告書を第 14 回閣僚会議において閣僚に提出するものとする。

第 2 節 WHO の動向

1. WHO 総会 (第 73 回以降)

2020 年 5 月 18 日から 19 日に開催された第 73 回 WHO 総会²³では、米中対立を受けて WHO の対応を巡る検証に注目が集まったが、今後のワクチン開発と供給に影響を与えうる重要な指針が示されたと指摘されている。総会では COVID-19 の制圧に必要な技術知識や製品、それらを構成する部分品や必要な設備への衡平かつ手頃な価格でのアクセスを確保するためその障害を取り除くことに向けて国際協調を目指す決議が採択された²⁴。利害関係者には治療薬やワクチンの適時かつ手頃な価格でのアクセスを確保するため、既存のпатентプール²⁵を活用し自発的な共有やライセンスを呼び掛けている。さらに同決議の中では、こうした方針が、医薬品の特許保護を定めた TRIPS 協定とその柔軟性規定とされる 2001 年「TRIPS 協定と公衆衛生に関する特別宣言(ドーハ宣言)」の考え方と整合性を持つことが記されている。

²² TRIPS FOR DEVELOPMENT: POST MC13 WORK ON TRIPS-RELATED ISSUES COMMUNICATION FROM BANGLADESH, COLOMBIA, EGYPT AND INDIA, WT/GC/W/925, IP/C/W/708 (WTO, March 8, 2024) <https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/GC/W925.pdf&Open=True> [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

²³ 第 73 回 WHO 総会結果(概要)(日本国厚生労働省ウェブサイト) <https://www.mhlw.go.jp/bunya/kokusaigyomu/who/2020/05/0518-1.html> [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

²⁴ WHA73 (WHO ウェブサイト) https://apps.who.int/gb/e/e_wha73.html [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

²⁵ Medicines Patent Pool ウェブサイト <https://medicinespatentpool.org/> [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

その後、2021年4月16日にWHOはmRNAに基づく技術の共有を促進するスキームとして「mRNA ワクチン技術移転ハブ」を設立した²⁶。

また、近年、自国での医薬品を生産可能とすることについてWHOの支援を求める加盟国の声が高まっており、また、COVID-19のパンデミックによってmRNA技術のような革新的で効果の高い医療製品を含め、世界のあらゆる地域で質の高い製造能力を強化することの緊急性が高まったことから、2021年5月24日から31日に開催された第74回WHO総会では、「医薬品の自国生産化と保健技術の普及」も決議された²⁷。その後、WHOとCOVAXパートナーは、南アフリカの共同事業体と協力して、初のCOVID mRNA ワクチン技術移転の拠点を設定することがアナウンスされた²⁸。当該ワクチン技術移転に関する技術は、特許保護のないものであるため、又は、実施許諾により、及び／又は権利行使を行わない宣言により実施に支障がないことをMedicines Patent Pool (MPP) が2021年11月16日にアナウンスしていた²⁹。その後、2022年2月3日、南アフリカの共同事業体のひとつとして、Afrigen社がMPPとCOVID-19 mRNA ワクチン技術移転ハブを設立するための契約を締結した³⁰。

また、2021年5月24日から31日に開催された第74回WHO総会³¹では、加盟194か国は、2021年11月29日に始まる特別セッションでパンデミックに関する新しい国際条約について議論するという決定を採択した³²。

2021年11月29日から12月1日に第2回WHO特別総会³³が開催され、WHO加盟国は感染症への対応力を高めるためのパンデミック協定創設の議論を始めることを決定した。

²⁶ Establishment of a COVID-19 mRNA vaccine technology transfer hub to scale up global manufacturing, 16 April 2021 (WHO ウェブサイト)

<https://www.who.int/news-room/articles-detail/establishment-of-a-covid-19-mrna-vaccine-technology-transfer-hub-to-scale-up-global-manufacturing> [最終アクセス日：2026年3月6日]

²⁷ Update from the Seventy-fourth World Health Assembly – 29 May 2021, 29 May 2021 (WHO ウェブサイト)

<https://www.who.int/news/item/29-05-2021-update-from-the-seventy-fourth-world-health-assembly-29-may-2021> [最終アクセス日：2026年3月6日]

²⁸ WHO supporting South African consortium to establish first COVID mRNA vaccine technology transfer hub, 21 June 2021 (WHO ウェブサイト)

<https://www.who.int/news/item/21-06-2021-who-supporting-south-african-consortium-to-establish-first-covid-mrna-vaccine-technology-transfer-hub> [最終アクセス日：2026年3月6日]

²⁹ MPP position statement on patents with regards to the mRNA vaccine technology transfer hub, 16 November 2021 (MPP ウェブサイト)

<https://medicinespatentpool.org/news-publications-post/mpp-position-statement-on-patents-with-regards-to-the-mrna-vaccine-technology-transfer-hub/> [最終アクセス日：2026年3月6日]

³⁰ Afrigen signs grant agreement with MPP to establish a technology transfer hub for COVID-19 mRNA vaccines, 3 February 2022 (MPP ウェブサイト)

<https://medicinespatentpool.org/news-publications-post/afrigen-signs-grant-agreement-with-mpp-to-establish-a-technology-transfer-hub-for-covid-19-mrna-vaccines> [最終アクセス日：2026年3月6日]

³¹ 第74回WHO総会結果（概要）（日本国厚生労働省ウェブサイト）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/topics/tp210607-01_00003.html [最終アクセス日：2026年3月6日]

³² An international treaty on pandemic prevention and preparedness (European Council ウェブサイト)

https://health.ec.europa.eu/internationalcooperation/global-health/international-agreement-pandemic-prevention-preparedness-and-response_en [最終アクセス日：2026年3月6日]

³³ 第2回WHO特別総会結果（概要）（日本国厚生労働省ウェブサイト）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kokusai/tp210607-01_00005.html [最終アクセス日：2026年3月6日]

ジュネーブで開催された特別総会で加盟 194 か国が合意し、条約にとどまらず、幅広く国際合意の可能性を探る。2022 年 3 月までに最初の会合を、2022 年 8 月までに 2 回目会合を開き、2023 年の WHO 総会で経過報告する。2024 年総会までに議論をまとめることを目標とした³⁴。

2022 年 5 月 22 日から 28 日に第 75 回 WHO 総会³⁵が開催され、新型コロナへの対応を踏まえて、IHR を部分改正するためのプロセスについて、2024 年 5 月の第 77 回 WHO 総会での改正案の採択に向け交渉を行うことが決定された（2022 年 5 月 24 日）³⁶が、2022 年 5 月 27 日に改正案の発効までの期間を 24 か月から 12 か月に短縮することが合意された³⁷。

2023 年 5 月 21 日から 30 日に第 76 回 WHO 総会³⁸が開催され、保健衛生の緊急事態に対する準備と対応の強化に向けた作業が続けられた。（公表された文書においては、パンデミック協定及び国際保健規則の議論は見られない。）

WHO の緊急事態担当事務局長は、緊急事態における WHO の継続的な活動に対する加盟国の支援と、WHO が継続するために必要なリソースを提供する必要性が認識されたことを評価した。事務局長は、WHO はパンデミックの予防、準備、対応のための様々なプロセスを調整する努力を続けると述べた。

2024 年 5 月 27 日から 6 月 1 日に第 77 回 WHO 総会³⁹が開催され、6 月 1 日の総会において、国際保健規則（2005 年）（IHR）に対する改正案パッケージに合意し、また、パンデミック協定に関する交渉を、遅くとも 1 年以内、可能であれば 2024 年末までに完了させるという具体的なコミットメントが示された⁴⁰。

2025 年 5 月 19 日から 27 日に第 78 回 WHO 総会が開催され、2025 年 5 月 19 日の世界保

³⁴ 世界保健総会：パンデミックの世界協定にむけプロセスを開始 2021 年 12 月 6 日（公益社団法人 日本 WHO 協会ウェブサイト）

<https://japan-who.or.jp/news-releases/2112-9/> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

³⁵ 第 75 回 WHO 総会結果（概要）（日本国厚生労働省ウェブサイト）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kokusai/tp210607-01_00002.html [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

³⁶ Seventy-fifth World Health Assembly – Daily update: 24 May 2022（WHO ウェブサイト）

<https://www.who.int/news/item/24-05-2022-daily-update---24-may-2022> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

³⁷ Seventy-fifth World Health Assembly – Daily update: 27 May 2022（WHO ウェブサイト）

<https://www.who.int/news/item/27-05-2022-seventy-fifth-world-health-assembly---daily-update--27-may-2022> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

³⁸ Seventy-sixth World Health Assembly – Daily update: 24 May 2023（WHO ウェブサイト）

<https://www.who.int/news/item/24-05-2023-seventy-sixth-world-health-assembly---daily-update--24-may-2023> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

³⁹ Seventy-seventh World Health Assembly #WHA77（WHO ウェブサイト）

<https://www.who.int/about/governance/world-health-assembly/seventy-seventh> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁴⁰ Seventy-seventh World Health Assembly – Daily update: 1 June 2024（WHO ウェブサイト）

<https://www.who.int/news/item/01-06-2024-seventy-seventh-world-health-assembly---daily-update--1-june-2024> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

健総会委員会でパンデミック協定の採択を求める決議⁴¹が承認されたことを受け⁴²、5月20日の総会において、パンデミック協定が採択された⁴³ ⁴⁴。このパンデミック協定に関する決議⁴⁵は、同協定の実施に向けた準備措置を定めている。これには、政府間作業部会 (IGWG) を通じて、病原体アクセスと利益配分 (PABS) システムの文書の作成と交渉を開始するプロセスが盛り込まれている。このプロセスの結果は、2026年のWHO総会で検討される。WHO総会がPABS附属書を採択すると、パンデミック協定は署名及び批准の検討(国家立法機関を含む)の対象となり、60か国の批准が達成されると、協定は発効する。

2. WHOにおけるパンデミック協定の検討

上述したように、2021年5月31日のWHO総会で、WHOの加盟194か国は、2021年11月29日に始まる特別セッションでパンデミックに関する新しい国際条約について議論するという決定を採択した⁴⁶。

2022年3月14日から15日に、パンデミックの予防、準備、対応に関するWHO条約、協定、その他の国際文書の起草と交渉のための政府間交渉機関 (Intergovernmental Negotiating Body : INB) の初会合が開催された⁴⁷。

2023年2月27日から始まる第4回目のINB会議前の2023年2月1日にゼロドラフトが公開された⁴⁸。ゼロドラフトのArticle 7-4において、パンデミック時に加盟国は、(a) 手頃な価格のパンデミック関連製品の入手可能性と妥当性を高めるために必要な範囲で、パンデミック中にパンデミック関連製品の製造を加速又は拡大できる、期限付の知的財産権放棄のための適切な措置を講じること；(b) TRIPS協定の柔軟性 (TRIPS協定第27条、第30条、第31条、第31条の2、公衆衛生に関するドーハ宣言) を最大限に活用すること、(c) パンデミック関連製品の生産技術に関連する特許権の権利者に対し、当該技術のパン

⁴¹ Outcome of informal consultations of Member States Draft resolution on the WHO Pandemic Agreement, A/78/10 Add.1 (WHO, Seventy-eighth World Health Assembly, 15 May 2025)

https://apps.who.int/gb/ebwha/pdf_files/WHA78/A78_10Add1-en.pdf [最終アクセス日：2026年3月6日]

⁴² Member States approve WHO Pandemic Agreement in World Health Assembly Committee, paving way for its formal adoption, 19 May 2025 (WHO ウェブサイト)

<https://www.who.int/news/item/19-05-2025-member-states-approve-who-pandemic-agreement-in-world-health-assembly-committee--paving-way-for-its-formal-adoption> [最終アクセス日：2026年3月6日]

⁴³ World Health Assembly adopts historic Pandemic Agreement to make the world more equitable and safer from future pandemics, 20 May 2025 (WHO ウェブサイト)

<https://www.who.int/news/item/20-05-2025-world-health-assembly-adopts-historic-pandemic-agreement-to-make-the-world-more-equitable-and-safer-from-future-pandemics> [最終アクセス日：2026年3月6日]

⁴⁴ WHO パンデミック協定 (仮称) (日本国外務省ウェブサイト)

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ghp/page23_004456.html [最終アクセス日：2026年3月6日]

⁴⁵ Outcome of informal consultations of Member States Draft resolution on the WHO Pandemic Agreement, A/78/10 Add.1 (WHO, Seventy-eighth World Health Assembly, 15 May 2025)

https://apps.who.int/gb/ebwha/pdf_files/WHA78/A78_10Add1-en.pdf [最終アクセス日：2026年3月6日]

⁴⁶ An international treaty on pandemic prevention and preparedness (European Council ウェブサイト)

https://health.ec.europa.eu/internationalcooperation/global-health/international-agreement-pandemic-prevention-preparedness-and-response_en [最終アクセス日：2026年3月6日]

⁴⁷ パンデミック対策:政府間交渉機関が初会合 2022年3月16日 (公益社団法人 日本WHO協会ウェブサイト)

<https://japan-who.or.jp/news-releases/2203-32/> [最終アクセス日：2026年3月6日]

⁴⁸ Zero draft of the WHO CA+ for the consideration of the Intergovernmental Negotiating Body at its fourth meeting, A/INB/4/3, 1 February 2023 (WHO ウェブサイト)

https://apps.who.int/gb/inb/pdf_files/inb4/A_INB4_3-en.pdf [最終アクセス日：2026年3月6日]

デミック期間中の発展途上国の製造業者による使用に対する実施料の支払いを放棄するか、適切に管理することを奨励すること、及び必要に応じて、パンデミック関連製品開発のための公的資金受領者に、そのように要求すること；及び (d) 製造業者を含むすべての研究開発機関、特に多額の公的資金を受領した機関に対し、パンデミック関連製品の生産のために当該機関の技術を継続して使用することに対する実施料を放棄するか、適切に管理することを奨励すること、を規定する条文案が示された。

Article 7. Access to technology: promoting sustainable and equitably distributed production and transfer of technology and know-how

(略)

4. In the event of a pandemic, the Parties:

(a) will take appropriate measures to support time-bound waivers of intellectual property rights that can accelerate or scale up manufacturing of pandemic-related products during a pandemic, to the extent necessary to increase the availability and adequacy of affordable pandemic-related products;

(b) will apply the full use of the flexibilities provided in the TRIPS Agreement, including those recognized in the Doha Declaration on the TRIPS Agreement and Public Health of 2001 and in Articles 27, 30 (including the research exception and “Bolar” provision), 31 and 31bis of the TRIPS Agreement;

(c) shall encourage all holders of patents related to the production of pandemic-related products to waive, or manage as appropriate, payment of royalties by developing country manufacturers on the use, during the pandemic, of their technology for production of pandemic-related products, and shall require, as appropriate, those that have received public financing for the development of pandemic-related products to do so; and

(d) shall encourage all research and development institutes, including manufacturers, in particular those receiving significant public financing, to waive, or manage as appropriate, royalties on the continued use of their technology for production of pandemic-related products.

第4回 INB 会議において米国国務省は、「ゼロドラフトは、予防と準備を犠牲にした対応に偏っている。監視や警告など、IHR に含まれる実質的な要素との重複を避ける必要があるが、パンデミックの予防と準備に対処する最善の方法について議論する必要がある。これらの取組については相互に支援・補完するものでなければならない。」との声明を発行した⁴⁹。

また、IFPMA は、「現在の WHO INB ゼロドラフトには、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ、規制能力の構築、及び医療システムの強化の重要性など、一連の重要なポイントが盛り込まれている。」「しかし、ゼロドラフトの重要な要素が、医療対策の記録的なスピードでの開発と拡大にとって重要な革新的エコシステムと病原体への即時アクセスの

⁴⁹ Statement by Ambassador Pamela Hamamoto World Health Organization (WHO) Fourth Meeting of the Intergovernmental Negotiating Body (INB), February 27, 2023 (米国国務省ウェブサイト) <https://2021-2025.state.gov/statement-by-ambassador-hamamoto-who-fourth-meeting-of-the-inb/> [最終アクセス日：2026年3月6日]

両方を弱体化させることを深く懸念する。知的財産権の弱体化は、より良いパンデミック対応にはつながらず、パンデミック技術を開発する R&D エコシステムを弱体化させることになり、非生産的になる。」との声明を発行した⁵⁰。

2023年12月6日、第7回 INB 会合は、ジュネーブの WHO 本部で閉幕した。11月6日から10日と12月4日から6日の2回の会合で、各国政府は加盟国が任命した INB 事務局が提示したパンデミック協定の交渉文書案⁵¹のレビューを完了した。2023年12月6日時点のパンデミック協定の交渉文書案において、2023年2月1日に公開されたゼロドラフトの Article 7-4 に記載された (a) ~ (d) については、若干の修正が加えられ、それぞれ以下のように条文番号を変えて記載されていた。

【図表 1】

2023年2月1日 ゼロドラフト	2023年12月6日 交渉文書ドラフト
Article 7-4 (a)	Article 11-3 (a)
Article 7-4 (b)	Article 11-2 (c)
Article 7-4 (c)	Article 11-3 (b)
Article 7-4 (d)	Article 10-3 (a)

また、Article 11-3 (c) には、「パンデミック時には、各締約国は、パンデミックに対応するために必要な医薬品の適格な第三者による緊急の製造が、当該情報の非公開によって妨げられる場合には、TRIPS 協定第 39 条 2 項に基づき、自国の管轄区域内の製造業者に対し、適格な第三者の製造業者と非公開の情報を共有するよう奨励すること。」と規定されていた。

Article 10. Sustainable production

3. Each Party, in addition to the undertakings in paragraph 2 of this Article, shall:

(a) encourage research and development institutes and manufacturers, in particular those receiving significant public financing, to waive or manage, for a limited duration, royalties on the use of their technology for the production of pandemic-related products;

(略)

Article 11. Transfer of technology and know-how

(略)

2. The Parties shall:

(略)

(c) make use of the flexibilities provided in the Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights (TRIPS Agreement), including those recognized in the Doha

⁵⁰ Industry statement at fourth meeting of the Intergovernmental Negotiating Body (INB) for a WHO instrument on pandemic prevention, preparedness and response, 28 February 2023 (IFPMA ウェブサイト) <https://ifpma.org/news/ifpma-statement-at-inb4/> [最終アクセス日: 2026年3月6日]

⁵¹ Proposal for negotiating text of the WHO Pandemic Agreement, A/INB/7/3, 30 October 2023 (WHO ウェブサイト) https://apps.who.int/gb/inb/pdf_files/inb7/A_INB7_3-en.pdf [最終アクセス日: 2026年3月6日]

Declaration on the TRIPS Agreement and Public Health and in Articles 27, 30 (including the research exception and “Bolar” provision) , 31 and 31bis of the TRIPS Agreement, and fully respect the use thereof by others;

(略)

3. During pandemics, each Party shall, in addition to the undertakings in paragraph 2 of this Article:

(a) commit to agree upon, within the framework of relevant institutions, time-bound waivers of intellectual property rights to accelerate or scale up the manufacturing of pandemic-related products to the extent necessary to increase the availability and adequacy of affordable pandemic related products;

(b) encourage all holders of patents related to the production of pandemic-related products to waive or manage, as appropriate, for a limited duration, the payment of royalties by developing country manufacturers on the use, during the pandemic, of their technology for the production of pandemic-related products, and shall require, as appropriate, those that have received public financing for the development of pandemic-related products to do so; and

(c) encourage manufacturers within its jurisdiction to share undisclosed information, in accordance with paragraph 2 of Article 39 of the TRIPS Agreement, with qualified third-party manufacturers when the withholding of such information prevents or hinders urgent manufacture by qualified third parties of a pharmaceutical product that is necessary to respond to the pandemic.

(略)

2024年4月29日から5月10日、及び、5月20日から24日まで行われた、第9回 INB 会合の再開セッション⁵²では、協定草案⁵³をさらに洗練させることが合意された。5月24日時点の交渉文書ドラフト⁵⁴が、第77回 WHO 総会に提出され、2023年12月6日時点の交渉文書ドラフトの10条3項や11条2項、3項は、大きく修正された。

2024年6月1日に開催された第77回 WHO 総会では、INB が一定の進展を遂げ、提案されているパンデミック協定の多くの規定について、初期の合意に達したことが認識された。また、残りの要素については、さらなる作業が必要であることが確認された。そのうえで、その作業をできるだけ早期に完了させるために INB のマンデートを延長し、2025年の第78回 WHO 総会にその結果を提出することが決定された⁵⁵。

⁵² Governments agree to continue their steady progress on proposed pandemic agreement ahead of the World Health Assembly, 10 May 2024 (WHO ウェブサイト)

<https://www.who.int/news/item/10-05-2024-governments-agree-to-continue-their-steady-progress-on-proposed-pandemic-agreement-ahead-of-the-world-health-assembly> [最終アクセス日：2026年3月6日]

⁵³ Proposal for the WHO Pandemic Agreement, A/INB/9/3 Rev.1, 22 April 2024 (WHO ウェブサイト)

https://apps.who.int/gb/inb/pdf_files/inb9/A_inb9_3Rev1-en.pdf [最終アクセス日：2026年3月6日]

⁵⁴ Intergovernmental Negotiating Body to draft and negotiate a WHO convention, agreement or other international instrument on pandemic prevention, preparedness and response, A/77/10, 27 May 2024 (WHO ウェブサイト)

https://apps.who.int/gb/ebwha/pdf_files/WHA77/A77_10-en.pdf [最終アクセス日：2026年3月6日]

⁵⁵ Intergovernmental Negotiating Body, A/77/A/CONF./15, 1 June 2024 (WHO ウェブサイト)

https://apps.who.int/gb/ebwha/pdf_files/WHA77/A77_ACONF15-en.pdf [最終アクセス日：2026年3月6日]

2025年4月16日のINB会合⁵⁶で合意されたパンデミック協定案⁵⁷が、第78回WHO総会に提出された。2025年5月19日の世界保健総会委員会でパンデミック協定の採択を求める決議⁵⁸が承認され⁵⁹、2025年5月20日のWHO総会において、WHO憲章第19条に基づき、パンデミック協定案が採択された⁶⁰ ⁶¹。このパンデミック協定の採択を求める決議は、同協定の実施に向けた以下の準備措置を定めている。

- ・協定は、第12条に規定する附属書が採択された後、署名のため開放される（主文3）。
- ・政府間作業部会（Intergovernmental Working Group : IGWG）を設置する（主文9）。
- ・IGWGは、最優先事項として、協定第12条に規定する附属書について交渉し、第79回WHO総会に結果を提出する（主文9(1)）。
- ・IGWGは、附属書の作成後、協定の実施に向けた準備作業として、一定の事項（※）の検討を行う（主文9(1)、(2)）。

（※締約国会議の手続規則、協定第13条に規定するグローバル・サプライチェーン及び物流ネットワークの仕組み・機能、運営方法、協定第21.1条（第11.1(a)を含む）に規定する実施状況に関する報告の必要事項、頻度及び形式、協定第19条に規定する協定の有効な実施促進のためのメカニズム策定等）

- ・IGWGの初回会合は2025年7月15日までに開催し、作業計画の決定等を行う。IGWGは、第1回締約国会議の前にその任務を終了する（主文10）。
- ・WHOパンデミック協定第32条に規定されるすべての国及び地域経済統合機関は、WHOパンデミック協定第12条に定めるパンデミック協定の附属書案の策定のための最初の提案を、IGWGの第2回会合まで、又はIGWGの組織会合において決定された期限までに提出する（主文11）。

WHO総会がPABS附属書を採択すると、協定は署名のため開放される。パンデミック協定は署名及び批准の検討（国家立法機関を含む）の対象となり、60か国の批准が達成され

⁵⁶ WHO Member States conclude negotiations and make significant progress on draft pandemic agreement, 16 April 2025 (WHO ウェブサイト)

<https://www.who.int/news/item/16-04-2025-who-member-states-conclude-negotiations-and-make-significant-progress-on-draft-pandemic-agreement> [最終アクセス日：2026年3月6日]

⁵⁷ Intergovernmental Negotiating Body to draft and negotiate a WHO convention, agreement or other international instrument on pandemic prevention, preparedness and response, A78/10, 14 May 2025 (WHO ウェブサイト)

https://apps.who.int/gb/ebwha/pdf_files/WHA78/A78_10-en.pdf [最終アクセス日：2026年3月6日]

⁵⁸ Outcome of informal consultations of Member States, Draft resolution on the WHO Pandemic Agreement A78/10 Add.1, 15 May 2025 (WHO ウェブサイト)

https://apps.who.int/gb/ebwha/pdf_files/WHA78/A78_10Add1-en.pdf [最終アクセス日：2026年3月6日]

⁵⁹ Member States approve WHO Pandemic Agreement in World Health Assembly Committee, paving way for its formal adoption, 19 May 2025 (WHO ウェブサイト)

<https://www.who.int/news/item/19-05-2025-member-states-approve-who-pandemic-agreement-in-world-health-assembly-committee-paving-way-for-its-formal-adoption> [最終アクセス日：2026年3月6日]

⁶⁰ World Health Assembly adopts historic Pandemic Agreement to make the world more equitable and safer from future pandemics, 20 May 2025 (WHO ウェブサイト)

<https://www.who.int/news/item/20-05-2025-world-health-assembly-adopts-historic-pandemic-agreement-to-make-the-world-more-equitable-and-safer-from-future-pandemics> [最終アクセス日：2026年3月6日]

⁶¹ WHO パンデミック協定（仮称）（日本国外務省ウェブサイト)

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ghp/page23_004456.html [最終アクセス日：2026年3月6日]

ると、協定は発効する⁶²。

以下に、第 78 回 WHO 総会に提出されたパンデミック協定案⁶³の知的財産や研究開発、技術移転、病原体へのアクセスと利益配分、及び今後の予定に関連する部分を記載する。

(前段部)

(略)

Recognizing that intellectual property protection is important for the development of new medicines and recognizing the concerns about its effects on prices, and recalling that the World Trade Organization Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights (TRIPS Agreement), does not and should not, prevent Member States from taking measures to protect public health, and which provides flexibility to protect public health, as recognized in the Doha Declaration on the TRIPS Agreement and Public Health,

Emphasizing the need to improve access to quality, safe, effective and affordable medicines and other health technologies, inter alia, through building capacity for local production, especially in developing countries, transfer of technology as mutually agreed, cooperation, strengthened legal and regulatory frameworks and other initiatives,

(略)

Chapter I. Introduction

(略)

Article 2 Objective

1. The objective of the WHO Pandemic Agreement, guided by equity and the principles further set forth herein, is to prevent, prepare for and respond to pandemics.

2. In furtherance of this objective, the provisions of the WHO Pandemic Agreement apply both during and between pandemics, unless otherwise specified.

Article 3 Principles and approaches

To achieve the objective of the WHO Pandemic Agreement and to implement its provisions, the Parties shall be guided, inter alia, by the following:

1. the sovereign right of States, in accordance with the Charter of the United Nations and the principles of international law to legislate and to implement legislation, within their jurisdiction.

2. full respect for the dignity, human rights and fundamental freedoms of all persons, including the enjoyment of the highest attainable standard of health of every human being, as well as the right to development and full respect for non-discrimination, gender equality, and the protection of persons in vulnerable situations;

⁶² World Health Assembly adopts historic Pandemic Agreement to make the world more equitable and safer from future pandemics, 20 May 2025 (WHO ウェブサイト)

<https://www.who.int/news/item/20-05-2025-world-health-assembly-adopts-historic-pandemic-agreement-to-make-the-world-more-equitable-and-safer-from-future-pandemics> [最終アクセス日：2026年3月6日]

⁶³ Intergovernmental Negotiating Body to draft and negotiate a WHO convention, agreement or other international instrument on pandemic prevention, preparedness and response, A78/10, 14 May 2025 (WHO ウェブサイト)

https://apps.who.int/gb/ebwha/pdf_files/WHA78/A78_10-en.pdf [最終アクセス日：2026年3月6日]

3. full respect for international humanitarian law as relevant to effective pandemic prevention, preparedness and response;

4. equity as a goal, principle and outcome of pandemic prevention, preparedness and response, striving in this context for the absence of unfair, avoidable or remediable differences among and between individuals, communities and countries;

5. solidarity with all people and countries in the context of health emergencies, as well as inclusivity, transparency and accountability, to achieve the common interest of a more equitable and better prepared world to prevent, respond to and recover from pandemics, recognizing different levels of capacities and capabilities, particularly of developing countries, including landlocked developing countries, as well as the special circumstances of small island developing States and of least developed countries, in relation to pandemic prevention, preparedness and response; and

6. the best available science and evidence as the basis for public health decisions for pandemic prevention, preparedness and response.

Chapter II. The world together equitably: Achieving equity in, for and through pandemic prevention, preparedness and response

(略)

Article 5 One Health approach for Pandemic Prevention, Preparedness and Response

1. The Parties shall promote a One Health approach for pandemic prevention, preparedness and response, recognizing that the health of people is interconnected with animal health and the environment, that is coherent, integrated, coordinated and collaborative among all relevant organizations, sectors and actors, as appropriate, in accordance with national and/or domestic law, and applicable international law, and taking into account national circumstances.

2. The Parties shall take measures, as appropriate aimed at identifying and addressing, in accordance with national and/or domestic law, and applicable international law, the drivers of pandemics and the emergence and re-emergence of infectious disease at the human-animal-environment interface, through the introduction and integration of interventions into relevant pandemic prevention, preparedness and response plans subject to the availability of resources.

(略)

Article 9 Research and development

1. The Parties shall cooperate, as appropriate, to build, strengthen and sustain geographically diverse capacities and institutions for research and development, particularly in developing countries, and shall promote research collaboration, access to research, and rapid sharing of research information and results, especially during public health emergencies of international concern, including pandemic emergencies.

(略)

5. Each Party shall develop and implement national and/or regional policies, adapted to its domestic circumstances, regarding the inclusion of provisions in publicly funded research and development grants, contracts, and other similar funding arrangements, particularly with private entities and public-private partnerships, for the development of pandemic-related health products, that promote timely and equitable access to such products, particularly for developing countries, during public health

emergencies of international concern, including pandemic emergencies, and regarding the publication of such provisions. Such provisions may include:

(i) licensing and/or sublicensing, particularly to manufacturers of developing countries and for the benefit of developing countries, preferably on a non-exclusive basis; (ii) affordable pricing policies; (iii) provisions enabling access to technology to facilitate research and development and geographically diversified local production (iv) publication of relevant information on clinical trial protocols and relevant research results; and (v) adherence to product allocation frameworks adopted by the World Health Organization.

Article 10 Sustainable and geographically diversified local production

1. The Parties shall take measures, as appropriate, to achieve more equitable geographical distribution and rapid scale-up of the global production of pandemic-related health products and increase sustainable, timely and equitable access to such products, as well as reduce the potential gap between supply and demand during pandemic emergencies, including through the measures provided in Articles 11 and 13.

2. The Parties, in collaboration with the World Health Organization and other relevant organizations, shall, as appropriate and subject to national and/or domestic law:

(a) take measures, to provide support for, and/or strengthen, existing or newly created production facilities of relevant health products, at national and regional levels, particularly in developing countries, with a view to promoting the sustainability of such geographically diversified production facilities, including through supporting and/or facilitating skills development, capacity-building and other initiatives for production facilities;

(b) facilitate the continuous and sustainable operations of local and regional manufacturers, especially of developing countries, including through promoting transparency of relevant information on pandemic-related health products and raw materials across the value chain that is not subject to protection under relevant domestic and international law;

(c) actively support relevant World Health Organization technology, skills and knowledge transfer and local production programmes, including those referenced in Article 11, and other relevant programmes, to facilitate sustainable, and strategically and geographically distributed, production of pandemic-related health products, particularly in developing countries;

(d) promote or incentivize public and private sector investments, purchasing arrangements, and partnerships, including public-private partnerships, aimed at creating or expanding manufacturing facilities or capacities for pandemic-related health products, including facilities with a regional operational scope in developing countries;

(e) encourage international organizations and other relevant organizations to establish arrangements, including appropriate long-term contracts for pandemic-related health products, including through procurement from facilities referenced under subparagraph 2(a) of this Article and pursuant to the objectives of Article 13, especially those produced by local and/or regional manufacturers in developing countries; and

(f) during pandemic emergencies, in cases where the capacity of facilities referred to in subparagraph 2(a) of this Article does not meet demand, take measures to identify and contract with

manufacturers with the aim of rapidly scaling up the production of pandemic related health products.

(略)

Article 11 Transfer of technology and cooperation on related know-how for the production of pandemic-related health products

1. Each Party shall, in order to enable the sustainable and geographically diversified production of pandemic-related health products for the attainment of the objective of the WHO Pandemic Agreement, as appropriate:

(a) promote and otherwise facilitate or incentivize, transfer of technology as mutually agreed, including transfer of relevant knowledge, skills, technical expertise, and cooperation on any other related know-how for production of pandemic-related health products, in particular for the benefit of developing countries, through measures which may include, inter alia, licensing, capacity-building, relationship facilitating, incentives or conditions linked to research and development, procurement or other funding and regulatory policy measures;

(b) take measures to enhance the availability of licences for pandemic-related health technologies to which it owns the rights, on a non-exclusive, transparent and broad geographic basis and for the benefit of developing countries, where and as feasible, in accordance with national and/or domestic law, and international law and encourage private rights holders to do the same;

(c) take measures to publish, in a timely manner the terms of its licensing agreements relevant to promoting timely and equitable global access to pandemic-related health technologies, in accordance with applicable law and policies, and shall encourage private rights holders to do the same;

(d) encourage holders of relevant patents or licences for the production of pandemic related health products to forgo or otherwise charge reasonable royalties in particular to developing country manufacturers during a pandemic emergency, with the aim to increase the availability and affordability of such products to populations in need, in particular people in vulnerable situations;

(e) promote the transfer of relevant technology as mutually agreed, including transfer of relevant knowledge, skills and technical expertise, for pandemic-related health products by private rights holders, to established regional or global technology transfer hubs, coordinated by the World Health Organization, or other mechanisms or networks; and

(f) during pandemic emergencies, encourage manufacturers to share information, relevant to the production of pandemic-related health products, in accordance with national and/or domestic law and policies.

2. Each Party shall provide, as appropriate and subject to available resources and applicable law, support for capacity-building, especially to local, subregional and/or regional developing country manufacturers, for the implementation of this Article.

3. The Parties shall cooperate, as appropriate, with regard to time-bound measures to which they have agreed within the framework of relevant international and regional organizations to which they are a party, to accelerate or scale up the manufacturing of pandemic-related health products, to the extent necessary to increase the availability, accessibility and affordability of pandemic-related health products during pandemic emergencies.

4. The Parties that are World Trade Organization members reaffirm that they have the right to use, to the full, the World Trade Organization Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual

Property Rights and the Doha Declaration on the TRIPS Agreement and Public Health of 2001, which provide flexibility to protect public health including in future pandemics. The Parties shall respect the use of these flexibilities that is consistent with the World Trade Organization Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights.

5. The Parties shall, in collaboration with the World Health Organization, identify, assess and, as appropriate, strengthen and/or develop mechanisms and initiatives that promote and facilitate the transfer of technology as mutually agreed, with a view to increasing access to pandemic related health products, particularly in developing countries, including through the pooling of intellectual property, relevant knowledge, skills and technical expertise and data and transparent, non-exclusive licensing. Such mechanisms may, where appropriate, be coordinated by the World Health Organization, in collaboration with other relevant mechanisms and organizations, enabling increased participation of manufacturers from developing countries.

6. Each Party should review and consider amending, as appropriate, its national and/or domestic legislation with a view to ensuring that it is able to implement this Article in a timely and effective manner.

Article 12 Pathogen Access and Benefit-Sharing System

1. Recognizing the sovereign right of States over their biological resources and the importance of collective action to mitigate public health risks, and underscoring the importance of promoting the rapid and timely sharing of “materials and sequence information on pathogens with pandemic potential” (hereinafter “PABS Materials and Sequence Information”) and, on an equal footing, the rapid, timely, fair and equitable sharing of benefits arising from the sharing and/or utilization of PABS Materials and Sequence Information for public health purposes, the Parties hereby establish a multilateral system for safe, transparent, and accountable access and benefit-sharing for PABS Materials and Sequence Information, the “WHO Pathogen Access and Benefit-Sharing System” (hereinafter the “PABS System”), to be developed pursuant to paragraph 2 of this Article.

2. The provisions governing the PABS System, including definitions of pathogens with pandemic potential and PABS Materials and Sequence Information, modalities, legal nature, terms and conditions, and operational dimensions, shall be developed and agreed in an instrument in accordance with Chapter III (hereinafter the “PABS Instrument”) as an annex. The PABS Instrument shall also define the terms for the administration and coordination of the PABS System by the World Health Organization. For the purposes of the coordination and operation of the PABS System, the World Health Organization shall collaborate with relevant international organizations and relevant stakeholders. All elements of the PABS System shall come into operation simultaneously in accordance with the terms of the PABS Instrument.

3. Taking into account the differences in the use of PABS Materials and Sequence Information, the development of a safe, accountable and transparent PABS System shall address traceability measures and open access to data.

4. Having regard to Article 4.4 of the Nagoya Protocol on Access to Genetic Resources and the Fair and Equitable Sharing of Benefits arising from their utilization to the Convention on Biological Diversity (hereinafter the “Nagoya Protocol”), the PABS Instrument shall be consistent with, and not

run counter to, the objectives of the Convention on Biological Diversity and the Nagoya Protocol, recognising that nothing in this paragraph creates obligations under these instruments for non-Parties thereto.

5. The PABS Instrument referred to in paragraph 2 of this Article, shall contain provisions regarding, inter alia, the following:

(a) the rapid and timely sharing of PABS Materials and Sequence Information and, on an equal footing, the rapid, timely, fair and equitable sharing of benefits, both monetary and non-monetary, including annual monetary contributions, vaccines, therapeutics and diagnostics arising from the sharing and/or utilization of PABS Materials and Sequence Information for public health purposes;

(b) modalities, terms and conditions on access and benefit sharing that provide legal certainty;

(c) implementation in a manner to strengthen, facilitate and accelerate research and innovation, as well as the fair and equitable sharing and distribution of benefits;

(d) development and implementation in a manner:

(i) complementary to, and not duplicative of, the access and benefit sharing measures and obligations of the Pandemic Influenza Preparedness Framework and other relevant international access and benefit sharing instruments, where applicable; and

(ii) to ensure that each Party reviews and, as it deems appropriate, aligns its national and/or regional access and benefit sharing measures applicable to PABS Materials and Sequence Information within the scope of the PABS Instrument, so that measures that are contrary to, or inconsistent with, or duplicative of, the PABS Instrument will not be applied upon entry into operation of all elements of the PABS System.

(e) implementation consistent with applicable international law and with applicable national and/or domestic law, regulations and standards related to risk assessment, biosafety, biosecurity and export control of pathogens, and data protection; and

(f) implementation in a manner to facilitate the manufacture and export of vaccines, therapeutics and diagnostics for pathogens covered by the PABS Instrument.

6. The PABS System, as set out in the Annex referred to in paragraph 2 of this Article, shall provide, inter alia, that in the event of a pandemic emergency, as determined in accordance with Article 12 of the International Health Regulations (2005):

(a) each participating manufacturer shall make available to the World Health Organization, pursuant to legally binding contracts signed with the World Health Organization, rapid access targeting 20% of their real time production of safe, quality and effective vaccines, therapeutics, and diagnostics for the pathogen causing the pandemic emergency, provided that a minimum threshold of 10% of their real time production is made available to the World Health Organization as a donation, and the remaining percentage, with flexibility based on the nature and capacity of each participating manufacturer, is reserved at affordable prices to the World Health Organization; and

(b) the distribution of these vaccines, therapeutics, and diagnostics shall be on the basis of public health risk and need, with particular attention to the needs of developing countries, and the Global Supply Chain and Logistics Network referred to in Article 13 may be used to this end.

7. The PABS Instrument shall also include benefit sharing provisions, in the event of a public health emergency of international concern as determined in accordance with Article 12 of the International

Health Regulations (2005), including options regarding access to safe, quality and effective vaccines, therapeutics, and diagnostics for the pathogen causing the public health emergency of international concern, pursuant to legally binding contracts signed by participating manufacturers with the World Health Organization.

8. The PABS Instrument shall also include additional benefit sharing provisions to be set out in legally binding contracts signed with the World Health Organization, including options for:

- (a) Capacity-building and technical assistance;
- (b) research and development cooperation;
- (c) facilitating rapid access to available vaccines, therapeutics and diagnostics with a view to responding to public health risks and events in the context of Article 13.3 of the International Health Regulations (2005);
- (d) the granting of non-exclusive licences to manufacturers in developing countries, for the effective production and delivery of vaccines, therapeutics and diagnostics; and
- (e) other forms of transfer of technology as mutually agreed, including transfer of relevant knowledge, skills and technical expertise.

(略)

Chapter III. Institutional arrangements and final provisions

(略)

Article 31 Signature

1. The WHO Pandemic Agreement shall be open for signature by all States and by regional economic integration organizations.

2. The WHO Pandemic Agreement shall be open for signature after adoption of the Annex described in Article 12.2 of this Agreement by the Health Assembly, at the World Health Organization Headquarters in Geneva, and thereafter at the United Nations Headquarters in New York, on dates to be determined by the Health Assembly.

Article 32 Ratification, acceptance, approval, formal confirmation or accession

1. The WHO Pandemic Agreement and any protocol thereto shall be subject to ratification, acceptance, approval or accession by all States and to formal confirmation or accession by regional economic integration organizations. The WHO Pandemic Agreement shall be open for accession from the day after the date on which this Agreement is closed for signature. Instruments of ratification, acceptance, approval, formal confirmation or accession shall be deposited with the Depositary.

(略)

Article 33 Entry into force

1. The WHO Pandemic Agreement shall enter into force on the thirtieth day following the date of deposit of the sixtieth instrument of ratification, acceptance, approval, formal confirmation or accession with the Depositary.

(以下、略)

以下に、仮訳を示す。

(前段部)

(略)

知的財産権の保護が新薬の開発にとって重要であることを認識し、その価格への影響に関する懸念を認識し、世界貿易機関 (WTO) の知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS 協定) は、加盟国が公衆衛生を保護するための措置を講じることを妨げるものではなく、またそうすべきではないことを想起し、TRIPS 協定と公衆衛生に関するドーハ宣言で認められているように、公衆衛生を保護するための柔軟性を規定している。

特に開発途上国における現地生産のための能力向上、相互に合意した技術移転、協力、法規制の枠組みの強化、その他の取り組みなどを通じて、高品質で安全かつ有効かつ手頃な価格の医薬品及びその他の医療技術へのアクセスを改善する必要性を強調する。

(略)

第1章 序論

(略)

第2条 目的

1. WHO パンデミック協定の目的は、衡平性及び本協定においてさらに定める原則に基づき、パンデミックの予防、準備及び対応を図ることである。

2. この目的を達成するため、WHO パンデミック協定の規定は、特に別段の定めがない限り、パンデミック発生時及びパンデミック発生期間の双方に適用される。

(略)

第3条 原則及び取組み

WHO パンデミック協定の目的を達成し、その規定を実施するため、締約国は、とりわけ以下の事項を指針とする：

1. 国連憲章及び国際法の原則に従い、国家が自国の管轄区域内で立法を行い、立法を実施する主権的権利。

2. すべての人の尊厳、人権及び基本的自由の完全な尊重。これには、すべての人間が享受しうる最高水準の健康の享受、発展の権利、ならびに非差別、男女平等及び脆弱な立場にある人々の保護に対する完全な尊重が含まれる。

3. 効果的なパンデミック予防、準備及び対応に関連する国際人道法の完全な尊重。

4. パンデミックの予防、準備、対応における目標、原則、成果としての衡平性。この文脈において個人、コミュニティ、国家間の不公平で回避可能または是正可能な差異が存在しないよう努めること；

5. パンデミックの予防、対応、回復に向けたより衡平でより備えの整った世界という共通の利益を達成するための、保健上の緊急事態における、あらゆる人々および国々との連帯ならびに包括性、透明性、説明責任。パンデミックの予防、備え、対応に関して、特に内陸開発途上国を含む開発途上国の有する能力や力量の差異、並びに、小島嶼開発途上国および後発開発途上国の特別な事情を認識すること。そして、

6. パンデミックの予防、準備及び対応に関する公衆衛生上の決定の基盤として、最も利用可能な科学的知見と証拠。

第2章 衡平な世界：パンデミックの予防、準備、対応における、そしてそれらを通じて

の衡平性の実現

(略)

第5条 パンデミック予防、準備及び対応のためのワンヘルス・アプローチ

1. 締約国は、人の健康が動物の健康及び環境と相互に関連していることを認識し、国内法及び／又は国内法、並びに適用される国際法に従い、また各国の事情を考慮しつつ、適切に、全ての関連組織、分野及び関係者間で、一貫性、統合性、調整性及び協調性を備えたワンヘルス・アプローチを、パンデミックの予防、準備及び対応のために推進する。

2. 締約国は、資源の利用可能性を条件として、関連するパンデミック予防、準備及び対応計画への介入策の導入と統合を通じて、国家及び／又は国内法並びに適用される国際法に従い、人・動物・環境の接点における感染症の発生及び再発生、並びにパンデミックの要因を特定し対処することを目的とした適切な措置を講じる。

(略)

第9条 研究開発

1. 締約国は、特に開発途上国において、研究開発のための地理的に多様な能力及び機関を構築、強化、維持するために、適宜協力し、特に、パンデミック緊急事態⁶⁴を含む国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態⁶⁵において、研究協力、研究へのアクセス、並びに研究情報及び成果の迅速な共有を促進する。

(略)

5. 各締約国は、国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態⁶⁶（パンデミック緊急事態⁶⁷を含む）において、特に開発途上国に対し、パンデミック関連医療製品への適時かつ衡平なアクセスを促進するための、パンデミック関連医療製品の開発に関する公的資金による研究開発助成金、契約、その他の類似の資金提供取決め、特に民間団体及び官民パートナーシップとの取決めにおける規定を盛り込むことに関して、国内の状況に適した国内及び／又は地域政策を策定し、実施するものとする。また、そのような規定の公表に関する政策も策定し、実施するものとする。このような規定には、以下の事項を含むことができる：

(i) ライセンス付与及び／又はサブライセンス付与、特に開発途上国の製造業者に対するもの及び開発途上国の利益のためのもの、好ましくは非独占的な形態による； (ii) 手頃な価格設定政策； (iii) 研究開発及び地理的に分散した現地生産を促進する技術へのアクセスを可能にする規定； (iv) 臨床試験プロトコル及び関連研究結果に関する関連情報の公表；及び (v) 世界保健機関（WHO）が採択した製品配分枠組みへの遵守。

第10条 持続可能で地理的に多様化した現地生産

1. 締約国は、パンデミック関連医療製品のグローバルな生産のより衡平な地理的配分と迅速な拡大を実現し、そのような製品への持続可能で適時かつ衡平なアクセスを拡大するとともに、パンデミック緊急事態⁶⁸下における供給と需要の潜在的なギャップを縮小するため、第11条及び第13条に規定する措置を含む適切な措置を講じる。

⁶⁴ 「第1章第2節3.WHOにおける国際保健規則（IHR: International Health Regulation）改正」を参照

⁶⁵ 「第1章第2節3.WHOにおける国際保健規則（IHR: International Health Regulation）改正」を参照

⁶⁶ 「第1章第2節3.WHOにおける国際保健規則（IHR: International Health Regulation）改正」を参照

⁶⁷ 「第1章第2節3.WHOにおける国際保健規則（IHR: International Health Regulation）改正」を参照

⁶⁸ 「第1章第2節3.WHOにおける国際保健規則（IHR: International Health Regulation）改正」を参照

2. 締約国は、世界保健機関（WHO）その他の関連機関と協力し、適切かつ国内法に準拠して、以下の措置を講じる：

(a) 既存の又は新設の関連保健製品の生産施設に対し、国内及び地域レベルにおいて、特に開発途上国において、地理的に多様化した生産施設の持続可能性を促進することを目的として、支援を提供し、又は強化するための措置を講じる。これには、生産施設における技能開発、能力向上その他のイニシアチブを支援し、又は促進することが含まれる。

(b) 現地及び地域の製造業者、特に開発途上国の製造業者による継続的かつ持続可能な事業運営を促進すること。これには、関連する国内法及び国際法により保護の対象とならない、パンデミック関連医療製品及び原材料に関する関連情報のバリューチェーン全体における透明性の促進を含む；

(c) 特に開発途上国におけるパンデミック関連医療製品の持続可能で、戦略的かつ地理的に多様な生産を促進するため、第 11 条で言及されるものを含む、世界保健機関（WHO）の技術、技能、知識の移転及び現地生産プログラム、ならびにその他の関連プログラムを積極的に支援すること；

(d) パンデミック関連医療製品の製造施設又は製造能力の創設又は拡大を目的とした、公的部門及び民間部門の投資、調達契約、並びにパートナーシップ（公的部門と民間部門のパートナーシップを含む）を促進又は動機付けること。これには、開発途上国における地域的な運営範囲を有する施設を含む；

(e) 国際機関及びその他の関連機関に対し、パンデミック関連医療製品に関する適切な長期契約を含む取決めを確立するよう奨励すること。これには、本条第 2 項(a)で言及される施設からの調達を通じ、第 13 条の目的に従い、特に開発途上国における現地及び/又は地域メーカーが製造する製品を含むものとする；及び

(f) パンデミック緊急事態⁶⁹の間、本条第 2 項(a)で言及された施設の能力が需要を満たさない場合、パンデミック関連医療製品の生産を迅速に拡大する目的で、製造業者を特定し契約を結ぶための措置を講じること。

(略)

第 11 条 パンデミック関連医療製品の生産に関する技術移転及び関連ノウハウの協力

1. 各締約国は、WHO パンデミック協定の目的を達成するためのパンデミック関連医療製品の持続的かつ地理的に多様な生産を可能にするため、適切に、以下の措置を講じる。

(a) とりわけ、ライセンス、能力向上、関係促進、研究開発に関連する奨励や条件、調達或いはその他の資金調達、及び規制政策措置を含む措置を通じて、特に開発途上国の利益のために、相互に合意した技術移転（関連知識、技能、技術的専門知識の移転、及びパンデミック関連医療製品の生産に関するその他の関連ノウハウに関する協力を含む）を促進、又はその他の方法で促進若しくは動機付ける。

(b) 自国が権利を有するパンデミック関連医療技術のライセンスについて、非独占的で、透明性があり、広範な地理的範囲を基盤とした、可能な環境で、かつ、可能な範囲で、開発途上国の利益のために、国内法又は国際法に従って、ライセンス供与を促進するための措置を講じ、民間権利保有者にも同様の措置を講じるように奨励すること。

⁶⁹ 「第 1 章第 2 節 3.WHO における国際保健規則（IHR: International Health Regulation）改正」を参照

(c) パンデミック関連医療技術への即時かつ衡平なグローバルアクセスを促進することに関連するライセンス契約の条件を、適用される法と政策に従い、適時に公表するための措置を講じ、民間権利保有者にも同様の措置を講じるよう奨励すること。

(d) パンデミック関連医療製品の生産に関する関連特許又はライセンスの保有者に対し、パンデミック緊急事態⁷⁰の間、特に開発途上国の製造業者に対して、それを必要としている人々、特に脆弱な状況に置かれている人々に対してその製品の入手可能性及び手頃な価格の向上を目的として、ロイヤルティの免除又は合理的なロイヤルティの請求を行うよう奨励すること。

(e) 民間権利保有者によるパンデミック関連医療製品に関する相互に合意した関連技術（関連する知識、技能、技術的専門知識を含む）について、世界保健機関（WHO）が調整する確立された地域的又は国際的な技術移転ハブ、又はその他のメカニズム又はネットワークへの移転を促進すること。及び

(f) パンデミック緊急事態⁷¹の間、製造業者に対し、国内法及び／又は国内政策に従い、パンデミック関連医療製品の製造に関連する情報を共有するよう奨励すること。

2. 各締約国は、適切な範囲において、利用可能な資源及び適用される法令に従い、本条の実施のために、特に開発途上国の現地、小地域及び／又は地域レベルの製造業者に対して、能力向上のための支援を提供するものとする。

3. 締約国は、パンデミック緊急事態⁷²下におけるパンデミック関連医療製品の入手可能性、入手しやすさ、及び手頃な価格の向上に必要な範囲で、パンデミック関連医療製品の製造を加速又は拡大するために、締約国が加盟する関連国際機関及び地域機関との枠組みの中で合意した期限付き措置について、適宜協力する。

4. 世界貿易機関（WTO）の加盟国である締約国は、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）、及び、将来のパンデミックを含む公衆衛生の保護に柔軟性を付与する 2001 年の「TRIPS 協定と公衆衛生に関するドーハ宣言」に関する世界貿易機関（WTO）の協定を最大限に活用する権利を有することを再確認する。締約国は、これらの柔軟性の利用が、世界貿易機関（WTO）の知的所有権の貿易関連の側面に関する協定と整合的なものであることを尊重する。

5. 締約国は、世界保健機関（WHO）と協力し、特に開発途上国において、パンデミック関連医療製品へのアクセスを拡大するため、相互に合意した技術移転を促進するメカニズム及びイニシアチブを特定し、評価し、適切に強化し及び／又は開発するものとする。これには、知的財産、関連する知識、技能、技術的専門知識及びデータの共有化、ならびに透明性があり非独占的なライセンス供与を含む。開発途上国の製造者の参加を可能とするため、このようなメカニズムは、適切と判断される場合には、世界保健機関（WHO）が他の関連メカニズム及び組織と協力して調整することができる。

6. 各締約国は、適時かつ効果的に本条を実施できることを確保するため、適切に、国内法の見直し及び改正を検討するものとする。

第 12 条 病原体へのアクセスと利益配分システム

⁷⁰ 「第 1 章第 2 節 3.WHO における国際保健規則（IHR: International Health Regulation）改正」を参照

⁷¹ 「第 1 章第 2 節 3.WHO における国際保健規則（IHR: International Health Regulation）改正」を参照

⁷² 「第 1 章第 2 節 3.WHO における国際保健規則（IHR: International Health Regulation）改正」を参照

1. 各国が生物資源に対する主権を有すること、及び公衆衛生上のリスクを軽減するための集団的行動の重要性を認識し、パンデミックの潜在的可能性を有する病原体に関する材料及び配列情報（“materials and sequence information on pathogens with pandemic potential”以下「PABS 材料及び配列情報」という）の迅速かつ適時の共有について、ならびに、公衆衛生目的における PABS 材料及び配列情報の共有及び利用から生じる利益の、平等な立場の下での、迅速、適時、公正かつ衡平な配分について、促進することの重要性を強調して、締約国は、本条第 2 項に従って開発される、PABS 材料及び配列情報に関する安全で透明性があり責任あるアクセスと利益配分に関する多国間システム、“WHO 病原体へのアクセスと利益配分システム”（“WHO Pathogen Access and Benefit-Sharing System”：以下「PABS システム」という）を設立する。

2. パンデミックの潜在的可能性を有する病原体及び PABS 材料及び配列情報の定義、様式、法的性質、条件、及び運用上の側面を含む PABS システムを規律する規定は、第 III 章に従い、附属書として、文書（以下「PABS 文書」という）で合意されるものとする。PABS 文書は、世界保健機関（WHO）による PABS システムの管理及び調整に関する用語も定義するものとする。PABS システムの調整及び運営の目的のため、世界保健機関（WHO）は、関連する国際機関及び関連する利害関係者と協力するものとする。PABS システムのすべての要素は、PABS 文書に定める条件に従い、同時に施行されるものとする。

3. PABS 材料及び配列情報の利用における違いを考慮し、安全で責任のある透明性の高い PABS システムの開発においては、トレーサビリティ措置及びデータへのオープンアクセスを扱う必要がある。

4. 生物多様性条約の遺伝資源のアクセス及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書（以下「名古屋議定書」という）の第 4.4 条に鑑み、PABS 文書は、生物多様性条約及び名古屋議定書の目的と一致し、これらに反するものであってはならない。ただし、本項のいずれかにより、これらの条約の非締約国に対して、これらの条約に基づく義務が生じるものではない。

5. 本条第 2 項で言及される PABS 文書には、以下の事項に関する規定を含むものとする：

(a) PABS 材料及び配列情報の迅速かつ適時の共有、ならびに、平等な立場の下での迅速、適時、公正かつ衡平な金銭的及び非金銭的利益配分。これには、公衆衛生目的における PABS 材料及び配列情報の共有及び／又は利用から生じる年間金銭的貢献、ワクチン、治療薬、診断薬が含まれる。

(b) 法的確実性を確保するアクセス及び利益共有の態様、条件及び条項；

(c) 研究とイノベーション、ならびに、利益の公正かつ衡平な共有と配分を、強化、促進、加速する方法での実施；

(d) 以下の方法での開発と実施：

(i) パンデミックインフルエンザ対策枠組み及び適用可能なその他の関連国際アクセスと利益配分措置と重複せず、補完的なアクセスと利益配分措置と義務；及び

(ii) 各締約国が、PABS 材料及び配列情報に適用される国内及び／又は地域のアクセスと利益配分措置を、PABS 措置の範囲内で見直し、適切と判断する場合、PABS 措置と矛盾する、又は不一致である、又は重複する措置が、PABS システムのすべての要素が効力を生じた後に適用されないよう、調整することを確保すること。

(e) 適用される国際法ならびに適用される国内法、病原体のリスク評価、バイオセーフテ

イー、バイオセキュリティ、及び輸出管理に関する規則、基準、ならびにデータ保護に基づいた実施；及び

(f) PABS 文書の対象となる病原体に関するワクチン、治療薬、診断薬の製造及び輸出を促進する方法による実施。

6. 本条2項で言及される附属書に定める PABS システムは、国際保健規則（2005 年）第 12 条に従って決定されたパンデミック緊急事態⁷³が発生した場合に、以下の措置を講じることを含むものとする：

(a) 各参加製造業者（注 1）は、世界保健機関（WHO）と締結した法的拘束力のある契約に基づき、世界保健機関（WHO）に、パンデミック緊急事態⁷⁴を引き起こす病原体に対する安全で品質が確保され、効果的なワクチン、治療薬、診断薬のリアルタイム生産量の 20% を対象とした迅速なアクセスを提供すること。ただし、リアルタイム生産量の 10% の最低閾値は世界保健機関（WHO）に寄付として提供され、残りの割合は各参加製造者の性質と能力に応じて柔軟に決定され、世界保健機関（WHO）に対し手頃な価格で確保されること；及び

(b) これらのワクチン、治療薬、診断薬の配分は、公衆衛生上のリスクと必要性に基づき、特に開発途上国のニーズに配慮して行われ、第 13 条で言及されるグローバルなサプライチェーン及び物流ネットワークは、この目的のために利用することができる。

7. PABS 文書には、国際保健規則（2005 年）第 12 条に従って決定される国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態⁷⁵が発生した場合の利益配分に関する規定も盛り込まれるものとし、これには、国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態⁷⁶の原因となる病原体に対する安全で品質が確保された効果的なワクチン、治療薬、診断薬へのアクセスに関する選択肢も含まれる。これらの規定は、参加製造業者と世界保健機関（WHO）との間で締結された法的拘束力のある契約に従って実施されるものとする。

8. PABS 文書には、世界保健機関（WHO）と締結する法的拘束力のある契約に規定される、追加的な利益配分に関する条項も盛り込むものとし、その選択肢としては、以下のものが含まれる。

(a) 能力開発及び技術支援

(b) 研究開発協力

(c) 国際保健規則（2005 年）第 13.3 条に規定される公衆衛生上のリスク及び事象に対応するため、利用可能なワクチン、治療薬、診断薬への迅速なアクセスを促進すること

(d) 開発途上国の製造業者に対し、ワクチン、治療薬、診断薬の有効な製造及び供給のための非独占的ライセンスを付与すること；及び

(e) 相互に合意した技術移転のその他の形態、これには関連する知識、技能、技術的専門知識の移転を含む。

(略)

(注 1：参加製造業者は、PABS 文書で定義されることになっている。)

⁷³ 「第 1 章第 2 節 3.WHO における国際保健規則（IHR: International Health Regulation）改正」を参照

⁷⁴ 「第 1 章第 2 節 3.WHO における国際保健規則（IHR: International Health Regulation）改正」を参照

⁷⁵ 「第 1 章第 2 節 3.WHO における国際保健規則（IHR: International Health Regulation）改正」を参照

⁷⁶ 「第 1 章第 2 節 3.WHO における国際保健規則（IHR: International Health Regulation）改正」を参照

第三章 制度上の取り決め及び最終規定

(略)

第 31 条 署名

1. WHO パンデミック協定は、すべての国及び地域経済統合機関が署名することができる。
2. WHO パンデミック協定は、本協定第 12.2 条に規定する附属書が総会により採択された後、ジュネーブの世界保健機関 (WHO) 本部において、その後総会が定める日にニューヨークの国連本部において、署名のためにそれぞれ開放される。

第 32 条 批准、受諾、承認、正式確認又は加入

1. 世界保健機関 (WHO) パンデミック協定及びその付属議定書は、すべての国による批准、受諾、承認又は加入、ならびに地域経済統合機関による正式な確認又は加入の対象となる。WHO パンデミック協定は、この協定の署名締め切り日の翌日から加入を開放する。批准書、受諾書、承認書、正式な確認書又は加入書は寄託される。

(略)

第 33 条 発効

1. WHO パンデミック協定は、第 60 番目の批准書、受諾書、承認書、正式確認書又は加入書が寄託機関に提出された日から 30 日後に発効する。

(略)

第 34 条 寄託者

国連事務総長は、WHO パンデミック協定及びその改正、ならびに WHO パンデミック協定の規定に従って採択されたあらゆる議定書及び付属書の寄託者となる。

(以下、略)

2025 年 5 月 20 日の WHO 総会で、WHO 加盟国は圧倒的賛成多数でパンデミック協定採択の決議を承認した（賛成 124 票、反対 0 票、棄権 11 票）が、ポーランド、イスラエル、イタリア、ロシア、スロバキア、イランを含む 11 か国が棄権した。

ポーランド代表は、国内の見直しに先立って条約を支持することはできないと説明し、ロシアは主権の問題を懸念するとした。イランは、開発途上国の主要な懸念事項は対処されておらず、医療対策、技術移転、ノウハウへの妨げられないアクセスと衡平なアクセスに関する拘束力のある約束の欠如、及び保健システムに対する一方的な強制的措置の悪影響について沈黙が続いていることに対する遺憾の意を表明した。

投票に先立つハイレベルセッションでは、総会に宛てたビデオにおいて、米国保健長官のロバート・F・ケネディ氏は、WHO を厳しく非難し、国連機関が「WHO のパンデミック対応におけるすべての機能不全を固定化するパンデミック協定にさらに踏み込んだ」と非難し、「我々はそれに参加しない」と述べた。米国は WHO からの脱退という 1 年間にわ

たるプロセスを開始しており、今回の投票に参加しなかった⁷⁷。

2025年7月9日から10日にかけて、IGWG第1回会合が開催され⁷⁸、PABS文書の策定について、以下の決定⁷⁹がなされた。

WHO総会決議WHA78.1に基づき、WHOパンデミック協定第12条に定める附属書（an annex to the WHO Pandemic Agreement on the Pathogen Access and Benefit Sharing (PABS) system: 以下「PABS附属書」という）の策定プロセスは、包括的で加盟国主導の性質を有するものであり、IGWGは、必要に応じて、技術的助言を提供するよう専門家を要請することができること、及び2025年9月15日から19日に開催予定の第2回会合の準備のため、IGWGは、会期間の期間において以下の事項を決定した。

(a) IGWGの全メンバーに対し、2025年8月10日までに、特にWHOパンデミック協定の附属書で取り扱うべき要素を含む初期のテキスト案を提出するよう要請すること。

(b) 事務局の支援を受け、決議WHA78.1及びIGWGの作業方法に従い、事務局に対し、以下の事項を実施するよう要請すること: 専門家候補の暫定リストを作成し、その後、IGWGメンバーが提案する追加の専門家を含むより広範なリストを作成し、IGWGの第2回会合で議論すること。

2025年9月15日から19日にかけて、IGWG第2回会合が開催され、PABS附属書草案の文案は、第3回会合に先立ち、WHOの6つの公用語にてIGWGに配布される予定であることが報告された⁸⁰。

2025年11月3日から7日にかけて、IGWG第3回会合が開催され、PABS附属書ドラフト（A/IGWG/3/3）⁸¹が検討された⁸²。

以下に、仮訳を示す。

第I節. 範囲と目的、及び用語の使用

A. 範囲と目的

(中略)

⁷⁷ Nations adopt historic pledge to guard against future pandemics, 20 May 2025 (United Nations ウェブサイト) <https://news.un.org/en/story/2025/05/1163451> [最終アクセス日: 2026年3月6日]

⁷⁸ First meeting of the Intergovernmental Working Group (IGWG) on the WHO Pandemic Agreement, 9–10 July 2025 (WHO ウェブサイト) [https://www.who.int/news-room/events/detail/2025/07/09/default-calendar/first-meeting-of-the-intergovernmental-working-group-\(igwg\)-on-the-who-pandemic-agreement](https://www.who.int/news-room/events/detail/2025/07/09/default-calendar/first-meeting-of-the-intergovernmental-working-group-(igwg)-on-the-who-pandemic-agreement) [最終アクセス日: 2026年3月6日]

⁷⁹ Report of the meeting, A/IGWG/1/5, 17 July 2025 (WHO ウェブサイト) https://apps.who.int/gb/IGWG/pdf_files/IGWG1/A_IGWG1_5-en.pdf [最終アクセス日: 2026年3月6日]

⁸⁰ Report of the meeting, A/IGWG/2/5, 26 September 2025 (WHO ウェブサイト) https://apps.who.int/gb/IGWG/pdf_files/igwg2/A_igwg2_5-en.pdf [最終アクセス日: 2026年3月6日]

⁸¹ Draft PABS Annex text October 29, 2025, A/IGWG/3/3, 29 October 2025 (WHO ウェブサイト) https://apps.who.int/gb/IGWG/pdf_files/IGWG3/A_IGWG3_3-en.pdf [最終アクセス日: 2026年3月6日]

⁸² Third meeting of the Intergovernmental Working Group (IGWG) on the WHO Pandemic Agreement, 3–7 November 2025 (WHO ウェブサイト) [https://www.who.int/news-room/events/detail/2025/11/03/default-calendar/third-meeting-of-the-intergovernmental-working-group-\(igwg\)-on-the-who-pandemic-agreement](https://www.who.int/news-room/events/detail/2025/11/03/default-calendar/third-meeting-of-the-intergovernmental-working-group-(igwg)-on-the-who-pandemic-agreement) [最終アクセス日: 2026年3月6日]

2. PABS システムは、以下の方法により実施されるものとする

(a) 生物資源に対する各国の主権的権利、ならびに公衆衛生リスクを軽減するための集団的行動の重要性を認識すること

(b) PABS 材料及び配列情報の迅速かつ適時な共有と、PABS 材料及び配列情報の共有及び／又は利用から生じる迅速、適時、公正かつ衡平な利益配分との間の平等な立場を認識すること

(c) 適用される国際法、ならびに病原体のリスク評価、生物安全、生物保安、輸出管理及びデータ保護に関連する適用される国内法・規制・基準と整合性を保つこと

(d) PABS システムの全参加者に法的確実性を提供すること

(e) 研究・イノベーションならびに迅速かつ適時、公正かつ衡平な利益配分及び利益分配を強化、促進、加速するものであること

(f) PABS システムの対象となる病原体に対するワクチン、治療薬及び診断薬の製造及び輸出を促進するものであること

(g) 第 12 条 4 項に従い、生物多様性条約及びその名古屋議定書の目的と整合し、これに反しないものであること

(h) 適用可能な場合、パンデミックインフルエンザ対策枠組み及びその他の関連する国際的なアクセス及び利益配分に関する手段のアクセス及び利益配分措置及び義務を補完し、重複しないものであること；並びに

(i) PABS 材料及び配列情報並びに PABS システムに関する先住民族及び地域社会の伝統的知識を尊重するものであること。

注記：事務局は、上記第 2 項が附属書の目的を達成するための実施パラメータの非網羅的リストであり、記載されたパラメータの一部を運用化するためには、第 II 節における追加規定が必要となる可能性があることに留意する。

(中略)

II. PABS システムの実施に関する規定

A. PABS システムの運用

1. PABS システムを通じた安全で透明性が高く説明責任のあるアクセスと利益配分は、平等な立場で行われるものであり、以下を必要とする：

(a) PABS 材料及び配列情報の提供者による迅速かつ適時の共有；

(b) PABS システムを通じて PABS 材料及び配列情報へのアクセスを求めるワクチン、治療薬及び診断薬の製造者は、WHO と WHO PABS 契約を締結し、迅速、適時、公正かつ衡平な利益配分に関する自らのコミットメントを明記すること；

(c) (b)に該当しないその他の参加者は、その性質、能力、及び PABS 材料・配列情報の利用状況に基づき、迅速、適時、公正かつ衡平な利益配分に関する法的拘束力のあるコミットメントを可能とすること。

(中略)

B. PABS 材料及び配列情報へのアクセス

1. 検出された PABS 材料及び配列情報は、適用される国際法並びに病原体のリスク評価、生物安全、生物保安及び輸出管理、並びにデータ保護に関連する適用される国内法及び／

又は国内の法令、規制及び基準に準拠し、迅速かつ適時に以下の通り共有される。

(a) PABS 材料は、関連する国又は国内の手続きに基づき認可された研究所を通じて、WHO 調整研究所ネットワーク (WHO Coordinated Laboratory Network) 内の研究所と共有される。

(b) PABS 配列情報は、WHO が認定する配列データベースと共有される。

(c) WHO 調整研究所ネットワーク内の研究所及び WHO 認定配列データベースは、それぞれの WHO の業務範囲ならびに適用される条件を遵守する。

(d) PABS システムと共有される全ての PABS 材料及び配列情報には、固有の永続的識別子が付与される。

(e) PABS システムを通じて共有される全ての PABS 材料及び配列情報には、リスク評価に必要な正確かつ十分に詳細な公衆衛生情報、臨床・疫学情報、並びにメタデータが含まれる。

注記：事務局は、固有の永続的識別子に関して、関連する専門家からの意見を踏まえたさらなる議論が必要であることを留意する。

(中略)

3. WHO 調整研究所ネットワークに属する研究所は、PABS 材料及び配列情報を受領するにあたり、以下の条件を遵守しなければならない：

(a) WHO 調整研究所ネットワーク内で適用される生物安全性及び生物安全基準、並びにその他の基準の実施；

(b) すべての結果及び分析を、PABS 材料の提供者と適時に共有すること；

(c) PABS 材料及び配列情報を公衆衛生目的で使用すること；

(d) PABS 材料及び配列情報の研究に関連する科学プロジェクト、ならびに発表・出版のための原稿作成に、特に開発途上国を含む提供先の研究所の科学者を関与させること；

(e) 発表及び出版物において、PABS 材料及び配列情報を提供した研究所・国を含む協力者の貢献を明記すること；及び

(f) PABS 材料及び配列情報、ならびにその一部について知的財産権を主張しないことに合意すること。

注記：事務局は、第 3 項(f)について、関連する専門家からの意見を踏まえ、さらなる議論が必要であることを留意する。

4. WHO が認定した PABS 配列情報を受領する配列データベースは、以下の条件を遵守しなければならない：

(a) 関連する情報セキュリティポリシー及び実践、ならびに品質基準 (配列データ及び情報キュレーション) を適用し、関連する相互運用性要件を満たすこと；

(b) データベースの利用者に対し、WHO パンデミック協定及び PABS システムについて通知すること。これには、下記セクション C に基づく法的拘束力のある利益配分義務の可能性に関する通知が含まれる；

(c) 発表や出版物において、PABS 材料及び配列情報を提供する研究所・国を含む協力者の貢献を明記すること；

(d) PABS 材料及び配列情報に対する知的財産権を主張しないことに同意すること。

注記：事務局は、第 4 項について、データベース利用者への通知方法及び利用者特定の

方法を含め、関連する専門家からの意見を踏まえたさらなる議論が必要であることを認識している。

C. PABS システムの利益配分

1. PABS システムの全ての参加者は、PABS 材料及び配列情報の性質、能力及び利用状況に基づき、法的拘束力のある利益配分に関するコミットメントが行われる可能性がある旨の通知を受ける。これには特に以下の事項が含まれる：

- (a) パンデミック関連医療製品へのアクセス提供；
- (b) 能力構築及び技術支援；
- (c) 研究開発協力；
- (d) 開発途上国の製造業者に対する、パンデミック関連医療製品の製造に関する非独占的ライセンスの付与；
- (e) 相互に合意されたその他の技術移転形態；
- (f) PABS 材料及び配列情報に関する研究に関連する科学プロジェクト、並びに発表・出版のための原稿作成への、特に開発途上国出身の科学者を含む原産地研究所の科学者の参加；
- (g) 発表及び出版物において、PABS 材料及び配列情報を提供する研究所・国を含む協力者の貢献を適切に認めること；並びに
- (h) 金銭的貢献。

注記：事務局は、上記第 1 項について、参加者への通知方法及び利益配分の取り決めを含め、関連する専門家からの意見を踏まえたさらなる議論が必要であることを留意する。

2. 参加製造業者として認定されるためには、ワクチン、治療薬及び診断薬の製造業者は、WHO と PABS 契約を締結しなければならない。当該契約は、契約期間中における PABS 材料及び配列情報への全てのアクセスを含み、参加製造業者による以下の義務を含まなければならない：

- (a) PABS 材料及び配列情報を公衆衛生目的で使用すること；
- (b) パンデミック緊急事態⁸³発生時には、第 12 条 6 項(a)に従い、当該パンデミック緊急事態⁸⁴を引き起こす病原体に対する安全で品質が確保された効果的なワクチン、治療薬、診断薬をリアルタイムに製造し、第 12 条 6 項(b)に従って配布するための迅速なアクセスを WHO に提供すること；ならびに
- (c) 参加製造業者の性質及び能力に基づき、柔軟に、第 12 条 5 項(a)に規定される年次金銭的拠出を WHO に提供すること。

3. 前項に加え、各 WHO PABS 契約においては、参加製造業者に対し、第 12 条 7 項及び 8 項に規定される通り、参加製造業者の性質及び能力に基づき柔軟に対応しつつ、以下の選択肢を含む追加的利益の提供を義務付ける：

- (a) 第 12 条 7 項に従い、国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態⁸⁵を引き起こす病原

⁸³ 「第 1 章第 2 節 3.WHO における国際保健規則 (IHR: International Health Regulation) 改正」を参照

⁸⁴ 「第 1 章第 2 節 3.WHO における国際保健規則 (IHR: International Health Regulation) 改正」を参照

⁸⁵ 「第 1 章第 2 節 3.WHO における国際保健規則 (IHR: International Health Regulation) 改正」を参照

体に対するワクチン、治療薬及び診断薬へのアクセスを提供する；

(b) 能力構築及び技術支援；

(c) 研究開発協力；

(d) 国際保健規則（2005年）第13.3条*の文脈における公衆衛生上のリスク及び事象への対応を目的とした、利用可能なワクチン、治療薬及び診断薬への迅速なアクセス促進；

(e) ワクチン、治療薬及び診断薬の効果的な生産と供給のため、開発途上国の製造業者に対する非独占的ライセンスの付与；並びに

(f) 相互に合意されたその他の技術移転形態、これには関連する知識、技能及び技術的専門知識の移転を含む。

4. 締約国会議は、第1回会合において、前述のWHO PABS 契約及び通知の標準的条件並びに年次金銭的拠出に関する関連実施方法について合意する。

5. 各参加製造者がWHO PABS 契約においてコミットした事項は、WHOにより公開される。

(以下、略)

(*) PABS 附属書ドラフト (A/IGWG/3/3) に記載の無い注書き

国際保健規則（2005）（和文仮訳）⁸⁶

第13条 関連保健製品への衡平な取得の機会を含む公衆衛生上の対応

（中略）

3. WHOは、当事国からの要請に基づき又は当事国がWHOの申出を承諾した後、技術的な指針及び援助を提供すること並びに実施される管理上の措置の効果について評価をすること（必要に応じ、現場での支援のために国際的な専門家チームを動員することを含む。）により、公衆衛生上のリスク及び事象への対応のため協力する。

2025年12月1日から5日にかけて、IGWG第4回会合が開催され、PABS附属文書ドラフトの検討が継続され、附属書に盛り込まれることが想定される項目（適用範囲、用語、アクセス及び利益配分の方法、システムの運営等）について議論が行われた。第4回会合に先立ち、IGWG事務局は民間セクター、学术界、研究機関、配列情報データベースの代表者を含む関係者と非公式な対話を行った。同様の焦点を絞った対話は、1月の再開会合に向けた準備として、数週間にわたり継続されることになった。第5回IGWG会合は、2026年2月9日から14日にかけて開催されることとなった^{87 88}。

2026年1月20日から22日にかけて再開された会合において、加盟国は附属書ドラフト

⁸⁶ 国際保健規則（2005）（和文仮訳）（日本国厚生労働省ウェブサイト）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10500000/001507415.pdf> [最終アクセス日：2026年3月6日]

⁸⁷ Countries to reconvene sooner to accelerate progress on WHO Pathogen Access and Benefit Sharing system negotiations（WHOウェブサイト）

<https://www.who.int/news/item/05-12-2025-countries-to-reconvene-sooner-to-accelerate-progress-on-who-pathogen-access-and-benefit-sharing-system-negotiations> [最終アクセス日：2026年3月6日]

⁸⁸ WHO パンデミック協定（仮称）（日本国外務省ウェブサイト）

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ghp/page23_004456.html [最終アクセス日：2026年3月6日]

における未解決事項について、協議を継続し、意見の相違を縮め、合意点を見出すことを目的とした意見交換を行った⁸⁹。第5回 IGWG 会合は、2026年2月9日から14日にかけて開催されることが確認された⁹⁰。

WHO 総会におけるパンデミック協定の採択やそれに続く PABS 附属書案の交渉については、関係団体等から、以下のような声明が出されている。

2025年5月19日、IFPMA は第78回 WHO 総会で、パンデミック協定に関する以下のような声明を発表した⁹¹。

現在の政治的・財政的状況を踏まえると、WHO が規範と基準に関する核心的な任務を超える新たなイニシアチブに多大なリソースを投入する可能性について疑問を抱かざるを得ず、WHO には、その任務の範囲内で独自の付加価値を有し、ミッションを最も効果的に遂行できる分野にさらに優先順位を置くことを求める。民間企業は、次のパンデミックが発生した際に必要となる医薬品やワクチンを開発・供給するために必要なイノベーションを推進する上で、引き続き重要な役割を果たし、交渉が継続される中で、その専門知識と経験が再び活用されることが不可欠である。

2025年9月15日、IFPMA は、IGWG 第2回会合で声明を発表し、病原体とそれに関連する配列情報への自由で妨げられることのないアクセスの維持や PABS システムのユーザーにとって法的確実性の確保の重要性、パンデミック緊急措置に関連するすべての健康製品に拡大するなどの過度に広い範囲やトリガーは、イノベーションを損なうリスクがあること、企業は、医療対策への衡平なアクセスに引き続き取り組んでいるが、その義務をどのように履行するかについて柔軟性を維持することの重要性などを述べた⁹²。

2025年11月3日、IFPMA は、IGWG 第3回会合で以下の声明を発表した。

PABS の定義にあたっては、パンデミックに焦点を当て、過去の経験から効果的だった点とそうでなかった点を学ぶ必要がある。事務局の現在のドラフトは、重要な枠組みを弱体化させ、将来のパンデミック対応能力を左右するワクチン・治療薬の開発パイプライン強化に必要な研究開発に障壁を設けることで、この目標を損なうおそれがある。このドラフトは、実際のパンデミック発生の可能性が低い病原体まで対象とする過度に広範な定義を導入し、参加意欲を削ぐ強制的な財政的拠出を課すものである。さらに、各国の ABS 法が

⁸⁹ Countries progress negotiations in support of WHO Pandemic Agreement (WHO ウェブサイト)

<https://www.who.int/news/item/23-01-2026-countries-progress-negotiations-in-support-of-who-pandemic-agreement> [最終アクセス日：2026年3月6日]

⁹⁰ Countries to reconvene sooner to accelerate progress on WHO Pathogen Access and Benefit Sharing system negotiations (WHO ウェブサイト)

<https://www.who.int/news/item/05-12-2025-countries-to-reconvene-sooner-to-accelerate-progress-on-who-pathogen-access-and-benefit-sharing-system-negotiations> [最終アクセス日：2026年3月6日]

⁹¹ WHA78 individual statement on the pandemic agreement (May 19, 2025) (IFPMA ウェブサイト)

<https://www.ifpma.org/news/wha78-individual-statement-on-the-pandemic-agreement/> [最終アクセス日：2026年3月6日]

⁹² Statement on PABS system at the second meeting of the open-ended Intergovernmental Working Group (IGWG 2) on the WHO Pandemic Agreement, 15 September 2025 (IFPMA ウェブサイト)

<https://www.ifpma.org/news/statement-on-pabs-system-at-the-second-meeting-of-the-open-ended-intergovernmental-working-group-igwg-2-on-the-who-pandemic-agreement/> [最終アクセス日：2026年3月6日]

PABS に適用されないことを保証しておらず、義務の重複や法的な不確実性を招くおそれがある。加えて、知的財産権に対する広範な制限を設けることで、重要なイノベーションを阻害する結果となるおそれがある。産業界が最も価値ある貢献として取り組むべきは、パートナーと連携し、次なるパンデミックに迅速に対応可能な製品パイプラインを構築することである。現在、将来のパンデミックを引き起こすリスクが最も高い病原体に対するワクチンや治療薬の開発はほとんど進んでおらず、いくつかの病原体については現在、開発中の治療薬やワクチンが全く存在しない。このようなパイプラインを構築しなければ、次回に共有できる成果は生まれない。我々は、PABS が幅広いマルチステークホルダー・パートナーシップとして構築されることを支持する。企業は、衡平なアクセス手段の採用を通じて自発的に参加でき、個別の契約により柔軟かつ強制力のある枠組みとなるべきである⁹³。

2025 年 12 月 1 日、IFPMA は、IGWG 第 4 回会合で以下の声明を発表した^{94 95}。

効果的な病原体アクセス・利益配分制度（PABS）は、病原体アクセスを取り巻く複雑で不確実な法的状況を積極的に解消することで、研究とイノベーションの強化、促進、加速を図らなければならない。この制度が機敏かつ効果的に機能するためには、法的確実性を優先し、知的財産権（IP）を尊重するとともに、参加者が複数の枠組みにおいて義務が重複しないことを保証する必要がある。

「パンデミック発生の可能性がある病原体」に関する数多くの定義案には、主観的な基準が含まれている。例えば、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態⁹⁶（PHEIC）を引き起こすリスクが高い既知の病原体」を捕捉する、という基準は、必要な客観的な疫学的指標を欠いている。PABS システムは、「パンデミック発生の可能性」に関する客観的な疫学的基準を定義しなければならない。これには、重症度の閾値や複数地域への拡散動態などが含まれる。

病原体へのアクセスと利益配分を結びつける PABS は、病原体の共有を長期にわたる法的交渉へと変質させる。これにより研究開発のリスクプロファイルが高まり、投資意欲を削ぐ結果となり、医療のタイムリーな開発を支援するという主要な目標を阻害する。PABS の枠組みは、参加国すべてが PABS 対象材料および配列に関して自国の ABS 法を適用除外または不適用とすることを保証し、明確な法的確実性を提供するとともに、重複する義務を回避しなければならない。

閉鎖的な PABS システムモデルは、物質と配列へのアクセスに制限を設けることで重大

⁹³ Statement on PABS Instrument at the third meeting of the open-ended Intergovernmental Working Group (IGWG 3) on the WHO Pandemic Agreement, 3 November 2025 (IFPMA ウェブサイト)

<https://www.ifpma.org/news/statement-on-pabs-instrument-at-the-third-meeting-of-the-open-ended-intergovernmental-working-group-igwg-3-on-the-who-pandemic-agreement/> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁹⁴ IFPMA 1000 Words Submission on PABS DECEMBER 2025 (WTO ウェブサイト A/IGW/4 Written statements by Relevant Stakeholders)

https://apps.who.int/gb/igwg/pdf_files/IGWG4-written-statements/IFPMA-08-12-2025.pdf [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁹⁵ Statement at the fourth meeting of the open-ended Intergovernmental Working Group (IGWG 4) on the WHO Pandemic Agreement (IFPMA ウェブサイト)

<https://www.ifpma.org/news/statement-at-the-fourth-meeting-of-the-open-ended-intergovernmental-working-group-igwg-4-on-the-who-pandemic-agreement/> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁹⁶ 「第 1 章第 2 節 3.WHO における国際保健規則（IHR: International Health Regulation）改正」を参照

なリスクをもたらし、科学的進歩に必要な情報の迅速な流れを即座に阻害する。閉鎖的な中央管理構造は、PABS の配列データを臨床・疫学・社会データベースと統合することを妨げ、包括的解析、正確なリスクモデリング、効果的な変異追跡の能力を著しく制限する。PABS システムは既存データベースの置換や制限ではなく、それらの連携に注力すべきであり、これは WHO にとって運用コストの低減にもつながる。義務発生のトリガーが曖昧な PABS（例：PHEIC 宣言への強制的利益配分義務の拡大）は、既存の市場動態を意図せず混乱させるリスクがある。具体的には、再利用製品（PHEIC 発生時に該当する製品）の非パンデミック供給量に割り当て義務が適用された場合、当該製品の本来の承認用途における患者へのアクセスに深刻なリスクが生じる可能性がある。PABS 契約においては、企業が最も大きな影響を受ける分野を慎重に評価できる余地を設けるべきであり、それによりより幅広い企業が準備と対応に包括的に貢献できるようになるであろう。

2025 年 4 月 25 日、South Centre はパンデミック協定交渉の妥結について、以下のような声明を出している⁹⁷ ⁹⁸。

パンデミック協定の交渉は、加盟国間の著しい力関係の不均衡、加盟国が交渉権限を事務局に委譲するという異例のアプローチ、及びワクチン生産の地理的拡大、技術移転、知的財産権に関する重要な条項の策定に商業的利益が大きな影響を及ぼした点が特徴だった。South Centre は、開発途上国が合意達成のため実質的な譲歩を行ったことを指摘する。採択された合意には、パンデミック時のワクチンその他の医療製品への衡平なアクセス拡大に関する具体的なコミットメント、個々の国のワクチン備蓄規制、ワクチン及び医療製品の生産加速のための技術・ノウハウ移転メカニズム、特に開発途上国を対象としたパンデミック時の専用資金と緊急資金調達に関する強制力のある義務は含まれていない。パンデミック時に、開発途上国が医療対策に衡平かつ迅速にアクセスできることを確保する、この核心的な課題は、後続の交渉に先送りされた。現在の枠組みは、単なる暫定的な規定を定めるに留まっており、最も重要な点は、未だ設立されていないシステムに参加する製造者が、製品の 10%を寄付し、残りの製品の 10%以下を WHO に手頃な価格で供給することを約束する点である。その見返りとして、各国は、病原体物質及び情報へのアクセスを利益の分配の条件とする既存の権利を放棄することに合意している。このトレードオフは未だ確定したのではなく、これらの材料への無条件アクセスは、衡平な利益配分に関する最終的な合意が成立するまで条件付きのままである。South Centre は、開発途上国がこのような衡平な合意を実現するために必要な要素を特定する支援を継続する。

2025 年 9 月 19 日、South Center は、IGWG 第 2 回会合において、以下の声明を行った⁹⁹。

- システムの整合性を確保するため、全構成要素を同時に交渉すること

⁹⁷ WHO Pandemic Agreement Negotiations Reach Critical Stage Pending an Equitable Solution on Access and Benefit Sharing (South Centre ウェブサイト)

<https://www.southcentre.int/wp-content/uploads/2025/04/Statement-on-the-conclusion-of-the-Negotiations-for-a-WHO-Pandemic-Instrument.pdf> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁹⁸ SC Statement on the Conclusion of Pandemic Treaty Negotiations, 25 April 2025 (South Centre ウェブサイト) <https://www.southcentre.int/sc-statement-on-the-conclusion-of-pandemic-treaty-negotiations-25-april-2025/> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

⁹⁹ IGWG2 Statement 19 September 2025 (South Centre ウェブサイト) <https://www.southcentre.int/wp-content/uploads/2025/09/SC-IGWG2-statement-19.09.pdf> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

- PABS システム目的における PABS 材料及び科学情報の共有義務発動条件を IHR（国際保健規則）に整合させること。

- パンデミック緊急事態¹⁰⁰を含む公衆衛生上の国際的緊急事態（PHEIC）発生中の利益配分運用に関する交渉において早期合意を達成すること。

- 研究開発の利益配分においては、PABS 材料の利用者全てを、その役割に応じた形で関与させること。

- その他の主要な交渉優先事項として、PABS システムへの持続的な資金調達と、WHO の明確な管理構造を位置付けること。

2025 年 11 月 3 日、South Center は、IGWG 第 3 回会合において、以下の声明を行った¹⁰¹。

- PABS 附属書の真価は、意図した効果を生むかどうかで判断されるべきである。最初のドラフトではその効果は期待できないが、交渉の開始には役立つであろう。

- 合意形成における重要な概念は、PABS システムが、生物資源及び配列情報に関する既存の国際的なアクセス及び利益配分（ABS）の法的規則と整合しなければならないという点で合意が得られていることである。アクセスには事前通知に基づく同意（PIC）の取得が求められ、これらの資源・情報の利用から生じる利益の分配方法については、事前に相互に合意された条件が設定される。この整合性は、名古屋議定書（アクセスと利益配分に関する議定書）の下で特別の手段として機能することを目指す多国間システムとしての PABS にとって不可欠である。このため、標準契約は PABS の中核的要素でなければならない。

- 締約国は、ワクチン・治療法・診断法（VTD）製造業者を PABS システムに参加するよう単に奨励するだけでなく、例えば、WHO との法的拘束力のある標準契約に署名して PABS に参加する製造業者からのみ VTD を調達することに合意する規定を PABS に盛り込むことが可能である。さらに、締約国は、システムが提供する柔軟性を損なうことなく、PABS を通じたアクセスを事前に定義された利益配分を条件とすることが可能である。

- 多国間政策の失敗を回避し、公的資金と多国間協力を活用して、利益よりも公衆衛生を優先する、より強力で協調的な研究開発システムを構築するため、PABS をどのように設計すべきかを事前に検討する必要がある。

2025 年 12 月 1 日、South Center は、「IGWG 第 4 回会合の開始にあたり、途上国による驚くべき結束を示す形で、アフリカグループ（AG）と衡平性グループが共同で声明を発表し、80 の途上国を代表した。」ことを公表した¹⁰²。South Center によれば、2025 年 12 月 1 日付のアフリカグループとエジプト、リビア、ソマリア、スーダンによる共同声明は、以

¹⁰⁰ 「第 1 章第 2 節 3.WHO における国際保健規則（IHR: International Health Regulation）改正」を参照

¹⁰¹ Statement to the Intergovernmental Working Group (IGWG) on the WHO Pandemic Agreement 3 November 2025（South Centre ウェブサイト）

<https://www.southcentre.int/wp-content/uploads/2025/11/South-Centre-Statement-IGWG3-3-November-2025.pdf> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁰² Statement to the Intergovernmental Working Group (IGWG) on the WHO Pandemic Agreement 3 November 2025（South Centre ウェブサイト）

<https://www.southcentre.int/wp-content/uploads/2025/11/South-Centre-Statement-IGWG3-3-November-2025.pdf> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

下のとおりである¹⁰³。

- 当グループは 80 カ国以上、世界人口の約 75%を代表している。当グループは、第 4 回 IGWG で、文案が合意可能な状態になることを期待している。
- PABS 附属書は、PABS システムの運用に関する詳細な内容を明確に規定すべきであると確信している。この観点から、第 4 回 IGWG では PABS 契約に関する交渉も開始されなければならない。この重要な作業は、締約国会議に先送りすることはできない。
- IGWG において、標準化された契約を最終決定することで、PABS 利用者の義務が明確になる。この明確化は、各国政府が本協定の批准を検討する上で不可欠であるとともに、協定発効後のシステムの完全な運用開始を可能にするためにも重要である。
- PABS 契約の重要な要素の多くは、既に「アクセス」および「利益配分」のセクションに存在している。それらのうち、一部は再編成し契約に統合することが可能であり、そちらの方がより適切に収まるであろう。
- PABS 契約が利益配分義務の詳細のみを定めるという見解は、我々は受け入れない。契約は、PABS 材料及び配列情報の提供者、並びに PABS システムの利用者の権利と責任、アクセス条件及び利用条件も定義する。
- あらゆる法的契約と同様に、PABS 契約の締結は当然ながら任意であり、誰も契約締結を強制されることはない。ただし、PABS 材料及び配列情報へのアクセスは、契約書の条項と条件を受け入れた場合にのみ許可される。
- これは、各国の遺伝資源に対する主権的権利を尊重し、フリーライダーを防止し、全ての関係者が自らの義務を理解し遵守する信頼できるエコシステムを構築するための鍵となる。
- 当グループは、利益配分が任意ではなく義務であることを改めて確認する。第 12 条で合意した内容から後退することはできない。
- 同時に、パンデミック協定第 12 条第 9 項は、本制度の公正・透明・説明責任・衡平な運用に必要な追加要素を検討する余地も与えている。他の IGWG メンバーには、PHEIC 時および平時における参加製造業者・開発者の利益配分義務、ならびに本システムの利用者に対する利益配分義務の詳細化に参加いただくよう、強くお願いする。
- VTDs (Vaccine, Therapeutic, Diagnostic) の配分は、最終目標と誤解されてはならない。PABS システムは、ライセンス供与と必要な技術移転を通じて、各国が長期的に自国民のニーズを自立的に満たせる健康レジリエンスの構築に貢献すべきである。
- 新技術が新たなリスクを生み出す中、生物安全保障、サイバーセキュリティ、生物防護への対応が重要であることを強調する。人工知能の進歩により DNA 配列の設計が容易になり、これらのツールは悪用や偶発的放出を通じて、人工病原体のリスクを大幅に高めている。本協定は将来を見据え、こうした新たな脅威に備えたものでなければならない。

3. WHO における国際保健規則 (IHR: International Health Regulation) 改正

国際保健規則 (IHR 2005 として知られている。2005 は最新の改訂の年) は、WHO の 194 の加盟国すべてを含む 196 の締約国がコミットしている法的拘束力のある国際文書である。これらの規則の目的は、公衆衛生上のリスクに限定され、国際的な交通や貿易への不必要な

¹⁰³ Africa Region + Egypt, Libya, Somalia, Sudan and Group for Equity Lead 80-Country Push for Fair Pathogen Access and Benefit Sharing System (South Centre ウェブサイト、SouthNews No. 544, 1 December 2025)
<https://us5.campaign-archive.com/?u=fa9cf38799136b5660f367ba6&id=62bd0eca0a> [最終アクセス日：2026年3月6日]

干渉を回避する方法で、病気の国際的な蔓延を防止、保護、管理、及び公衆衛生上の対応を提供することである¹⁰⁴。

第 75 回 WHO 総会で、新型コロナへの対応を踏まえて、IHR を部分改正するためのプロセスについて、2024 年 5 月の第 77 回 WHO 総会での改正案の採択に向け交渉を行うことが決定された（2022 年 5 月 24 日）¹⁰⁵が、2022 年 5 月 27 日に改正案の発効までの期間を 24 か月から 12 か月に短縮することが合意された¹⁰⁶。

2024 年 6 月 1 日、第 77 回 WHO 総会は、国際保健規則（2005 年）（IHR）の改定パッケージ¹⁰⁷に合意した。パンデミック協定で使用されている「パンデミック緊急事態」、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」の定義は、国際保健規則（2005 年）に従うことと規定されている¹⁰⁸。改正後の国際保健規則では、「パンデミック緊急事態：Pandemic Emergency」¹⁰⁹、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態：Public Health Emergency of International Concern（PHEIC）」¹¹⁰の定義は、それぞれ以下のように定められている。

「パンデミック緊急事態」とは、従来の「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」のうち、感染症によって引き起こされるものであって、かつ「（1）複数の国への及び複数の国における広範囲にわたる地理的まん延のリスクが高いもの、（2）それらの国の保健制度の対応能力を超えている又は超えるリスクが高いもの、（3）社会的又は経済的に重大な混乱（国際交通及び国際取引の混乱を含む。）を引き起こしている又は引き起こすリスクが高いもの、かつ（4）政府全体及び社会全体のアプローチによる迅速で衡平な、かつ、強化された協調的な国際的行動を必要とするもの」の全てに該当するものをいう。

「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」とは、この規則の定めるところにより、次のことが判断される異常な事象をいう。

- (i) 疾病の国際的なまん延により他国に対して公衆衛生上のリスクをもたらすこと。
- (ii) 協調した国際的な対応措置が潜在的に必要となること。

改正された IHR は、拒絶又は留保を表明した国を除く加盟国に対して、改正の採択に関する WHO 事務局長による通報の日から 12 か月後に効力が生じることになる。WHO 事務

¹⁰⁴ International Health Regulations: amendments (1 October 2024 Q&A)（WHO ウェブサイト）
<https://www.who.int/news-room/questions-and-answers/item/international-health-regulations-amendments> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁰⁵ Seventy-fifth World Health Assembly – Daily update: 24 May 2022（WHO ウェブサイト）
<https://www.who.int/news/item/24-05-2022-daily-update---24-may-2022> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁰⁶ Seventy-fifth World Health Assembly – Daily update: 27 May 2022（WHO ウェブサイト）
<https://www.who.int/news/item/27-05-2022-seventy-fifth-world-health-assembly---daily-update--27-may-2022> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁰⁷ International Health Regulations (2005), A77/A/CONF/14, 1 June 2024（WHO ウェブサイト）
https://apps.who.int/gb/ebwha/pdf_files/WHA77/A77_CONF14-en.pdf [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁰⁸ Intergovernmental Negotiating Body to draft and negotiate a WHO convention, agreement or other international instrument on pandemic prevention, preparedness and response, A78/10, 14 May 2025（WHO ウェブサイト）
https://apps.who.int/gb/ebwha/pdf_files/WHA78/A78_10-en.pdf [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁰⁹ 国際保健規則（IHR）（2005）の改正について（日本国厚生労働省ウェブサイト）
https://www.mhlw.go.jp/stf/kokusai_who_ihr.html [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹¹⁰ 国際保健規則（2005）（和文仮訳）（日本国厚生労働省ウェブサイト）
<https://www.mhlw.go.jp/content/10500000/001507415.pdf> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

局長による加盟国宛て通報は 2024 年 9 月 19 日付けで行われた。日本においても国内法令等で担保されることが確認され、日本は拒絶又は留保を行わず、今般の改正は 2025 年 9 月 19 日に発効した¹¹¹。

4. 健康技術アクセスプール（Health Technology Access Pool : HTAP）（旧 COVID-19 Technology Access Pool : C-TAP）

2020 年 5 月、WHO、コスタリカ政府、及び 45 の WHO 加盟国は、全ての国の人々が COVID-19 治療薬に衡平かつ手頃な価格で迅速にアクセスできることを目的として、C-TAP を開始した。

その実施パートナーには国際連合開発計画（United Nations Development Programme (UNDP)）、MPP、国連技術銀行、Unitaid が含まれる。

C-TAP は COVID-19 の治療薬、診断薬、ワクチン及びその他の製品の開発者に対して、公衆衛生主導で、透明性のある、自発的で、非独占的なライセンスを通して、品質の保証された製造業者と、知的財産権、知識、及びデータを共有するために単一のグローバルプラットフォームを提供する。

2021 年 11 月、C-TAP と MPP は、スペイン国際研究評議会（Spanish National Research Council (CSIC)）と、全世界における COVID-19 血清学的検査薬の迅速な製造と商品化を目的として、COVID-19 血清学的抗体技術についてライセンス契約を締結した¹¹²。

2022 年 5 月、C-TAP と MPP は、アメリカ国立衛生研究所（National Institute of Health (NIH)）と、COVID-19 の革新的治療方法、初期段階ワクチン、及び診断薬の開発のためのライセンス契約を締結した¹¹³。

2024 年 1 月 31 日、WHO は、C-TAP の後継として、健康技術アクセスプール（the Health Technology Access Pool : HTAP）について、以下の通り発表した¹¹⁴。

C-TAP は、研究開発ツール、診断、ワクチンを含む 15 の技術に関する 6 つの非独占的なグローバルライセンスを確保した。HTAP は、C-TAP が築いた基盤を土台とし、構造、プロセス、その他の変更を取り入れながら、より効果的に多様な優先技術を惹きつけ、支援することを可能にする。

2025 年 2 月 26 日、WHO は HTAP の活動について、以下の発表を行った¹¹⁵。

¹¹¹ 国際保健規則（IHR）（2005）の改正について（日本国厚生労働省ウェブサイト）
https://www.mhlw.go.jp/stf/kokusai_who_ihr.html [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹¹² CSIC License to C-TAP（WHO ウェブサイト）
<https://www.who.int/initiatives/covid-19-technology-access-pool/csic-license> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹¹³ US NIH licensed to C-TAP（WHO ウェブサイト）
<https://www.who.int/initiatives/covid-19-technology-access-pool/us-nih-licenses> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹¹⁴ WHO introduces the Health Technology Access Pool, 31 January 2024 (WHO ウェブサイト)
<https://www.who.int/news/item/31-01-2024-who-introduces-the-health-technology-access-pool> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹¹⁵ New WHO partnership with Indian Institute to advance technology transfer and health equity, 26 February 2025 (WHO ウェブサイト)
<https://www.who.int/news/item/26-02-2025-new-who-partnership-with-indian-institute-to-advance-technology-transfer-and-health-equity> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

2025年2月12日から13日にかけて、HTAPはインド・ケララ州トリヴァンドラムにあるスリー・チトラ・ティルナル医学科学技術研究所（The Sree Chitra Tirunal Institute for Medical Sciences and Technology : SCTIMST）と会合を開催した。SCTIMSTは、優先度の高い医療技術の研究開発を Proof of Concept（POC）まで一貫して行う一方で、技術移転に必要な支援も提供する、ユニークな公的資金による機関である。詳細に議論された研究分野には、生体材料、生物医学工学、体外診断、その他の医療機器及び支援技術が含まれる。2025年1月に署名されたSCTIMSTとの覚書（MOU）は、HTAPのビジョンである、透明性があり非独占的なライセンスの下で技術を提供できる公共機関のグローバルネットワークを構築し、サービスが不足している地域における重大なアクセス格差を解消する取り組みを支援する。覚書の目標を具体的な実行可能な活動に反映させるための2年間の作業計画の策定を行っているところである。

2025年5月9日、WHOは以下の発表を行った¹¹⁶。

世界保健機関（WHO）と医薬品特許プール（MPP）は本日、MPPとナイジェリアの医療技術企業Codix Bioとの間で、グローバルなin vitro診断薬企業SD Biosensor（SDB）から技術移転を受けた迅速診断検査用製品（RDT）の開発及び製造を開始するためのサブライセンス契約を締結した。この契約は、2023年12月にC-TAPイニシアチブの支援の下で合意された、SDBとMPP間の非独占的かつ透明性の高いライセンス契約に基づく最初の契約である。C-TAPはその後、HTAPへと発展し、サブライセンス、技術及びノウハウの移転を通じて、医療製品（検査、ワクチン、治療、医療機器）の有能な現地生産者を支援し、医療サービスが不十分な地域や国におけるアクセス格差の解消を目指している。新しいRDT技術は、追加の機器を必要とせずに医療施設で簡単に使用できるため、低・中所得国（LMICs）において特に有用である。Codix Bioは当初、HIVのRDTの製造に注力するが、この技術はマラリアや梅毒などの検査薬の製造にも活用可能であり、他の疾患にも迅速に適応できるため、健康危機やパンデミック時に有用であり、健康の安全と衡平性の向上に貢献する。

2025年12月19日、WHOは、ベルギーとWHOが、医療製品と技術への世界的な衡平なアクセスを促進する新たな合意に署名したことを発表した。この発表によると、ベルギーの貢献により、WHOは以下の二つの主要プログラムの実施を加速することが可能になるとのことである¹¹⁷。

1. mRNA 技術移転プログラム（フェーズ 2.0）：2030年までに低・中所得国（LMIC）の製造企業が、パンデミック関連病原体や結核、マラリア、デング熱、がんなどの優先疾患を含むmRNAベースのワクチン・治療薬の自立した生産者となることを支援する。

¹¹⁶ WHO and Medicines Patent Pool announce sublicensing agreement for rapid diagnostic test technology, 9 May 2025 (WHO ウェブサイト)

<https://www.who.int/news/item/09-05-2025-who-and-medicines-patent-pool-announce-sublicensing-agreement-for-rapid-diagnostic-test-technology> [最終アクセス日：2026年3月6日]

¹¹⁷ Belgium and WHO sign new agreement to boost global equitable access to health products and technologies (WHO ウェブサイト)

<https://www.who.int/news/item/19-12-2025-belgium-and-who-sign-new-agreement-to-boost-global-equitable-access-to-health-products-and-technologies> [最終アクセス日：2026年3月6日]

2. 医療技術アクセスプログラム (HTAP) : WHO が権利確保と地理的に分散した技術移転を実現するための仕組みであり、当初は診断技術と mRNA に焦点を当てていたが、他の優先技術へも拡大している。HTAP は既に、医療サービスが十分に行き届いていない地域における診断薬製造能力の拡大に向けたライセンス契約およびサブライセンス契約の締結を支援している。

第3節 WIPOの動向

WIPO では、2020 年 4 月の事務局長声明で、COVID-19 に関する 2020 年 4 月での主な課題は、COVID-19 の治療薬及びワクチンへのアクセスではなく、承認された治療薬及びワクチンがないことが指摘された。したがって、2020 年 4 月での各国政府の政策は、治療薬及びワクチンを見つけるための研究開発支援を目指すべきであり、知的財産権はそのため中心的な役割を果たすと指摘した¹¹⁸。

その後、COVID-19 のワクチン、治療薬の開発が進み、WIPO は、2022 年 3 月 10 日、COVID-19 関連ワクチン・治療法に関するパテントランドスケープレポートを発行した¹¹⁹。

また、2022 年 7 月 14 日、WIPO、USPTO、EPO、及び学術経済学者は COVID-19 パンデミックに対してグローバルイノベーションシステムがいかに機能したのかに関するレポート (Resilience and Ingenuity: Global Innovation Responses to Covid-19¹²⁰) を作成・公開した。

また、COVID-19 対応パッケージは、2021 年 10 月に WIPO 加盟国によって承認され、WIPO の 2022/23 年度作業・予算計画の一環として、WIPO 事務局長によって発表された。

2025 年 2 月以降 2026 年 1 月までに、下記に関する追加情報は確認できなかった。

1. WIPO のパテントランドスケープ (COVID-19-related vaccines and therapeutics)

WIPO のウェブサイト¹²¹で、特定の国若しくは地域内、又は、世界の特定の技術を概観するものとして、パテントランドスケープが公開されている。当該パテントランドスケープは、公衆衛生、食料安全保障、気候変動、環境など、発展途上国及び後発開発途上国にとって特に関心のある分野がカバーされている。

COVID-19 関連ワクチン、治療薬に関するパテントランドスケープ¹²²が、2023 年 4 月 3 日に公開された。本報告書は、COVID-19 ワクチン及び治療薬の分野で行われた特許活動の包括的なレビューに基づく所見を提供し、2022 年 3 月に発行された第 1 回 WIPO COVID-

¹¹⁸ Some Considerations on Intellectual Property, Innovation, Access and COVID-19, April 24, 2020 (WIPO ウェブサイト) https://www.wipo.int/about-wipo/en/dg_gurry/news/2020/news_0025.html [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

¹¹⁹ New COVID-19 Research: Universities and Research Organizations Highly Active in Vaccine Patenting During Pandemic's Early Days; China, U.S.-based Applicants Lead in Vaccine and Therapeutics Innovation, March 10, 2022 (WIPO ウェブサイト) https://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2022/article_0003.html [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

¹²⁰ Resilience in Face of the COVID-19 Crisis (Centre for Economic Policy Research ウェブサイト) https://cepr.org/system/files/publication-files/167264-resilience_and_ingenuity_global_innovation_responses_to_covid_19.pdf [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

¹²¹ Patent Landscape Reports (WIPO ウェブサイト) <https://www.wipo.int/publications/en/series/index.jsp?id=137> [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

¹²² Patent Landscape Report (2022): COVID-19 vaccines and therapeutics Insights into related patenting activity throughout the pandemic (WIPO ウェブサイト) <https://www.wipo.int/edocs/pubdocs/en/wipo-pub-1075-23-en-covid-19-vaccines-and-therapeutics.pdf> [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

19 特許ランドスケープレポート¹²³で議論された洞察に基づいている。以下、概要を示す。

2020年初めから2022年9月までの49の知財庁における特許調査において、COVID-19関連の特許出願が7,758件（うち、COVID-19治療薬に関連する特許出願が4,787件、ワクチン開発に関連する出願が1,298件）見当たった。

COVID-19 関連の特許出願分析：

(1) ワクチン出願 出願人比率・出願人国籍上位5位・種類比較

出願人比率：企業（52%）、大学／研究機関（42%）

出願人国籍上位5位：中国、米国、ドイツ、韓国、ロシア

種類比率（2022年1月から9月に公開された出願）：従来型ワクチンに関する特許出願（弱毒生ワクチン：3%、不活化ウイルスワクチン：9%、たんぱく質サブユニットワクチン：47%、ウイルス様ワクチン：5%）

新たなプラットフォームワクチンに関する特許出願（ウイルスベクターワクチン：21%、RNA ワクチン：11%、DNA ワクチン：7%、抗原提示細胞ワクチン：3%）

(2) 治療薬出願 出願人比率・出願人国籍上位5位・種類比較

出願人比率：企業（49%）、大学／研究機関（38%）

出願人国籍上位5位：中国、米国、韓国、インド、ドイツ

種類比率：低分子化合物（50%）、生物学的製剤（43%）

2. Resilience and Ingenuity: Global Innovation Responses to Covid-19¹²⁴

2022年7月14日、WIPO、USPTO、EPO、及び学術経済学者はCOVID-19パンデミックに対してグローバルイノベーションシステムがいかに機能したかに関するレポート（Resilience and Ingenuity: Global Innovation Responses to Covid-19）を作成・公開した。レポートの概要は以下のとおりである。

1. COVID-19は、パンデミックの最初の2年間で、世界の知的財産出願に大きな影響を与えた。
2. パンデミックの影響を最も受けたのは、零細及び中小の起業家であったが、デジタル技術の急速な採用は、多くの起業家に機会をもたらした。
3. 米国のデータによると、女性研究者とプライマリケアを担当する研究者が、パンデミックの影響を最も強く受けたことが示唆される。
4. 政策支援は、グローバルなイノベーションシステムの回復力において重要な役割を果たし、パンデミックへの対処におけるシステムの対応に貢献した創意工夫に拍車をかけた。

¹²³ Patent Landscape Report (2022): COVID-19-related vaccines and therapeutics Preliminary insights on related patenting activity during the pandemic (WIPO ウェブサイト)
<https://www.wipo.int/edocs/pubdocs/en/wipo-pub-1075-en-covid-19-related-vaccines-and-therapeutics.pdf> [最終アクセス日：2026年3月6日]

¹²⁴ Resilience in Face of the COVID-19 Crisis (Centre for Economic Policy Research ウェブサイト)
https://cepr.org/system/files/publication-files/167264-resilience_and_ingenuity_global_innovation_responses_to_covid_19.pdf
[最終アクセス日：2026年3月6日]

3. COVID-19 Response Package and Build Back Fund¹²⁵

WIPO は、2022 年に事務局長が立ち上げた COVID-19 対応パッケージで開始されたプロジェクトの実施支援を継続するために設立された Build Back Fund の下で、知的財産の効果的な活用を活用し、ターゲットを絞ったインパクト志向のプロジェクトを通じて、加盟国が特定の課題に対処できるよう支援している。特に、女性、若者、中小企業（SME）、地域社会、先住民族など、知的財産制度によって十分に支援されていない人々に焦点が当てられている。

COVID-19 対応パッケージは、2021 年 10 月に WIPO 加盟国によって承認され、WIPO の 2022/23 年度作業・予算計画の一環として、WIPO 事務局長によって発表された。

2024 年 7 月 10 日、WIPO の COVID-19 対応パッケージプロジェクトの成果に特化したハイブリッド会議が、WIPO 総会の合間に開催された¹²⁶。

COVID-19 対応パッケージの下で開始された 50 以上のプロジェクトのうち、女性、若者、起業家、先住民コミュニティなど、支援の行き届いていないコミュニティへの影響について、以下の 8 つの取組が会議で紹介された。

- ・ トリニダード・トバゴのカーニバル博物館の知的財産管理戦略
- ・ ペルーのアワジュン先住民コミュニティのための Uchi CreActivo プロジェクト
- ・ ドミニカ共和国及び中米諸国の起業家や零細・中小企業の資金調達源としての知財制度の利用の促進
- ・ ブータンの工芸部門のための団体商標及び認証商標の開発
- ・ チリにおける地理的表示「Orégano de la Precordillera de Putre」の管理と商業化を強化
- ・ エジプトとサウジアラビアの知財研修機関（IPTI）による中小企業（SME）のための知財知識とスキルの構築
- ・ リベリアの中小企業のための知財管理クリニック
- ・ 「起業家のための知的財産プレイブック」（ラテンアメリカの IPTI との経験から開発）

COVID-19 対応パッケージの下で開始されたプロジェクトの実施支援を継続するため、WIPO は 2024/25 年度作業・予算計画において、Build Back Fund を設立した。

第 4 節 WTO/WHO/WIPO 三者共同の取り組み

公衆衛生に関する国際協力は本質的に多面的であり、効果的な医療システムの構築に重点が置かれており、ダイナミックで、世界中の国々の要求に対応しなければならない。こ

¹²⁵ COVID-19 Response Package and Build Back Fund (WIPO ウェブサイト)

<https://www.wipo.int/en/web/innovation-creativity-and-development-acceleration-program/build-back-fund> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹²⁶ Spotlighting the impact of WIPO's COVID-19 Response Package and Beyond (WIPO ウェブサイト)

<https://www.wipo.int/en/web/innovation-creativity-and-development-acceleration-program/w/news/2024/spotlighting-the-impact-of-wipo-s-covid-19-response-package-and-beyond?lang-wt=en> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

の目標に向けて、WTO¹²⁷、WHO¹²⁸、WIPO¹²⁹は、健康を改善するための世界的な取り組みを支援するために、20年以上緊密に協力している。WTO、WHO、WIPOの役割は、国際連合広報センターによれば、以下のように記載されている。

WTO¹³⁰

国家間のグローバルな貿易の規則を取り上げる唯一の国際機関である。多国間規則に基づくシステムの中で貿易が円滑に行われるように支援し、政府間の貿易に関する紛争を公平に解決し、個々の加盟国の貿易政策を検討し、貿易に関する交渉のためのフォーラムを提供する。

WHO¹³¹

グローバルな保健問題についてリーダーシップを発揮、健康に関する研究課題を作成、規範や基準を設定し、加盟国への技術的支援を行い、健康志向を監視、評価する。

WIPO¹³²

知的所有権のサービス、政策、情報、協力のためのグローバルなフォーラムであり、その目的は、すべての人の利益となるイノベーションと想像力を可能とするバランスのとれた、効果的な国際知的所有権（IP）システムを発展させることである。

1. 調査レポート：Promoting Access to Medical Technologies and Innovation

2012年、WTO、WIPO、WHOは、健康、知的財産、及び貿易の問題に関する国際協力を透明かつ全体的な方法で支援することを目的とした調査レポート（Promoting Access to Medical Technologies and Innovation）初版¹³³を作成した。このレポートでは、実際の経験を共有し、幅広い政策手段を理解するためのプラットフォームを提供するため、3つの機関のそれぞれの専門分野をまとめている。

2020年に第2版¹³⁴が作成されたが、これは、特にCOVID-19パンデミックへの対応における多面的な課題に世界が取り組んでいるときに、進行中の技術協力と政策議論をサポートし、情報を提供する手段として考えられている。

¹²⁷ Trilateral cooperation on public health, trade and intellectual property (WTO ウェブサイト)

https://www.wto.org/english/tratop_e/trips_e/who_wipo_wto_e.htm [最終アクセス日：2026年3月6日]

¹²⁸ Trilateral cooperation on intellectual property and public health (WHO ウェブサイト)

<https://www.who.int/teams/health-product-policy-and-standards/medicines-selection-ip-and-affordability/cooperation> [最終アクセス日：2026年3月6日]

¹²⁹ WHO, WIPO, WTO Trilateral Cooperation on Public Health, IP and Trade (WIPO ウェブサイト)

https://www.wipo.int/policy/en/global_health/trilateral_cooperation.html [最終アクセス日：2026年3月6日]

¹³⁰ 世界貿易機関 (World Trade Organization (WTO)) (国際連合広報センターウェブサイト)

https://www.unic.or.jp/info/un/unsystem/specialized_agencies/wto/ [最終アクセス日：2026年3月6日]

¹³¹ 世界保健機関 (World Health Organization (WHO)) (国際連合広報センターウェブサイト)

https://www.unic.or.jp/info/un/unsystem/specialized_agencies/who/ [最終アクセス日：2026年3月6日]

¹³² 世界知的所有権機関 (World Intellectual Property Organization (WIPO)) (国際連合広報センターウェブサイト)

https://www.unic.or.jp/info/un/unsystem/specialized_agencies/wipo/ [最終アクセス日：2026年3月6日]

¹³³ Promoting Access to Medical Technologies and Innovation (WTO ウェブサイト)

https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/pantiwhowipowtweb13_e.pdf [最終アクセス日：2026年3月6日]

¹³⁴ Promoting Access to Medical Technologies and Innovation Second Edition (WHO-WIPO-WTO-trilateral ウェブサイト)

https://www.who-wipo-wto-trilateral.org/files/wipo_pub_628_2020_en.pdf [最終アクセス日：2026年3月6日]

2. Trilateral COVID-19 Technical Assistance Platform

2022年4月11日、WTO¹³⁵、WHO¹³⁶、WIPO¹³⁷は、既存の三極協力の枠組みの中で COVID-19 技術支援プラットフォーム（Trilateral COVID-19 Technical Assistance Platform¹³⁸）を立ち上げた。以下の3点を目的としている。

- (1) 公衆衛生、知的財産、及び貿易問題のインターフェースに関する専門知識を利用できるワンストップショップの提供；
- (2) COVID-19 ワクチン、医薬品、及び関連技術のニーズに対処するメンバーのサポート；
- (3) ワクチン、医薬品、及び技術にアクセスするために利用可能なすべてのオプションを最大限に活用する際の、タイムリーで調整された技術支援の促進及び提供

具体的に利用可能な技術的支援としては、以下のものがあげられている。

- ・政策オプションを特定すること、実施すること、国際的な法的枠組みの中で公衆衛生、知的財産、貿易に関連する国内の法的枠組みをレビューすること（TRIPS 協定と公衆衛生についてドーハ宣言で再確認・明確化された柔軟性を提供する TRIPS 協定の条項を最大限に活用することを含む）。
- ・パンデミックに対応するために必要とされる技術に関して、加盟国のアクセスをサポートすること。
- ・医薬品やその他の優先医療技術へのアクセスを活用するための地域的及び準地域的アプローチをサポートすること。
- ・COVID-19 イニシアチブを通じて、イノベーション、アクセス、技術移転を促進することを含め、世界、地域、国レベルでの健康、知的財産、貿易に関連する情報の収集と利用可能性を強化すること。

2023年9月12日、WHO、WIPO、WTOの事務局長は、COVID-19 パンデミック発生後3回目となる会合で、3組織間の協力の焦点を、COVID-19 パンデミックへの対応から、保健技術へのアクセスを向上させ、将来のパンデミックによりよく備えるために、TRIPS 協定の柔軟性をより効果的かつ持続的に活用するための支援を強化・拡大することに合意した。加盟国の発展するニーズに対応するため、事務局長らは、WHO-WIPO-WTO COVID-19 技術支援プラットフォームの利用を COVID-19 以外にも拡大することに合意した¹³⁹。

¹³⁵ WHO, WIPO, WTO launch trilateral COVID-19 technical assistance platform, April 11, 2022 (WTO ウェブサイト) https://www.wto.org/english/news_e/news22_e/igo_11apr22_e.htm [最終アクセス日：2026年3月6日]

¹³⁶ WHO, WIPO, WTO launch trilateral COVID-19 technical assistance platform, April 11, 2022 (WHO ウェブサイト) <https://www.who.int/news/item/11-04-2022-who-wipo-wto-launch-trilateral-covid-19-technical-assistance-platform> [最終アクセス日：2026年3月6日]

¹³⁷ WHO, WIPO, WTO launch trilateral COVID-19 technical assistance platform, April 11, 2022 (WIPO ウェブサイト) https://www.wipo.int/policy/en/news/global_health/2022/news_0003.html [最終アクセス日：2026年3月6日]

¹³⁸ WHO-WIPO-WTO Trilateral Technical Assistance Platform ウェブサイト <https://www.who-wipo-wto-trilateral.org> [最終アクセス日：2026年3月6日]

¹³⁹ WHO, WIPO, WTO renew commitment to support integrated solutions to global health challenges, 12 September 2023, (WTO ウェブサイト) https://www.wto.org/english/news_e/news23_e/igo_13sep23_e.htm [最終アクセス日：2026年3月6日]

上記以外に、WTO、WHO、WIPO の 3 者の取り組みとして、近年以下の活動が行われている。

- ・技術協力ウェビナー

2025 年 7 月 3 日に、技術ウェビナーを共催し、公共調達（プール調達を含む）の医療技術のグローバルで衡平かつタイムリーなアクセスを促進する役割について議論した¹⁴⁰。

- ・ジュネーブを拠点とする 3 者協力保健・貿易・知財担当官会合

2025 年 11 月 17 日に、ジュネーブを拠点とする貿易、保健、知的財産の外交官を対象とした第 2 回 3 者協力ブリーフィングが開催された¹⁴¹。WTO で非公開の会議として開催され、関係者は、AI やデジタルヘルス技術に関する実践的な経験を共有した。

- ・現在の政策課題に関する技術シンポジウム

2025 年 12 月 11 日に、第 12 回 3 者協力技術シンポジウム「抗菌薬耐性:イノベーションギャップ、アクセス不平等、供給課題への対処」が開催された¹⁴²。

以上

¹⁴⁰ Public procurement as key tool to tackle health issues discussed at WHO-WIPO-WTO webinar, 3 July 2025 (WTO ウェブサイト) https://www.wto.org/english/news_e/news25_e/igo_03jul25_e.htm [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁴¹ WTO, WHO and WIPO hold briefing for government officials on AI and digital health, 17 November 2025 (WTO ウェブサイト) https://www.wto.org/english/news_e/news25_e/heal_17nov25_205_e.htm [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁴² WHO, WIPO, WTO Symposium examines innovation, access and supply issues in addressing AMR, 11 December 2025 (WTO ウェブサイト) https://www.wto.org/english/news_e/news25_e/heal_11dec25_256_e.htm [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

第2章 CBD 及び WHO パンデミック協定における、遺伝資源及びその遺伝情報に関する DSI の ABS に関する議論

日本製薬工業協会
野村 将

1. はじめに

生物多様性条約の枠組みで、製薬産業の研究開発を阻害する恐れのある遺伝資源及びその遺伝情報に関するデジタル配列情報（DSI）のアクセスと利益配分（ABS）についての国際的な議論が継続的に行われている。また、WHO パンデミック協定ではパンデミックに係る病原体とその遺伝情報のアクセスと利益配分の仕組み(PABS)を設立することが議論されている。

製薬業界は、生物多様性の保全とパンデミック対策の重要性を深く認識しており、これらの課題解決に向けた国際的な取り組みを全面的に支持している。各国が緊密に連携し、実効性のある枠組みを構築することは、持続可能な社会の実現において不可欠である。一方で、現在検討されている国際的な枠組みについては、慎重な議論が必要であると考えられる。特に、義務となる範囲が不明確なまま一部の業界セクターや民間企業に大きな義務を負担させる仕組みにおける拠出や、拠出金の具体的な使途や運用における透明性が十分に確保されないまま拠出のみを先行させる議論の方向性については、合理的な説明が不足していると言わざるを得ない。

以下にデジタル配列情報のアクセスと利益配分に関する多国間の仕組み（MLM：Multilateral Mechanism）及び WHO パンデミック協定の PABS に関する製薬業界の考えについて述べる。（国際的な議論の詳細については令和6年度調査報告書第1部第2章に記載されたため省略する）

2. デジタル配列情報のアクセスと利益配分

COP16 では、デジタル配列情報の利用に伴う利益配分を実現するため、多国間の仕組みを運用化する決定（Decision 16/2）が採択され、あわせてグローバル基金である Cali 基金が設置された。デジタル配列情報を商業的に利用して便益を得る民間企業に対し、企業規模に応じて利益または売上高の一定割合を Cali 基金へ拠出することが示され、目安として、利益の1%または売上高の0.1%が設定されている。また、対象となり得るセクターとしては、製薬、化粧品、農業・食品関連（アグリビジネス等）などが挙げられている。

デジタル配列情報のアクセスと利益配分に関する国際的な制度設計につき、製薬業界は、「研究開発・イノベーションの進展を妨げない枠組み」を最優先の原則とするべきと考えている。持続可能な枠組みにするために、以下の要素を制度設計に組み込むことを望む。

A) 参加しやすく公平な基金制度の設計

拠出は義務ではなく自発的なものとし、拠出額も自己申告に基づいて合理的な範囲で柔軟に設定できる仕組みを目指す。デジタル配列情報の便益は幅広いステークホルダーに享受されており、生物多様性の保全という全世界的な趣旨からも、基金への参加は、特定の

組織や産業に負担が偏らないよう、広範なステークホルダー・産業分野が参加し、広く薄く負担する形が望ましい。また、過去の活動に遡って拠出を求めることは避けるべきである。

B) 参加を促す明確なインセンティブ

多くの利用者に参加してもらうためには、明確なメリットが必要である。少なくとも、参加企業に過度な負担や重複義務を負わせることは避けるべきである。例えば、この基金に拠出することで、他の関連条約や国内法が定める利益配分義務がすべて免除される（重複した拠出を避ける）といった、シンプルで分かりやすいインセンティブを与えることが考えられる。製薬企業は公定価格である薬価制度の下で事業を行っており、拠出コストを製品価格へ転嫁することは極めて困難であることから、非締約国企業などとも比較し、国際競争上不利益とならないような国内措置は不可欠である。

C) 研究開発や利用を阻害しない自由なアクセス

研究開発・イノベーションの進展を妨げないことが重要である。そのため、研究開発の基盤となる配列データベースの利用に制限を設けたり、アクセスに負荷をかけたりすることは避け、研究者が自由に情報を活用できる環境を維持する必要がある。また、利用者の利便性を考え、製品ごとにデジタル配列情報を追跡・管理するような複雑な手続きは避ける。

D) 透明で信頼性の高い基金運営

基金が広く信頼され、継続的に運営されるためには、透明性の確保が不可欠である。運用を開始する前に、安定した法的基盤と明確な運用ルールを策定し、資金の流れや活動内容・効果を積極的に情報開示することが必要と考える。

3. パンデミックに係る病原体とその遺伝情報のアクセスと利益配分の仕組み

現在、WHO パンデミック協定第 12 条において、パンデミック発生時にワクチン等の関連製品の 20%（無償提供 10% および入手可能な価格での提供 10%）を WHO へ提供する義務が盛り込まれている。さらに、これら製品提供の義務に加え、平時から「年会費」に類する金銭的拠出を義務化する議論が進展している。これら金銭的拠出に加え、その他にも企業活動に様々な条件が付される状況下では、企業が参画に消極的になることから、結果として迅速な病原体アクセスの阻害、緊急時における研究開発の遅延を招くという重大なリスクを孕んでいる。また、上記したデジタル配列情報のアクセスと利益配分による拠出との重複など、企業負担の著しい増大が予想される。将来の公衆衛生上の脅威に対し実効性のある対応を実現するためには、企業にとって参加しやすい制度設計の確立が不可欠である。

4. パンデミックにおける製造準備態勢と持続可能な製品供給

平時におけるワクチンおよび治療薬の製造準備態勢について、製薬企業各社は相応の対応能力を保有している。しかしながら、次なるパンデミックの起因となる病原体を事前に特定することは困難であり、不確実性の高い中で体制を維持し続けることには多大な障壁が存在する。特に、製造設備や原料の確保・維持には膨大なコストを要するため、事業の継続性を担保し得る持続可能な枠組みの構築が不可欠となる。

パンデミック発生時には、供給量の最大化を目的とした製造施設の増設や人員確保に莫

大な投資が行われる。しかし、事態の終息後には、これらの投資が過剰在庫や余剰設備、過剰人員へと転じ、深刻な経営リスクを招くこととなる。また、ワクチンの研究開発には、1,000万ドルから1億ドル（約15億円から150億円）以上の先行投資が必要である。したがって、特に途上国における施設新設にあたっては、こうした経済的実態を十分に踏まえた慎重な検討が求められる。

技術移転およびライセンス供与に関しては、これらを一律に義務化すべきではない。安定した知的財産制度を基盤とし、自発的な協力関係を支援する健全かつ均衡のとれたエコシステム、および自主性を尊重した多様なパートナーシップの構築こそが、実効性のある供給体制の実現に寄与する。

さらに、病原体へのアクセス段階における利益配分に関する契約の締結義務化については、慎重な議論を要する。研究の初期段階で詳細な利益配分を決定することは、成功の不確実性が極めて高いプロジェクトに対して過度な経済条件の検討を強いることと同義である。これは企業にとって過重な負担となるだけでなく、迅速な研究開発を阻害し、最終的な製品開発全体に負の影響を及ぼす懸念がある。

5. まとめ

世界において医薬品を創出できる能力を有する国家は、全194のWHO加盟国の中でわずか10カ国から15カ国程度に限定されている。日本は、この数少ない医薬品創出国の一つである。

製薬ビジネスの本質は、極めて高いリスクとリターンが併存するモデルに立脚している。一つの革新的医薬品を開発するためには、数百億円から数千億円規模の膨大な投資が必要であり、次世代の創薬に向けた研究開発を継続するためには、その投資を確実に回収できる環境が不可欠である。この循環を支える基盤こそが知的財産制度であり、公正な競争と多角的なコラボレーションを促進する重要な役割を果たしている。

しかし、現在議論されている生物多様性条約（CBD）における「デジタル配列情報（DSI）のアクセスと利益配分（ABS）」、および「WHOパンデミック協定」といった国際的な交渉の場において、創薬国の主張は数的に不利な状況に置かれやすい。その結果、議論の方向性が企業の事業継続性を度外視した過度な負担を求めるものへと傾斜する懸念がある。

製薬企業にとって、サステナブルなビジネスモデルを維持できない非現実的な枠組みが構築された場合、その枠組みへの実効性ある参加は極めて困難となる。国際的な利益配分の仕組みを真に機能するものとするためには、企業にとって予見可能性が高く、参画へのインセンティブが働く「魅力ある内容」を包含しなければならない。製薬業界は、科学的根拠に基づき、イノベティブな研究開発を停滞させることなく、むしろ促進するような制度設計がなされ、世界の患者さんに医薬品が届くよう、引き続き国際的な議論に貢献していく。

以上

第3章 WIPO、WTO/TRIPS 理事会等、知的財産の専門的なフォーラムにおける議論の状況

第1節 WIPOにおける議論の動向

1. 加盟国総会

WIPO 加盟国総会は、WIPO の予算の策定、PCT 等の国際出願・登録制度の規則改正承認等、WIPO 全体に関わる事項についての意思決定を行う会合。第 66 回加盟国総会は 2025 年 7 月に開催された。

<第 66 回加盟国総会>

第 66 回加盟国総会では、各加盟国による一般演説、2026/27 年 WIPO 計画予算案、各委員会の活動報告、マドリッド制度の規則改正、ウクライナ支援等が議論された。

(1) 一般演説

地域グループ・コーディネータ、ASEAN・EU 等の共同体、各加盟国、オブザーバが演説を行った。我が国（河西特許庁長官）からは、中小企業・スタートアップ・起業家への支援に関する WIPO の取組として Global Entrepreneur Empowerment Program (GEEP) や IP マネジメントクリニック (IPMC) などの取組を歓迎するとともに、途上国の中小企業支援について日本国特許庁が WIPO と連携強化することに合意しており、引き続き世界規模の取組に協力していく旨表明した。また、日本国特許庁は、AI を含む最先端技術が知的財産制度に与える影響を認識し、WIPO におけるこうした分野の議論に積極的に参加していく旨表明した。そして、気候変動や SDGs 達成等の社会課題解決に向けて、知的財産が重要な役割を担うものである旨言及するとともに、日本国特許庁が、ジャパン・ファンドを通じた協力を含め WIPO GREEN などの取組を拡充していることや、大阪・関西万博において国際フォーラムを開催し、社会課題解決に向けて知財を活用するという考え方を広めていく旨表明した。

(2) WIPO 計画予算委員会 (PBC)

本年は WIPO の 2 カ年予算の編成年であり、2025 年 5 月及び 6 月に開催された PBC 第 38 回及び 39 回会合にて 2026/27 年度計画予算案について議論が行われたものの、一部の予算提案項目について加盟国間での合意が得られず、WIPO 加盟国総会にて再度議論を行うこととなっていた。今次総会において、上記合意が得られていない項目について集中的に議論がなされた結果、提案の一部修正が行われた上で、2026/27 年度計画予算案が承認された。

(3) 開発と知的財産に関する委員会 (CDIP)

WIPO 事務局より、過去 1 年間（2024 年 12 月及び 2025 年 5 月）に開催された CDIP 会合の議長総括及び開発アジェンダ実施に関する事務局長報告について紹介があった。我が国からは、WIPO ジャパン・ファンドを通じた取組として、ラテンアメリカやアジア、アフリカ等での WIPO GREEN の支援例を紹介するなど、JPO が WIPO を通じた途上国支援の取組の重要性を認識し、ジャパン・ファンドを通じて積極的に貢献していることについて発信した。

(4) 意匠法条約 (DLT) を確定し採択するための外交会議の報告

2022 年の第 63 回 WIPO 加盟国総会において、本件に係る外交会議を開催することが決定されていた。これに関し、WIPO 事務局より、2024 年 11 月に同外交会議が開催され、その結果、リヤド意匠法条約 (Riyadh Design Law Treaty) が採択されたことについて報告があった。

(5) マドリッド制度の規則改正、その他の議題

第 22 回マドリッド作業部会にて合意された規則改正が承認された。このほか、WIPO のウクライナ支援に関する報告、監査及び監督に関する事項の報告、WIPO 職員事項に関する報告や、WIPO 調整委員会等の構成、その他各種委員会の報告などについて、今次総会にて取り扱われた。

2. 特許法常設委員会 (SCP)

特許法常設委員会 (SCP) では 2000 年～2005 年に実体特許法条約作成に向けて議論を続けていたが、その後 3 年間、南北対立により会合を開催することができなかった。その後の調整の結果、2008 年 6 月に第 12 回会合が開催され、第 16 回以降、ファクトファインディングに留め制度調和につなげないとの前提で、「特許の質 (異議制度を含む)」及び「秘匿特権」(以上主に先進国の関心事項)、「特許権の例外と制限」、「特許と健康」及び「技術移転」(以上主に途上国の関心事項) の 5 項目に関して議論が行われてきた。

2025 年 11 月には、第 37 回会合が開催され、本会合においては、引き続き上記の 5 項目に関して議論を行うとともに、各国の知見や経験共有のための各種シェアリングセッションが開催された。

(1) 「特許の質 (異議制度を含む)」: 発明者の概念に関する各国・地域の法的枠組や AI の発明者適格・AI 関連発明の特許性に関し、日本から、産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会において現在議論されている AI に関連する特許法上の各論点を紹介した。特に、これまで SCP で焦点が当てられていなかった「引用発明適格性」の論点については、非常に重要であるとの反応があった。

各知財庁における特許審査のための AI ツール等、種々のツール利用や開発に関し、日本から、特許庁における AI 技術の活用に向けたアクション・プランの現在の進行状況を紹介し、他国からはドシエ情報の要約への AI 活用について関心が寄せられた。

(2) 「秘匿特権」: 事務局から WIPO において各国の情報を整理したウェブページが紹介された。

(3) 「特許権の例外と制限」: 事務局から、各国の農家・育種家の特許権の利用における例外に関する規定・運用が紹介された。(54 か国程度が当該例外に関する法規を設けているとのこと。日本ではこれを明示的に規定した法規・運用は存在しない。)

(4) 「特許と健康」: 事務局や国際製薬団体連合会 (IFPMA) 等の代表から、医薬品及びワクチンに関する特許情報にアクセス可能なデータベースに係る取組の更新状況が説明され、また、事務局から、WIPO による開発途上国及び後発開発途上国に対する技術支援に関する WIPO の開発アジェンダ勧告 14 の実施状況に関する進捗報告がなされた。

(5) 「技術移転」: 健康やグリーン技術分野における技術移転に関するベストプラクティスに関し、日本から、グリーン技術の技術移転という観点から、大阪・関西万博におい

て開催した国際フォーラムを紹介し、知財庁という立場からの貢献を共有した。また、会合に招へいされた専門家からは、公的資金及び私的資金（企業から CSR 活動として資金提供を募る）を組み合わせて活用し技術移転を行う新たなソーシャルイノベーションライセンスモデル等について紹介があった。

（6）「今後の取組」：次回会合以降、上記 5 項目の議題の下で、効果的な審査のための AI ツール等の利用や知財庁がツール開発の上で直面する課題を共有するシェアリングセッション開催、AI 発明者適格の各国議論状況の更新、私的／非商業的利用に関する特許権の例外や国家安全保障関連発明に関する例外の議論、特許審査を行う上での倫理に関する各国の運用等の情報収集等を行うことに合意した。

一方、議長サマリの「今後の取組」の前文において十数年間挿入され続けてきた「SCP の取組は…ファクトファインディングに留め制度調和につなげない」との文言、及び、開発アジェンダ勧告 14 のレビューを要請するブラジル提案等に関しては、長時間にわたる非公式会合での交渉を経て、前者は「いくつかの加盟国は、…ファクトファインディングに留め制度調和につなげないことに合意した一方で、ある加盟国は同意しなかった」との文言で決着した。後者は 3 年後の SCP40 において、事務局が技術支援の進捗報告を行うという形で合意（※レビューは行わず、単に報告のみ）。

3. PCT 作業部会

PCT 作業部会 (PCT-WG) は、2007 年の PCT 同盟総会において設立が合意されたもので、PCT に関する広範な議題を検討し、PCT 同盟総会での採択に向けた加盟国間の事前協議・調整を行う場となっている。

2025 年 2 月に開催された第 18 回会合では、電子メールアドレスの記載を必須とする規則修正、個人データを公衆アクセスの対象から除外可能とする規則修正、為替変動等に伴う手数料換算額の見直しのための総会指針の修正に関する提案のほか、遺伝資源等の出所開示要件に関する PCT 規則等の修正を将来の会合で検討するため WIPO 国際事務局が提案を準備するよう要請するか否か等について議論が行われた。

しかしながら、会合中に議長の議事進行を不服として動議が提起されたのに続き、議長により会合の中断が宣言された。

4. 商標・意匠・GI の法律に関する常設委員会 (SCT)

SCT では、商標・意匠・地理的表示 (GI) の法律に関する国際調和、各国共通の課題等について議論している。2025 年 3 月に第 48 回会合が開催され、以下について議論が行われた。

【意匠】

（1）GUI の意匠保護に関する共同勧告¹⁴³の修正提案、及び GUI に対する意匠保護がイ

¹⁴³ 国際的な GUI の意匠保護を促進し、各国における制度改正の際の指針とするため、これまでの SCT における GUI の意匠に関する調査結果を踏まえ、GUI の意匠保護に関する基本的事項を法的拘束力の無い「共同勧告」としての作成を目指すもの。2019 年の第 42 回会合で日米が共同提案し、現在、イスラエル、英国、カナダ、韓国並びに EU 及びその加盟国が共同提案国に加わっている。

ノベーションに与える影響に関する調査についてのアフリカグループによる提案¹⁴⁴：第 47 回会合で、我が国を含む先進国グループからの指摘を受け、アフリカグループが次回会合までに提出するとしていた修正提案は、第 48 回会合までに提出がなされなかった。第 48 回会合では、アフリカグループは、提案の修正のために文書での意見を求めた。協議の末、アフリカグループは、本調査提案について、既に提供されたコメントに加えて、さらなるコメントを募集し、次回会合前に修正提案を用意することとなり、議長サマリーにその旨明記された。

(2) 優先権書類の電子的交換 (DAS) に関する参加国の最新状況：第 48 回会合では、日本や米国等から、DAS の有用性について発言があり、また、英国から、特許出願に対して提供している DAS のサービスを意匠出願にも拡大予定である旨紹介があった。本議題は、次回通常会合でも提示されることとなった。

【商標】

(1) 国名・地名・国ブランドの保護：第 48 回会合では、累次会合で議論されてきた①ジョージア等による商標における国名及び国家的重要性のある地名の保護に関する審査ガイドライン採択の提案について、②ジャマイカによる国名の保護に関する共同勧告案について、その修正提案が議論された。また、③エクアドルおよびペルーによる、「国ブランド」に関する提案が扱われた。

①について、本提案は、国名及び国家的重要性のある地名を含む商標については、原則としてその登録を認めないことを規律し、審査において参照する国名・地名リストを含む審査ガイドラインの採択を求める提案である。提案国を中心に、国名及び国家的重要性のある地名の保護に関する国際調和の重要性が言及された一方で、EU からは、提案を歓迎しつつも、更なる文言の修正や追加が必要である旨の発言がなされた。その後、提案国であるスイスから非公式文書（作業文書の修正案であり、共同勧告案を提案するもの）が加盟国に共有された。議論の結果、次回会合では作業文書の修正が行われることとなり、引き続き議論を行うこととなった。

②について、本提案は、商標中に国名が含まれる場合、指定商品との関係で需要者に誤認のおそれがない場合であっても、その登録を認めないとするものである。コロンビア、中国、韓国等から、自国制度等と相違する、商標審査の負担が増すおそれがある等の懸念が示された。また、我が国から、本提案の内容はユーザーに過度な負担を課す懸念があるため、慎重に議論すべき旨発言した。次回会合においても本議題について引き続き議論を行うこととなった。

③について、本提案は、「国ブランド」（各国が自国のイメージ促進等の目的で使用するあらゆる標識）を保護するための制度の条文を提案するものである。エストニア (CEBS グループ代表)、EU、英国、米国、中国等からは、提案されている制度の法的性質が不明であること、新たな制度を創設する必要性、国ブランドの定義の広範さ等について懸念が示さ

¹⁴⁴ 累次 SCT 会合で議論されてきた GUI の意匠に関する調査や、GUI の意匠保護に関する共同勧告作成提案に関して、GUI の意匠保護の拡大が開発途上国や後発開発途上国 (LDC) に与える影響について十分な分析がなされていないことを考慮し、SCT は新興のソフトウェア・情報技術産業に与える影響を十分に検討する必要があると、共同勧告案の採択には時期尚早との立場を示したアフリカグループによって、第 46 回会合で事務局に対し、当該影響に関する新たな調査が提案された。

れた。他方で、スイス、コロンビア、アイスランド、ロシア、ナイジェリア、ナミビア等からは、国ブランドの重要性を指摘する発言や、提案に関心があるため更なる議論への参加を希望する旨の発言があった。次回会合においても本議題について引き続き議論を行うこととなった。

(2) ドメインネームにおける国名及び地名の保護: 国名及び国家的重要性のある地名は、一私人によって不当に独占されることを避けるため、トップレベルドメイン (TLD) として登録されるべきではないところ、ICANN (Internet Corporation for Assigned Names and Numbers) における現行の取扱いでは国名及び地名の保護が限定的であるとして、その保護の強化を求める国名及び国家的重要性のある地名をリスト化することが提案されたものである。エストニア (CEBS グループ代表) からは提案への支持が表明されたが、米国からは、「国家的重要性のある地理的名称」の意味について共通理解が存在しないこと等が指摘された。次回会合では、本議題をアジェンダに残し、進展があった場合に議論を行うこととなった。

(3) ドメインネームにおける商標関連の最新情報: ICANN により TLD の拡大が行われているところ、それに伴い商標権者の権利が害されることへの懸念があることから、事務局に対して、TLD 拡大における商標関連の側面に関する情報の提供を継続的に求めているものである。今次会合では、47 回会合に引き続き、事務局から TLD 拡大における商標関連の側面に関する情報が提供され、締約国からは、これらの議論や課題について引き続き最新情報を提供してほしい旨の発言があった。

【地理的表示 (GI)】

各国の GI 保護制度・運用の理解を深めるための情報セッションを累次開催しているところ、第 48 回会合では、「世界における GI の価値」及び「ドメイン名紛争解決手続における有効な権利としての GI の承認: 最近の動向と展望」の 2 つをテーマに、第一部では社会経済的発展やエコツーリズムの潜在的な手段としての GI の利点と欠点について WIPO、豪州、スペインから、ドメイン名紛争解決手続と GI に関する制度的・歴史的な概観について WIPO、EU、米国からプレゼンがあった。第二部では、米国、コロンビア、ベルギーから GI 及び商標による保護についての各国の経験が、英国、インド、イタリア、メキシコから各国の制度やドメイン名紛争解決手続における GI の扱いが共有された。

また、今次会合のプレナリーセッションでの議論の結果、次回会合では 2 つの情報セッションを開催し、「GI 及び持続可能性についての包摂的ガバナンス」(EU 提案) 及び「植物名及び GI」(豪州提案) を各情報セッションのトピックとすることで合意した。

5. マドリッド作業部会

マドリッド作業部会は、商標の国際登録に関するマドリッド制度の利便性向上等のため主にマドリッド協定議定書の規則修正等について議論し、マドリッド同盟総会での採択に向け加盟国間の事前協議・調整を行う場となっている。

2025 年 9 月に開催された第 23 回会合では、中国語・ロシア語・アラビア語・日本語・ポルトガル語・ドイツ語の導入提案について議論が行われた。また、基礎要件や従属性の維持・撤廃・緩和、登録証発行義務化、保護認容日・使用要件開始日提供義務化、出願人適格の緩和に関する規則修正等についても議論された。これらの議題について次回以降の会

合で引き続き検討されることとなった。

6. ハーグ作業部会

ハーグ作業部会は、意匠の国際登録に関するハーグ制度の利便性向上、法的問題の解決等のため、ハーグ協定ジュネーブ改正協定の規則の修正等を議論し、ハーグ同盟総会での採択に向けて、締約国間の実務者間における協議を行う場となっている。

2025年10月に開催された第14回会合では、単一クラス要件廃止、手数料表改定、WIPO国際事務局を通じた締約国からの通信の送付のための規則修正案のほか、優先権書類デジタルアクセスサービスへの参加の奨励、意匠の複製物の新形式導入に関する提案、及び従前から議論が続いているハーグ制度の手続言語として新たな言語を追加する提案についても議論が行われ、これらの議題について次回以降の会合で引き続き検討されることとなった。また複製物の新形式については、JPEGの高解像度化、PNG、SVGなど2D画像フォーマットの導入について、その実施や技術的詳細に関心ある締約国と協議するフォーラムを設ける要請が国際事務局に対してなされた。

7. 著作権等常設委員会 (SCCR)

SCCRでは近年、主に①放送機関の保護と②権利の制限と例外について議論が行われている。

このうち、①放送機関の保護は、1998年、デジタル化・ネットワーク化に対応した放送機関の保護に関する新たなルール（放送条約）の策定を目指して議題化され、現在、2007年の一般総会のマンデート（伝統的な意味での放送機関の保護を定めること（ただし、コンテンツ自体は保護の適用対象外））に従って議論を継続しており、近年は、条約の枢要である、(i)用語の定義（definition）、(ii)保護の対象（object of protection）、及び(iii)与えられる権利（rights to be granted/protection）に関する議論が中心に行われている。

第42回会合（2022年5月）では、代案のない形の議長テキストが示され、第43回会合（2023年3月）、第44回会合（2023年11月）、第45回会合（2024年4月）では、前回会合の議論等を踏まえて修正された議長テキストについて、各国と、議長・起草者の間で質疑が行われた。

今後、議長テキストは、各国等からの意見等を踏まえて修正され、次回の第46回会合で更に議論が行われる予定である。

②権利の制限と例外は、著作権等の権利保護だけではなく、権利の制限と例外の措置についてもデジタル時代に対応した新たな国際的枠組みを構築すべきという途上国からの指摘を受け、2005年以降、議題化されている。現在（i）図書館とアーカイブのためのものと（ii）教育、研究機関等のためのものの2つを議論対象としている。両議題とも、各国の経験等の共有を中心に行うべきとする先進国と、新たな国際的枠組みの必要性を主張する途上国との間で対立する構造が続いている。

8. WIPO 標準委員会 (CWS)

WIPO 標準委員会（Committee on WIPO Standards : CWS）は、2009年9月の一般総会において、従前の情報技術常設委員会／標準・文書作業部会（SCIT／SDWG）に代わり設置が承認された。技術専門家が集い、新たなWIPO標準の制定や現行WIPO標準の改正等に

について検討することを目的とした委員会である。

2025年11月に開催された第13回会合では、日本から共同タスクフォースリーダーであるサウジアラビア及び国際事務局とともに、知財データ交換に関する標準案として、相互主義、無償提供、第三者への自由な提供等について規定されている五庁データ交換ポリシーをベースとするWIPO標準案をCWSに提示した。また、一部の知財庁からの指摘を踏まえ、国際事務局から標準案の改善のためにアンケート調査を行うことが提案された。結論、アンケートの結果に基づいてWIPO標準案を修正し、次回会合（2026年11月）でのWIPO標準承認を目標とするスケジュールについて、合意が得られた。

さらに、同会合では、既存のST.26（配列表）、ST.37（オーソリティファイル）、ST.60（商標書誌データ）、ST.90（API）、ST.92（優先権書類の電子交換のためのデータパッケージ形式に関する標準）の改訂、特許情報への公衆アクセスタスクフォースの終了、（出願人名称等の）名称のデータクリーニングを補助する新標準案の提案等について議論がされた。

このうち、ST.92については、前回の会合では含まれなかった意匠及び商標登録出願を追加した改訂案、及び新たなサンセット期間満了日（2028年6月30日）が承認された。また、ST.26、ST.37、ST.60及びST.90については、改訂案が承認された。特許情報への公衆アクセスタスクフォースについては、タスクフォースを終了することが承認された。名称のデータクリーニングを補助する新標準案の提案については、個人情報保護等の懸念点が残っているとの指摘を受け、前回の会合に引き続き承認されず、議論継続となった。

9. エンフォースメント諮問委員会（ACE）

本諮問委員会は、2002年の一般総会において、知的財産権のエンフォースメント（権利執行）に関する諮問委員会（ACE）として設立され、知的財産権（知財）の執行に関する技術的な支援や調整、特に模倣・海賊行為に対抗するための機関・産業界との連携、公衆教育、支援、国内・地域内の研修プログラムの実施調整、知的財産権行使の事項に関する情報交換等を行っている。

2025年2月に第17回会合が開催された。同会合では、知財のエンフォースメントに係る（1）公衆への啓発活動、（2）政策実施体制、（3）WIPOによる法令面の支援、（4）WIPOによる各国・地域での人材育成活動支援について、プレゼンテーション等を通じ、以下のような情報共有が行われた。

知的財産権に関する普及啓発に関し、その効果向上のため、各国・機関が行う様々な工夫が紹介された。まず内容面では、国ごと又はWIPOが提供する調査ツールキットを利用して測定した消費者への意識調査の結果を、キャンペーンの効果向上に役立てている例が紹介された。また手段の面では、複数の国がインフルエンサーを利用して特に若年層への浸透を図る重要性について言及した。また一部の国・機関からは、中小零細企業が各国の社会経済構造に占める重要な役割とともに、そのような企業における知財保護活用の意識の低さや知財侵害を受けた際のリスクの高さが指摘された。

海賊版コンテンツへの対応に関し、サイトブロッキングの有効性を示す調査結果が発表され、その関連法制度が一部の加盟国に導入されつつあり、あるいは司法判断で対応する国もあること、一方で巧妙化する侵害者側の手口に迅速に対抗し、あるいは越境で発生する侵害に対抗するため、各国間ないし官民の連携や技術面でのアップデートの重要性が指

摘された。

第 16 回会合においてブラジル（前回会合における GLURAC 代表）が提案した ACE の議題にバイオパイラシーを含めることについては、今回会合に至るまでの非公式会合及び本会合における調整を経て、タイトルを「知財侵害によるバイオ産業へのインパクト」とするなどの修正を加えたうえで、第 18 回会合においてパネルディスカッションを行うこととなった。

10. 開発と知的財産に関する委員会（CDIP）

開発と知的財産に関する委員会（CDIP）は、WIPO が取り組むべき「開発アジェンダ」（2007 年の WIPO 一般総会にて採択）を実施するための作業計画の策定、履行状況の確認等を行うために設立された委員会である。

2025 年 5 月に第 34 回会合、2025 年 11 月に第 35 回会合が開催された。

<第 34 回 CDIP 会合>

（1）開発アジェンダの実施に関する事務局長報告書について、クレイブ事務局次長から、WIPO 中期戦略計画（MTSP）2022-2026 に整合させつつ、各セクターにおいて開発アジェンダの主流化に取り組んだことに言及があった。また、事務局から、開発協力の分野における WIPO の技術支援に関する独立外部レビューの現状報告があった。

（2）「知財と開発」に関する情報共有セッションでは、トピックを「知財と司法」として、WIPO 事務局から、知財やイノベーションのエコシステムを強化する上で WIPO が司法分野をどのように支援しているかについて、IP Judges Forum の開催経験等を含めて紹介があった。

（3）その他議論等：今次会合で提案された 2 つのプロジェクトのうち、知的財産を活用したフェスティバル・ツーリズム促進プロジェクトは実施が承認されたが、途上国における商標権侵害物品の国境を越えた取引に対処するための戦略及びツールの開発プロジェクトは、次回会合で議論を継続することとなった。

<第 35 回 CDIP 会合>

（1）地域グループ・コーディネータ、各加盟国や EU 等から一般演説が行われ、WIPO の知財と開発の分野における、途上国に対する技術支援や、若者、女性、中小企業等の重要性などについて言及がなされた。日本からは、ジャパン・ファンドを通じた SMEs 支援や WIPO GREEN の取組等日本の貢献を発信すると共に、WIPO と協力して実施した大阪・関西万博におけるイベント開催について紹介しつつ、WIPO と今後も協力し貢献していきたい旨表明している。

（2）「知財と開発」に関する情報共有セッションでは、「デジタル時代における、レジリエンス、効率性、アクセシビリティ、危機への備えのための知財庁の強化と近代化」をテーマとして、WIPO 事務局側から、夏目事務局長補ほか関連部署から WIPO における危機対応関連の取組が紹介された。日本からは、知財庁による貢献として、震災時の救済措置、ウェブサイト等による情報発信、震災復興支援早期審査の取組等を紹介している。このほか、チリ、トリニダード・トバゴ、ARIPO、OAPI からも危機対応等に係るそれぞれの経験が紹介された。

(3) その他議論等：今次会合で加盟国から提案されたプロジェクトのうち、知的財産を活用したスポーツ振興強化プロジェクトのみの実施が承認された。これ以外に、商標権侵害物品の国境を越えた取引に対処するための戦略及びツールの開発プロジェクト、知的財産による人形作家のエンパワーメントプロジェクト、気候レジリエンスのための知的財産制度の活用プロジェクトの提案があったが、次回会合での議論が継続することとなった。

1 1. 遺伝資源等政府間委員会 (IGC)

WIPO 遺伝資源等政府間委員会 (Intergovernmental Committee on Intellectual Property and Genetic Resources, Traditional Knowledge and Folklore; IGC) においては、遺伝資源 (GRs)、伝統的知識 (TK)、伝統的文化表現・フォークロア (TCEs) の保護に関し、2001 年以来、知的財産権の観点から専門的かつ包括的な議論が重ねられている。これまで、効果的かつバランスのとれた保護を確保する国際的な法的文書について合意に達することを目的に、テキストベースの交渉を行うこと等のマンデートに基づき、それぞれ具体的なテキストに基づく議論が行われてきたが、GRs、TK、TCEs に関し包括的な保護の枠組の創設を求める途上国と、それに慎重な先進国の意見の懸隔は依然大きいままである。

(1) GRs 及び関連する TK について

GRs 及び関連する TK については、2022 年 7 月に開催された WIPO 総会において、2024 年までに、前議長が私見に基づき作成したいわゆる「議長テキスト」をベースに、国際的な法的文書の採択のための外交会議を開催すること、並びに、2023 年下半期に懸隔を埋めるための特別会合及び外交会議に関し必要な事項を決定する準備委員会を開催することが決定した。

同決定に従い、2023 年 9 月には、テキストに関する実質的な議論を行うための特別会合、及びテキスト中の管理規定や外交会議の手続規則・会議の場所や日程について議論するための外交会議準備委員会が開催されたが、テキスト中の実質的規定について懸隔は埋まらず、事務局が提案した原案とほぼ同一のテキストを本会合の成果物として外交会議に送ることが決定された。

2024 年 5 月に WIPO 本部において開催された「知的財産、遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識に関する国際的な法的文書を確定させるための外交会議」においては、2 週間の集中的な議論を経て各国が歩み寄りの姿勢を見せた結果、全会一致で、「知的財産、遺伝資源及び関連する伝統的知識に関する WIPO 条約」が採択された。

同条約は、締約国に対し、遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的知識に基づく発明について、特許出願の際に当該遺伝資源等の出所を開示する、いわゆる出所開示要件の導入を義務づける一方で、不正な目的がある場合を除き、出所に関する情報を開示しなかったことを理由として特許を無効にしてはならない旨を規定している。

なお、第 51 回 IGC (2025 年 6 月) で合意された 2026/2027 年 IGC マンデートにおいて、GR に関しては、「GRs に関する知的財産の問題及び GRs と TK/TCEs との関連性についての議論を継続するが、GRs に係る規範設定に関する作業は行わないこと」とされた。

(2) TK 及び TCEs について

2024/2025 年のマンデート・作業計画に従い、2024 年 12 月、TK 及び TCEs について議論

するための第 49 回会合が開催された。第 47 回会合で改訂されたテキストを基に、各条文について、先進国、途上国の双方から様々な提案・修正が提示され、その結果、テキストの分量や代替案の数が大きく増加した改訂案が作成されたが、途上国は、この改訂版は懸隔を狭めるものではなく逆に広げるものであるとして、これを次回会合に送付することに反対した。この結果、各国の提案が反映されたファシリテータ改訂版は第 50 回会合に送られないこととなった。さらに、TK・TCEs の議題の決定文に関し、途上国が、現在のテキストではなく、前議長が私見に基づき作成したいいわゆる「議長テキスト」を今後の議論の基礎とすべき旨主張したことへの言及を含めることを求め、この点についても議論が行われた。最終的に、「ファシリテータ改訂版テキストを次回会合に送ることにコンセンサスが得られず、改訂前のテキストに基づいて今後議論を継続すること、次回会合において議長テキストの使用を主張する国があったが反対する国もあったこと」が決定に盛り込まれる形で合意し、決定が採択された。

第 50 回 IGC (2025 年 3 月) では、前回会合でファシリテータ改訂テキストに合意できず次回会合へ送付されなかった経緯から、今次会合では、「Friend of the chair (議長の友)」が 1 名 (フィリピン) 選出された。TK 及び TCE テキストの議論では、「議長の友」が議事運営を行い、主要条項 (目的、保護要件、保護範囲等) についてインタラクティブに議論が行われた。代替案が複数併存する条文について、一部の代替案の削除に成功し、建設的な雰囲気での議論が開始された。しかし、米国、欧州等の先進国から、各国の政策的余地を柔軟に許容するテキスト提案が行われると、途上国は、テキスト提案は「懸隔を狭める」というマンドートに背く行為であるとして先進国の提案に反対する主張を繰り返す展開となった。会合 4 日目に提示された改訂テキストは、途上国の要請に沿って TK・TCEs の両テキストを一つに統合しつつ、非公式会合で合意されたとおり一部テキストの削除・修正を行い、かつ、先進国が支持するテキスト提案の一部を反映したものであった。会合最終日午前のプレナリーでは、議長が、改訂テキストを今後の議論の基礎として次回第 51 回会合に送ることを提案したが、これに対し、途上国は、米国のテキスト提案は懸隔を狭めるものではなく逆に広げるものであるとの主張を変えず、これを次回会合に送付することに反対した。その後、グループコーディネータを含む少数国で協議を重ね、議長から双方への妥協が促されたが、最終的に、ナイジェリアが単独で反対し、改訂テキストは第 51 回 IGC 会合に送付されないこととなった。

第 51 回 IGC (2025 年 6 月) では、テキスト交渉と 2026/27 の 2 年間のマンドートの議論が行われた。ファシリテータが 3 名 (米国、ケニア、チリ) 選出され、各国の提案を反映したファシリテータ改訂版テキストが 2 会合ぶりに次の会合に送付されることとなった。今までと異なる点は、これまでのファシリテータ代替案は維持され、ファシリテータ代替案への修正提案は、新たな代替案 X として追加された点である。マンドートの議論については、これまでのマンドートを基礎としつつ、主に会合日数について議論があった。議長から、6 回 (①5 日、②③は連続で 3 日+5 日の計 8 日、④⑤も同様に連続で計 8 日、⑥5 日、全体で 26 日間) が提案されたが、先進国 (主に米・日) が会合数の減少を主張するのに対し、以前の 30 日から減少しているし、より深い議論のために長期開催が必要との声があった。結局、3 回で、各回 8 日の計 24 日間の開催で合意された。また、遺伝資源 (GR) については、マンドートには含めるが、規範定立に向けたテキスト交渉は行わないことが明記された。TK/TCE のテキスト交渉を行うことについては従来どおり。

【参考】 2026/2027 年 IGC マンデートの概要

- i. 2026/2027 年度中に、GRs、TK、TCEs について、「国際的な法的文書」をまとめることを目的に、結果を予断することなく議論を継続すること。
- ii. TK、TCEs について、テキスト交渉を含む作業を継続すること。
- iii. 2024 年に「知的財産、遺伝資源及び関連する伝統的知識に関する WIPO 条約 (GRATK 条約)」が採択されたところ、GRs に関する知的財産の問題及び GRs と TK/TCEs との関連性についての議論を継続するが、GRs に係る規範設定に関する作業は行わないこと。
- iv. 作業計画に従い、2 年間で計 3 回のセッションを開催すること。
- v. 事務局は、既存のリソースの範囲内で、ハイブリット形式の専門家ワークショップを開催すること。

第 2 節 WTO TRIPS 理事会における議論の動向

TRIPS 理事会は TRIPS 協定の実施、特に加盟国の義務の遵守を監視するとともに、知的所有権の貿易関連の側面に関する事項の協議を行う場であり、毎年 3 回開催される通常会合などで議論がなされている。

2024 年に開催された通常会合においては、従前 TRIPS 理事会で取り上げられてきた (1) TRIPS 協定と生物多様性条約 (CBD) との関係、(2) 知的財産とイノベーション、(3) TRIPS 協定第 66 条 2 に基づく技術移転奨励措置、(4) 知財、COVID-19 及びパンデミックへの備え等に加え、(5) TRIPS 協定第 71 条 1 に基づくレビューについても議論が行われた。以下、上記 (1) ~ (5) の議論の概要を説明する。

1. TRIPS 協定と生物多様性条約 (CBD) との関係

TRIPS 協定と生物多様性条約 (CBD) との関係は、WTO 香港閣僚宣言パラ 39 において、協議プロセスを加速化し、一般理事会は進展を検討し、遅くとも 2006 年 7 月 31 日までに適切な行動をとること、また、同パラ 44 において TRIPS 理事会の作業を継続することとされている。

2024 年に開催された通常会合においては、中国、インド、インドネシア、ブラジル、南アフリカ等から、同年 5 月の WIPO における「知的財産、遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識に関する国際的な法的文書を確定させるための外交会議」の成功に言及しつつ、従来の立場 (①TRIPS 協定と CBD を相互補完的なものとするべく、2011 年 4 月の提案文書 (TN/C/W/59) で言及されているとおり遺伝資源の出所開示要件の導入を義務付けるよう TRIPS 協定を改正すべき、②CBD 事務局を TRIPS 理事会に招聘し、名古屋議定書を含む最近の議論の状況を説明させるべき、及び、③WTO 事務局に対し、TRIPS 協定と CBD との関係、TRIPS 協定第 27 条 3(b)のレビュー、伝統的知識及びフォークロアの保護の 3 つの論点について事実関係がまとめられた 2006 年の文書 (IP/C/W/368/Rev.1、IP/C/W/369/Rev.1、IP/C/W/370/Rev.1) のアップデートを行うべき) を繰り返す発言があった。

これに対して、日本、米国、英国等の先進国も従前と同様に、遺伝資源の出所開示要件等については WIPO の遺伝資源等政府間委員会 (WIPO/IGC) が議論を行う最適なフォーラム

である旨主張した。また、米国は、TRIPS 理事会への CBD 事務局の招聘及び WTO 事務局の関連文書の更新を支持する立場にないと主張した。

議長からは、加盟国に対し、必要に応じて相互に議論することを促す旨述べられた。

2025 年に開催された通常会合においては、インド、ブラジル、ペルーから TRIPS 協定と CBD の関係についての議論を再開するための文書 (IP/C/W/719¹⁴⁵) が回付され、インドからは MC14 で議論を再開するためのマンデートを得るべき旨の発言があった。インド、インドネシア、ブラジル等の発言内容については、従来立場 (①TRIPS 協定と CBD を相互補完的なものとするべく、2011 年 4 月の提案文書 (TN/C/W/59) で言及されているとおり遺伝資源の出所開示要件の導入を義務付けるよう TRIPS 協定を改正すべき、②CBD 事務局を TRIPS 理事会に招聘し、名古屋議定書を含む最近の議論の状況を説明させるべき) と同様の主張であった。これに対して、日本、米国、英国等の先進国も従前からの立場に変わりはなく、遺伝資源の出所開示要件等については WIPO の遺伝資源等政府間委員会 (WIPO/IGC) において、専門的な議論が累次行われており、議論の重複は避けるべき旨主張した。

また、途上国側から、WIPO に対して GRATK 条約に関するプレゼンを依頼するべきといった提案が従前からあったところ、11 月の会合では、WIPO から GRATK 条約の概要と最新情報に関する発言があった。

2. 知的財産とイノベーション

知的財産とイノベーションは、各国における知的財産の活用の成功事例等を紹介することにより、知的財産制度の肯定的な側面に焦点を当てることを目的とした議題であり、米国の主導により、2012 年 11 月の通常会合以来、議論が行われている。

2024 年の会合では、「IP and Awareness」をテーマに①知財の普及啓発とクリエイター、②知財の普及啓発と協力、③知財の普及啓発と、教育とエンターテインメント、を議題として議論が行われた。各会合では、日本、米国、EU、スイス等の先進国から、各国の経験・知見や取組が共有されると共に、南米諸国等の途上国からも知財の普及啓発の重要性について指摘がなされつつ、支援、協力等の事例が共有され、途上国を含めた多くのメンバーに、知財に関する普及啓発の重要性が広く認識される形となった。なお、日本からは、各議題について、①文化庁による契約書作成支援システムや著作権侵害相談窓口設置等のクリエイターの支援のための取組、②JETRO ドバイ事務所による現地政府との協力や企業との協力を含む模倣品対策の取組、③特許庁による若年層や知財の非専門家を対象とした漫画審査基準等の知財啓発の取組等を紹介した。

2025 年に開催された通常会合では、米国主導で作成された作業文書 (IP/C/W/717¹⁴⁶) を

¹⁴⁵ REVIVING DISCUSSIONS ON THE RELATIONSHIP BETWEEN THE TRIPS AGREEMENT AND CONVENTION ON BIOLOGICAL DIVERSITY, IP/C/W/719 (WTO, 18 March 2025)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=O:IP/C/W719.pdf&Open=True> [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

¹⁴⁶ INTELLECTUAL PROPERTY AND INNOVATION: TECHNOLOGY TRANSFER CASE STUDIES, IP/C/W/717 (WTO, 10 March 2025)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=O:IP/C/W717.pdf&Open=True> [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

基に、「Technology Transfer Case Studies」をテーマとして、メンバーによる技術移転の事例紹介が呼びかけられ、日本を含む複数の国・地域から技術移転等の事例や取組が紹介された。日本からは、WIPO GREEN の概要や、大阪・関西万博で特許庁が主催予定（10月4日実施済み）のWIPO GREEN・ラウンドテーブルの紹介のほか、アフリカや東南アジアへの事業展開の中でライセンス契約を用いた技術移転を行った民間企業の事例等を紹介した。他方で、途上国側からは、特許権のライセンスを用いた技術移転では途上国側の経済的リソース不足が障壁となる点や、技術移転を行う先進国側の都合に比べ途上国側のニーズの考慮が欠けている点などが指摘され、現状の協力等では途上国側にとって不十分であるとの主張があった。また、強制実施権や技術移転の奨励措置等の TRIPS 協定に明記された権利・義務の重要性も指摘された。

2025年11月の通常会合では、本テーマの取り纏めが行われ、日本からは、これまで紹介した技術移転の事例から得られた教訓として、知財の適切な保護及び執行と、技術移転から生じる偽造品に対抗するためのシステムの強化の確保が、イノベーションの促進に重要である旨の発言を行った。一方、途上国側の立場は従前から変わらず、現状の協力等では充分ではない旨の主張がなされた。また、会合中のサイドイベントとして、技術移転に関するパネルディスカッションが開催された。AUTM（大学技術移転管理者協会）からモデレータを迎え、WIPO、ロンドン大学クイーンメアリー校、米国ギリアド・サイエンシズ社からパネリストが登壇し、技術移転の成功には信頼関係の構築が不可欠であり、信頼関係構築には特許が重要な役割を果たすこと、及び、技術移転には長期的なパートナーシップが重要であること等が共有された。

3. TRIPS 協定第 66 条 2 に基づく技術移転奨励措置

本議題は、TRIPS 協定第 66 条 2 に基づき、先進国は後発開発途上国（LDC）への技術移転を促進及び奨励するため、先進国領域内の企業及び機関に奨励措置を提供することとされているところ、先進国が作成した報告書に基づいて活発な意見交換を行うことを目的としたものである。

2024年11月の通常会合においては、EU、スイス、米国、日本、カナダ、英国、豪州、ニュージーランド、ノルウェーから、それぞれが提出した報告書の概要につき説明がなされた。LDC は、メンバーの努力への謝意を表明し、LDC に特化したインセンティブや投資が反映されている点で報告書の内容が改善されていることを評価する一方、本議題で議論されるべきインセンティブのタイプを明確に定義すべきこと、LDC を対象とする、より多くのプロジェクトの実現を期待することなどを述べた。

議長は、本議題は次回の会合でも議論を継続したいとした。

2025年3月の TRIPS 理事会通常会合¹⁴⁷において、LDC への自発的な技術移転が、イノベーション、生産性、開発をいかに促進できるかが議論された。オーストラリア、カナダ、EU、イスラエル、日本、韓国、ニュージーランド、シンガポール、スイス、台湾、英国、

¹⁴⁷ Members continue TRIPS implementation review discussion, address IP notification obligations, 21 March 2025 (WTO ウェブサイト)

https://www.wto.org/english/news_e/news25_e/trip_21mar25_e.htm [最終アクセス日：2026年3月6日]

米国から「知的財産とイノベーション:技術移転のケーススタディ」と題する文書¹⁴⁸が提出された。この文書の目的は、地球規模の課題に対処するための相互に有益な技術移転の奨励に関する TRIPS 理事会の議論に資する情報を提供することである。

この文書は、農業、環境持続可能性、製造業などの分野で、技術移転がどのように行われるかを深く理解するために、実践的な例が有用であることを示し、以下のようないくつかの具体例を示している。

- ・一部の知的財産庁のウェブサイトでは、繊維、自動車、製造業などの分野における事例にアクセスでき、そこでは、特許が研究開発を行う組織からの技術移転をどのように促進するかが示されている¹⁴⁹。
- ・世界知的所有権機関（WIPO）は、技術交流のためのオンラインプラットフォーム WIPO GREEN¹⁵⁰を提供している。WIPO GREEN は、環境に優しい技術の供給者と需要者を結びつけることで、気候変動対策に向けた世界的な取り組みを支援している。
- ・技術移転プロジェクトの詳細は、記事や研究論文で確認できる。例えば、日本企業とタンザニア企業による長持ちする殺虫剤処理されたネットの共同生産事業¹⁵¹、あるいはスリランカの製造・繊維産業向け企業への技術ノウハウ提供¹⁵²などが挙げられる。
- ・加盟国は、TRIPS 協定第 66 条 2 項の実施に関する報告書を提出し、自国領域内の企業及び機関に対し、後発開発途上国への技術移転を促進・奨励し、健全かつ持続可能な技術基盤の構築を可能とする目的で提供する優遇措置を列挙しており、これらの報告書には、優遇措置の対象となった能力構築及び技術移転プロジェクトの詳細が記載されることがある。
- ・公衆衛生の分野では、革新的な技術移転メカニズムの事例が数多く見られ、例えば、医薬品特許プール（MPP）¹⁵³は、HIV、肝炎、COVID-19、がん、その他の疾患の治療に関連する医療技術について、地理的市場を横断した特許の再許諾を促進している。MPP はこれらの医療技術をライセンス供与し、技術移転の技術的要件を理解するため技術開発元と緊密に連携した上で、対象国における製造業者と自発的なサブライセンス契約を締結する。これにより、医薬品のアクセス拡大と当該医薬品開発の促進を図っている。

¹⁴⁸ INTELLECTUAL PROPERTY AND INNOVATION: TECHNOLOGY TRANSFER CASE STUDIES, IP/C/W/717, 10 March 2025 (WTO ウェブサイト)

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=O/IP/C/W717.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026年3月6日]

¹⁴⁹ 例えば欧州特許庁の技術移転事例は、以下の欧州特許庁ウェブサイトから確認できる。

<https://www.epo.org/en/learning/learning-resources-profile/business-and-ip-managers/innovation-case-studies/technology-transfer-case-studies> [最終アクセス日：2026年3月6日]

¹⁵⁰ WIPO GREEN – The Marketplace for Sustainable Technology (WIPO ウェブサイト)

<https://www3.wipo.int/wipogreen/en/> [最終アクセス日：2026年3月6日]

¹⁵¹ H. Masum et al., Africa's largest long-lasting insecticide-treated net producer: lessons from A to Z Textiles, BMC Int'l Health and Human Rights, Volume 10, article number S6, (2010)

<https://bmcinthealthhumanrights.biomedcentral.com/articles/10.1186/1472-698X-10-S1-S6> [最終アクセス日：2026年3月6日]

¹⁵² K. Malik and V. Wickramasinghe, International technology transfer and its impact on innovation enhancement for firms based in Sri Lanka, Int. J. Technology Transfer and Commercialization, Vol. 12, Nos. 1/2/3 (2013). See also Global Environmental Facility, 10 Cases of Technology Transfer (2000).

¹⁵³ Medicines Patent Pool ウェブサイト

<https://medicinespatentpool.org/> [最終アクセス日：2026年3月6日]

この文書は、2025年6月のTRIPS理事会通常会合においても取り上げられ¹⁵⁴ ¹⁵⁵、2025年11月のTRIPS理事会通常会合においては、特許保護技術や営業秘密技術の自発的移転に関する加盟国からの意見が聴取され、国内政策と能力構築の重要性が浮き彫りとなった¹⁵⁶。

技術移転に関連して、WTOの「貿易と環境委員会」と「貿易と技術移転作業部会」での最近の議論を紹介する。

4月2日から3日に行われた「貿易と環境委員会」の会合及びテーマ別議論において、WTO加盟国は、世界貿易と環境政策の交わりに関する議論を行った¹⁵⁷。技術移転及び貿易関連の気候変動対策措置（TrCMs）に関する重要なポイントをレビューした。

4月1日、委員会は技術移転に関する第5回テーマ別会合を開催した。ここでは、技術移転における主要な障壁として、高コストと技術要件、供給・需要・知識／知的財産のギャップ、適切な資金調達と革新的な資金メカニズムの必要性などが挙げられた。また、ベストプラクティスと成功事例も強調され、これには、ニーズに基づく地域特化型ソリューション、官民パートナーシップ、南南協力、革新的な資金メカニズム、気候技術とガバナンス枠組みの統合可能性などが含まれる。

「貿易と技術移転作業部会」は、11月21日の会合で、WTOの各機関（「TRIPS理事会」、「貿易と環境委員会」、「農業委員会」）で行われている技術移転に関する最近の取り組みをレビューした。議長は、今年初めに行われた非公式協議について報告し、今後の活動に関するメンバーの意見を集めたところ、生産能力、気候耐性、デジタルなどの分野での技術移転の重要性が強調された¹⁵⁸。

この会合において、TRIPS理事会議長は、技術移転に関する最近の議論と進展について、以下の内容を含む声明を発表した¹⁵⁹。

技術移転は、2022年ジュネーブ及び2024年アブダビ閣僚宣言で義務付けられた通り、将来のパンデミックに備えるためのTRIPSの議論においても重要な要素となっている。英

¹⁵⁴ Members explore technology transfer case studies, patent information, trade-related IP data, 27 June 2025 (WTO ウェブサイト) https://www.wto.org/english/news_e/news25_e/trip_27jun25_e.htm [最終アクセス日：2026年3月6日]

¹⁵⁵ MINUTES OF MEETING HELD IN THE CENTRE WILLIAM RAPPARD ON 26-27 JUNE 2025, IP/C/M/114, 30 July 2025 (WTO ウェブサイト) <https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:IP/C/M114.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026年3月6日]

¹⁵⁶ TRIPS Council explores technology transfer, pandemic preparedness, digital infrastructure, 10 and 11 November 2025 (WTO ウェブサイト) https://www.wto.org/english/news_e/news25_e/trip_10nov25_202_e.htm [最終アクセス日：2026年3月6日]

¹⁵⁷ Committee advances discussions on trade-related climate measures and technology transfer, 3 April 2025 (WTO ウェブサイト) https://www.wto.org/english/news_e/news25_e/envir_03apr25_e.htm [最終アクセス日：2026年3月6日]

¹⁵⁸ Members review WTO-wide discussions on technology transfer to developing economies, 21 November 2025 (WTO ウェブサイト) https://www.wto.org/english/news_e/news25_e/wgttt_21nov25_214_e.htm [最終アクセス日：2026年3月6日]

¹⁵⁹ NOTE ON THE MEETING OF 21 NOVEMBER 2025, WT/WGTTT/M/76, 28 November 2025 (WTO ウェブサイト) <https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:WT/WGTTT/M76.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026年3月6日]

国は文書 IP/C/W/704/Rev.1¹⁶⁰において、COVID-19 パンデミック期間中の自発的ライセンス、協力パートナーシップ、技術移転の取り組みの役割を強調した。同文書は、知的財産の枠組みにおける予測可能性が、こうしたパートナーシップに必要な安全性を提供することに寄与したと指摘する一方で、全ての主体が等しく恩恵を受けたわけではなく、技術能力やインフラの不足といった障壁が残っていることも認めた。同文書は、加盟国が協力成功の要因をさらに検討し、パンデミック対策強化とイノベーションへの衡平なアクセス促進に向けた広範な取り組みにおいて、自発的ライセンス供与と技術移転をいかに支援できるかを検討するよう提案している。

TRIPS 理事会の定例議題「知的財産とイノベーション」でも、この主題を検討する機会が生じている。この文脈において、加盟国グループが提出した IP/C/W/717¹⁶¹等の文書は、加盟国に対し、自発的な技術移転に関する事例研究を提供し、協力の成功に寄与する要因について考察するよう要請するものであり、共同研究、ライセンス供与、合弁事業、技術提携など、様々な分野における幅広い取組みを網羅していた。

同時に、一部の加盟国は、自発的ライセンス供与への重点化について懸念を表明し、TRIPS 協定下における技術移転の理解が狭められ、強制実施権を含む柔軟性の重要性が軽視される恐れがあると指摘した。これらの加盟国は、契約交渉における構造的な非対称性、制限的なライセンス条件、ノウハウへのアクセス制限、その他効果的な技術移転を妨げる可能性のある障壁を挙げ、政策の余地を保ちつつ技術への衡平なアクセスを促進する、バランスの取れたアプローチを求めた。

これらの議論では、異なる角度からこの問題にアプローチしているものの、技術移転を可能にする実践的条件を検討することの重要性が強調され、共通の関心事項として、協力が効果的であった分野を特定すること、及び、移転が行われる総合的な政策環境に対する理解を深めることが表明された。

他方、バングラデシュ、コロンビア、エジプト、インドは、IP/C/W/708¹⁶²において、TRIPS 協定が、後発開発途上国を含む開発途上国への技術移転及び普及を促進する上でどのように寄与し得るかについて、理事会による検討を要請した。これは、ニーズが最も大きい分野及び関連技術への迅速かつ効果的なアクセスを確保し得るメカニズムについて、より深い考察を促すものであった。

4. 知財、COVID-19 及びパンデミックへの備え

本議題は、COVID-19 感染拡大を受け、TRIPS 協定の柔軟性と公衆衛生について TRIPS

¹⁶⁰ INTELLECTUAL PROPERTY, VOLUNTARY LICENSING AND TECHNOLOGY TRANSFER COMMUNICATION FROM THE UNITED KINGDOM, IP/C/W/704/Rev.1, WT/WGTTT/W/35, October 2, 2023 (WTO ウェブサイト) <https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/IP/C/W704R1.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026年3月6日]

¹⁶¹ REVIVING DISCUSSIONS ON THE RELATIONSHIP BETWEEN THE TRIPS AGREEMENT AND CONVENTION ON BIOLOGICAL DIVERSITY, IP/C/W/717, March 18, 2025 (WTO ウェブサイト) <https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=Q:/IP/C/W717.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026年3月6日]

¹⁶² TRIPS FOR DEVELOPMENT: POST MC13 WORK ON TRIPS-RELATED ISSUES COMMUNICATION FROM BANGLADESH, COLOMBIA, EGYPT AND INDIA, WT/GC/W/925, IP/C/W/708, March 8, 2024 (WTO ウェブサイト) <https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/GC/W925.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026年3月6日]

理事会で議論すべきと主張する南アフリカより提案され、2020年の7月の通常会合から、COVID-19 関連の知財措置にかかる情報交換を目的として新たに登録されたものである。

本議題については、2022年7月の通常会合において、議題名を「COVID-19 に対する知的財産分野での対応」から「知財と COVID-19」に変更することが合意された後、2023年3月の通常会合において、南アフリカから議題のタイトルを将来のパンデミックへの備えを含み得るものとするよう提案がなされていたところ、2024年4月に開催された通常会合において、議題名を「知財、COVID-19 及びパンデミックへの備え」と変更することで合意された。

2024年に開催された全ての通常会合において、いずれのメンバーからも、2022年6月の第12回WTO 閣僚会議（MC12）における TRIPS 協定に関する閣僚決定パラ5に基づく通知（同閣僚決定に基づく措置を実施したことについての通知）はなかった旨が、議長から報告された。

各通常会合において、インド、南アフリカ、ブラジル、インドネシア等から、将来のパンデミックに備えて、迅速かつ効果的に機能するメカニズムを導入する必要性について言及があったのに対し、米国、EU、英国、日本等の先進国は、2024年2月のMC13の閣僚決定において、COVID-19における経験を生かし、将来のパンデミックへの効果的な対策に関し議論を続けることが宣言されている点を踏まえ、COVID-19の経験における事実と証拠に基づいて議論すべきである旨主張した。

2025年に開催された全ての通常会合において、いずれのメンバーからも、2022年6月の第12回WTO 閣僚会議（MC12）における TRIPS 協定に関する閣僚決定パラ5に基づく通知（同閣僚決定に基づく措置を実施したことについての通知）はなかった旨が、議長から報告された。

いずれの通常会合においても、バングラデシュから、将来のパンデミック対策に関する包括的なガイドラインを作成して基本的な構造的枠組みを持つことを求めるべき発言があったように、途上国側は、パンデミックに対応するためのメカニズムを検討すべきといった立場であったが、英国からは、自国が提出した自発的ライセンスと技術移転の議論の提案（IP/C/W/704/Rev.1¹⁶³）を進めたい旨の発言があり、各国に立場の違いが見られた。

また、途上国側から、WHOにおけるパンデミック協定と知財や技術移転との関係について、WHOに説明を求めたいとの意見が示され、オブザーバとして参加していたWHOから、パンデミック協定の概要が説明され、TRIPSとの関連性についての意見が述べられた。

5. TRIPS 協定第71条1に基づくレビュー

TRIPS 協定第71条1には、TRIPS 協定第65条2に規定される経過期間が満了した後、TRIPS 理事会が協定の実施について検討（レビュー）することが規定されているが、これまで当該 TRIPS 協定の実施に関するレビューは完了していない。このレビューに関し、2024

¹⁶³ INTELLECTUAL PROPERTY, VOLUNTARY LICENSING AND TECHNOLOGY TRANSFER, IP/C/W/704/Rev.1, WT/WGTTT/W/35 (WTO, 12 October 2023)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/IP/C/W704R1.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026年3月6日]

年 3 月にバングラデシュ、コロンビア、エジプト、インドから、MC13 後の TRIPS 関連事項に関する文書 (WT/GC/W/925、IP/C/W/708) が提出され、2024 年 4 月にコロンビアから、TRIPS 協定第 71 条 1 のレビューに関する文書 (IP/C/W/712) が提出された。

2024 年 4 月の通常会合において、コロンビアから、TRIPS 理事会において信頼と共通理解を醸成するため、TRIPS 協定第 71 条 1 のレビューを実施すべきである旨説明がなされ、途上国からも、途上国が経験している課題に対応するため、レビューの実施を強く支持する旨主張された。

その後、議長が非公式なコンサルテーションを通じてメンバーと協議を進め、①TRIPS 協定第 2 部第 1 節に規定される著作権及び関連する権利からレビューを開始すること、②レビューは、公式会合と連続して開催される非公式会合で主に扱うこと、③レビュー後、事実に基づく報告書を作成し、TRIPS 理事会において採択すること等を内容とするレビューの範囲やタイムラインの議長案が作成された。

レビューの早期開始を求める途上国のみならず、先進国も、レビューはメンバーに過度な負担を課すべきでないことに留意を要する旨等を述べつつ、協定上の義務であるレビューの実施自体には反対しなかった。2024 年 12 月に開催された TRIPS 理事会公式会合では、レビューの範囲やタイムラインの議長案について合意することが提案されていたが、同会合の場において、ブラジルが、TRIPS 協定の第 7 条と第 8 条に定められた目的と原則に導かれてレビューを実施することを明確にする必要があること等を理由に、議長案には合意できないと主張し、最終的にレビュー開始について合意が形成されなかった。

2025 年 3 月に開催された TRIPS 理事会公式会合では、ブラジルを始めとする途上国側は、2024 年 11 月に回覧されたレビューのタイムライン草案に係る文書 (JOB/IP/79/Rev.3) について、TRIPS 協定の第 7 条と第 8 条に定められた目的及び原則を指針とするというドーハ閣僚宣言のマンデートに準拠していないとし、レビューの開始への不支持の立場を維持した。

その後、議長が非公式なコンサルテーションを行うなど議論が継続され、いくつかの途上国はレビューの開始自体には柔軟性を示したものの、ブラジルが不支持の立場を維持し続けたため、2025 年 11 月の公式会合においてもレビュー開始についての合意は形成されなかった。また、ブラジルは TRIPS 協定第 71 条 1 に基づくレビューに関する議題を閣僚会議に持ち込むことにも反対との立場を示し、EU も同様の立場を示した。

第 3 節 WTO 紛争案件の整理・分析

ここでは、WTO における TRIPS 協定に関連する紛争案件について、1. 一覧¹⁶⁴、2. 個別案件、3. 小委員会報告の内容、4. 上級委員会報告の内容、5. 仲裁判断の内容、6. 紛争解決改革に関する議論、7. TRIPS 協定紛争案件 (計 45 件) の小委員会・上級委員会・仲裁廷設置状況、に分けて、整理・分析する。尚、2 の項目においては項目の冒頭に、参考として、2025 年 2 月以降の新たな動きを抜き出して記載している。

¹⁶⁴ Disputes by agreement (as cited in request for consultations) (WTO ウェブサイト)

https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/dispu_agreements_index_e.htm?id=A26#selected_agreement [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

1. 一覧 (TRIPS 協定条文による分類)

TRIPS 協定発効から 2026 年 1 月 31 日までの同協定に関連する紛争処理案件としては、45 件の協議要請がなされ、うち 22 件の小委員会が設置された。上記は、WTO ウェブサイトの Disputes by agreement からの情報である。

なお、WTO のウェブサイトには、WTO 協定の解釈と適応についてまとめたデータベースサイト: WTO Analytical Index があり¹⁶⁵、その Annex 1C (Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights)¹⁶⁶に、TRIPS 協定に関連する小委員会報告や上級委員会報告がまとめられている。個別の報告書の該当部分については、WTO Analytical Index: Annex 1C (Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights) の各条文 Jurisprudence 部分を参考にされたい。

第 1 部 一般規定及び基本原則

第 1 条 義務の性質及び範囲

(1) 加盟国は、この協定を実施する。加盟国は、この協定の規定に反さないことを条件として、この協定において要求される保護よりも広範な保護を国内法令において実施することができるが、そのような義務を負わない。加盟国は、国内の法制及び法律上の慣行の範囲内でこの協定を実施するための適当な方法を決定することができる。

(2) この協定の適用上、「知的所有権」とは、第 2 部の第 1 節から第 7 節までの規定の対象となるすべての種類の知的所有権をいう。

(3) 加盟国は、他の加盟国の国民（注 1）に対しこの協定に規定する待遇を与える。該当する知的所有権に関しては、「他の加盟国の国民」とは、世界貿易機関のすべての加盟国が 1967 年のパリ条約、1971 年のベルヌ条約、ローマ条約又は集積回路についての知的所有権に関する条約の締約国であるとしたならばそれぞれの条約に規定する保護の適格性の基準を満たすこととなる自然人又は法人をいう（注 2）。ローマ条約の第 5 条 (3) 又は第 6 条 (2) の規定を用いる加盟国は、知的所有権の貿易関連の側面に関する理事会（貿易関連知的所有権理事会）に対し、これらの規定に定めるような通告を行う。

（注 1）この協定において「国民」とは、世界貿易機関の加盟国である独立の関税地域については、当該関税地域に住所を有しているか又は現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所を有する自然人又は法人をいう。

（注 2）この協定において、「パリ条約」とは、工業所有権の保護に関するパリ条約をいい、「1967 年のパリ条約」とは、パリ条約の 1967 年 7 月 14 日のストックホルム改正条約をいい、「ベルヌ条約」とは、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約をいい、「1971 年のベルヌ条約」とは、ベルヌ条約の 1971 年 7 月 24 日のパリ改正条約をいい、「ローマ条約」とは、1961 年 10 月 26 日にローマで採択された実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約をいい、「集積回路についての知的所有権に関する条約」（IPIC 条約）とは、1989 年 5 月 26 日にワシントンで採択された集積回路についての知的所有権に関する条約をいい、「世界貿易機関協定」とは、世界貿易機関を設立する協定をいう。

¹⁶⁵ WTO Analytical Index (WTO ウェブサイト)

https://www.wto.org/english/res_e/publications_e/ai17_e/ai17_e.htm [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

¹⁶⁶ WTO Analytical Index Annex 1C: Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights (WTO ウェブサイト)

https://www.wto.org/english/res_e/publications_e/ai17_e/trips_e.htm [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

【図表 2】

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS174	EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	米国	終了（小委員会報告）	判断せず
DS290	EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	豪州	終了（小委員会報告）	判断せず
DS409	EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止	ブラジル	協議要請	未決着
DS434	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	ウクライナ	終了（小委員会手続再開請求されず）	判断せず
DS467	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	インドネシア	終了（小委員会報告）	違反非該当
DS611	中国の禁訴令に関する措置	EU	終了（仲裁裁定発行）	違反該当
DS632	中国の標準必須特許に係るグローバルライセンス条件に関する措置	EU	協議要請	未決着

第 2 条 知的所有権に関する条約

(1) 加盟国は、第 2 部、第 3 部及び第 4 部の規定について、1967 年のパリ条約の第 1 条から第 12 条まで及び第 19 条の規定を遵守する。

(2) 第 1 部から第 4 部までの規定は、パリ条約、ベルヌ条約、ローマ条約及び集積回路についての知的所有権に関する条約に基づく既存の義務であって加盟国が相互に負うことのあるものを免れさせるものではない。

【図表 3】

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS174	EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	米国	終了（小委員会報告）	判断せず
DS176	米国の 1998 年オムニバス法 211 条	EU	終了（上級委員会報告）	違反該当
DS186	米国の 1930 年関税法 337 条	EU	協議要請	未決着
DS290	EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	豪州	終了（小委員会報告）	判断せず
DS408	EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止	インド	協議要請	未決着
DS409	EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止	ブラジル	協議要請	未決着

DS434	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	ウクライナ	終了（小委員会 手続再開請求されず）	判断せず
DS435	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	ホンジュラス	終了（上級委員会報告）	違反非該当
DS441	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	ドミニカ共和国	終了（上級委員会報告）	違反非該当
DS458	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	キューバ	終了（小委員会報告）	違反非該当
DS467	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	インドネシア	終了（小委員会報告）	違反非該当
DS632	中国の標準必須特許に係るグローバルライセンス条件に関する措置	EU	協議要請	未決着

第3条 内国民待遇

(1) 各加盟国は、知的所有権の保護（注）に関し、自国民に与える待遇よりも不利でない待遇を他の加盟国の国民に与える。ただし、1967年のパリ条約、1971年のベルヌ条約、ローマ条約及び集積回路についての知的所有権に関する条約に既に規定する例外については、この限りでない。実演家、レコード製作者及び放送機関については、そのような義務は、この協定に規定する権利についてのみ適用する。ベルヌ条約第6条及びローマ条約第16条(1)(b)の規定を用いる加盟国は、貿易関連知的所有権理事会に対し、これらの規定に定めるような通告を行う。

（注）第3条及び第4条に規定する「保護」には、知的所有権の取得可能性、取得、範囲、維持及び行使に関する事項並びにこの協定において特に取り扱われる知的所有権の使用に関する事項を含む。

(2) 加盟国は、司法上及び行政上の手続（加盟国の管轄内における送達 of 住所の選定又は代理人の選任を含む。）に関し、(1)の規定に基づいて認められる例外を援用することができる。ただし、その例外がこの協定に反さない法令の遵守を確保するために必要であり、かつ、その例外の実行が貿易に対する偽装された制限とならない態様で適用される場合に限る。

【図表4】

DS番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS28	日本の外国レコードの遡及保護	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS59	インドネシアの自動車関連措置	米国	終了（小委員会報告）	判断せず
DS174	EUの農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	米国	終了（小委員会報告）	違反該当

DS176	米国の1998年オムニバス法211条	EU	終了（上級委員会）	違反該当
DS186	米国の1930年関税法337条	EU	協議要請	未決着
DS290	EUの農産物と食品に関する商標と地理的表示の保護	豪州	終了（小委員会報告）	違反該当
DS362	中国の知的財産の執行に関する問題	米国	終了（シークエンス合意）	判断せず
DS434	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	ウクライナ	終了（小委員会手続再開請求されず）	判断せず
DS435	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	ホンジュラス	終了（上級委員会報告）	違反非該当
DS441	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	ドミニカ共和国	終了（上級委員会報告）	違反非該当
DS458	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	キューバ	終了（小委員会報告）	違反非該当
DS467	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	インドネシア	終了（小委員会報告）	違反非該当
DS526	アラブ首長国連邦、バーレーン及びサウジアラビアによるカタールに対する経済孤立化措置	カタール【対UAE】	終了（取下げ）	判断せず
DS527	アラブ首長国連邦、バーレーン及びサウジアラビアによるカタールに対する経済孤立化措置	カタール【対バーレーン】	協議要請	未決着
DS528	アラブ首長国連邦、バーレーン及びサウジアラビアによるカタールに対する経済孤立化措置	カタール【対サウジアラビア】	協議要請	未決着
DS542	中国の知的財産問題に対する措置	米国	終了（取下げ）	判断せず
DS549	中国の技術移転に関する措置	EU	協議要請	未決着
DS567	サウジアラビアの知的財産権保護に関する措置	カタール	終了（取下げ）	判断せず
DS583	トルコの医薬品の製造、輸入及び販売に関する措置	EU	終了（仲裁裁定発行）	判断せず
DS590	日本の製品及び技術の韓国への輸出に関する措置	韓国	終了（取下げ）	判断せず

第4条 最恵国待遇

知的所有権の保護に関し、加盟国が他の国の国民に与える利益、特典、特権又は免除は、他の

すべての加盟国の国民に対し即時かつ無条件に与えられる。加盟国が与える次の利益,特典,特権又は免除は,そのような義務から除外される。

(a) 一般的な性格を有し,かつ,知的所有権の保護に特に限定されない司法共助又は法の執行に関する国際協定に基づくもの

(b) 内国民待遇ではなく他の国において与えられる待遇に基づいて待遇を与えることを認める 1971 年のベルヌ条約又はローマ条約の規定に従って与えられるもの

(c) この協定に規定していない実演家,レコード製作者及び放送機関の権利に関するもの

(d) 世界貿易機関協定の効力発生前に効力を生じた知的所有権の保護に関する国際協定に基づくもの。ただし,当該国際協定が,貿易関連知的所有権理事会に通報されること及び他の加盟国の国民に対し恣意的又は不当な差別とならないことを条件とする。

【図表 5】

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS28	日本の外国レコードの遡及保護	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS174	EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	米国	終了（小委員会報告）	判断せず
DS176	米国の 1998 年オムニバス法 211 条	EU	終了（上級委員会報告）	違反該当
DS290	EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	豪州	終了（小委員会報告）	判断せず
DS526	アラブ首長国連邦、バーレーン及びサウジアラビアによるカタールに対する経済孤立化措置	カタール 【対 UAE】	終了（取下げ）	判断せず
DS527	アラブ首長国連邦、バーレーン及びサウジアラビアによるカタールに対する経済孤立化措置	カタール 【対バーレーン】	協議要請	未決着
DS528	アラブ首長国連邦、バーレーン及びサウジアラビアによるカタールに対する経済孤立化措置	カタール 【対サウジアラビア】	協議要請	未決着
DS567	サウジアラビアの知的財産権保護に関する措置	カタール	終了（取下げ）	判断せず
DS590	日本の製品及び技術の韓国への輸出に関する措置	韓国	終了（取下げ）	判断せず

第7条 目的

知的所有権の保護及び行使は、技術的知見の創作者及び使用者の相互の利益となるような並びに社会的及び経済的福祉の向上に役立つ方法による技術革新の促進並びに技術の移転及び普及に資するべきであり、並びに権利と義務との間の均衡に資するべきである。

【図表 6】

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS408	EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止	インド	協議要請	未決着

第8条 原則

(1) 加盟国は、国内法令の制定又は改正に当たり、公衆の健康及び栄養を保護し並びに社会経済的及び技術的発展に極めて重要な分野における公共の利益を促進するために必要な措置を、これらの措置がこの協定に適合する限りにおいて、とることができる。

(2) 加盟国は、権利者による知的所有権の濫用の防止又は貿易を不当に制限し若しくは技術の国際的移転に悪影響を及ぼす慣行の利用の防止のために必要とされる適当な措置を、これらの措置がこの協定に適合する限りにおいて、とることができる。

【図表 7】

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS408	EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止	インド	協議要請	未決着
DS435	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	ホンジュラス	終了（上級委員会報告）	違反非該当

第2部 知的所有権の取得可能性、範囲及び使用に関する基準

第1節 著作権及び関連する権利

第9条 ベルヌ条約との関係

(1) 加盟国は、1971年のベルヌ条約の第1条から第21条まで及び附属書の規定を遵守する。ただし、加盟国は、同条約第6条の2の規定に基づいて与えられる権利又はこれから派生する権利については、この協定に基づく権利又は義務を有さない。

(2) 著作権の保護は、表現されたものに及ぶものとし、思想、手続、運用方法又は数学的概念自体には及んではならない。

【図表 8】

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS82	アイルランドの著作権及び著作権隣接権	米国	終了（三国間合意）	判断せず

DS115	アイルランドの著作隣接権付与に係る措置 (EC に対する申し立て)	米国	終了 (三国間合意)	判断せず
DS160	米国の著作権法 110 条 (5)	EU	終了 (暫定合意)	違反該当
DS186	米国の 1930 年関税法 337 条	EU	協議要請	未決着
DS362	中国の知的財産の執行に関する問題	米国	終了 (シークエンス合意)	違反該当
DS567	サウジアラビアの知的財産権保護に関する措置	カタール	終了 (取下げ)	判断せず

第 10 条 コンピュータ・プログラム及びデータの編集物

(1) コンピュータ・プログラム (ソース・コードのものであるかオブジェクト・コードのものであるかを問わない。) は、1971 年のベルヌ条約に定める文学的著作物として保護される。

(2) 素材の選択又は配列によって知的創作物を形成するデータその他の素材の編集物 (機械で読取可能なものであるか他の形式のものであるかを問わない。) は、知的創作物として保護される。その保護は、当該データその他の素材自体には及んではならず、また、当該データその他の素材自体について存在する著作権を害するものであってはならない。

【図表 9】

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS82	アイルランドの著作権及び著作隣接権	米国	終了 (三国間合意)	判断せず
DS115	アイルランドの著作隣接権付与に係る措置 (EC に対する申し立て)	米国	終了 (三国間合意)	判断せず
DS290	EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	豪州	終了 (小委員会報告)	判断せず

第 11 条 貸与権

少なくともコンピュータ・プログラム及び映画の著作物については、加盟国は、著作者及びその承継人に対し、これらの著作物の原作品又は複製物を公衆に商業的に貸与することを許諾し又は禁止する権利を与える。映画の著作物については、加盟国は、その貸与が自国において著作者及びその承継人に与えられる排他的複製権を著しく侵害するような当該著作物の広範な複製をもたらすものでない場合には、この権利を与える義務を免除される。コンピュータ・プログラムについては、この権利を与える義務は、当該コンピュータ・プログラム自体が貸与の本質的な対象でない場合には、適用されない。

【図表 10】

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS82	アイルランドの著作権及び著作隣接権	米国	終了（三国間合意）	判断せず
DS115	アイルランドの著作隣接権付与に係る措置（EC に対する申し立て）	米国	終了（三国間合意）	判断せず

第 12 条 保護期間

著作物（写真の著作物及び応用美術の著作物を除く。）の保護期間は、自然人の生存期間に基づき計算されない場合には、権利者の許諾を得た公表の年の終わりから少なくとも 50 年とする。著作物の製作から 50 年以内に権利者の許諾を得た公表が行われない場合には、保護期間は、その製作の年の終わりから少なくとも 50 年とする。

【図表 11】

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS82	アイルランドの著作権及び著作隣接権	米国	終了（三国間合意）	判断せず
DS115	アイルランドの著作隣接権付与に係る措置（EC に対する申し立て）	米国	終了（三国間合意）	判断せず

第 13 条 制限及び例外

加盟国は、排他的権利の制限又は例外を著作物の通常の利用を妨げず、かつ、権利者の正当な利益を不当に害しない特別な場合に限定する。

【図表 12】

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS82	アイルランドの著作権及び著作隣接権	米国	終了（三国間合意）	判断せず
DS115	アイルランドの著作隣接権付与に係る措置（EC に対する申し立て）	米国	終了（三国間合意）	判断せず

第 14 条 実演家、レコード（録音物）製作者及び放送機関の保護

(1) レコードへの実演の固定に関し、実演家は、固定されていない実演の固定及びその固定物の複製が当該実演家の許諾を得ないで行われる場合には、これらの行為を防止することができるものとする。実演家は、また、現に行っている実演について、無線による放送及び公衆への伝達が当該実演家の許諾を得ないで行われる場合には、これらの行為を防止する

ことができるものとする。

(2) レコード製作者は、そのレコードを直接又は間接に複製することを許諾し又は禁止する権利を享有する。

(3) 放送機関は、放送の固定、放送の固定物の複製及び放送の無線による再放送並びにテレビジョン放送の公衆への伝達が当該放送機関の許諾を得ないで行われる場合には、これらの行為を禁止する権利を有する。加盟国は、この権利を放送機関に与えない場合には、1971年のベルヌ条約の規定に従い、放送の対象物の著作権者が前段の行為を防止することができるようにする。

(4) 第11条の規定（コンピュータ・プログラムに係るものに限る。）は、レコード製作者及び加盟国の国内法令で定めるレコードに関する他の権利者について準用する。加盟国は、1994年4月15日においてレコードの貸与に関し権利者に対する衡平な報酬の制度を有している場合には、レコードの商業的貸与が権利者の排他的複製権の著しい侵害を生じさせていないことを条件として、当該制度を維持することができる。

(5) 実演家及びレコード製作者に対するこの協定に基づく保護期間は、固定又は実演が行われた年の終わりから少なくとも50年とする。(3)の規定に基づいて与えられる保護期間は、放送が行われた年の終わりから少なくとも20年とする。

(6) (1)、(2)及び(3)の規定に基づいて与えられる権利に関し、加盟国は、ローマ条約が認める範囲内で、条件、制限、例外及び留保を定めることができる。ただし、1971年のベルヌ条約第18条の規定は、レコードに関する実演家及びレコード製作者の権利について準用する。

【図表 13】

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS28	日本の外国レコードの遡及保護	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS42	日本の外国レコードの遡及保護	EU	終了（二国間合意）	判断せず
DS82	アイルランドの著作権及び著作隣接権	米国	終了（三国間合意）	判断せず
DS115	アイルランドの著作隣接権付与に係る措置（ECに対する申し立て）	米国	終了（三国間合意）	判断せず
DS362	中国の知的財産の執行に関する問題	米国	終了（シークエンス合意）	違反非該当
DS567	サウジアラビアの知的財産権保護に関する措置	カタール	終了（取下げ）	判断せず

第2節 商標

第15条 保護の対象

(1) ある事業に係る商品若しくはサービスを他の事業に係る商品若しくはサービスか

ら識別することができる標識又はその組合せは、商標とすることができるものとする。その標識、特に単語（人名を含む）、文字、数字、図形及び色の組合せ並びにこれらの標識の組合せは、商標として登録することができるものとする。標識自体によっては関連する商品又はサービスを識別することができない場合には、加盟国は、使用によって獲得された識別性を商標の登録要件とすることができる。加盟国は、標識を視覚によって認識することができることを登録の条件として要求することができる。

(2) (1)の規定は、加盟国が他の理由により商標の登録を拒絶することを妨げるものと解してはならない。ただし、その理由が1967年のパリ条約に反さないことを条件とする。

(3) 加盟国は、使用を商標の登録要件とすることができる。ただし、商標の実際の使用を登録出願の条件としてはならない。出願は、意図された使用が出願日から3年の期間が満了する前に行われなかったことのみを理由として拒絶されてはならない。

(4) 商標が出願される商品又はサービスの性質は、いかなる場合にも、その商標の登録の妨げになってはならない。

(5) 加盟国は、登録前又は登録後速やかに商標を公告するものとし、また、登録を取り消すための請求の合理的な機会を与える。更に、加盟国は、商標の登録に対し異議を申し立てる機会を与えることができる。

【図表 14】

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS176	米国の1998年オムニバス法211条	EU	終了（上級委員会報告）	違反非該当
DS434	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	ウクライナ	終了（小委員会手続再開請求されず）	判断せず
DS435	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	ホンジュラス	終了（上級委員会報告）	違反非該当
DS441	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	ドミニカ共和国	終了（上級委員会報告）	違反非該当
DS458	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	キューバ	終了（小委員会報告）	違反非該当
DS467	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	インドネシア	終了（小委員会報告）	違反非該当

第16条 与えられる権利

(1) 登録された商標の権利者は、その承諾を得ていないすべての第三者が、当該登録された商標に係る商品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスについて同一又は類似の標識を商業上使用することの結果として混同を生じさせるおそれがある場合には、その使用を防止する排他的権利を有する。同一の商品又はサービスについて同一の標識を使用する場合は、混同を生じさせるおそれがある場合であると推定される。そのような排他的権利は、いかなる既得権も害するものであってはならず、また、加盟国が使用に基づいて権利を

認める可能性に影響を及ぼすものであってはならない。

(2) 1967年のパリ条約第6条の2の規定は、サービスについて準用する。加盟国は、商標が広く認識されているものであるかないかを決定するに当たっては、関連する公衆の有する当該商標についての知識（商標の普及の結果として獲得された当該加盟国における知識を含む。）を考慮する。

(3) 1967年のパリ条約第6条の2の規定は、登録された商標に係る商品又はサービスと類似していない商品又はサービスについて準用する。ただし、当該類似していない商品又はサービスについての当該登録された商標の使用が、当該類似していない商品又はサービスと当該登録された商標の権利者との間の関連性を示唆し、かつ、当該権利者の利益が当該使用により害されるおそれがある場合に限る。

【図表 15】

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS174	EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	米国	終了（小委員会報告）	違反非該当
DS176	米国の 1998 年オムニバス法 211 条	EU	終了（上級委員会報告）	違反非該当
DS290	EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	豪州	終了（小委員会報告）	違反非該当
DS434	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	ウクライナ	終了（小委員会手続再開請求されず）	判断せず
DS435	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	ホンジュラス	終了（上級委員会報告）	違反非該当
DS441	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	ドミニカ共和国	終了（上級委員会報告）	違反非該当
DS458	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	キューバ	終了（小委員会報告）	違反非該当
DS467	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	インドネシア	終了（小委員会報告）	違反非該当
DS567	サウジアラビアの知的財産権保護に関する措置	カタール	終了（取下げ）	判断せず

第 17 条 例外

加盟国は、商標権者及び第三者の正当な利益を考慮することを条件として、商標により与えられる権利につき、記述上の用語の公正な使用等限定的な例外を定めることができる。

【図表 16】

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS176	米国の 1998 年オムニバス法 211 条	EU	終了（上級委員会報告）	判断せず
DS435	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	ホンジュラス	終了（上級委員会報告）	違反非該当
DS458	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	キューバ	終了（小委員会報告）	違反非該当

第 18 条 保護期間

商標の最初の登録及び登録の更新の存続期間は、少なくとも 7 年とする。商標の登録は、何回でも更新することができるものとする。

【図表 17】

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS176	米国の 1998 年オムニバス法 211 条	EU	終了（上級委員会報告）	判断せず

第 19 条 要件としての使用

(1) 登録を維持するために使用が要件とされる場合には、登録は、少なくとも 3 年間継続して使用しなかった後においてのみ、取り消すことができる。ただし、商標権者が、その使用に対する障害の存在に基づく正当な理由を示す場合は、この限りでない。商標権者の意思にかかわらず生じる状況であって、商標によって保護されている商品又はサービスについての輸入制限又は政府の課する他の要件等商標の使用に対する障害となるものは、使用しなかったことの正当な理由として認められる。

(2) 他の者による商標の使用が商標権者の管理の下にある場合には、当該使用は、登録を維持するための商標の使用として認められる。

【図表 18】

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS176	米国の 1998 年オムニバス法 211 条	EU	終了（上級委員会報告）	判断せず

第 20 条 その他の要件

商標の商業上の使用は、他の商標との併用、特殊な形式による使用又はある事業に係る商品若しくはサービスを他の事業に係る商品若しくはサービスと識別する能力を損なわせる方法による使用等特別な要件により不当に妨げられてはならない。このことは、商品又はサービスを生産する事業を特定する商標を、その事業に係る特定の商品又はサービスを識別する商標と共に、それと結び付けることなく、使用することを要件とすることを妨げるもの

ではない。

【図表 19】

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS59	インドネシアの自動車関連措置	米国	終了（小委員会報告）	判断せず
DS174	EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	米国	終了（小委員会報告）	判断せず
DS176	米国の 1998 年オムニバス法 211 条	EU	終了（上級委員会報告）	判断せず
DS290	EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	豪州	終了（小委員会報告）	判断せず
DS434	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	ウクライナ	終了（小委員会手続再開請求されず）	判断せず
DS435	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	ホンジュラス	終了（上級委員会報告）	違反非該当
DS441	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	ドミニカ共和国	終了（上級委員会報告）	違反非該当
DS458	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	キューバ	終了（小委員会報告）	違反非該当
DS467	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	インドネシア	終了（小委員会報告）	違反非該当

第 21 条 使用許諾及び譲渡

加盟国は、商標の使用許諾及び譲渡に関する条件を定めることができる。もっとも、商標の強制使用許諾は認められないこと及び登録された商標の権利者は、その商標が属する事業の移転が行われるか行われないかを問わず、その商標を譲渡する権利を有することを了解する。

【図表 20】

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS176	米国の 1998 年オムニバス法 211 条	EU	終了（上級委員会報告）	判断せず

第 3 節 地理的表示

第 22 条 地理的表示の保護

(1) この協定の適用上、「地理的表示」とは、ある商品に関し、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該商

品が加盟国の領域又はその領域内の地域若しくは地方を原産地とするものであることを特定する表示をいう。

(2) 地理的表示に関して、加盟国は、利害関係を有する者に対し次の行為を防止するための法的手段を確保する。

(a) 商品の特定又は提示において、当該商品の地理的産地について公衆を誤認させるような方法で、当該商品が真正の原産地以外の地理的区域を原産地とするものであることを表示し又は示唆する手段の使用

(b) 1967年のパリ条約第10条の2に規定する不正競争行為を構成する使用

(3) 加盟国は、職権により（国内法令により認められる場合に限る。）又は利害関係を有する者の申立てにより、地理的表示を含むか又は地理的表示から構成される商標の登録であって、当該地理的表示に係る領域を原産地としない商品についてのものを拒絶し又は無効とする。ただし、当該加盟国において当該商品に係る商標中に当該地理的表示を使用することが、真正の原産地について公衆を誤認させるような場合に限る。

(4) (1)、(2)及び(3)の規定に基づく保護は、地理的表示であって、商品の原産地である領域、地域又は地方を真正に示すが、当該商品が他の領域を原産地とするものであると公衆に誤解させて示すものについて適用することができるものとする。

【図表 21】

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS174	EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	米国	終了（小委員会報告）	判断せず
DS290	EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	豪州	終了（小委員会報告）	判断せず
DS435	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	ホンジュラス	終了（上級委員会報告）	違反非該当
DS441	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	ドミニカ共和国	終了（上級委員会報告）	違反非該当
DS458	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	キューバ	終了（小委員会報告）	違反非該当
DS467	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	インドネシア	終了（小委員会報告）	違反非該当

第 24 条 国際交渉及び例外

(1) 加盟国は、第 23 条の規定に基づく個々の地理的表示の保護の強化を目的とした交渉を行うことを合意する。(4) から (8) までの規定は、加盟国が交渉の実施又は 2 国間若しくは多数国間協定の締結を拒否するために用いてはならない。このような交渉において、加盟国は、当該交渉の対象となった使用に係る個々の地理的表示についてこれらの規定が継続して適用されることを考慮する意思を有するものとする。

(2) 貿易関連知的財産理事会は、この節の規定の実施について検討する。1 回目の検討は、世界貿易機関協定の効力発生の日から 2 年以内に行う。これらの規定に基づく義務の

遵守に影響を及ぼすいかなる事項についても、同理事会の注意を喚起することができる。同理事会は、加盟国の要請に基づき、関係加盟国による 2 国間又は複数国間の協議により満足すべき解決が得られなかった事項について加盟国と協議を行う。同理事会は、この節の規定の実施を容易にし及びこの節に定める目的を達成するために合意される行動をとる。

(3) この節の規定の実施に当たり、加盟国は、世界貿易機関協定の効力発生の日の直前に当該加盟国が与えていた地理的表示の保護を減じてはならない。

(4) 加盟国の国民又は居住者が、ぶどう酒又は蒸留酒を特定する他の加盟国の特定の地理的表示を、(a) 1994 年 4 月 15 日前の少なくとも 10 年間又は (b) 同日前に善意で、当該加盟国の領域内においてある商品又はサービスについて継続して使用してきた場合には、この節のいかなる規定も、当該加盟国に対し、当該国民又は居住者が当該地理的表示を同一の又は関連する商品又はサービスについて継続してかつ同様に使用することを防止することを要求するものではない。

(5) 次のいずれかの日の前に、商標が善意に出願され若しくは登録された場合又は商標の権利が善意の使用によって取得された場合には、この節の規定を実施するためにとられる措置は、これらの商標が地理的表示と同一又は類似であることを理由として、これらの商標の登録の適格性若しくは有効性又はこれらの商標を使用する権利を害するものであってはならない。

(a) 第 6 部に定めるところに従い、加盟国においてこの節の規定を適用する日

(b) 当該地理的表示がその原産国において保護される日

(6) この節のいかなる規定も、加盟国に対し、商品又はサービスについての他の加盟国の地理的表示であって、該当する表示が当該商品又はサービスの一般名称として日常の言語の中で自国の領域において通例として用いられている用語と同一であるものについて、この規定の適用を要求するものではない。この節のいかなる規定も、加盟国に対し、ぶどう生産物についての他の加盟国の地理的表示であって、該当する表示が世界貿易機関協定の効力発生の日に自国の領域に存在するぶどうの品種の通例として用いられている名称と同一であるものについて、この規定の適用を要求するものではない。

(7) 加盟国は、商標の使用又は登録に関してこの節の規定に基づいてされる申立てが、保護されている地理的表示の不当な使用が自国において一般的に知られるようになった日の後又は、当該日より登録の日が早い場合には、商標が当該登録の日までに公告されることを条件として、当該登録の日の後 5 年以内にされなければならないことを定めることができる。ただし、当該地理的表示の使用又は登録が悪意で行われたものでないことを条件とする。

(8) この節の規定は、自己の氏名若しくは名称又は事業の前任者の氏名若しくは名称が公衆を誤認させるように用いられる場合を除くほか、これらの氏名又は名称を商業上使用する者の権利にいかなる影響も及ぼすものではない。

(9) 加盟国は、原産国において保護されていない若しくは保護が終了した地理的表示又は当該原産国において使用されなくなった地理的表示を保護する義務をこの協定に基づいて負わない。

【図表 22】

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS174	EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	米国	終了（小委員会報告）	判断せず
DS290	EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	豪州	終了（小委員会報告）	判断せず
DS435	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	ホンジュラス	終了（上級委員会報告）	違反非該当
DS441	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	ドミニカ共和国	終了（上級委員会報告）	違反非該当
DS458	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	キューバ	終了（小委員会報告）	違反非該当
DS467	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	インドネシア	終了（小委員会報告）	違反非該当

第 5 節 特許

第 27 条 特許の対象

(1) (2) 及び (3) の規定に従うことを条件として、特許は、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性（注）のあるすべての技術分野の発明（物であるか方法であるかを問わない。）について与えられる。第 65 条 (4)、第 70 条 (8) 及びこの条の (3) の規定に従うことを条件として、発明地及び技術分野並びに物が輸入されたものであるか国内で生産されたものであるかについて差別することなく、特許が与えられ、及び特許権が享受される。

（注）この条の規定の適用上、加盟国は、「進歩性」及び「産業上の利用可能性」の用語を、それぞれ「自明のものではないこと」及び「有用性」と同一の意義を有するとみなすことができる。

(2) 加盟国は、公の秩序又は善良の風俗を守ること（人、動物若しくは植物の生命若しくは健康を保護し又は環境に対する重大な損害を回避することを含む。）を目的として、商業的な実施を自国の領域内において防止する必要がある発明を特許の対象から除外することができる。ただし、その除外が、単に当該加盟国の国内法令によって当該実施が禁止されていることを理由として行われたものでないことを条件とする。

(3) 加盟国は、また、次のものを特許の対象から除外することができる。

(a) 人又は動物の治療のための診断方法、治療方法及び外科的方法

(b) 微生物以外の動植物並びに非生物学的方法及び微生物学的方法以外の動植物の生産のための本質的に生物学的方法。ただし、加盟国は、特許若しくは効果的な特別の制度又はこれらの組合せによって植物の品種の保護を定める。この (b) の規定は、世界貿易機関協定の効力発生の日から 4 年後に検討されるものとする。

【図表 23】

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS36	パキスタンの医薬品農業用化学 品の特許保護	米国	終了（二国間合 意）	判断せず
DS50	インドの医薬品及び農業用化学 品の特許保護	米国	終了（上級委員会 報告）	判断せず
DS79	インドの医薬品及び農業用化学 品の特許保護	EU	終了（上級委員会 報告）	判断せず
DS114	カナダの医薬品の特許保護	EU	終了（小委員会報 告）	違反非該当
DS153	EU の医薬品及び農薬品の特許 保護	カナダ	協議要請	未決着
DS171	アルゼンチンの医薬品特許保護 及び農業化学品のデータ保護	米国	終了（二国間合 意）	判断せず
DS186	米国の 1930 年関税法 337 条	EU	協議要請	未決着
DS196	アルゼンチンの特許保護及びデ ータ保護	米国	終了	判断せず
DS199	ブラジルの特許保護	米国	終了（二国間合 意）	判断せず
DS224	米国の特許法	ブラジル	協議要請	未決着
DS434	豪州のタバコ製品の包装に関す る規制に関する措置	ウクライナ	終了（小委員会手 続再開請求され ず）	判断せず
DS583	トルコの医薬品の製造、輸入及 び販売に関する措置	EU	終了（仲裁裁定発行）	判断せず

第 28 条 与えられる権利

(1) 特許は、特許権者に次の排他的権利を与える。

(a) 特許の対象が物である場合には、特許権者の承諾を得ていない第三者による当該物の生産、使用、販売の申出若しくは販売又はこれらを目的とする輸入を防止する権利（注）

（注）輸入を防止する権利は、物品の使用、販売、輸入その他の頒布に関してこの協定に基づいて与えられる他のすべての権利と同様に第 6 条の規定に従う。

(b) 特許の対象が方法である場合には、特許権者の承諾を得ていない第三者による当該方法の使用を防止し及び当該方法により少なくとも直接的に得られた物の使用、販売の申出若しくは販売又はこれらを目的とする輸入を防止する権利

(2) 特許権者は、また、特許を譲渡し又は承継により移転する権利及び実施許諾契約を締結する権利を有する。

【図表 24】

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS114	カナダの医薬品の特許保護	EU	終了（小委員会報告）	違反該当
DS196	アルゼンチンの特許保護及びデータ保護	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS199	ブラジルの特許保護	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS224	米国の特許法	ブラジル	協議要請	未決着
DS408	EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止	インド	協議要請	未決着
DS409	EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止	ブラジル	協議要請	未決着
DS542	中国の知的財産問題に対する措置	米国	終了（取下げ）	判断せず
DS549	中国の技術移転に関する措置	EU	協議要請	未決着
DS583	トルコの医薬品の製造、輸入及び販売に関する措置	EU	終了（仲裁裁定発行）	判断せず
DS590	日本の製品及び技術の韓国への輸出に関する措置	韓国	終了（取下げ）	判断せず
DS611	中国の禁訴令に関する措置	EU	終了（仲裁裁定発行）	違反該当
DS615	米国の半導体に関する措置	中国	協議要請	未決着
DS632	中国の標準必須特許に係るグローバルライセンス条件に関する措置	EU	協議要請	未決着

第 31 条 特許権者の許諾を得ていない他の使用

加盟国の国内法令により、特許権者の許諾を得ていない特許の対象の他の使用（政府による使用又は政府により許諾された第三者による使用を含む。）（注）を認める場合には、次の規定を尊重する。

（注）「他の使用」とは、前条の規定に基づき認められる使用以外の使用をいう。

（a）他の使用は、その個々の当否に基づいて許諾を検討する。

（b）他の使用は、他の使用に先立ち、使用者となろうとする者が合理的な商業上の条件の下で特許権者から許諾を得る努力を行って、合理的な期間内にその努力が成功しなかった場合に限り、認めることができる。加盟国は、国家緊急事態その他の極度の緊急事態の場合又は公的な非商業的使用の場合には、そのような要件を免除することができる。ただし、国家緊急事態その他の極度の緊急事態を理由として免除する場合には、特許権者は、合理的に実行可能な限り速やかに通知を受ける。公的な非商業的使用を理由として免除する場合におい

て、政府又は契約者が、特許の調査を行うことなく、政府により又は政府のために有効な特許が使用されていること又は使用されるであろうことを知っており又は知ることができる明らかな理由を有するときは、特許権者は、速やかに通知を受ける。

(c) 他の使用の範囲及び期間は、許諾された目的に対応して限定される。半導体技術に係る特許については、他の使用は、公的な非商業的目的のため又は司法上若しくは行政上の手続の結果反競争的と決定された行為を是正する目的のために限られる。

(d) 他の使用は、非排他的なものとする。

(e) 他の使用は、当該他の使用を享受する企業又は営業の一部と共に譲渡する場合を除くほか、譲渡することができない。

(f) 他の使用は、主として当該他の使用を許諾する加盟国の国内市場への供給のために許諾される。

(g) 他の使用の許諾は、その許諾をもたらした状況が存在しなくなり、かつ、その状況が再発しそうにない場合には、当該他の使用の許諾を得た者の正当な利益を適切に保護することを条件として、取り消すことができるものとする。権限のある当局は、理由のある申立てに基づき、その状況が継続して存在するかしないかについて検討する権限を有する。

(h) 許諾の経済的価値を考慮し、特許権者は、個々の場合における状況に応じ適当な報酬を受ける。

(i) 他の使用の許諾に関する決定の法的な有効性は、加盟国において司法上の審査又は他の独立の審査（別個の上級機関によるものに限る。）に服する。

(j) 他の使用について提供される報酬に関する決定は、加盟国において司法上の審査又は他の独立の審査（別個の上級機関によるものに限る。）に服する。

(k) 加盟国は、司法上又は行政上の手続の結果反競争的と決定された行為を是正する目的のために他の使用が許諾される場合には、(b) 及び (f) に定める条件を適用する義務を負わない。この場合には、報酬額の決定に当たり、反競争的な行為を是正する必要性を考慮することができる。権限のある当局は、その許諾をもたらした状況が再発するおそれがある場合には、許諾の取消しを拒絶する権限を有する。

(l) 他の特許（次の (i) から (iii) までの規定において「第 1 特許」という。）を侵害することなしには実施することができない特許（これらの規定において「第 2 特許」という。）の実施を可能にするために他の使用が許諾される場合には、次の追加的条件を適用する。

(i) 第 2 特許に係る発明には、第 1 特許に係る発明との関係において相当の経済的重要性を有する重要な技術の進歩を含む。

(ii) 第 1 特許権者は、合理的な条件で第 2 特許に係る発明を使用する相互実施許諾を得る権利を有する。

(iii) 第 1 特許について許諾された使用は、第 2 特許と共に譲渡する場合を除くほか、譲渡することができない。

【図表 25】

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS196	アルゼンチンの特許保護及びデータ保護	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS408	EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止	インド	協議要請	未決着
DS409	EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止	ブラジル	協議要請	未決着

第 33 条 保護期間

保護期間は、出願日から計算して 20 年の期間が経過する前に終了してはならない。（注）

（注）特許を独自に付与する制度を有していない加盟国については、保護期間を当該制度における出願日から起算することを定めることができるものと了解する。

【図表 26】

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS37	ポルトガルの工業所有権法の特許保護	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS114	カナダの医薬品の特許保護	EU	終了（小委員会報告）	判断せず
DS170	カナダの特許保護期間	米国	終了（上級委員会報告）	違反該当
DS549	中国の技術移転に関する措置	EU	協議要請	未決着

第 34 条 方法の特許の立証責任

（1）第 28 条（1）（b）に規定する特許権者の権利の侵害に関する民事上の手続において、特許の対象が物を得るための方法である場合には、司法当局は、被申立人に対し、同一の物を得る方法が特許を受けた方法と異なることを立証することを命じる権限を有する。このため、加盟国は、少なくとも次のいずれかの場合には、特許権者の承諾を得ないで生産された同一の物について、反証のない限り、特許を受けた方法によって得られたものと推定することを定める。

（a）特許を受けた方法によって得られた物が新規性のあるものである場合

（b）同一の物が特許を受けた方法によって生産された相当の可能性があるかつ、特許権者が妥当な努力により実際に使用された方法を確定できなかった場合

（2）加盟国は、（1）の（a）又は（b）のいずれかに定める条件が満たされる場合に限り、侵害したと申し立てられた者に対し（1）に規定する立証責任を課することを定めることができる。

（3）反証の提示においては、製造上及び営業上の秘密の保護に関する被申立人の正当な利益を考慮する。

【図表 27】

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS196	アルゼンチンの特許保護及びデータ保護	米国	終了（二国間合意）	判断せず

第 39 条

(1) 1967 年のパリ条約第 10 条の 2 に規定する不正競争からの有効な保護を確保するために、加盟国は、開示されていない情報を (2) の規定に従って保護し、及び政府又は政府機関に提出されるデータを (3) の規定に従って保護する。

(2) 自然人又は法人は、合法的に自己の管理する情報が次の (a) から (c) までの規定に該当する場合には、公正な商慣習に反する方法（注）により自己の承諾を得ないで他の者が当該情報を開示し、取得し又は使用することを防止することができるものとする。

（注）この (2) の規定の適用上、「公正な商慣習に反する方法」とは、少なくとも契約違反、信義則違反、違反の教唆等の行為をいい、情報の取得の際にこれらの行為があったことを知っているか又は知らないことについて重大な過失がある第三者による開示されていない当該情報の取得を含む。

(a) 当該情報が一体として又はその構成要素の正確な配列及び組立てとして、当該情報に類する情報を通常扱う集団に属する者に一般的に知られておらず又は容易に知ることができないという意味において秘密であること

(b) 秘密であることにより商業的価値があること

(c) 当該情報を合法的に管理する者により、当該情報を秘密として保持するための、状況に応じた合理的な措置がとられていること

(3) 加盟国は、新規性のある化学物質を利用する医薬品又は農業用の化学品の販売の承認の条件として、作成のために相当の努力を必要とする開示されていない試験データその他のデータの提出を要求する場合には、不公正な商業的使用から当該データを保護する。更に、加盟国は、公衆の保護に必要な場合又は不公正な商業的使用から当該データが保護されることを確保するための措置がとられる場合を除くほか、開示されることから当該データを保護する。

【図表 28】

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS171	アルゼンチンの医薬品特許保護及び農業化学品のデータ保護	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS196	アルゼンチンの特許保護及びデータ保護	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS372	中国の金融情報に係る配信規制	EU	終了（二国間合意）	判断せず
DS549	中国の技術移転に関する措置	EU	協議要請	未決着

DS583	トルコの医薬品の製造、輸入及び販売に関する措置	EU	終了 (仲裁裁定発行)	判断せず
-------	-------------------------	----	-------------	------

第3部 知的所有権の行使

第1節 一般的義務

第41条

(1) 加盟国は、この部に規定する行使手続によりこの協定が対象とする知的所有権の侵害行為に対し効果的な措置（侵害を防止するための迅速な救済措置及び追加の侵害を抑止するための救済措置を含む。）がとられることを可能にするため、当該行使手続を国内法において確保する。このような行使手続は、正当な貿易の新たな障害となることを回避し、かつ、濫用に対する保障措置を提供するような態様で適用する。

(2) 知的所有権の行使に関する手続は、公正かつ公平なものとする。この手続は、不必要に複雑な又は費用を要するものであってはならず、また、不合理な期限を付され又は不当な遅延を伴うものであってはならない。

(3) 本案についての決定は、できる限り、書面によって行い、かつ、理由を示す。この決定は、少なくとも手続の当事者に対しては不当に遅延することなく提供される。本案についての決定は、当事者が意見を述べる機会を与えられた証拠にのみ基づく。

(4) 手続の当事者は、最終的な行政上の決定について及び、事件の重要性に係る加盟国の国内法上の管轄に関する規定に従い、本案についての最初の司法上の決定の少なくとも法律面について、司法当局による審査の機会を有する。ただし、刑事事件の無罪判決に関し審査の機会を与える義務を負わない。

(5) この部の規定は、一般的な法の執行のための司法制度とは別の知的所有権に関する執行のための司法制度を設ける義務を生じさせるものではなく、また、一般的に法を執行する加盟国の権能に影響を及ぼすものでもない。この部のいかなる規定も、知的所有権に関する執行と一般的な法の執行との間の資源の配分に関して何ら義務を生じさせるものではない。

【図表 29】

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS82	アイルランドの著作権及び著作権隣接権	米国	終了（三国間合意）	判断せず
DS115	アイルランドの著作権隣接権付与に係る措置 (EC に対する申し立て)	米国	終了（三国間合意）	判断せず
DS124	EU 及びギリシャの知的財産権の権利行使	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS125	EU 及びギリシャの知的財産権の権利行使	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS174	EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	米国	終了（小委員会報告）	判断せず

DS176	米国の1998年オムニバス法211条	EU	終了（上級委員会報告）	判断せず
DS186	米国の1930年関税法337条	EU	協議要請	未決着
DS290	EUの農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	豪州	終了（小委員会報告）	判断せず
DS362	中国の知的財産の執行に関する問題	米国	終了（シークエンス合意）	違反該当
DS408	EU及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止	インド	協議要請	未決着
DS409	EU及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止	ブラジル	協議要請	未決着
DS526	アラブ首長国連邦、バーレーン及びサウジアラビアによるカタールに対する経済孤立化措置	カタール【対UAE】	終了（取下げ）	判断せず
DS567	サウジアラビアの知的財産権保護に関する措置	カタール	終了（取下げ）	（違反該当）
DS611	中国の禁訴令に関する措置	EU	終了（仲裁裁定発行）	違反非該当

第2節 民事上及び行政上の手続及び救済措置

第42条 公正かつ公平な手続

加盟国は、この協定が対象とする知的所有権の行使に関し、民事上の司法手続を権利者（注）に提供する。被申立人は、十分に詳細な内容（主張の根拠を含む。）を含む書面による通知を適時に受ける権利を有する。当事者は、独立の弁護人を代理人とすることが認められるものとし、また、手続においては、義務的な出頭に関して過度に重い要件を課してはならない。手続の当事者は、その主張を裏付けること及びすべての関連する証拠を提出することについての正当な権利を有する。手続においては、現行の憲法上の要請に反さない限り、秘密の情報を特定し、かつ、保護するための手段を提供する。

（注）この部の規定の適用上、「権利者」には、権利を主張する法的地位を有する連合及び団体を含む。

【図表 30】

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS82	アイルランドの著作権及び著作隣接権	米国	終了（三国間合意）	判断せず
DS115	アイルランドの著作隣接権付与に係る措置（ECに対する申し立て）	米国	終了（三国間合意）	判断せず
DS174	EUの農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	米国	終了（小委員会報告）	判断せず

DS176	米国の 1998 年オムニバス法 211 条	EU	終了（上級委員会報告）	違反非該当
DS186	米国の 1930 年関税法 337 条	EU	協議要請	未決着
DS290	EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	豪州	終了（小委員会報告）	判断せず
DS408	EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止	インド	協議要請	未決着
DS409	EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止	ブラジル	協議要請	未決着
DS526	アラブ首長国連邦、バーレーン及びサウジアラビアによるカタールに対する経済孤立化措置	カタール【対 UAE】	終了（取下げ）	判断せず
DS567	サウジアラビアの知的財産権保護に関する措置	カタール	終了（取下げ）	（違反該当）

第 43 条 証拠

(1) 一方の当事者がその主張を十分裏付ける合理的に入手可能な証拠を提出し、かつ、他方の当事者の有する当該主張の裏付けに関連する証拠を特定した場合には、司法当局は、適当な事実において秘密の情報の保護を確保することを条件として、他方の当事者にその特定された証拠の提示を命じる権限を有する。

(2) 手続の一方の当事者が必要な情報の利用の機会を故意にかつ十分な理由なしに拒絶し若しくは合理的な期間内に必要な情報を提供せず又は行使に関連する手続を著しく妨げる場合には、加盟国は、双方の当事者が主張又は証拠に関し意見を述べる機会を与えられることを条件として、提供された情報（情報の利用の機会の拒絶によって悪影響を受けた他方の当事者が提示した申立て又は主張を含む。）に基づいて、暫定的及び最終的な決定（肯定的であるか否定的であるかを問わない。）を行う権限を司法当局に与えることができる。

【図表 31】

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS82	アイルランドの著作権及び著作隣接権	米国	終了（三国間合意）	判断せず
DS115	アイルランドの著作隣接権付与に係る措置（EC に対する申し立て）	米国	終了（三国間合意）	判断せず

第 44 条 差止命令

(1) 司法当局は、当事者に対し、知的所有権を侵害しないこと、特に知的所有権を侵害する輸入物品の管轄内の流通経路への流入を通関後直ちに防止することを命じる権限を有す

る。加盟国は、保護の対象であって、その取引が知的所有権の侵害を伴うことを関係者が知るか又は知ることができる合理的な理由を有することとなる前に当該関係者により取得され又は注文されたものに関しては、当該権限を与える義務を負わない。

(2) 政府又は政府の許諾を受けた第三者が権利者の許諾を得ないで行う使用については、当該使用を明示的に定める第 2 部の規定に従うことを条件として、加盟国は、この部の他の規定にかかわらず、当該使用に対する救済措置を、第 31 条 (h) の規定による報酬の支払に限定することができる。当該使用であってそのような救済措置の限定の対象とならないものについては、この部に定める救済措置が適用され、又は、当該救済措置が国内法令に抵触する場合には、宣言的判決及び適当な補償が行われるものとする。

【図表 32】

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS82	アイルランドの著作権及び著作隣接権	米国	終了（三国間合意）	判断せず
DS115	アイルランドの著作隣接権付与に係る措置（EC に対する申し立て）	米国	終了（三国間合意）	判断せず
DS174	EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	米国	終了（小委員会報告）	判断せず
DS611	中国の禁訴令に関する措置	EU	終了（仲裁裁定発行）	違反非該当

第 45 条 損害賠償

(1) 司法当局は、侵害活動を行っていることを知っていたか又は知ることができる合理的な理由を有していた侵害者に対し、知的所有権の侵害によって権利者が被った損害を補償するために適当な賠償を当該権利者に支払うよう命じる権限を有する。

(2) 司法当局は、また、侵害者に対し、費用（適当な弁護人の費用を含むことができる。）を権利者に支払うよう命じる権限を有する。適当な場合において、加盟国は、侵害者が侵害活動を行っていることを知らなかったか又は知ることができる合理的な理由を有していなかったときでも、利益の回復又は法定の損害賠償の支払を命じる権限を司法当局に与えることができる。

【図表 33】

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS82	アイルランドの著作権及び著作隣接権	米国	終了（三国間合意）	判断せず
DS115	アイルランドの著作隣接権付与に係る措置（EC に対する申し立て）	米国	終了（三国間合意）	判断せず

第46条 他の救済措置

侵害を効果的に抑止するため、司法当局は、侵害していると認めた物品を、権利者に損害を与えないような態様でいかなる補償もなく流通経路から排除し又は、現行の憲法上の要請に反さない限り、廃棄することを命じる権限を有する。司法当局は、また、侵害物品の生産のために主として使用される材料及び道具を、追加の侵害の危険を最小とするような態様でいかなる補償もなく流通経路から排除することを命じる権限を有する。このような申立てを検討する場合には、侵害の重大さと命ぜられる救済措置との間の均衡の必要性及び第三者の利益を考慮する。不正商標商品については、例外的な場合を除くほか、違法に付された商標の単なる除去により流通経路への商品の流入を認めることはできない。

【図表 34】

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS82	アイルランドの著作権及び著作隣接権	米国	終了（三国間合意）	判断せず
DS115	アイルランドの著作隣接権付与に係る措置（EC に対する申し立て）	米国	終了（三国間合意）	判断せず
DS362	中国の知的財産の執行に関する問題	米国	終了（シーケンス合意）	違反該当

第47条 情報に関する権利

加盟国は、司法当局が、侵害の重大さとの均衡を失わない限度で、侵害者に対し、侵害物品又は侵害サービスの生産又は流通に関与した第三者を特定する事項及び侵害物品又は侵害サービスの流通経路を権利者に通報するよう命じる権限を有することを定めることができる。

【図表 35】

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS82	アイルランドの著作権及び著作隣接権	米国	終了（三国間合意）	判断せず
DS115	アイルランドの著作隣接権付与に係る措置（EC に対する申し立て）	米国	終了（三国間合意）	判断せず

第48条 被申立人に対する賠償

(1) 司法当局は、当事者に対し、その申立てにより措置がとられ、かつ、当該当事者が行使手続を濫用した場合には、その濫用により不法に要求又は制約を受けた当事者が被った損害に対する適当な賠償を支払うよう命じる権限を有する。司法当局は、また、申立人に対し、費用（適当な弁護人の費用を含むことができる。）を被申立人に支払うよう命じる権限を有

する。

(2) 知的所有権の保護又は行使に係る法の運用に関し、加盟国は、当該法の運用の過程において措置が誠実にとられ又はとることが意図された場合に限り、公の機関及び公務員の双方の適当な救済措置に対する責任を免除する。

【図表 36】

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS82	アイルランドの著作権及び著作権隣接権	米国	終了（三国間合意）	判断せず
DS115	アイルランドの著作権隣接権付与に係る措置（EC に対する申し立て）	米国	終了（三国間合意）	判断せず

第 49 条 行政上の手続

民事上の救済措置が本案についての行政上の手続の結果として命ぜられる場合には、その手続は、この節に定める原則と実質的に同等の原則に従う。

【図表 37】

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS186	米国の 1930 年関税法 337 条	EU	協議要請	未決着
DS409	EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止	ブラジル	協議要請	未決着

第 3 節 暫定措置

第 50 条

(1) 司法当局は、次のことを目的として迅速かつ効果的な暫定措置をとることを命じる権限を有する。

(a) 知的所有権の侵害の発生を防止すること。特に、物品が管轄内の流通経路へ流入することを防止すること（輸入物品が管轄内の流通経路へ流入することを通関後直ちに防止することを含む。）

(b) 申し立てられた侵害に関連する証拠を保全すること

(2) 司法当局は、適当な場合には、特に、遅延により権利者に回復できない損害が生じるおそれがある場合又は証拠が破棄される明らかな危険がある場合には、他方の当事者に意見を述べる機会を与えることなく、暫定措置をとる権限を有する。

(3) 司法当局は、申立人が権利者であり、かつ、その権利が侵害されていること又は侵害の生じる差し迫ったおそれがあることを十分な確実性をもって自ら確認するため、申立人に対し合理的に入手可能な証拠を提出するよう要求し、並びに被申立人を保護し及び濫用を防止するため、申立人に対し十分な担保又は同等の保証を提供することを命じる権限を有する。

(4) 暫定措置が他方の当事者が意見を述べる機会を与えられることなくとられた場合

には、影響を受ける当事者は、最も遅い場合においても、当該暫定措置の実施後遅滞なく通知を受ける。暫定措置の通知後合理的な期間内に、当該暫定措置を変更するか若しくは取り消すか又は確認するかの決定について、被申立人の申立てに基づき意見を述べる機会の与えられる審査を行う。

(5) 暫定措置を実施する機関は、申立人に対し、関連物品の特定に必要な情報を提供するように要求することができる。

(6) (1) 及び (2) の規定に基づいてとられる暫定措置は、本案についての決定に至る手続が、合理的な期間（国内法令によって許容されるときは、暫定措置を命じた司法当局によって決定されるもの。その決定がないときは、20 執務日又は 31 日のうちいずれか長い期間を超えないもの）内に開始されない場合には、被申立人の申立てに基づいて取り消され又は効力を失う。ただし、(4) の規定の適用を妨げるものではない。

(7) 暫定措置が取り消された場合、暫定措置が申立人の作為若しくは不作為によって失効した場合又は知的所有権の侵害若しくはそのおそれがあったことが後に判明した場合には、司法当局は、被申立人の申立てに基づき、申立人に対し、当該暫定措置によって生じた損害に対する適当な賠償を支払うよう命じる権限を有する。

(8) 暫定措置が行政上の手続の結果として命ぜられる場合には、その手続は、この節に定める原則と実質的に同等の原則に従う。

【図表 38】

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS83	デンマークの知的財産権の権利行使	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS86	スウェーデンの知的財産権の権利行使	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS186	米国の 1930 年関税法 337 条	EU	協議要請	未決着
DS196	アルゼンチンの特許保護及びデータ保護	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS409	EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止	ブラジル	協議要請	未決着

第 4 節 国境措置に関する特別の要件

第 51 条 税関当局による物品の解放の停止

加盟国は、この節の規定に従い、不正商標商品又は著作権侵害物品（注 1）が輸入されるおそれがあると疑うに足りる正当な理由を有する権利者が、これらの物品の自由な流通への解放を税関当局が停止するよう、行政上又は司法上の権限のある当局に対し書面により申立てを提出することができる手続（注 2）を採用する。加盟国は、この節の要件を満たす場合には、知的所有権のその他の侵害を伴う物品に関してこのような申立てを可能とすることができる。加盟国は、自国の領域から輸出されようとしている侵害物品の税関当局による解放の停止についても同様の手続を定めることができる。

（注 1）この協定の適用上、

(a) 「不正商標商品」とは、ある商品について有効に登録されている商標と同一であり又はその基本的側面において当該商標と識別できない商標を許諾なしに付した、当該商品と同一の商品（包装を含む。）であって、輸入国の法令上、商標権者の権利を侵害するものをいう。

(b) 「著作権侵害物品」とは、ある国において、権利者又は権利者から正当に許諾を受けた者の承諾を得ないである物品から直接又は間接に作成された複製物であって、当該物品の複製物の作成が、輸入国において行われたとしたならば、当該輸入国の法令上、著作権又は関連する権利の侵害となったであろうものをいう。

（注 2）権利者によって若しくはその承諾を得て他の国の市場に提供された物品の輸入又は通過中の物品については、この手続を適用する義務は生じないと了解する。

【図表 39】

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS186	米国の 1930 年関税法 337 条	EU	協議要請	未決着
DS409	EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止	ブラジル	協議要請	未決着

第 52 条 申立て

前条の規定に基づく手続を開始する権利者は、輸入国の法令上、当該権利者の知的所有権の侵害の事実があることを権限のある当局が一応確認するに足りる適切な証拠を提出し、及び税関当局が容易に識別することができるよう物品に関する十分詳細な記述を提出することが要求される。権限のある当局は、申立てを受理したかしなかったか及び、権限のある当局によって決定される場合には、税関当局が措置をとる期間について、合理的な期間内に申立人に通知する。

【図表 40】

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS409	EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止	ブラジル	協議要請	未決着

第 53 条 担保又は同等の保証

(1) 権限のある当局は、申立人に対し、被申立人及び権限のある当局を保護し並びに濫用を防止するために十分な担保又は同等の保証を提供するよう要求する権限を有する。担保又は同等の保証は、手続の利用を不当に妨げるものであってはならない。

(2) 意匠、特許、回路配置又は開示されていない情報が用いられている物品に関して、この節の規定に基づく申立てに伴い、当該物品の自由な流通への解放が司法当局その他の独立した当局以外の権限のある当局による決定を根拠として税関当局によって停止された場合において、第 55 条に規定する正当に権限を有する当局による暫定的な救済が与えられることなく同条に規定する期間が満了したときは、当該物品の所有者、輸入者又は荷受人は、侵害から権利者を保護するために十分な金額の担保の提供を条件として当該物品の解放につ

いての権利を有する。ただし、輸入のための他のすべての条件が満たされている場合に限る。当該担保の提供により、当該権利者が利用し得る他の救済措置が害されてはならず、また、権利者が合理的な期間内に訴えを提起する権利を行使しない場合には、担保が解除されることを了解する。

【図表 41】

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS409	EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止	ブラジル	協議要請	未決着

第 54 条 物品の解放の停止の通知

輸入者及び申立人は、第 51 条の規定による物品の解放の停止について速やかに通知を受ける。

【図表 42】

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS409	EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止	ブラジル	協議要請	未決着

第 55 条 物品の解放の停止の期間

申立人が物品の解放の停止の通知の送達を受けてから 10 執務日（適当な場合には、この期間は、10 執務日延長することができる。）を超えない期間内に、税関当局が、本案についての決定に至る手続が被申立人以外の当事者により開始されたこと又は正当に権限を有する当局が物品の解放の停止を延長する暫定措置をとったことについて通報されなかった場合には、当該物品は、解放される。ただし、輸入又は輸出のための他のすべての条件が満たされている場合に限る。本案についての決定に至る手続が開始された場合には、合理的な期間内に、解放の停止を変更するか若しくは取り消すか又は確認するかの決定について、被申立人の申立てに基づき意見を述べる機会の与えられる審査を行う。第 1 段から第 3 段までの規定にかかわらず、暫定的な司法上の措置に従って物品の解放の停止が行われ又は継続される場合には、第 50 条（6）の規定を適用する。

【図表 43】

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS409	EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止	ブラジル	協議要請	未決着

第 58 条 職権による行為

加盟国において、権限のある当局が、ある物品について知的所有権が侵害されていることを伺わせる証拠を得た際に職権により行動して当該物品の解放を停止する制度がある場合

には、

(a) 当該権限のある当局は、いつでも権限の行使に資することのある情報の提供を権利者に求めることができる。

(b) 輸入者及び権利者は、速やかにその停止の通知を受ける。輸入者が権限のある当局に対し当該停止に関して異議を申し立てた場合には、当該停止については、第 55 条に定める条件を準用する。

(c) 加盟国は、措置が誠実にとられ又はとることが意図された場合に限り、公の機関及び公務員の双方の適当な救済措置に対する責任を免除する。

【図表 44】

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS409	EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止	ブラジル	協議要請	未決着

第 59 条 救済措置

権利者の他の請求権を害することなく及び司法当局による審査を求める被申立人の権利に服することを条件として、権限のある当局は、第 46 条に規定する原則に従って侵害物品の廃棄又は処分を命じる権限を有する。不正商標商品については、例外的な場合を除くほか、当該権限のある当局は、変更のない状態で侵害商品の積戻しを許容し又は異なる税関手続に委ねてはならない。

【図表 45】

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS362	中国の知的財産の執行に関する問題	米国	終了（シークエンス合意）	違反該当
DS409	EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止	ブラジル	協議要請	未決着

第 5 節 刑事上の手続

第 61 条

加盟国は、少なくとも故意による商業的規模の商標の不正使用及び著作物の違法な複製について適用される刑事上の手続及び刑罰を定める。制裁には、同様の重大性を有する犯罪に適用される刑罰の程度に適合した十分に抑止的な拘禁刑又は罰金を含む。適当な場合には、制裁には、侵害物品並びに違反行為のために主として使用される材料及び道具の差押え、没収及び廃棄を含む。加盟国は、知的所有権のその他の侵害の場合、特に故意にかつ商業的規模で侵害が行われる場合において通用される刑事上の手続及び刑罰を定めることができる。

【図表 46】

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS28	日本の外国レコードの遡及保護	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS82	アイルランド及び EU の著作権及び著作権隣接権	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS115	EU の著作権隣接権付与に係る措置	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS124	EU 及びギリシャの知的財産権の権利行使	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS125	EU 及びギリシャの知的財産権の権利行使	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS362	中国の知的財産の執行に関する問題	米国	終了（シーケンス合意）	違反非該当
DS526	アラブ首長国連邦、バーレーン及びサウジアラビアによるカタールに対する経済孤立化措置	カタール 【対 UAE】	終了（取下げ）	判断せず
DS567	サウジアラビアの知的財産権保護に関する措置	カタール	終了（取下げ）	（違反該当）

第 4 部 知的所有権の取得及び維持並びにこれらに関連する当事者間手続

第 62 条

(1) 加盟国は、第 2 部第 2 節から第 6 節までに規定する知的所有権の取得又は維持の条件として、合理的な手続及び方式に従うことを要求することができる。この手続及び方式は、この協定に合致するものとする。

(2) 知的所有権の取得について権利が登録され又は付与される必要がある場合には、加盟国は、権利の取得のための実体的な条件が満たされていることを条件として、保護期間が不当に短縮されないように、権利の登録又は付与のための手続を合理的な期間内に行うことを確保する。

(3) 1967 年のパリ条約第 4 条の規定は、サービス・マークについて準用する。

(4) 知的所有権の取得又は維持に関する手続並びに、加盟国の国内法令が定める場合には、行政上の取消し及び異議の申立て、取消し、無効等の当事者間手続は、第 41 条 (2) 及び (3) に定める一般原則により規律される。

(5) (4) に規定する手続における最終的な行政上の決定は、司法当局又は準司法当局による審査に服する。ただし、退けられた異議の申立て又は行政上の取消しに係る決定については、これらの手続を求めた理由に基づき無効確認手続を行うことができることを条件として、当該審査の機会を与える義務を負わない。

【図表 47】

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS176	米国の 1998 年オムニバス法 211 条	EU	終了 (上級委員会報告)	判断せず
DS196	アルゼンチンの特許保護及びデータ保護	米国	終了 (二国間合意)	判断せず

第 5 部 紛争の防止及び解決

第 63 条 透明性の確保

(1) この協定が対象とする事項 (知的所有権の取得可能性, 範囲, 取得, 行使及び濫用の防止) に関し加盟国が実施する法令, 最終的な司法上の決定及び一般に適用される行政上の決定は, 各国政府及び権利者が知ることができるような方法により当該加盟国の国語で公表し又は, 公表が実際的でない場合には, 公に利用可能なものとする。各加盟国の政府又は政府機関の間において有効なこの協定が対象とする事項に関する合意も公表する。

(2) 加盟国は, この協定の実施について貿易関連知的所有権理事会が検討することに資するために (1) に規定する法令を同理事会に通報する。同理事会は, その義務の履行について加盟国の負担を最小とするよう努めるものとし, また, 当該法令についての共通の登録制度の設立に関する WIPO との協議が成功する場合には, 当該法令を同理事会に直接通報する義務を免除することを決定することができる。この関連において, 同理事会は, 1967 年のパリ条約第 6 条の 3 に基づくこの協定上の義務に従って行われる通知について, 必要となる措置を検討する。

(3) 各加盟国は, 他の加盟国からの書面による要請に応じて, (1) に規定する種類の情報を提供することができるように準備する。加盟国は, 知的所有権の分野に関する特定の司法上若しくは行政上の決定又は 2 国間協定がこの協定に基づく自国の権利に影響を及ぼすと信じるに足りる理由を有する場合には, 当該特定の司法上若しくは行政上の決定若しくは 2 国間協定を利用すること又はこれらの十分詳細な情報を得ることを書面により要請することができる。

(4) (1), (2) 及び (3) の規定は, 加盟国に対し, 法令の実施を妨げる等公共の利益に反し又は公私の特定の企業の正当な商業上の利益を害することとなるような秘密の情報の開示を要求するものではない。

【図表 48】

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS82	アイルランドの著作権及び著作隣接権	米国	終了 (三国間合意)	判断せず
DS83	デンマークの知的財産権の権利行使	米国	終了 (二国間合意)	判断せず
DS86	スウェーデンの知的財産権の権利行使	米国	終了 (二国間合意)	判断せず

DS115	アイルランドの著作隣接権付与に係る措置(ECに対する申し立て)	米国	終了（三国間合意）	判断せず
DS174	EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	米国	終了（小委員会報告）	判断せず
DS290	EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	豪州	終了（小委員会報告）	判断せず
DS611	中国の禁訴令に関する措置	EU	終了（仲裁裁定発行）	違反該当
DS632	中国の標準必須特許に係るグローバルライセンス条件に関する措置	EU	協議要請	未決着

第6部 経過措置

第65条 経過措置

(1) (2) , (3) 及び (4) の規定に従うことを条件として,加盟国は,世界貿易機関協定の効力発生の日の後1年の期間が満了する前にこの協定を適用する義務を負わない。

(2) 開発途上加盟国は, (1) に定めるところによりこの協定を適用する日から更に4年の期間,この協定(第3条,第4条及び第5条の規定を除く。)の適用を延期することができる。

(3) 中央計画経済から市場自由企業経済への移行過程にある加盟国であって,知的所有権制度の構造的な改革を行い,かつ,知的所有権法令の準備及び実施において特別な問題に直面しているものも, (2) に規定する延期の期間を享受することができる。

(4) 開発途上加盟国は, (2) に規定するこの協定の当該開発途上加盟国への一般的な適用の日において,この協定により物質特許の保護をその領域内で物質特許によって保護していない技術分野に拡大する義務を負う場合には,第2部第5節の物質特許に関する規定の当該技術分野への適用を更に5年の期間延期することができる。

(5) (1) , (2) , (3) 又は (4) に規定する経過期間を援用する加盟国は,当該経過期間の間の国内法令及び慣行の変更がこの協定との適合性の程度を少なくすることとはならないことを確保する。

【図表 49】

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS28	日本の外国レコードの遡及保護	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS36	パキスタンの医薬品農業用化学品の特許保護	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS37	ポルトガルの工業所有権法の特許保護	米国	終了（二国間合意）	判断せず

DS50	インドの医薬品及び農業用化学品の特許保護	米国	終了(上級委員会報告)	判断せず
DS59	インドネシアの自動車関連措置	米国	終了(小委員会報告)	判断せず
DS79	インドの医薬品及び農業用化学品の特許保護	EU	終了(上級委員会報告)	判断せず
DS82	アイルランドの著作権及び著作隣接権	米国	終了(三国間合意)	判断せず
DS83	デンマークの知的財産権の権利行使	米国	終了(二国間合意)	判断せず
DS86	スウェーデンの知的財産権の権利行使	米国	終了(二国間合意)	判断せず
DS115	アイルランドの著作隣接権付与に係る措置(ECに対する申し立て)	米国	終了(三国間合意)	判断せず
DS170	カナダの特許保護期間	米国	終了(上級委員会報告)	判断せず
DS171	アルゼンチンの医薬品特許保護及び農業化学品のデータ保護	米国	終了(二国間合意)	判断せず
DS174	EUの農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	米国	終了(小委員会報告)	判断せず
DS196	アルゼンチンの特許保護及びデータ保護	米国	終了(二国間合意)	判断せず
DS290	EUの農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	豪州	終了(小委員会報告)	判断せず

第7部 制度上の措置及び最終規定

第70条 既存の対象の保護

(1) この協定は、加盟国がこの協定を適用する日の前に行われた行為に関し、当該加盟国について義務を生じさせるものではない。

(2) この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定は、加盟国のこの協定を適用する日における既存の保護の対象であって、当該加盟国において同日に保護されており又はこの協定に基づく保護の基準を満たし若しくは後に満たすようになるものに関し、当該加盟国について義務を生じさせる。この(2)から(4)までの規定について、既存の著作物についての著作権に関する義務は、1971年のベルヌ条約第18条の規定に基づいてのみ決定されるものとし、また、既存のレコードに関するレコード製作者及び実演家の権利に関する義務は、第14条(6)の規定に従って準用される同条約第18条の規定に基づいてのみ決定される。

(3) 加盟国がこの協定を適用する日に公共のものとなっている保護の対象については、保護を復活する義務を負わない。

(4) 保護の対象を含む特定の物に関する行為がこの協定に合致する加盟国の国内法令に基づき初めて侵害行為となる場合であって、当該行為が世界貿易機関協定を当該加盟国が受諾する日の前に開始されたとき又は当該行為について当該日の前に相当な投資が行われたときは、加盟国は、この協定を適用する日の後継続して行われる当該行為に関し権利者が利用し得る救済措置の制限を定めることができる。ただし、その場合には、加盟国は、少なくとも、衡平な報酬の支払を定める。

(5) 加盟国は、この協定を適用する日の前に購入された著作物の原作品又は複製物については、第 11 条及び第 14 条 (4) の規定を適用する義務を負わない。

(6) 加盟国は、この協定が知られる日の前に使用の許諾が政府によって与えられた場合には、権利者の許諾を得ない使用について、第 31 条の規定又は特許権が技術分野について差別することなく享受されるとの第 27 条 (1) の要件を適用することを要求されない。

(7) 加盟国において登録が保護の条件となっている知的所有権の場合には、当該加盟国がこの協定を適用する日に係属中の保護の出願については、この協定に規定する一層広範な保護を請求するために補正をすることを認める。当該補正には、新たな事項を含まない。

(8) 加盟国が世界貿易機関協定の効力発生の日に第 27 条の規定に基づく義務に応じた医薬品及び農業用の化学品の特許の保護を認めていない場合には、当該加盟国は、

(a) 第 6 部の規定にかかわらず、同協定の効力発生の日から、医薬品及び農業用の化学品の発明の特許出願をすることができるよう措置をとる。

(b) (a) の特許出願について、出願日又は、優先権が利用可能であり、かつ、主張される場合には、当該優先権に係る出願の日にこの協定に定める特許の対象に関する基準を適用していたものとして、この協定を適用する日に当該基準を適用する。

(c) (a) の特許出願であって、(b) の基準を満たすものについて、特許の付与の日以後、第 33 条の規定に従い (a) の特許出願の出願日から計算した特許期間の残りの期間この協定に従って特許の保護を与える。

(9) 加盟国において、ある物質が (8) (a) の規定に従ってされた特許出願の対象である場合には、第 6 部の規定にかかわらず、当該加盟国において販売の承認を得た日から 5 年間又は当該日から当該加盟国において物質特許が与えられ若しくは拒絶されるまでの期間のいずれか短い期間排他的販売権を認める。ただし、世界貿易機関協定が効力を生じた後他の加盟国においてその物質について特許出願がされ、特許が与えられ及び販売の承認が得られている場合に限る。

【図表 50】

DS 番号	案件	申立国	現状	違反認定
DS28	日本の外国レコードの遡及保護	米国	終了 (二国間合意)	判断せず
DS36	パキスタンの医薬品農業用化学品の特許保護	米国	終了 (二国間合意)	判断せず
DS37	ポルトガルの工業所有権法の特許保護	米国	終了 (二国間合意)	判断せず

DS42	日本の外国レコードの遡及保護	EU	終了（二国間合意）	判断せず
DS50	インドの医薬品及び農業用化学品の特許保護	米国	終了（上級委員会報告）	違反該当
DS79	インドの医薬品及び農業用化学品の特許保護	EU	終了（上級委員会報告）	違反該当
DS82	アイルランドの著作権及び著作隣接権	米国	終了（三国間合意）	判断せず
DS115	アイルランドの著作隣接権付与に係る措置（EC に対する申し立て）	米国	終了（三国間合意）	判断せず
DS170	カナダの特許保護期間	米国	終了（上級委員会報告）	判断せず
DS171	アルゼンチンの医薬品特許保護及び農業化学品のデータ保護	米国	終了（二国間合意）	判断せず
DS196	アルゼンチンの特許保護及びデータ保護	米国	終了（二国間合意）	判断せず

2. 個別案件（DS 番号順）

個別案件を DS 番号順で、以下に記載する。

（ハイライト）2025 年 2 月以降に新たな動きのあった個別案件

DS632（中国の標準必須特許に係るグローバルライセンス条件に関する措置（EU 申立））

2025 年 2 月 3 日、日本が参加申請した。

DS611（中国の禁訴令に関する措置（EU 申立））

2025 年 2 月 21 日、小委員会は、当事者のみに小委員会報告書を配布した。

中国の裁判所が特許権者に TRIPS 協定により保護される権利を他の管轄区域において主張することを禁止する権限を付与する禁訴令政策について、TRIPS 協定第 1 条が定める「実施」は、TRIPS 協定の規定を自国の国内法制度において実施することを要求していることから、TRIPS 協定第 1 条 1 項、第 28 条 1 項、第 28 条 2 項、第 44 条 1 項違反を認定しなかった。また、禁訴令政策は TRIPS 協定第 III 部で規定される執行手続に該当しないことから、第 41 条 1 項違反を認定しなかった。

Xiaomi v. InterDigital 事件における禁訴令の決定は、TRIPS 協定第 63 条 1 項の意味における「一般に適用される」司法判断に該当し、中国が EU からの書面による要請に対し、当該第 63 条 1 項にいう情報を提供しなかったため、第 63 条 1 項及び第 63 条 3 項に整合的でないとして認定した。

2025 年 4 月 22 日、EU は小委員会の決定を不服として、仲裁廷に上訴した。同年 4 月 28 日、中国も小委員会の決定を不服として、仲裁廷に上訴した。EU と中国は、紛争の解決を管理する規則及び手続に関する理解（Understanding on Rules and Procedures Governing the

Settlement of Disputes / Dispute Settlement Understanding : DSU¹⁶⁷) 第 25 条に基づく仲裁手続きに合意していた。この手続きは、EU と中国が多数国間暫定上訴仲裁アレンジメント (MPIA) を有効にするため、また、上訴機関が上訴を審理できない場合に、この紛争で出された最終パネル報告書に対する上訴を仲裁人が決定するための枠組みを設定する目的で締結されている。

2025 年 7 月 21 日、仲裁廷は、仲裁裁定書を配布した。

中国による禁訴令政策は、「TRIPS 協定第 1 条が定める実施は、他の加盟国がそれぞれの領土において実施する知的財産権の保護及び執行の制度の機能に支障を及ぼすことなく行う。」とする義務に反しており、TRIPS 協定第 1 条 1 項、第 28 条 1 項、第 28 条 2 項に整合的でないとして、小委員会判断を覆した。第 41 条 1 項は同じ理由で、第 44 条 1 項は別の理由で、それぞれ違反を認定しなかった小委員会判断を支持した。

Xiaomi v. InterDigital 事件における禁訴令の決定及び、中国が EU からの書面による要請に対し情報を提供しなかったことは、第 63 条 1 項及び第 63 条 3 項に整合的でないとする小委員会報告を支持した。

合意された手続の 9 項は、本仲裁において上訴されていない小委員会の判断は、当裁定の不可分の一部を構成するものとし、当裁定には、適用される場合には勧告を含めるものと定めているため、本仲裁裁定は、本裁定及び本裁定により修正された小委員会報告書において、TRIPS 協定と矛盾すると判断された措置を、当該協定と一致させるよう中国に勧告した。

2025 年 8 月 20 日、中国は、本紛争における裁定の実施に関し、WTO の義務を尊重する形で実施する意向を、DSB に通知した。

2025 年 10 月 13 日、中国と EU は、「EU と中国の紛争解決に関する了解事項第 21 条及び第 22 条に基づく合意手続き」(DSU 第 21.5 条に基づく、勧告及び裁定に従うために講じられた措置の存在又は対象の協定との整合性について意見の相違があると EU が認めた場合の手続き) を、DSB に通知した。

(1) 日本の外国レコードの遡及保護 (米国申立 : DS28) (EU 申立 : DS42) (終了 (二国間合意))

(協議要請の理由)

日本は 1971 年以前の外国音楽ソフトの著作隣接権の保護を欠いており、これは TRIPS 協定第 3 条、第 4 条、第 14 条 (実演家、レコード製作者等の保護)、第 61 条、第 65 条、第 70 条に違反する。

(その後の経緯)

日本は政策的観点から著作権法を改正し、著作隣接権の遡及的保護を 50 年まで拡大したことにより、協定解釈を行う小委員会の設置に至らずに紛争処理は終結した。

¹⁶⁷ Understanding on Rules and Procedures Governing the Settlement of Disputes (WTO ウェブサイト)
https://www.wto.org/english/docs_e/legal_e/dsu_e.htm#art25 [最終アクセス日 : 2026 年 3 月 6 日]

(経過)

1996.02.09: 米国が協議要請

1996.05.24: EU が協議要請 (その後、DS28 と一本化)

1997.01.24: 日米二国間合意により妥結¹⁶⁸

1997.11.07: 日 EU 二国間合意により妥結¹⁶⁹

(2) パキスタンの医薬品農業用化学品の特許保護 (米国申立 : DS36) (終了 (二国間合意))

(協議要請の理由)

パキスタンの医薬品・農業用化学品に関する特許保護制度が TRIPS 協定第 27 条、第 65 条、第 70 条に違反するとして米国が申立てをした。

(その後の経緯)

パキスタンが法改正して対応するとして二国間合意し紛争処理は終結した。

(経過)

1996.04.30: 協議要請

1996.07.03: 小委員会設置要請

1997.02.28: 二国間合意通報¹⁷⁰

(3) ポルトガルの工業所有権法の特許保護 (米国申立 : DS37) (終了 (二国間合意))

(協議要請の理由)

ポルトガルの工業所有権法下の特許保護が、TRIPS 協定第 33 条、第 65 条、第 70 条に違反するとして米国が申立てをした。

(その後の経緯)

ポルトガルが法改正して対応するとして二国間合意し紛争処理は終結した。

(経過)

1996.04.30: 協議要請

¹⁶⁸ Japan – Measures Concerning Sound Recordings (WT/DS28/4, IP/D/1/Add1, World Trade Organization, February 5, 1997) <https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/28-4.pdf&Open=True> [最終アクセス日 : 2026 年 3 月 6 日]

¹⁶⁹ Japan – Measures Concerning Sound Recordings (WT/DS42/4, IP/D/4/Add.1, World Trade Organization, November 17, 1997) <https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/IP/D/4A1.pdf&Open=True> [最終アクセス日 : 2026 年 3 月 6 日]

¹⁷⁰ Pakistan - Patent Protection for Pharmaceutical and Agricultural Chemical Products (WT/DS36/4 IP/D/2/Add/1, World Trade Organization, March 7, 1997) <https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/IP/D/2A1.pdf&Open=True> [最終アクセス日 : 2026 年 3 月 6 日]

1996.10.03: 二国間合意通報¹⁷¹

(4) インドの医薬品及び農業用化学品の特許保護 (米国申立: DS50) (EU申立: DS79) (終了 (上級委員会報告))¹⁷²

(協議要請の理由)

インドは医薬品及び農業用化学品の特許保護を行っておらず、また、経過期間中の途上国の義務である医薬品等の特許出願制度及び当該製品の排他的販売権を設けていない。これは TRIPS 協定第 27 条 (特許の対象)、第 63 条、第 65 条、第 70 条 8 項 (医薬品等の経過期間中の特許出願)、第 70 条 9 項 (医薬品等の経過期間中の排他的販売権) に違反する。

(小委員会報告)

インドは医薬品・農業用化学品の物質特許申請の新規性・優先性を保護する適切な措置及び期間排他的販売権を付与する措置を確立していないとして、TRIPS 協定第 63 条 1 項、第 63 条 2 項、第 70 条 8 項 (a)、第 70 条 9 項違反を認定した¹⁷³。

(上級委員会報告)

第 70 条 8 項 (a)、及び第 70 条 9 項については小委員会の判断を支持したものの、第 63 条については小委員会の付託事項ではないとして、小委員会の判断を破棄。第 70 条 8 項 (a)、及び第 70 条 9 項の解決について、DSB にインドの法改正を提案した¹⁷⁴。

(その後の経緯)

1999 年 3 月 26 日に公布された法改正により解決した¹⁷⁵。アメリカは、インドが設立した排他的販売権制度は TRIPS 協定の基準を満たしておらず、インドは TRIPS 協定 (70 条を含む) 上の義務を履行していないとして、インドに対して協議を要請した。アメリカは、協議によっても満足しうる解決が得られない場合には、紛争解決了解第 21 条 5 項に従って、実施措置と TRIPS 協定の適合性に関する意見の相違を最小に小委員会に付託すること

¹⁷¹ Portugal – Patent Protection under the Industrial Property Act (WT/DS37/2 IP/D/3/dd.1, World Trade Organization, October 8, 1996)

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=Q/IP/D/3A1.pdf&Open=True> [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

¹⁷² WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 1998 年度版 DS50/79: インド-医薬品及び農業化学品特許保護 (パネル・上級委) (岩沢雄司委員) (経済産業省ウェブサイト)

https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/1998/98-5.pdf [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

¹⁷³ India – Patent Protection for Pharmaceutical and Agricultural Chemical Products (WT/D50/R, World Trade Organization, September 5, 1997)

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=Q/WT/DS/50R.PDF&Open=True> [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

¹⁷⁴ India – Patent Protection for Pharmaceutical and Agricultural Chemical Products (WT/D50/AB/R, World Trade Organization, December 19, 1997)

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=Q/WT/DS/50ABR.pdf&Open=True> [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

¹⁷⁵ India – Patent Protection for Pharmaceutical and Agricultural Chemical Products (WT/D50/10/Add.4 WT/DS79/6, World Trade Organization, April 16, 1999)

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=Q/WT/DS/50-10A4.pdf&Open=True> [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

を求めた。ただし、アメリカは、紛争解決了解第 21 条 5 項に基づく付託要請の前に正式な協議を行う義務はないとの立場を明らかにした¹⁷⁶。

(経過)

(米国申立 : DS50)

1996.07.02: 米国が協議要請 (EU 第三国参加)

1996.11.07: 小委員会設置要請

1996.11.20: 小委員会設置 (EU 第三国参加)

1997.09.05: 小委員会報告書配布

1997.10.15: インドが上級委員会申立て

1997.12.19: 上級委員会報告書配布

1998.01.16: 上級委員会報告書採決

1999.01.20: 米国が勧告実施のためのインドの措置を小委員会に付託

(EU 申立 : DS79)

1997.04.28: EU が協議要請

1997.10.16: 小委員会設置 (米国第三国参加)

1998.09.22: 小委員会報告書採決

(各条文の判断と理由)

第 27 条 : 判断せず

第 63 条 : 判断せず (小委員会で違反認定されたが、上級委員会で破棄)

DS50 の小委員会で「インドが主張する仮出願制度の存在は、第 63 条 1 項に基づく公表の方法としては不十分であり、第 63 条 2 項に基づく義務に関しては、特許改正令が失効した後、インドは仮出願の取扱いについて TRIPS 理事会に報告しなかった。」として、第 63 条 1 項及び 2 項に基づく透明性の義務を果たさなかったと認定した。その後、上級委員会は、「アメリカの小委員会設置要請文書には、TRIPS 協定第 63 条は援用されていない。従って、第 63 条に基づくアメリカの主張は小委員会の付託事項に含まれないといわざるを得ない」として、小委員会の認定は誤りであると判断した。

第 65 条 : 判断せず

第 70 条 : 違反該当

(小委員会)

以下を根拠に違反認定をした。

TRIPS 協定第 70 条 8 項 (b) 及び (c) は、TRIPS 協定第 65 条の経過措置の規定に基づき、将来インドが「この協定を適用する日」からインドを拘束する。TRIPS 協定第 70 条 8

¹⁷⁶ WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 1998 年度版 DS50/79: インド-医薬品及び農業化学品特許保護 (パネル・上級委) (岩沢雄司委員) (経済産業省ウェブサイト)
https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/1998/98-5.pdf [最終アクセス日 : 2026 年 3 月 6 日]

項の下でインドが負う義務は、(a) に基づき仮出願を可能にする措置をとる義務のみである。インドは行政慣行によって仮出願が可能になっていると主張するが、インドの行政官はこの行政慣行に従うと特許法の義務規定に違反しなければならない。たとえ実施されていなくても、法律の義務規定は経済活動に影響を与える。インドの慣行は、医薬品及び農業化学品に関して新規性及び優先権の保持を確保するための十分な法的基礎を欠く。WTO 協定規定の違反を主張する側が、その主張を挙証する責任を負う。本件では、アメリカはその挙証を十分行った。従って、挙証責任はインドの側に移る。透明性の問題を別にしても、公表されていない行政慣行が TRIPS 協定第 70 条 8 項にいう「措置」に当たるかは疑問である。また、「排他的販売権の申請が拒否されたことがなくても、行政府が排他的販売権を付与する法的権限を持っていない。」として、TRIPS 協定第 70 条 9 項違反を認定した。

(上級委員会)

「行政慣行は特許法に優先するとは思えないので、発明の新規性及び出願の優先権を保持するための堅固な法的基礎を与えない」として、仮出願を受け付けるためのインドの行政慣行は TRIPS 協定第 70 条 8 項に適合しないとした小委員会の結論に同意した。また、TRIPS 協定第 70 条 9 項が「第 6 部の規定にかかわらず」と定めており、同項が WTO 協定の発効日から適用されることが明らかであるため、インドが TRIPS 協定第 70 条 9 項に違反しているとの小委員会の認定に同意する。

(5) インドネシアの自動車関連措置 (米国申立 : DS59) (終了 (小委員会報告)) ¹⁷⁷

(協議要請の理由)

インドネシアは一定の現地調達率の達成と過去に登録されていない独自の商標の使用を条件に、自動車部品の輸入関税及び奢侈税を免除する「国民車」構想を導入した。これは、GATT 第 1 条、第 3 条 (最恵国待遇、内外無差別)、TRIPM (貿易関連投資措置) 協定第 2 条、TRIPS 協定第 3 条、第 20 条、第 65 条 (内国民待遇、商標の要件) 等に違反する。

(その後の経緯)

小委員会報告を採択し、新ポリシー (the 1999 Automotive Policy) を発効することで解決した¹⁷⁸。

(経過)

1996.10.08: 米国が協議要請

1997.06.12: 小委員会設置要請

1997.07.30: 小委員会設置

¹⁷⁷ Indonesia – Certain Measures Affecting the Automobile Industry (WT/DS54/R, WT/DS55/R, WT/DS59/R, WT/DS64/R, World Trade Organization, July 2, 1998)
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/FE_Search/MultiDDFDocuments/14191/Q:/WT/DS/64R-01.pdf;Q:/WT/DS/64R-02.pdf;Q:/WT/DS/64R-03.pdf [最終アクセス日 : 2026 年 3 月 6 日]

¹⁷⁸ Indonesia – Certain Measures Affecting the Automobile Industry (WT/DS54/17/Add.1, WT/DS55/16/Add.1, WT/DS59/15/Add.1, WT/DS64/14/Add.1, World Trade Organization, July 15, 1999)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/54-17A1.pdf&Open=True> [最終アクセス日 : 2026 年 3 月 6 日]

1998.07.02: 小委員会報告書配布

1998.07.23: 小委員会報告書採択 (TRIPS 協定部分は証拠不十分で違反の認定せず。)

(各条文の判断と理由)

第 3 条 : 判断せず (証拠不十分)

第 20 条 : 判断せず (証拠不十分)

第 65 条 : 判断せず (証拠不十分)

(6) アイルランドの著作権及び著作隣接権 (米国申立 : DS82) (終了 (二国間合意))

(協議要請の理由)

アイルランドの著作隣接権付与の制度が TRIPS 協定第 9-14 条、第 63 条、第 65 条、第 70 条に違反するとして米国が申立てをした。

(その後の経緯)

アイルランド著作権法改正により解決した。

(経過)

1997.05.14: 協議要請

1998.01.09: 小委員会設置要請

1998.02.13: 小委員会設置要請取下げ

2000.11.06: 三国間合意通報¹⁷⁹ ¹⁸⁰

(7) デンマークの知的財産権の権利行使 (米国申立 : DS83) (終了 (二国間合意))

(協議要請の理由)

デンマークが知的財産権を含む民事訴訟手続に係る暫定措置を策定しないことは TRIPS 協定第 50 条、第 63 条、第 65 条による義務に違反するとして米国が申立てをした。

(その後の経緯)

デンマーク司法行政法改正により解決した。

(経過)

1997.05.14: 協議要請

¹⁷⁹ Ireland – Measures Affecting the Grant of Copyright and Neighbouring Rights (WT/DS/82/3, WT/DS115/3, IP/D/8/Add.1, IP/D/12/Add.1, World Trade Organization, September 13, 2002)

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/IP/D/12A1.pdf&Open=True> [最終アクセス日 : 2026 年 3 月 6 日]

¹⁸⁰ ⑩を参照。アイルランド、EC、米国の 3 か国の相互合意。

2001.06.07: 二国間合意通報¹⁸¹

(8) スウェーデンの知的財産権の権利行使 (米国申立 : DS86) (終了 (二国間合意))

(協議要請の理由)

スウェーデンが知的財産権を含む民事訴訟手続に係る暫定措置を策定しないことは TRIPS 協定第 50 条、第 63 条、第 65 条による義務に違反するとして米国が申立てをした。

(その後の経緯)

スウェーデン著作権法、商標法、特許法、意匠法等改正により解決した。

(経過)

1997.05.28: 協議要請

1998.12.02: 二国間合意通報¹⁸²

(9) カナダの医薬品の特許保護 (EU申立 : DS114) (終了 (小委員会報告)) ^{183 184}

(協議要請の理由)

カナダの特許法等は医薬品の特許保護が十分でなく、TRIPS 協定第 7 条、第 8 条、第 27 条 1 項 (特許の対象)、第 28 条 (特許の権利)、第 30 条、第 33 条 (特許期間) に整合的でない。

(小委員会報告)

カナダ特許法第 55 条 2 項 (2) は、TRIPS 協定第 28 条に基づき特許権者に付与された排他的権利を制限しており、TRIPS 協定第 30 条に認められた限定的例外にも該当しないとして TRIPS 協定第 28 条 1 項違反を認定した¹⁸⁵。

(その後の経緯)

カナダは小委員会報告を受けて TRIPS 協定に整合的でないと言われた国内法規を改正し、

¹⁸¹ Denmark – Measures Affecting the Enforcement of Intellectual Property Rights (WT/DS83/2, IP/D/9/Add.1, World Trade Organization, June 13, 2001)

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/IP/D/9A1.pdf&Open=True> [最終アクセス日 : 2026 年 3 月 6 日]

¹⁸² Sweden – Measures Affecting the Enforcement of Intellectual Property Rights (WT/DS86/2, IP/D/10/Add.1, December 11, 1998)

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/IP/D/10a1.pdf&Open=True> [最終アクセス日 : 2026 年 3 月 6 日]

¹⁸³ DS114: Canada — Patent Protection of Pharmaceutical Products (WTO ウェブサイト)

https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds114_e.htm [最終アクセス日 : 2026 年 3 月 6 日]

¹⁸⁴ WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 2001 年度版 DS114: カナダ-医薬品特許保護 (パネル) (中川 淳司委員) (経済産業省ウェブサイト)

https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2001/01-1.pdf [最終アクセス日 : 2026 年 3 月 6 日]

¹⁸⁵ Canada – Patent Protection of Pharmaceutical Products (WT/DS114/R, World Trade Organization, March 17, 2000)

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=Q:/WT/DS/114R.pdf&Open=True> [最終アクセス日 : 2026 年 3 月 6 日]

紛争処理は終結した。

(経過)

1997.12.19: EU が協議要請
1998.11.12: EU が小委員会設置要請
1999.02.01: 小委員会設置
2000.03.17: 小委員会報告書配布
2000.04.07: 小委員会報告書採択
2000.06.20: 勧告実施期間について仲裁に付託
2000.10.07: 仲裁勧告

(各条文の判断と理由)

第 27 条：違反非該当

TRIPS 協定第 27 条 1 項の無差別原則が TRIPS 協定第 30 条に基づく例外措置に適用されるかどうかについて、TRIPS 協定第 27 条 1 項の規定は、特許権の享受に関する差別を一般的に禁止しており、TRIPS 協定第 30 条に基づく例外措置がこの無差別原則の適用を受けないと解することはできない。強制実施と政府使用に関する特許権の制限を規定した TRIPS 協定第 31 条に TRIPS 協定第 27 条 1 項の無差別原則が適用されることは一般に認められており、TRIPS 協定第 31 条と TRIPS 協定第 30 条を区別する根拠は見出しがたい。したがって、TRIPS 協定第 27 条 1 項の無差別原則は TRIPS 協定第 30 条の例外措置にも適用される。

規制当局の審査のための例外が TRIPS 協定第 27 条 1 項の無差別原則に違反するかどうかについて、過去の GATT 及び WTO の紛争解決事例は、様々な差別（法律上の (de jure) 差別と事実上の (de facto) 差別) を扱ってきた。そして、上級委員会が繰り返し確認してきたように、差別の問題は、一般的な無差別原則ではなく具体的な条文の正確な解釈によって判断されてきた。本件も、具体的な事案に即してこの問題を判断する。まず、規制当局の審査のための例外が法律上の差別に当たるかどうかについては、カナダ特許法第 55 条 2 項 (1) の文言は医薬品だけにこの例外を認めておらず、この条文の起草過程を援用して法律上の差別に当たると主張する EC の議論は十分な証拠を欠いている。次に、この例外が事実上の差別に当たるかどうかについては、この例外がそのような効果を持つこと、またこの例外がそのような目的で設けられたことのいずれについても、明確な証拠は出されていない。したがって、規制当局の審査のための例外は、カナダが TRIPS 協定 27 条 1 項の下で負う義務とは抵触しない。

第 28 条：違反該当

貯蔵のための例外を認めたカナダ特許法第 55 条 2 項 (2) が、特許の有効期間中に特許権者の承諾なしに第三者に特許物の「製造」あるいは「使用」を認めており、TRIPS 協定第 30 条の例外で正当化されない限り TRIPS 協定第 28 条 1 項に違反することを認めている。したがって、問題は、貯蔵のための例外が TRIPS 協定第 30 条によって正当化されるかどうかである。TRIPS 協定第 30 条は、特許により与えられる排他的権利の例外が認められるための基準として、例外が「限定的」であること、例外が「特許の通常の実施を不当に妨げない」

こと、例外が「第三者の正当な利益を考慮し、特許権者の正当な利益を不当に害さないこと」という 3 つの規準を挙げている。これらの規準のいずれか 1 つでも充足されなければ、TRIPS 協定第 30 条の例外は認められない。また、これら 3 つの規準は相互に別個の要件を意味するものと解されなければならない。当事国の議論に従い、まず、TRIPS 協定の目的を検討し、次いで、各規準の解釈を行う。

TRIPS 協定第 30 条の存在は、TRIPS 協定第 28 条 1 項が認めた特許権の内容が一定の限定を被ることを示している。他方で、TRIPS 協定第 30 条に盛り込まれた 3 つの規準は、TRIPS 協定の起草者が、TRIPS 協定第 30 条によって協定の基本的なバランスを揺るがすことまでは意図していなかったことを示している。TRIPS 協定第 30 条の正確な射程は、これら 3 つの規準の解釈によって明らかにされる。その際、TRIPS 協定第 7 条と TRIPS 協定第 8 条 1 項に規定された協定の目的と制限を念頭に置く必要がある。まず、「限定的な例外」であるかどうかについて、「例外」がそれ自体として限定的な場合を意味する以上、「限定的な」という形容詞は、「例外」を制限する狭い意味に解釈されなければならない。「限定的」かどうかは、特許権者の排他的権利を制限する度合によって判断される。貯蔵のための例外は、特許権者の承諾なしに特許物を無制限に製造し使用することを特許の有効期間満了前の 6 ヶ月間にわたって第三者に認めるものであり、特許権者の製造と使用に関する排他的権利を大幅に侵害する。したがって、貯蔵のための例外は「限定的な例外」とはいえない。貯蔵のための例外が、規制当局の審査のための例外に該当する医薬品を製造しあるいは使用する第三者に限られていることも、また、その期間が特許の有効期間満了前の 6 ヶ月に限られていることも、この例外の「限定性」に関する上記の結論を覆すだけの説得的な根拠とはならない。以上から、貯蔵のための例外は TRIPS 協定第 30 条によって正当化されないという結論が導かれた。TRIPS 協定第 30 条の例外に関する他の 2 つの規準の検討は不要である。

第 33 条：判断せず

(10) アイルランドの著作隣接権付与に係る措置 (EC に対する米国申立：DS115) (終了 (二国間合意))

(協議要請の理由)

アイルランドの著作隣接権付与の制度が TRIPS 協定第 9-14 条、第 63 条、第 65 条、第 70 条に違反するとして、米国が欧州共同体との協議を申立てた。

(その後の経緯)

アイルランド知的財産法及び著作権及びその関連法の改正により解決した。

(経過)

1998.01.06: 協議要請

1998.01.09: 小委員会設置要請

2000.11.06: 三国間合意通報¹⁸⁶

(1 1) EU 及びギリシャの知的財産権の権利行使 (米国申立: DS124) (米国申立: DS125)
(終了 (二国間合意))

(協議要請の理由)

ギリシャにおいて著作権者の許可なく動画及びテレビ番組が放映され、権利保護の措置がとられていないのは TRIPS 協定第 41 条、第 61 条に違反するとして米国が申立てをした。

(その後の経緯)

著作権に関する法改正により解決した。

(経過)

1998.04.30: 協議要請

2001.03.20: 二国間合意通報¹⁸⁷

(1 2) EU の医薬品及び農薬の特許保護 (カナダ申立: DS153) (未決着)

(協議要請の理由)

欧州の医薬品特許の保護期間延長に関する EC 規則第 1768/92 号、農薬特許の保護期間延長に関する EC 規則第 1610/96 号が、技術分野による差別的取り扱いを禁じた TRIPS 協定第 27 条 1 項 (特許の対象) に違反する。

(その後の経緯)

WTO ウェブサイトは 2010 年 2 月 24 日が最終更新日であり、その後の状況記載なし¹⁸⁸。

(経過)

1998.12.02: カナダが協議要請

¹⁸⁶ European Communities – Measures Affecting the Grant of Copyright and Neighbouring Rights (WT/DS/82/3, WT/DS115/3, IP/D/8/Add.1, IP/D/12/Add.1, World Trade Organization, September 13, 2002)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/IP/D/12A1.pdf&Open=True> [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

¹⁸⁷ European Communities – Enforcement of Intellectual Property Rights for Motion Pictures and Television Programs (WT/DS/124/2, IP/D/13/Add.1, World Trade Organization, March 26, 2001)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/IP/D/13A1.pdf&Open=True> [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

¹⁸⁸ DS153: European Communities – Patent Protection for Pharmaceutical and Agricultural Chemical Products (World Trade Organization ウェブサイト)
https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds153_e.htm [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

(13) 米国の著作権法110条(5) (EU申立: DS160) (暫定合意) ¹⁸⁹ ¹⁹⁰

(協議要請の理由)

米国著作権法第110条(5)は、一定の状況下では、ロイヤルティを支払うことなく、ラジオ、テレビ等のプログラムを流すことが許される”home style exemption”を規定しているが、この規定はベルヌ条約第11条の2(1)、第11条(1)に整合的でなく、ベルヌ条約第1から第21条の規定を遵守することを定めたTRIPS協定第9条1項(ベルヌ条約との関係)に違反する。

(小委員会報告)

米国著作権法第110条(5)(B)の規定は、TRIPS協定第13条で認められている著作権保護の例外の要件を満たしていないとして、TRIPS協定第9条1項に基づき、ベルヌ条約第11条の2(1)(ii)及び第11条(1)(iii)違反を認定した。

(その後の経緯)

2003年6月23日に暫定合意に達したが、合意期限の2004年12月21日までには状況は改善されず、未だに法改正に至っていない¹⁹¹。小委員会勧告の実効性に関わる問題である¹⁹²。

(経過)

- 1999.01.26: EUが協議要請
- 1999.04.15: EUが小委員会設置要請
- 1999.05.26: 小委員会設置
- 2000.06.15: 小委員会報告書配布
- 2000.07.27: 小委員会報告書採択
- 2000.11.22: 勧告実施期間について仲裁に付託
- 2001.01.15: 仲裁勧告
- 2001.10.12: 勧告実施のための米国の措置について仲裁勧告
- 2002.01.07: EUが対抗措置承認申請
- 2002.01.17: 米国が仲裁を要請

¹⁸⁹ WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 2000年度版 DS160: 米国-著作権法 110条(5) (パネル) (道垣内正人委員) (経済産業省ウェブサイト)

https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2000/00-9.pdf [最終アクセス日: 2026年3月6日]

¹⁹⁰ WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 2003年度版 DS160: 米国-著作権法 110条(5)DSU25条に基づく仲裁裁定 (末啓一郎委員) (経済産業省ウェブサイト)

https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2003/03-1.pdf [最終アクセス日: 2026年3月6日]

¹⁹¹ United States – Section 110(5) of the US Copyright Act (WT/DS160/24/Add.242, World Trade Organization, January 16, 2026)

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/160-24A242.pdf&Open=True> [最終アクセス日: 2026年3月6日]

¹⁹² 2025年版不正貿易報告書第I部各国・地域別政策・措置第2章米国 95ページ (経済産業省ウェブサイト)

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho_boeki/fukosei_boeki/report_2025/pdf/2025_01_02.pdf [最終アクセス日: 2026年3月6日]

2002.01.18: 仲裁に付託
2002.02.26: 仲裁手続中断
2003.06.23: 二国間暫定合意

(各条文の判断と理由)

第9条：違反該当

本件で問題となっている米国著作権法第110条5項の(B)号は、3750平方フィート未満の広さの飲食店、及び2000平方フィート未満の広さの小売店に適用されるので、小委員会としては、「制限及び例外」の範囲は上記のものよりも大きいものとする。ECは、70%の飲食店及び45%の小売店が、事業者免除を潜在的な受益者であると指摘している。

小委員会としては、問題となっている免除規定が「特別の場合」という要件に十分に整合的であるかどうかは、ECの主張のように、免除の潜在的な受益者の範囲が問題であるとする。小委員会に提出された事実に関する情報によれば、大多数の飲食店、及び約半数の小売店が(B)号の免除を受けることを示している。したがって、小委員会としては、当該免除が、第1要件の「特別の場合」には該当するものではないと判断する。

米国は、事業者免除が対象としている市場はこれまで集中管理団体によって著作権管理がされてこなかった市場であるという主張を裏付けるため、いくつかの数字を提出している。米国によれば、米国の集中管理団体は、1995年にNational Licensed Beverage Association (NLBA) と私的グループ・ライセンス協定を締結し(以下、NLBA協定という)、当時の法令以上に免除を拡大しており、その内容は1998年に制定された公正な音楽ライセンス法とほぼ同一のものであるとされる。しかし、小委員会としては、NLBA協定は交渉によって成立したものであり、法令とは異なり、通常の利用に影響する市場の発展に応じて変更・終了が可能なものである以上、1998年改正後の法令がTRIPS協定第13条の第2要件を充足するものであるかどうかの判断の際に、NLBA協定の存在は影響を与えない。事業者免除によって、大多数の飲食店、及び約半数の小売店が免除を受けており、著作権者は、ベルヌ条約第11条の2(1)(iii)及び11条(1)(ii)に基づく権利行使による潜在的収益を失っている。さらに、事業者免除においては、ラジオやテレビによる放送がカバーされ、コンパクトディスクやカセットテープ(あるいは生演奏)による音楽著作物の演奏はカバーされていない。米国は歴史的な理由があると主張しているが、区別する理論的理由は示されていない。小委員会は、音楽を流すメディアの違いによるこのような区別は、これまで録音物による演奏あるいは生演奏をしていた事業者が、放送による音楽の演奏にその選択を変更する誘因となるのではないかと考える。著作権者は、事業者免除によって免除を受ける事業者によって使用される放送された音楽について許諾する権利を期待するものであり、したがって、小委員会としては、かかる(B)号の適用範囲は、著作物の通常の利用に抵触するものであり、TRIPS協定第13条の第2要件に反するものであると判断する。

(14) カナダの特許保護期間（米国申立：DS170）（終了（上級委員会報告））¹⁹³

（協議要請の理由）

カナダ特許法は 1989 年 10 月以前の出願に関し、特許成立の日から 17 年間しか保護しておらず、出願の日から 20 年以上の保護を与えることを義務づけた TRIPS 協定第 33 条（保護期間）と整合的でない。また、協定適用の日において係属中の出願についても、協定に定められたより広範な保護を与えるための補正を認めることを義務づけた TRIPS 協定第 70 条 7 項（既存の保護の対象）とも整合的でない。

（小委員会報告）

TRIPS 協定第 70 条 2 項に従い、カナダは TRIPS 協定適用の日の特許保護されていた発明についても TRIPS 協定上の義務が求められるのであり、特許の最低保護期間を 20 年とする TRIPS 協定第 33 条違反を認定した。

（上級委員会報告）

小委員会の判断を支持した。

（その後の経緯）

上級委員会報告を採択し、法改正をすることで解決した。

（経過）

1999.05.06: 米国が協議要請
1999.07.15: 米国が小委員会設置要請
1999.09.22: 小委員会設置
2000.05.05: 小委員会報告書配布
2000.06.19: カナダが上訴
2000.09.18: 上級委員会報告書配布¹⁹⁴
2000.10.12: 上級委員会報告書採択

（各条文の判断と理由）

第 33 条：違反該当

（小委員会）

TRIPS 協定第 70 条 2 項にいう「保護されている・・・対象」には特許によって保護されている発明が含まれる。これには 1996 年 1 月 1 日時点でカナダ特許法によって保護されている発明が含まれる。TRIPS 協定加盟国は、協定適用開始時点で有効な特許について、TRIPS 協

¹⁹³ WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 2000 年度版 DS170: カナダ-特許保護に関する期間（パネル・上級委）（中川淳司委員）（経済産業省ウェブサイト）
https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2000/00-8.pdf [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

¹⁹⁴ Canada – Term of Patent Protection (WT/DS170/AB/R, World Trade Organization, September 18, 2000)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=Q:/WT/DS/170ABR.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

定第 33 条を含めて協定が規定するすべての義務を負う。以上より、カナダは旧法上の特許に対しても TRIPS 協定第 33 条の義務を負う。

TRIPS 協定第 33 条は出願から 20 年間の保護期間を義務付けており、それよりも短い保護期間を許容するものではない。TRIPS 協定第 33 条を満足するためには旧法上の特許が例外なく出願後 20 年以上の保護期間を認められなければならない。

TRIPS 協定第 1 条 1 項により加盟国は協定上の義務の実施に関する裁量を認められており、TRIPS 協定第 62 条 2 項と TRIPS 協定第 33 条を併せ読むと、保護期間についての裁量が認められるとのカナダは主張するが、TRIPS 協定第 62 条 2 項は権利の開始時期に関する規定であって、第 33 条が規定する権利終了までの保護期間には関わりがない。

言葉の通常の意味に照らすと、保証されているといえるためには、特許権者が出願から 20 年以上の保護期間を権利として認められなければならない。審査の非公式の遅延を認めるかどうかは審査官の裁量であって、出願者が 20 年以上の保護期間を権利として認められているとはいえない。出願後 20 年以上の保護期間を確保するために認められているとカナダが主張する手続（審査遅延）は、協定第 62 条 1 項にいう「合理的な手続」とはいえず、これは同項に違反する。カナダの主張する審査遅延手続は「不必要に複雑」であり、また「不当な遅延」を伴うものであり、第 41 条 2 項及び第 62 条 4 項に違反する。

以上から、カナダ特許法第 45 条は TRIPS 協定第 33 条が要求する出願から 20 年間の保護期間を保障していないと小委員会では判断した。

（上級委員会）

小委員会の結論を支持した。

第 65 条：判断せず

第 70 条：判断せず

（15）アルゼンチンの医薬品特許保護及び農業化学品のデータ保護（米国申立：DS171） （終了（二国間合意））

（協議要請の理由）

アルゼンチンにおける薬品に対する特許保護の欠如と排他的商業特権を付与する効率的な体制の欠如、及び経過期間における協定との整合性を減ずるような法律等の変更は、TRIPS 協定第 65 条 5 項に違反するとして米国が申立てをした。

（その後の経緯）

法改正等により解決した。

（経過）

1999.05.06: 協議要請

2002.05.31: 二国間合意通報¹⁹⁵

(16) EUの農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護 (米国申立: DS174) (豪州申立: DS290) (終了 (小委員会報告))¹⁹⁶

(協議要請の理由)

欧州委員会規則 2081/92 は、地理的表示に関し内国民待遇を与えておらず、地理的表示と同様の又は類似の、以前から存在する商標について十分な保護を与えていない。このような EC 規則は、TRIPS 協定第 3 条 (内国民待遇)、第 16 条 (商標について与えられる権利)、第 24 条 (地理的表示の保護により、当該地理的表示と同一の又は類似の、地理的表示として知られる以前から存在する商標に関する保護を害すことを禁止) の規定に違反している。

(小委員会報告)

EU の制度が外国地理的表示の保護要件として、当該外国における EU の地理的表示への同等の保護 (「同等性及び相互主義要件」) を求めていること等は、TRIPS 協定第 3 条 1 項及び GATT 第 III 条 (内国民待遇) に反するとした一方、既に登録されている商標と同一又は類似の地理的表示の限定的な登録については、TRIPS 協定第 16 条 1 項に反するが、第 17 条 (商標権に係る限定的な例外) によって正当化されるとした。

(その後の経緯)

地理的表示に関する規則は改正された¹⁹⁷。

(経過)

1999.06.01: 米国が協議要請 (カナダ第三国参加)

2003.04.17: 豪州により協議要請

2003.08.18: 米国、豪州により小委員会設置要請

2003.10.02: 小委員会設置 (ニュージーランド、アルゼンチン、メキシコ、台湾、スリランカ、チェコ、ハンガリー、ブルガリア等第三国参加)

2005.03.15: 小委員会報告書配布

2005.04.20: 小委員会報告書採択

(各条文の判断と理由)

¹⁹⁵ Argentina – Patent Protection for Pharmaceuticals and Test Data Protection for Agricultural Chemicals (WT/DS171/3, WT/DS196/4, IP/D/18/Add.1, IP/D/22/Add.1, World Trade Organization, June 20, 2002)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/IP/D/22A1.pdf&Open=True> [最終アクセス日: 2026年3月6日]

¹⁹⁶ WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 2005 年度版 DS174/290: EC-農薬品及び食品の商標及び地理的表示の保護 (パネル) (米谷三以委員) (経済産業省ウェブサイト)
https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2005/05-7.pdf [最終アクセス日: 2026年3月6日]

¹⁹⁷ European Communities – Protection of Trademarks and Geographical Indications for Agricultural Products and Foodstuffs (WT/DS174/25/Add.3, WT/DS290/23/Add.3, World Trade Organization, April 11, 2006)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/290-23A3.pdf&Open=True> [最終アクセス日: 2026年3月6日]

第 1 条：判断せず

第 2 条：判断せず

第 3 条：違反該当

TRIPS 協定第 3 条 1 項違反を立証するには、二つの要素の証明が必要である。一つは、対象措置が、「知的財産権の保護に関」するものであること、もう一つは、自国の国民に対する取り扱いよりも「不利でない待遇」をその他の国民に付与していることである。地理的表示保護規則は、地理的表示に関する知的財産権の利用可能性に言及しており、地理的表示が 2 章 3 節の対象である地理的表示に該当することに争いが無い。本件においては、EC 域内の地理的表示を用いる EC 国民と EC 域内の地理的表示を用いる非 EC 国民、及び EC 域外の地理的表示を用いる EC 国民と EC 域外の地理的表示を用いる非 EC 国民との比較を行うとした。本件地理的表示保護規則は、地理的表示の保護を利用可能性に関して、EC 域内国国民に付与している待遇よりも不利な待遇を他の加盟国の国民に対して付与しており、TRIPS 協定第 3 条 1 項に違反する。

第 4 条：判断せず

第 10 条：判断せず

第 16 条：違反非該当

小委員会は、既に登録されている商標と同一又は類似の地理的表示であっても一定の場合には登録が可能である点については、TRIPS 協定第 16 条 1 項に違反するが、TRIPS 協定第 17 条によって正当化されるとした。

第 20 条：判断せず

第 22 条：判断せず

第 24 条：判断せず

第 41 条：判断せず

第 42 条：判断せず

第 44 条：判断せず

第 63 条：判断せず

第 65 条：判断せず

(17) 米国の1998年オムニバス法211条 (EU申立 : DS176) (終了 (上級委員会報告))¹⁹⁸

(協議要請の理由)

米国 1998 年オムニバス法第 211 条は、キューバにより接収された企業が保有している商標の登録、更新及び権利行使を認めないことが規定されているところ、TRIPS 協定第 2～4 条、第 15～21 条、第 41 条、第 42 条、第 62 条の義務に整合的でない。

(小委員会報告)

米オムニバス法第 211 条 (a) (2) が商標権者の民事手続の権利を制限しており TRIPS 協定第 42 条に違反すると認定した。

(上級委員会報告)

米オムニバス法第 211 条は TRIPS 協定第 42 条には違反しないとして小委員会の判断を覆したが、商標・商号について最恵国待遇、内国民待遇を順守していないとして、TRIPS 協定第 2 条 1 項 (パリ条約 8 条)、第 3 条、第 4 条違反を認定した。

(その後の経緯)

しかしながら、米オムニバス法第 211 条の撤廃を含む法改正は行われていない¹⁹⁹。

(経過)

1999.07.08: EU が協議要請

2000.06.30: EU が小委員会設置要請

2000.09.26: 小委員会設置 (カナダ、日本、ニカラグア第三国参加)

2001.08.06: 小委員会報告書配布

2001.10.04: EU が上訴 (2001.10.19 米国も上訴)

2002.01.02: 上級委員会報告書配布

2002.02.01: 上級委員会報告書採択

(各条文の判断と理由)

第 2 条 : 違反該当

(小委員会)

TRIPS 協定の適用対象となるのは、協定第 1 条 2 項に言及されている知的所有権のみであるとし、商号はこれに含まれていないので WTO 加盟国は商号を保護する義務を負うことはないと判断した。TRIPS 協定第 2 条 1 項は「加盟国は、第二部から第四部までの規定について、1969 年のパリ条約の第 1 条から第 12 条までの規定及び第 19 条の規定を遵守す

¹⁹⁸ WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 2002 年度版 DS176: 米国-オムニバス法 211 条 (パネル・上級委) (松下満雄委員) (経済産業省ウェブサイト)

https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2002/02-5.pdf [最終アクセス日 : 2026 年 3 月 6 日]

¹⁹⁹ 2025 年版不正貿易報告書第 I 部各国・地域別政策・措置第 2 章米国 95 ページ (経済産業省ウェブサイト)

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho_boeki/fukosei_boeki/report_2025/pdf/2025_01_02.pdf [最終アクセス日 : 2026 年 3 月 6 日]

る。」と規定しているが、この規定が「・・・第二部から第四部までの規定について・・・」としていることからみて、第二部から第四部までに列挙されている知的所有権に関してのみパリ条約の規定を遵守すべきこととなる。したがって、パリ条約 8 条は商号について規定しているが、小委員会の解釈においては、これは TRIPS 協定上保護の対象とする必要のないものということとなる。

(上級委員会)

小委員会は TRIPS 協定第 1 条 2 項について、ここに言及されている知的所有権とは第二部第 1 節から第 7 節までに記載されている知的所有権のみであるとする。この小委員会の解釈はかかる知的所有権は第二部第 1 節から第 7 節の「表題」に記載されている知的所有権であるとするものである。しかし、この解釈は TRIPS 協定第 2 条 1 項の文言に反する。というのは TRIPS 協定第 2 条 1 項にはこれ以外のことも記載してあるからである。たとえば、第二部第 5 節は「特許」という表題となっているが、TRIPS 協定第 27 条 3 項は「・・・加盟国は特許若しくは効果的な特別の制度又はこれらの組み合わせによって植物の品種の保護を定める。・・・」と規定しており、特許以外の制度も記載している。小委員会のように解釈すると、かかる制度は TRIPS 協定の保護の対象とはならないことになってしまう。また、TRIPS 協定第 2 条 1 項はパリ条約第 8 条を援用しており、小委員会のように解釈することは TRIPS 協定第 2 条 1 項によって援用されているパリ条約第 8 条の規定を無視し、これに効力を与えることを拒否することを意味するのである。そこで上級委員会はこの点に関する小委員会の判断を覆し、TRIPS 協定のもとにおいて WTO 加盟国は商号の保護をする義務を有するとした。

そして上級委員会は、小委員会報告書には上級委員会が米オムニバス法第 211 条 (a) (2) 及び (b) が商号の保護に関して TRIPS 協定に定める内国民待遇、最恵国待遇及び公正な司法手続きの規定に違反するか否かについて判断するための事実が記載されているとして、これについて検討を行った。そして、上級委員会は、商号についても商標についてと同じ理由によって、米オムニバス法第 211 条 (a) (2) 及び (b) の規定は内国民待遇、最恵国待遇及び公正な司法手続きの要請に違反すると判断した。

第 3 条：違反該当

(小委員会)

米オムニバス法第 211 条 (a) (2) によると、外国籍を有する権利承継者はその権利を米国裁判所によって承認し、執行してもらうことができないが、米国人はこれの対象外であり、かかる権利を承認、執行してもらうことができるように思われるので、表見上、差別があり、内国民待遇に違反するようにみえるとしている。しかし、結論として、連邦規則 515・201 条は、米国人が特別許可を受けることなく権利承継者となることを禁止していること、外国資産管理局はかかる許可をするか否かの裁量権を有していること、かかる裁量権がある場合、米国の措置が直ちに内国民待遇に違反するとはいえないことを指摘し、米当局がかかる許可を付与したことがないことに鑑みると、米国の措置が内国民待遇に違反することはないと判断した。米オムニバス法第 211 条 (b) に関しては、小委員会はこの規定は指定された国籍の者だけでなく、その権利承継者(非米国人のみならず米国人も含む。)の権利主張に対して米国裁判所はこれを承認し、執行してはならないとするものであることを指摘し、なんら内外差別はないと判断した。EC の商標権の原始権利所有者に関する主

張については、小委員会は、米オムニバス法第 211 条 (a) (2) 及び (b) はいずれもかかる差別をしていないとして、EC の請求を棄却した。

(上級委員会)

原始権利所有者に関しては、米オムニバス法第 211 条 (a) (2) 及び (b) は「指定された国籍の者」に適用されるが、指定された国籍の者とはキューバ及びキューバ国籍を有する者とされており、キューバ国籍の者には適用され、米国人には適用されないことが明らかであり、ここからみると米国人とキューバ人との間では差別があると判断している。上級委員会は、米オムニバス法第 211 条 (2) 及び (b) は商標権の原始所有者はつねに商標の使用許諾を与えることができるので内外差別はないとの米国の主張に対しては、この主張は米国において商標権を主張しているキューバ国籍の原始商標権所有者とキューバにおいて事業又は資産（及び商標）を接収された原始商標所有者が同一人物であるとの仮定に立っており、この仮定は常に正しいとは限らず、EC が提示した事例においては、かかる仮定はおかれていないことを指摘し、米国の主張を排斥した。上級委員会は、(1) 米オムニバス法第 211 条 (a) (2) においては非米国人である権利承継者の権利請求については、米国裁判所は原始権利所有者からの明白な同意がない限り権利主張を認めることができないのであり、この点で米国政府の何らかの措置があるか否かは関係がないことを指摘し、及び、

(2) 米国人がひとつの手続的ハードルにのみ直面し、非米国人が二つの手続的ハードルに直面していることは、たとえ影響が小さいとしても、非米国人に対して内在的に不利な扱いとなっているとしている。さらに米国人が外国資産管理局による特別許可を取得したとしても、米裁判所はかかる米国人がその権利継承者としての権利を主張することを認めないので、米オムニバス法第 211 条によって課されている非米国人に対する権利主張の制限は米国人にも及ぶとの米国の主張に対しては、上級委員会は、米国はすべての事例において米国裁判所は米国人である権利承継者の権利主張を認めないことを立証していないとし、さらに、もし米国裁判所がすべての事例においてかかる権利主張を認めない公算が高いとしても、非米国人である権利承継者は二つのハードルの適用を受けるという意味において本質的に米国人に比較して不利な立場におかれていると指摘している。すなわち、米国裁判所が外国政府による不当な接収については法的効力を与えないとしても、この法理は米国人と非米国人の双方に適用されるものであるため、これによって非米国人が受ける不利益が相殺されるわけではない。上級委員会は以上の理由を挙げて、米オムニバス法第 211 条 (a) (2) は非米国人である権利承継者に対して米国人である権利承継者に対するよりもより不利な待遇をするものであり、パリ条約 2 条 (1) 及び TRIPS 協定第 3 条 1 項に違反すると判断した。

第 4 条：違反該当

(小委員会)

米オムニバス法はキューバ国籍の者に対して、キューバ国籍以外の国籍の外国人に対してより不利益待遇をするものではないとして、EC の主張を退けた。

(上級委員会)

米連邦規則 515.305 条及び米オムニバス法 (d) (1) が、キューバ国籍の者以外の者は、キューバ及びキューバ国籍を有する者の権利承継者である場合にのみ「指定された国籍の者」含まれるとしているので、キューバ国籍以外の外国人で原始権利所有者はこの範囲に

は含まれておらず米オムニバス法第 211 条の対象となっていないことに着目して、これはキューバ国籍の原始権利所有者に対して非キューバ国籍の外国人である原始権利所有者に対してよりも不利な待遇をするものであり、内国民待遇に違反するとした。

第 15 条：違反非該当

(小委員会)

TRIPS 協定第 15 条 2 項が「1 の規定は、加盟国が他の理由により商標の登録を拒絶することを妨げるものと解してはならない。」と規定しており、ある措置が TRIPS 協定第 15 条 2 項にいう「他の理由」に該当すれば加盟国は TRIPS 協定第 15 条 1 項の要件に合致する標識でも商標登録を拒否することができるというものである。そして、小委員会は、この除外例のなかには米国がキューバにおいて接收された事業及び資産に関連して使用されていた商標の登録を禁止することが含まれると解する余地があるとして、EC の主張を退けた。

(上級委員会)

問題点はパリ条約及び TRIPS 協定に明記されていない場合に、加盟国はいかなる場合に商標登録を拒絶できるかであるとし、さらにパリ条約第 6 条 1 項が加盟国に登録の条件について国内法で定める権限を付与していること等からみると、加盟国はパリ条約に明記されている事項でなくとも、パリ条約の禁止に該当しない限り、加盟国は自国法に基づいて登録拒絶事由を定めることができると解釈する。そこで上級委員会はこの点についての小委員会の判断を支持した。

第 16 条：違反非該当

(小委員会)

TRIPS 協定第 16 条 1 項は誰が商標の所有者であるかについては規定しておらず、この点に関する判断はもっぱら加盟国の国内法にゆだねられているとのことである。

(上級委員会)

TRIPS 協定第 16 条 1 項は排他権を登録商標の「所有者」に認めているが、かかる所有者をいかに決定するかについては定めていない。また、第 16 条 1 項は加盟国が商標権の付与にあたって登録を根拠とするか、使用を根拠とするかのいずれも可能としていることを指摘する。TRIPS 協定及びパリ条約の諸規定を検討しても、商標の所有者が誰であるべきかについて規定している規定は見当たらないとする。さらに、米オムニバス法第 211 条 (a)

(2) 条の適用によって、米国において商標権を有するとされる者の権利が否定されることはありうるが、TRIPS 協定やパリ条約はだれが商標権の所有者であるかについて規定していないので、この米オムニバス法の規定が TRIPS 協定第 16 条 1 項に違反するとはいえないと判断している。さらに米オムニバス法第 211 条 (b) もまた商標の所有者について規定しているものであるから、上記と同じ理由によって、これについても TRIPS 協定違反の問題は生じないとする。

第 17 条：判断せず

第 18 条：判断せず

第 19 条：判断せず

第 20 条：判断せず

第 21 条：判断せず

第 41 条：判断せず

第 42 条：違反非該当

(小委員会)

米オムニバス法第 211 (a) (2) 条がこの規定に違反すると判断した。その理由は、この規定が一定の条件がある場合に米国裁判所は商標権に関する権利主張を認めてはならないとしているので、これは権利者に対して法廷で権利主張をする道を閉ざすものであるということである。すなわち、米国においては、商標登録者は商標権者と推定されるのであり、この推定が覆されるまでは権利所有者として扱われることとなる。この者に対しては、権利者として法的主張を展開する機会が与えられるべきということである。しかし、米オムニバス法第 211 条 (b) が TRIPS 協定第 42 条に違反しているとの EC の主張に対しては、その立証が成り立っていないとの理由で請求を棄却した。

(上級委員会)

TRIPS 協定第 42 条が「権利の所有者」について規定していることに着目し、権利所有者には「権利があると主張している者」も含まれ、権利があると主張している当事者が裁判所で自己の主張を展開できなければ権利実現に向けて公正な司法手続きが準備されているとはいえないと判断している。上級委員会はこの点に関する小委員会の判断は正しいとし、WTO 加盟国は権利保有者に法的手続きを保障しなければならないが、この責務は権利保有者と推定される者に対する法的手続保障をも含むものであるとする。また、TRIPS 協定第 42 条第 4 文は、知的財産権に関する司法手続きにおいて、「自己の主張を裏付ける」機会を与えられるべきとする。これは、加盟国は権利者がその主張を立証する十分な機会を与えなければならないことを意味するものである。そして、上級委員会の判断によると、TRIPS 協定第 42 条が付与する権利は手続的権利である。しかし、上級委員会は米オムニバス法第 211 条 (a) (2) 及び (b) は商標権の所有者について実体法的要件を定めるものであり、これは原則としては各国法にゆだねられているとする。上級委員会は以上を総合して、以下のように判断している。米オムニバス法第 211 条 (a) (2) は、米国裁判所において権利所有者にその請求を十分に主張することを禁止するものではない。権利主張については、米商標法及び連邦民事訴訟規則及び連邦証拠規則によって認められている。同法はただ単に一定の国籍の者が商標権の主張をする場合に、米裁判所がその権利を承認し、執行しないことを要求するのみである。したがって、この法律は TRIPS 協定第 42 条にいう手続的権利を侵害するものとは考えらず、これに違反するものとはいえない。米オムニバス法第 211 条 (b) もまた商標権の所有者に関するものであるので、上記の論旨が基本的には当てはまり、これの TRIPS 協定第 42 条との抵触は認められない。

第 62 条：判断せず

(18) 米国の1930年関税法337条 (EU申立: DS186) (未決着)

(協議要請の理由)

米国関税法第337条は、2度GATTに小委員会で検討されている。2度目の1989年の小委員会では、GATT第3条で規定される輸入品に対する内国民待遇義務に違反するとされた。その後、同法は1994年ウルグアイ・ラウンド協定法により改正されたが、米国は小委員会の結論に沿った改正がなされておらず協定不整合な点が存在するとともに、TRIPS協定第2条、第3条、第9条、第27条、第41条、第42条、第49条、第50条、第51条の規定に違反している。

(その後の経緯)

WTOウェブサイトは、2010年2月24日のSummary of the dispute to dateが最終更新である²⁰⁰。

(経過)

2000.01.12: EUが協議要請 (カナダ、日本第三国参加)

(19) アルゼンチンの特許保護及びデータ保護 (米国申立: DS196) (終了 (二国間合意))

(協議要請の内容)

アルゼンチンは、医薬品等の秘密試験やデータに対する保護を怠っている等、TRIPS協定第27条、第28条、第31条、第34条、第39条、第50条、第62条、第65条及び第70条に違反するとして米国が申立てをした。

(その後の経緯)

法改正等により解決した²⁰¹。

(経過)

2000.05.30: 協議要請

2002.05.31: 二国間合意通報

(20) ブラジルの特許保護 (米国申立: DS199) (終了 (二国間合意))

(協議要請の理由)

²⁰⁰ DS186: United States-Section 337 of the Tariff Act of 1930 and Amendments thereto (World Trade Organization ウェブサイト)

https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds186_e.htm [最終アクセス日: 2026年3月6日]

²⁰¹ Argentina – Certain Measures on the Protection of Patents and Test Data (WT/DS171/3, WT/DS196/4, IP/D/18/ Add.1, IP/D/22/Add.1, June 20, 2002)

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/IP/D/22A1.pdf&Open=True> [最終アクセス日: 2026年3月6日]

ブラジルの 1996 年産業財産法では、強制実施権の設定に際してブラジル国内での実施の有無を要件として課しており、物の国内生産の有無について差別を禁じる TRIPS 協定第 27 条、第 28 条の規定に違反している。

(その後の経緯)

米国企業が保有する特許の強制実施権を発動するためにブラジル特許法第 68 条を適用する必要があると判断した場合、ブラジル政府は米国政府との事前協議を行うとして、二国間合意した²⁰²。

(経過)

2000.05.30: 米国が協議要請

2001.01.08: 米国が小委員会設置要請

2001.02.01: 小委員会設置 (日本、インド、ホンジュラス、ドミニカ第三国参加)

2001.07.05: 米・ブラジル二国間合意により妥結

(2 1) 米国の特許法 (ブラジル申立 : DS224) (未決着)

(協議要請の理由)

米国特許法 (第 18 章等) は、政府の助成を受けた発明に対する特許権について制限を設けているが、発明地等による差別を禁じた TRIPS 協定第 27 条、特許権者に与えられる権利を定めた第 28 条に違反する。

(その後の経緯)

WTO ウェブサイトは 2010 年 2 月 24 日の Summary of the dispute to date が最終更新である²⁰³。

(経過)

2001.01.31: ブラジルが協議要請

(2 2) 中国の知的財産の執行に関する問題 (米国申立 : DS362) (終了 (シーケンス合意))^{204 205}

²⁰² Brazil – Measures Affecting Patent Protection (WT/DS199/4, G/L/454, IP/D/23/Add.1, World Trade Organization, July 19, 2001) <https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:IP/D/23A1.pdf&Open=True> [最終アクセス日 : 2026 年 3 月 6 日]

²⁰³ DS224: United States – US Patents Code (World Trade Organization ウェブサイト) https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds224_e.htm [最終アクセス日 : 2026 年 3 月 6 日]

²⁰⁴ China – Measures Affecting the Protection and Enforcement of Intellectual Property Rights (WT/DS362/R, World Trade Organization, January 26, 2009) https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/FE_Search/MultiDDFDocuments/69480/Q:/WT/DS/362R-00.pdf;Q:/WT/DS/362R-01.pdf;Q:/WT/DS/362R-02.pdf;Q:/WT/DS/362R-03.pdf;Q:/WT/DS/362R-04.pdf/ [最終アクセス日 : 2026 年 3 月 6 日]

²⁰⁵ 【WTO パネル・上級委員会報告書解説②】中国-知的財産権の保護・実施に関する措置 (WT/DS362/R) - TRIPS 協定の権利行使に係る規律を巡って- (鈴木 将文 独立行政法人経済産業研究所) <https://www.rieti.go.jp/jp/publications/pdp/11p011.pdf> [最終アクセス日 : 2026 年 3 月 6 日]

(協議要請の理由)

中国における、①商標の不正使用及び著作物の違法な複製に係る刑事手続き及び刑事罰の扱い、②税関における没収された知的財産権侵害物品の処理、③中国国内での発行又は流通が許可されていない作品に関する著作権及び著作隣接権の保護及び執行の欠如、④著作物の未許可の複製あるいは未許可の頒布のいずれかのみを行った刑事手続き及び刑事罰の欠如は TRIPS 協定第 9 条 1 項、第 14 条、第 41 条 1 項、第 46 条、第 59 条、第 61 条等に整合的でない。

(小委員会報告)

②の税関措置に関し、商標の単なる除去で十分であるとの点については TRIPS 協定第 59 条に非整合、③について TRIPS 協定第 9 条 1 項、41 条 1 項に非整合として米国の主張を是認する一方、①及び④について、米国は刑事罰の閾値が TRIPS 協定第 61 条に非整合であることに関して挙証責任を果たしておらず、②について、税関措置のうち、侵害物品を競売に付しているとの点について、米国は TRIPS 協定第 59 条に非整合であることに関して挙証責任を果たしていないと判断した。

(その後の経緯)

中国が著作権法改正、及び、税関保護に関する規則改正を行い、シーケンス合意に至った²⁰⁶。

(経過)

- 2007.04.10: 米国が協議要請
- 2007.08.13: 米国が小委員会設置要請
- 2007.09.25: 小委員会設置 (日本、EU、ブラジル、インド、カナダ等第三国参加)
- 2009.01.26: 小委員会報告書配布
- 2009.03.20: 小委員会報告書採択
- 2010.03.19: 中国が勧告履行を報告
- 2010.04.08: 米中がシーケンス合意

(各条文の判断と理由)

第 3 条：判断せず

第 9 条：違反該当

中国著作権法第 4 条 1 文は、WTO 加盟国の国民の著作物を含め、ある種の著作物について、同法第 10 条の定める著作権の保護を否定するものであることが明文上明らかであり、かかる解釈は他の証拠によっても裏付けられる。「著作権」と「著作権保護」を区別する中国の議論は、中国著作権法第 4 条 1 文の文言上の根拠が示されていないのみならず、結局著作権が認められないということに帰着する。ある著作物について「著作権保護」が否定

²⁰⁶ DS362: China – Measures Affecting the Protection and Enforcement of Intellectual Property Rights (World Trade Organization ウェブサイト)

https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds362_e.htm [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

された場合に、著作者が「著作権」を享有できるとは考えられない。

中国は、「著作権保護」が否定された後に、著作者がどのような権利を行使できるかを説明できておらず、その権利は幻に過ぎない。

中国著作権法第4条1文により保護が否定される著作物とは、具体的には、内容審査で不合格とされた著作物、及び内容審査をパスするために削除された部分（当該部分が著作物性を認められる場合）が含まれる。これに対し、内容審査に提出されていない著作物、内容審査の結果を待っている著作物、改変されることによって内容審査をパスした著作物の改変前の版についても、中国著作権法第4条1文の保護が否定されると米国は主張するが、その立証は成功していない。中国著作権法第10条は、ベルヌ条約第5条1項が規定する、同条約が「特に与える権利」を定めている。また、中国著作権法第4条1文の「著作物」は、ベルヌ条約第2条1項の「文学的及び美術的著作物」の少なくとも一部を含むことは明らかである。以上から、中国著作権法、特に中国著作権法第4条1文は、TRIPS協定第9条1項が援用するベルヌ条約第5条1項に違反する。

中国は、ベルヌ条約第17条（同条もTRIPS協定第9条1項が援用する。）により、著作権を制限することが正当化される旨を主張する。しかし、検閲の可能性と、著作権の享有は別の問題であり、ベルヌ条約第17条は著作権の否定を正当化するものではない。

無方式主義を定めるベルヌ条約第5条2項（TRIPS協定第9条1項が援用）に中国著作権法第4条1文が違反するとの米国の主張については、本小委員会として、中国著作権法第4条1文がベルヌ条約第5条1項に違反するとの判断をしている以上、さらに当該論点について判断をしても本件紛争の建設的な解決に役立たないことから、判断は不要である。

第14条：違反非該当

中国著作権法第4条が現に実演及びレコード又は録音物に適用される旨を実際に主張しておらず、小委員会として、判断すべき主張を特定できない。またベルヌ条約第5条1項に関する本小委員会の判断によって、米国の本論点に関する懸念は実質上対処されたと考えられる。

第41条：違反該当

中国著作権法第5章は、（権利侵害に対する）民事責任、行政措置及び刑事責任について規定する。しかし、中国著作権法第4条1文により著作権の保護が否定される場合は、中国著作権法第5章のもとで、TRIPS協定第3部が定める広範な権利行使手続をとることは不可能である。従って、中国著作権法第4条1文は、権利行使手続を権利者のために確保することを義務づけるTRIPS協定第41条1項に違反する。

第46条：違反該当

第59条：違反該当

中国の税関措置では、違法に付された商標を単に除去すれば、不正商標商品が流通経路に解放されることが認められている。TRIPS協定第46条4文における「例外的な場合」は限定的に解されるべきである。結論として、中国の税関措置は、「例外的な場合」に限らず、不正商標商品を、不正商標を単に除去した上で、流通経路に解放することを認めている。従って、税関措置は、TRIPS協定第46条4文の定める原則を満たさないことから、同59

条に違反する。

第 61 条：違反非該当

（著作権）本小委員会として、中国著作権法第 4 条 1 文がベルヌ条約第 5 条 1 項及び TRIPS 協定第 41 条 1 項に違反するとの判断をしている以上、さらに当該論点について判断をしても本件紛争の建設的な解決に役立たないことから、判断は不要である。

（刑事罰）米国は、TRIPS 協定第 61 条 1 文の違反について一応の立証をしていない。

（23）中国の金融情報に係る配信規制（EU 申立：DS372）（終了（二国間合意））

（協議要請の理由）

EU、米国、カナダは、中国において、外国の金融情報供給者が新華社に指名された主体（entity）を通じて提供することを求められていることは、GATS 及び加盟議定書に非整合として申立てをした。

（その後の経緯）

覚書により二国間合意して解決した²⁰⁷。

（経過）

2008.03.03: 協議要請

2008.12.04: 二国間合意通報

（24）EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止（インド申立：DS408）（ブラジル申立：DS409）（未決着）

（協議要請の理由）

ブラジル等の第三国を仕向地とするインドで製造したジェネリック医薬品が、オランダ税関で通過差止された問題に関する EU 及びオランダの措置は、GATT 第 5 条、第 10 条、TRIPS 協定第 28 条、第 41 条、第 42 条、TRIPS 協定と公衆衛生に関する 2003 年 8 月の決定と TRIPS 協定第 31 条等に整合的でない。

（その後の経緯）

WTO ウェブサイトは 2010 年 6 月 22 日の Summary of the dispute to date が最終更新である^{208 209}。

²⁰⁷ China – Measures Affecting Financial Information Services and Foreign Financial Information Suppliers (WT/DS372/4, S/L/319/Add.1, IP/D/27/Add.1, World Trade Organization, December 9, 2008) <https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:IP/D/27A1.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²⁰⁸ DS408: European Union and a Member State – Seizure of Generic Drugs in Transit (World Trade Organization ウェブサイト) https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds408_e.htm [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²⁰⁹ DS409: European Union and a Member State – Seizure of Generic Drugs in Transit (World Trade Organization ウェブサイト) https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds409_e.htm [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

(経過)

(DS408)

2010.05.11: インドが協議要請

2010.05.28: ブラジル、カナダ、エクアドルが協議への参加要請

2010.05.31: 中国、日本、トルコが参加要請

その後、EUはブラジル、カナダ、中国、エクアドル、日本、トルコの協議への参加要請を受け入れたことをDSBに通知

(DS409)

2010.05.12: ブラジルが協議要請

2010.05.28: カナダ、エクアドル、インドが協議への参加要請

2010.05.31: 中国、日本、トルコが参加要請

2010.06.18: EUはカナダ、中国、エクアドル、インド、日本、トルコの協議への参加要請を受け入れたことをDSBに通知

(25) 豪州のたばこ製品の包装に関する規制に関する措置 (ウクライナ申立: DS434) (ホンジュラス申立: DS435) (ドミニカ共和国申立: DS441) (キューバ申立: DS458) (インドネシア申立: DS467) (終了 (小委員会報告、上級委員会報告))

210 211 212 213

(経過)

2014.04.25: 5つの案件に関し統一の小委員会を設置することが決定

2014.05.05: 統一の小委員会構成 (日本等30か国以上第三国参加)

(ウクライナ申立: DS434)

(協議要請の理由)

豪州によるタバコ製品の包装に関して、商標を制限し、プレーンパッケージを強制する措置は、GATT第3条(内国の課題及び規制に関する内国民待遇)、TRIPS協定第2条1項(知的所有権に関する条約)、第3条1項(内国民待遇)、第15条(保護の対象)、第16条(与えられる権利)、第20条(その他の要件)、第22条2項(b)(地理的表示の保護)、第24条3項(国際交渉及び例外)、TBT協定第2.2条(強制規格の必要性)等に整合的でない

²¹⁰ 各国知的財産関連法令 TRIPS協定整合性レビュー調査『国際知財制度研究会』(平成30年度) p15-38 (2019年3月 一般財団法人 知的財産研究教育財団 知的財産研究所)
https://www.ipso.go.jp/resources/report/takoku/document/trips_chousa_houkoku/30_all.pdf [最終アクセス日: 2026年3月6日]

²¹¹ 2025年版不正貿易報告書 第II部 WTO協定と主要ケース 第13章 知的財産 476-477ページ (経済産業省ウェブサイト)
https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho_boeki/fukosei_boeki/report_2025/pdf/2025_02_13.pdf [最終アクセス日: 2026年3月6日]

²¹² 2025年版不正貿易報告書 第II部 WTO協定と主要ケース 第11章 基準・認証制度 434-436ページ (経済産業省ウェブサイト)
https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho_boeki/fukosei_boeki/report_2025/pdf/2025_02_11.pdf [最終アクセス日: 2026年3月6日]

²¹³ WTO上級委、オーストラリアのたばこ包装規制にシロ判定 (ジェトロ ビジネス短信) (2020年6月12日)
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/06/cba3dcbeaf7defc6.html> [最終アクセス日: 2026年3月6日]

い。

(経過)

2012.03.13: ウクライナが協議要請

2012.08.14: 小委員会設置要請

2012.09.28: ウクライナの要請を受け小委員会設置（日本等 30 か国以上第三国参加）

2015.05.28: ウクライナが小委員会手続停止要請

2015.05.29: 豪州がウクライナの小委員会手続停止要請に合意

2015.06.02: 小委員会手続停止

2016.05.30: DS434 は 12 月以内に手続再開が請求されなかったため DSU 第 12.12 条に基づき終了²¹⁴

(ホンジュラス申立 : DS435)

(協議要請の理由)

ホンジュラスは豪州に対し、同国がタバコ製品及びその包装に対する商標制限的及びプレーンパッケージの法令は、TRIPS 協定、TBT 協定、GATT に非整合として申立てをした。

(小委員会報告)

小委員会は、ホンジュラスが豪州に依る TPP 措置が協定に違反していることを立証しなかったとして、豪州による協定違反を認定しなかった。TRIPS 協定第 2 条 1 項、第 3 条 1 項、TBT 協定第 2.1 条、GATT III:第 4 条については、ホンジュラスにより主張がなされなかったとして判断を下さなかった。

(上級委員会報告)

上級委員会は、小委員会の結論を支持した。

(経過)

2012.04.04: ホンジュラスが協議要請

2012.10.15: 小委員会設置要請

2013.09.25: ホンジュラスの要請を受け小委員会設置（日本等 30 か国以上第三国参加）

2018.06.28: 小委員会報告書配布

2018.07.19: ホンジュラスが上訴

2020.06.09: 上級委員会報告書配布²¹⁵

2020.06.29: 小委員会報告書採択、上級委員会報告書採択

(ドミニカ共和国申立 : DS441)

(協議要請の理由)

ドミニカ共和国は豪州に対し、同国によるタバコ製品及びその包装に対する商標制限的及びプレーンパッケージの法令は、TRIPS 協定、TBT 協定、GATT に非整合として申立て

²¹⁴ Australia – Certain Measures Concerning Trademarks and Other Plain Packaging Requirements Applicable to Tobacco Products and Packaging (WT/DS434/17, World Trade Organization, June 30, 2016)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/434-17.pdf&Open=True> [最終アクセス日 : 2026 年 3 月 6 日]

²¹⁵ Australia – Certain Measures Concerning Trademarks and Other Plain Packaging Requirements Applicable to Tobacco Products and Packaging (WT/DS435/AB/R, WT/DS441/AB/R, World Trade Organization, June 9, 2020)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/435ABR.pdf&Open=True> [最終アクセス日 : 2026 年 3 月 6 日]

をした。

(小委員会報告)

小委員会は、ドミニカ共和国が豪州による TPP 措置が協定に違反することを立証しなかったとして豪州による協定違反を認定しなかった。TRIPS 協定第 2 条 1 項、第 3 条 1 項、TBT 協定第 2.1 条、GATT III:第 4 条についてはドミニカ共和国により主張がなされなかったとして判断を下さなかった。

(上級委員会報告)

上級委員会は、小委員会の結論を支持した。

(経過)

2012.07.18: ドミニカ共和国が協議要請

2012.11.09: 小委員会設置要請

2014.04.25: 小委員会設置

2018.06.28: 小委員会報告書配布

2018.08.23: ドミニカ共和国が上訴

2018.09.17: DS435 と併合

2020.06.09: 上級委員会報告書配布²¹⁶

2020.06.29: 小委員会報告書採択、上級委員会報告書採択

(キューバ申立 : DS458)

(協議要請の理由)

キューバは豪州に対し、同国のタバコ製品及びその包装に対する商標制限的及びプレーンパッケージの法令は、TRIPS 協定、TBT 協定、GATT に非整合として申立てをした。

(小委員会報告)

小委員会は、キューバが豪州による TPP 措置が協定に非整合であることを立証しなかったとして、豪州による協定違反を認定しなかった。

(経過)

2013.05.03: キューバが協議要請

2014.04.04: 小委員会設置要請

2014.04.25: 小委員会設置

2018.06.28: 小委員会報告書配布²¹⁷

2018.08.27: 小委員会報告書採択

(インドネシア申立 : DS467)

(協議要請の理由)

²¹⁶ Australia – Certain Measures Concerning Trademarks and Other Plain Packaging Requirements Applicable to Tobacco Products and Packaging (WT/DS435/AB/R, WT/DS441/AB/R, World Trade Organization, June 9, 2020)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/435ABR.pdf&Open=True> [最終アクセス日 : 2026 年 3 月 6 日]

²¹⁷ AUSTRALIA – CERTAIN MEASURES CONCERNING TRADEMARKS, GEOGRAPHICAL INDICATIONS AND OTHER PLAIN PACKAGING REQUIREMENTS APPLICABLE TO TOBACCO PRODUCTS AND PACKAGING (WT/DS435/R, WT/DS441/R, WT/DS458/R, WT/DS467/R, World Trade Organization, June 28, 2018)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/435R.pdf&Open=True> [最終アクセス日 : 2026 年 3 月 6 日]

インドネシアは豪州に対し、同国のタバコ製品及びその包装に対する商標制限的及びプレーンパッケージの法令は、TRIPS 協定、TBT 協定、GATT に非整合として申立てをした。

(小委員会報告)

小委員会は、インドネシアが豪州による TPP 措置が協定に非整合であることを立証しなかったとして、豪州の協定違反を認定しなかった。

(経過)

2013.09.20: インドネシアが協議要請

2014.03.03: 小委員会設置要請

2014.03.26: 小委員会設置

2018.06.28: 小委員会報告書配布²¹⁸

2018.08.27: 小委員会報告書採択

(各条文の判断と理由)

第 2 条：違反非該当

(小委員会)

他の同盟国が登録の結果与えるべき保護は、同国において商標登録の結果与えられる保護を指し、与えられるべき保護の実体的内容は規定されていないので、パリ条約第 6 条の 5、TRIPS 協定第 2 条 1 項違反は認められない。

第 3 条：判断せず

第 15 条：違反非該当

(小委員会)

TRIPS 協定第 15 条 4 項は、商標となる適格性を有する記号について、物品・サービスの性質を原因として登録を拒絶されてはならない旨の規定であり、登録後の商標の保護の範囲・内容については規定していないので、TRIPS 協定第 15 条 4 項違反は認められない。

第 16 条：違反非該当

(小委員会)

TRIPS 協定第 16 条 1 項上の商標の保護は、商標保有者が商標を使用する権利を含まず、権限のない第三者の使用を排除する権利に留まり、また、申立国は本件措置による商標の識別能力の低下によって、商標権者が混同の可能性を示して権限のない使用を防止する能力を制約する、とも主張するが、この点は立証できていないので、TRIPS 協定第 16 条 1 項違反は認められない。

(上級委員会)

TRIPS 協定第 16 条 1 項は、登録された商標を使用する権利を付与するものではなく、承諾を得ていない第三者による一定の活動を防止する権利を付与するにとどまるとして、「申

²¹⁸ AUSTRALIA – CERTAIN MEASURES CONCERNING TRADEMARKS, GEOGRAPHICAL INDICATIONS AND OTHER PLAIN PACKAGING REQUIREMENTS APPLICABLE TO TOBACCO PRODUCTS AND PACKAGING (WT/DS435/R, WT/DS441/R, WT/DS458/R, WT/DS467/R, World Trade Organization, June 28, 2018)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/435R.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026年3月6日]

立国は、TPP 措置が TRIPS 協定第 16 条 1 項の下で豪州の義務に違反することを立証しなかった」とする小委員会判断を支持した。

第 20 条：違反非該当
(小委員会)

TRIPS 協定第 20 条上保護される商標の「使用」とは、識別機能を制限するものに限定されず、幅広い商業的、宣伝的、販売促進的行動を含むため、本件措置は商標の使用を妨げる「特別な要件」にあたる、とした。また、TRIPS 協定第 20 条の判断においては、特別な要件による負担を十分に裏付ける正当化事由や理由が存在するかを検討する必要があるという判断基準を初めて提示し、考慮要素として、特別な要件による負担の性質・程度、特別な要件の理由、当該理由が負担を十分に裏付ける内容であるか、を挙げた。これらの要素に関して、まず、本件措置による負担については、商標保有者に対して、図形的要素から経済的価値を得ることを禁じる点で、広範囲 (far-reaching) であるとした。次に本件措置の理由・正当化事由については、TBT 協定第 2.2 条における判断と同様、タバコ製品の使用・露出の減少であるとした。最後に、当該理由が負担を十分に裏付けるかに関して、理由が負担を十分に裏付けられる限りにおいて、政策目的に対応するための介入態様の選択については加盟国に一定の裁量があるとしつつ、合理的に利用可能な代替措置が存在し政策目的上同等の成果を達成しうる場合には被申立国が提示する理由について疑義が生じうるとして、代替措置の検討に進んだ。そのうえで、TBT 協定第 2.2 条に関して検討したとおり、申立国が主張する代替措置は目的に対する同等の貢献度を持つとはいえず、豪州が政策的介入の態様に関する裁量を超えたとは認められない、とし、本件措置による負担が広範囲であるとしても、本件措置は、豪州の包括的なタバコ管理規制の一部として既存規制を補充するものとして設計され、タバコ製品の使用・露出を制限することによって、公衆衛生の向上という目的に貢献しうるものであり、実際に貢献しているため、本件措置の適用による商標使用に対する負担は本件措置の理由によって十分に裏付けられるといえる、とし、TRIPS 協定第 20 条違反は認められないと結論づけた。

(上級委員会)

TRIPS 協定第 20 条の下では、GATT 第 20 条や TBT 協定第 2.2 条と同様の必要性テストよりもより緩和された判断基準が用いられると論じた。具体的には、(i) 商標の権利者が商標を商業上使用しそれによって商標の意図された機能を享受することについての正当な利益を考慮したうえでの、特別な要件による妨げの性質と程度、(ii) 特別な要件が適用される理由、及び (iii) そのような理由が結果として生じる妨げの十分な根拠となっているか否かの立証、という要素を考慮してなされなければならないとの小委員会判断を支持した。また、TRIPS 協定第 20 条の下での不当性の判断においては、代替措置の検討も必要不可欠ではないとの小委員会判断を支持した。

第 22 条：違反非該当
(小委員会)

提訴国が豪州による TPP 措置が協定に非整合であることを立証しなかったとした。

第 24 条：違反非該当

(小委員会)

提訴国が豪州による TPP 措置が協定に非整合であることを立証しなかったとした。

(26) アラブ首長国連邦、バーレーン及びサウジアラビアによるカタールに対する経済孤立化措置 (カタール申立: DS526 (対 UAE) (終了)、DS527 (対バーレーン) (未決着)、DS528 (対サウジアラビア) (未決着))

(協議要請の理由)

カタールは、カタールとの物品貿易、サービス貿易及び知的所有権の貿易関連の側面に関してアラブ首長国連邦、バーレーン及びサウジアラビアのとりる措置が GATT、GATS 及び TRIPS 協定に非整合として申立てをした。

(経過)

DS526 (対 UAE)

2017.07.31: カタールがアラブ首長国連邦、バーレーン及びサウジアラビアに対し協議要請

2017.10.06: カタールが小委員会設置 (カタール申立: DS526 (対 UAE))

2017.11.22: DS526 に関して小委員会設置 (日本等 20 か国以上第三国参加)

2021.01.18: DS526 に関して、カタールから要請 (及び UAE の合意) により、小委員会が作業を停止することを決定²¹⁹

2022.01.16: 小委員会設置の権限失効²²⁰

2022.01.18: アラブ首長国連邦が、手続終了書面の配布を要請した²²¹。

DS527 (対バーレーン)

2017.07.31: 協議要請²²²

DS528 (対サウジアラビア)

²¹⁹ United Arab Emirates – Measures Relating to Trade in Goods and Services, and Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights (WT/DS526/6, World Trade Organization, January 19, 2021)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/526-6.pdf&Open=True> [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

²²⁰ United Arab Emirates – Measures Relating to Trade in Goods and Services, and Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights (WT/DS526/7, World Trade Organization, January 18, 2022)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/526-7.pdf&Open=True> [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

²²¹ United Arab Emirates – Measures Relating to Trade in Goods and Services, and Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights (WT/DS526/8, World Trade Organization, January 20, 2022)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/526-8.pdf&Open=True> [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

²²² Bahrain – Measures Relating to Trade in Goods and Services, and Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights (WT/DS527/1, G/L/1181, S/L/416, IP/D/36, World Trade Organization, August 4, 2017)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/527-1.pdf&Open=True> [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

2017.07.31: 協議要請²²³

(27) 中国の知的財産権保護に関する措置（米国申立：DS542）（終了）

（協議要請の理由）

中国の技術輸出入管理条例等に基づく内外差別的な技術ライセンス規制は、TRIPS 協定第3条、第28条1項(a)、(b)及び第28条2項に整合的でない。

（その後の経緯）

2021年6月11日、作業再開要請がなかったため、小委員会設置要請が失効された²²⁴。

（経過）

2018.03.23: 米国が協議要請（日本は第三国参加）

2018.10.18: 米国が小委員会設置要請

2018.11.21: 小委員会設置（日本を含む15か国第三国参加）

2019.06.03: 米国が小委員会での紛争審理の一時中断（2019.12.31まで）を要請

2019.06.04: 中国が紛争審理一時中断に合意

2019.06.12: 小委員会が紛争審理一時中断を許可

2019.12.23: 米国が小委員会での紛争審理の一時中断（2020.2.29まで）を要請

2020.01.08: 小委員会が紛争審理一時中断を許可

2020.03.02: 米国が小委員会での紛争審理の一時中断の延長（2020.5.1まで）を要請

2020.03.02: 小委員会が紛争審理一時中断の延長を許可

2020.05.05: 米国が小委員会での紛争審理の一時中断の延長（2020.5.31まで）を要請

2020.05.06: 小委員会が紛争審理一時中断の延長を許可

2020.06.08: 米国が小委員会での紛争審理の一時中断の延長（2020.06.まで）を要請

2020.06.18: 米国からの要請（及び中国の合意）により、2020.06.08から発効するDSBに基づき、小委員会が作業を停止することを決定

2021.06.11: 小委員会設置の権限失効

(28) 中国の技術移転に関する措置（EU申立：DS549）（未決着）

（協議要請の理由）

中国の中外合弁企業法等に基づく外国企業からの技術移転を強制する措置や、技術輸出入管理条例等に基づく内外差別的な技術ライセンス規制等は、TRIPS 協定第3条、第28条1項(a)、(b)、第33条、第39条1項及び2項、GATT 第10条3項(a)及び中国加

²²³ Saudi Arabia– Measures Relating to Trade in Goods and Services, and Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights (WT/DS528/1, G/L/1182, S/L/417, IP/D/37, World Trade Organization, August 4, 2017)

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/528-1.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026年3月6日]

²²⁴ China – Certain Measures Concerning the Protection of Intellectual Property Rights (WT/DS542/15, World Trade Organization, June 11, 2021)

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/542-15.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026年3月6日]

盟議定書 2 (A) 2 等に整合的でない。

(その後の経緯)

WTO ウェブサイトは 2019 年 1 月 31 日の Summary of the dispute to date が最終更新である²²⁵。

(経過)

2018.06.01: EU が協議要請 (日本は第三国参加要請)

2018.12.20: EU が協議要請書を改正 (主張内容を拡大) (台湾、日本、米国が参加要請)

(29) サウジアラビアの知的財産権保護に関する措置 (カタール申立: DS567)^{226 227} (終了)

(協議要請の理由)

サウジアラビアによる、カタール企業が保有する著作権等に対する適切な保護の不履行は、TRIPS 協定第 3 条 1 項、第 4 条、第 9 条、第 14 条 3 項、第 16 条 1 項、第 41 条 1 項、第 42 条及び第 61 条に整合的でない。

(小委員会報告)

小委員会は、カタール企業からサウジアラビアで知的財産権を行使する機会を奪うサウジアラビアの措置が、TRIPS 協定第 42 条及び第 41 条 1 項に非整合であったと認定した。また、サウジアラビアが同国企業に刑事罰を適用しなかったことが TRIPS 協定第 61 条に非整合であったと認定した。

(その後の経緯)

2020 年 7 月 28 日、サウジアラビアが上級委員会申立てを行う²²⁸。

2021 年 12 月 29 日、サウジアラビアが DSB に上訴手続き停止の確認書面を送付

2022 年 4 月 21 日、カタールが紛争終結に同意²²⁹

²²⁵ DS549: China – Certain Measures on the Transfer of Technology (World Trade Organization ウェブサイト)
https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds549_e.htm [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

²²⁶ Saudi Arabia – Measures Concerning the Protection of Intellectual Property Rights (WT/DS567/R, World Trade Organization, June 16, 2020)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/567R.pdf&Open=True> [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

²²⁷ WTO パネルが安全保障例外の適用を認める、サウジとカタールの紛争で 2 例目に (ジェトロ ビジネス短信) (2020 年 6 月 23 日)
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/06/922ea1a9e82c33d8.html> [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

²²⁸ Saudi Arabia – Measures Concerning the Protection of Intellectual Property Rights (WT/567/7, World Trade Organization, July 30, 2020)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/567-7.pdf&Open=True> [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

²²⁹ Saudi Arabia – Measures Concerning the Protection of Intellectual Property Rights (WT/567/11, World Trade Organization, April 25, 2022)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/567-11.pdf&Open=True> [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

(経過)

2018.10.01: カタールが協議要請
2018.11.09: カタールが小委員会設置要請
2018.12.18: 小委員会設置 (日本を含む 15 か国第三国参加)
2020.06.16: 小委員会報告書配布
2020.07.28: サウジアラビアが上級委員会申立て
2022.04.21: カタールが紛争終結に同意

(各条文の判断と理由)

第 3 条 : 判断せず

第 4 条 : 判断せず

第 9 条 : 判断せず

第 14 条 : 判断せず

第 16 条 : 判断せず

第 41 条 : 違反該当

カタール企業がサウジアラビア裁判所・法廷で民事手続きにおける知的財産権を行使するためにサウジアラビア法律顧問を取得することを、サウジアラビアが直接的又は間接的に妨害した。このことをカタールが立証したことから、TRIPS 協定第 41 条違反に該当すると小委員会は判断した。

第 42 条 : 違反該当

カタール企業がサウジアラビア裁判所・法廷で民事手続きにおける知的財産権を行使するためにサウジアラビア法律顧問を取得することを、サウジアラビアが直接的又は間接的に妨害した。このことをカタールが立証したことから、TRIPS 協定第 42 条違反に該当すると小委員会は判断した。

第 61 条 : 違反該当

サウジアラビアが同国企業に対して違法配信行為に関する刑事手続きを開始しないことについて、カタールが立証したことから、TRIPS 協定第 61 条違反に該当すると小委員会は判断した。

(30) トルコの医薬品の製造、輸入及び販売に関する措置 (EU 申立 : DS583) (終了)

(協議要請の理由)

トルコにおける特定の医薬品の購入の政府機関による補助が適用されるために、必要な医薬品の審査に際し、海外の医薬品製業者に対し、トルコ国内での生産にコミットするこ

とを要求し、これに応じない場合、当該医薬品を購入補助の対象から除外するという国産化要件、技術移転要求、局地的な製品の輸入禁止及び優先順位付けの措置は、TRIPS 協定第3条1項、第27条1項、第28条2項、第39条1項及び第39条2項に整合的でない。その他、GATT 第3条4項、第10条1項、第10条2項、第10条3項(a)、第11条1項、貿易関連の投資措置 (TRIMs) 第2条1項、補助金及び相殺措置 (SCM) 第1条1項、第3条1項(b)に整合的でない。

(小委員会報告) ²³⁰ ²³¹

(1) 政府調達例外 (GATT 3 条 8 項(a))

GATT 3 条 8 項 (a) の下では、「政府用として購入する製品の政府機関による調達」について内国民待遇義務が免除される。ここにいう「購入」が認められるためには、政府機関が、何らかの支払行為を通じて、問題となる製品の所有権を獲得することが必要であるとされた。トルコの医療保険制度の下では、政府機関である SSI は、医薬品の購入費用の一部を補助するだけであり、医薬品の所有権を取得するものではないから、SSI による「購入」の存在が認められず、3 条 8 項 (a) は適用されないと判断した。

(2) 内国民待遇義務 (GATT 3 条 4 項)

国産化要件は、消費者に対し、同種の国産医薬品と輸入医薬品について、前者を優先的に購入するインセンティブを与える措置であり、輸入品に対し「不利な待遇」を与えるものであるため、GATT 3 条 4 項に違反する、と判断した。

(3) 一般的例外 (GATT 20 条 (b) 及び (d))

GATT 20 条 (b) に関し、トルコは、海外の医薬品への依存によって国民の生命・健康に生じるリスクについて具体的な主張立証をしておらず、理論的、抽象的かつ仮定的なリスクにとどまる。また、関係する法令等の文書の記載から、本件国産化要件の目的は、人の生命又は健康保護ではなく産業政策的な目的に基づくことが窺われる。そのため、本件国産化要件は、人の生命又は健康の保護のために採られた措置とは認められず、GATT 20 条 (b) による正当化は認められない、と判断した。GATT 20 条 (d) に関するトルコの主張は GATT 20 条 (b) の主張と実質的に同じであり、正当化は認められない、と判断した。

TRIPS 協定第3条1項、第27条1項、第28条2項、第39条1項、第39条2項については、判断しなかった。

²³⁰ Turkey – Certain Measures Concerning the Protection, Importation and Marketing of Pharmaceutical Products (WT/DS583/12, World Trade Organization, April 28, 2022)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/583-12.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026年3月6日]

²³¹ WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 2022 年度版 DS583: トルコの医薬品に関する措置に係るパネル報告及び仲裁判断 (WT/DS583) (宮岡 邦生委員) (経済産業省ウェブサイト)
https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2022/4_DS583.pdf [最終アクセス日：2026年3月6日]

(仲裁廷判断) 232 233

(1) 政府調達例外 (GATT 3 条 8 項(a))

小委員会は、GATT 3 条 8 項 (a) の判断にあたり、同規定に該当するためには「政府機関」による購入行為がなければならないことを判断の前提としたが、当該規定は文言上「購入」の主体を政府機関に限定していないため、パネルの解釈は誤りである、と判断した。GATT 3 条 8 項 (a) の対象となるためには「政府機関による調達」が必要となるが、小委員会が認定した事実及び当事者間に争いのない事実から、SSI が医薬品について物理的な占有や管理権・処分権を取得することはないので、SSI が医薬品を「調達」したといえない、とし、3 条 8 項 (a) の要件を満たさないとの小委員会の判断は、結論としては誤っていないと判断した。

(2) 内国民待遇義務 (GATT 3 条 4 項)

国産化要件に GATT 3 条 8 項 (a) の除外規定の適用はないと判断したため、トルコの措置は、同 3 条 4 項の内国民待遇義務に服すると結論付け、小委員会の結論を支持した。

(3) 一般的例外 (GATT 20 条 (b) 及び (d))

小委員会は、GATT 20 条 (b) 及び (b) の判断において、国産化要件が人の生命又は健康の保護という目的達成のために設計されているかを、正しい枠組みに基づいて検討しているため、トルコが主張するような解釈・適用の誤りは認められない、と判断した。

(その後の経緯)

2022 年 8 月 18 日、トルコは DSB に対し、WTO の義務を尊重する方法で、この紛争における仲裁人と小委員会の勧告と裁定を実施するつもりであり、それには合理的な期間が必要であることを通知した²³⁴。

2023 年 1 月 10 日、DSU 第 21.3 条(b)及び第 25.4 条に基づき、EU とトルコは、本件紛争における仲裁人の裁定の勧告をトルコが実施するための合理的な期間は、2023 年 4 月 25 日に満了することに合意した。²³⁵

2023 年 4 月 25 日、トルコは、DSU 第 21.6 条に基づき、仲裁判断の遵守に向けた以下の措置を講じたことを DSB に通知した。

(i) 2022 年 8 月 25 日に発効した、従来適用されていた規則に代わる新たな医薬品償還規則の公表

²³² Turkey – Certain Measures Concerning the Protection, Importation and Marketing of Pharmaceutical Products (WT/DS583/ARB25, World Trade Organization, July 25, 2022)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/583ARB25.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²³³ WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 2022 年度版 DS583: トルコの医薬品に関する措置に係るパネル報告及び仲裁判断 (WT/DS583) (宮岡 邦生委員) (経済産業省ウェブサイト)
https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2022/4_DS583.pdf [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²³⁴ Turkey – Certain Measures Concerning the Protection, Importation and Marketing of Pharmaceutical Products (WT/DS583/15, World Trade Organization, August 22, 2022)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/583-15.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²³⁵ Turkey – Certain Measures Concerning the Protection, Importation and Marketing of Pharmaceutical Products (WT/DS583/17, World Trade Organization, January 11, 2023)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/583-17.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

(ii) 償還制度における自社製品の再活性化に関する関連製薬企業への申請手続きを開始する勧告の採択

(iii) 新たな代替医薬品償還規則の草案の作成

(iv) ヒト医薬品優先評価委員会の作業原則及び手続きに関するガイドラインの修正準備の継続²³⁶

2023年5月19日、トルコは、新代替医薬品償還規則が2023年5月12日に公表されたことをDSBに報告した²³⁷。

2023年6月20日、トルコは、医薬品及び医療機器庁の公式ウェブサイトに、2023年6月2日に、ヒト用医薬品優先審査委員会の作業原則及び手続きに関する新しいガイドラインが掲載されたことをDSBに報告した²³⁸。

2023年7月19日、トルコは、2023年7月18日に社会保障機関が公式ウェブサイトに発表を掲載し、関連する製薬会社に対して、2023年9月30日までに償還リストに自社製品を再登録するための申請を行うよう呼びかけたことをDSBに報告した²³⁹。

(経過)

2019.04.02: EUが協議要請

2019.08.02: EUが小委員会設置要請

2019.09.30: 小委員会設置（ブラジル、カナダ、中国、インド、インドネシア、日本、ロシア、スイス、ウクライナ、米国：第三国参加）

2021.11.11: 小委員会報告書配布（当事者のみ）²⁴⁰

2022.3.22: 仲裁手続合意（DSU25条）

2022.4.28: トルコが上訴

2022.7.21: 仲裁裁定書配布

(各条文の判断と理由)

(小委員会報告)

TRIPS協定第3条1項：判断せず。

²³⁶ DS583: Turkey – Certain Measures Concerning the Production, Importation and Marketing of Pharmaceutical Products (World Trade Organization ウェブサイト)

https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds583_e.htm [最終アクセス日：2026年3月6日]

²³⁷ DS583: Turkey – Certain Measures Concerning the Production, Importation and Marketing of Pharmaceutical Products (World Trade Organization ウェブサイト)

https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds583_e.htm [最終アクセス日：2026年3月6日]

²³⁸ Turkey – Certain Measures Concerning the Protection, Importation and Marketing of Pharmaceutical Products (WT/DS583/18/Add.2, World Trade Organization, June 22, 2023)

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/583-18A2.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026年3月6日]

²³⁹ Turkey – Certain Measures Concerning the Protection, Importation and Marketing of Pharmaceutical Products (WT/DS583/18/Add.3, World Trade Organization, July 21, 2023)

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/583-18A3.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026年3月6日]

²⁴⁰ 本件では、パネル報告書が機密で当事国配布された後、トルコによる上訴仲裁申立書（WT/DS583/12）に添付される形で公開されている。

TRIPS 協定第 27 条 1 項：判断せず。

TRIPS 協定第 28 条 2 項：判断せず。

TRIPS 協定第 39 条 1 項：判断せず。

TRIPS 協定第 39 条 2 項：判断せず。

GATT 第 3 条 8 項 (a) 適用による内国民待遇義務の免除：非適用
(小委員会)

トルコの医療保険制度の下では、政府機関である社会保障機関 (Social Security Institution : SSI) は、医薬品の購入費用の一部を補助するだけであり、医薬品の所有権を取得するものではないから、SSI による「購入」の存在が認められず、GATT 第 3 条 8 項 (a) は適用されない。

(仲裁廷)

GATT 第 3 条 8 項 (a) の解釈として、「購入する産品」について購入の主体が特に明示されていないことから、「購入」行為の主体が政府機関に限定されるとの小委員会の解釈には根拠がないとした。ただ、GATT 3 条 8 項 (a) にいう産品の「購入」の主体が政府機関に限られないとの解釈を採用しても、同規定は、当該購入は「政府用として」行われ、かつ、産品が「政府機関による調達」行為の対象となっていなければならないとの限定を付していることから、「政府調達」の名の下に保護主義的な措置を無限定に認めるような結果にはならないとした。GATT 3 条 8 項 (a) の適用に関する中心的な問題は、医薬品について、同規定にいう「政府機関による調達」行為が認められるかどうかであり、3 条 8 項 (a) にいう「調達」とは、政府が産品を「取得又は獲得」するためのプロセスをいうが、小委員会の認定事実等を総合的に考慮すれば、SSI が医薬品を「調達」、すなわち「取得又は獲得」しているとは認められないと結論付けた。

以上から、仲裁廷は、本件国産化要件に GATT 3 条 8 項 (a) の除外規定の適用はないと判断した。

GATT 第 3 条 4 項：違反該当
(小委員会)

本件国産化要件は、消費者に対し、同種の国産医薬品と輸入医薬品について、前者を優先的に購入するインセンティブを与える措置であり、輸入品に対し「不利な待遇」を与えるものである。従って、GATT 第 3 条 4 項に違反する。

(仲裁廷)

仲裁廷は、本件国産化要件に GATT 3 条 8 項 (a) の除外規定の適用はなく、トルコの措置は、同 3 条 4 項及び TRIMs 協定 2.1 条の内国民待遇義務に服すると結論付け、理由付けは異なるものの、小委員会の結論を支持した。

GATT 第 20 条(b)及び(d)による国産化要件の正当化：認められない
(小委員会)

GATT 20 条 (b) に関し、トルコは、海外の医薬品への依存によって国民の生命・健康に生じるリスクについて具体的な主張立証をしておらず、理論的、抽象的かつ仮定的なリスクにとどまる。また、関係する法令等の文書の記載から、本件国産化要件の目的は、人の生命又は健康保護ではなく産業政策的な目的に基づくことが窺われる。そのため、本件国産化要件は、人の生命又は健康の保護のために採られた措置とは認められず、20 条 (b) による正当化は認められない。

GATT 20 条 (d) に関するトルコの主張は 20 条 (b) の主張と実質的に同じであり、正当化は認められない。

(仲裁廷)

仲裁廷は、小委員会の中間的認定を踏まえ、小委員会は、全体として本件国産化要件が、人の生命又は健康の保護という目的達成「のために設計」されているかを正しい枠組みに基づいて検討したといえるので、トルコが主張するような解釈の誤りは認められないと結論付けた。トルコは、小委員会は GATT 20 条 (b) の解釈を誤った結果、同条の適用についても誤ったと主張したが、仲裁廷は、トルコの主張は、実質的に当該規定の解釈に関する誤りを繰り返すものに過ぎず、採用できないと判断し、結論として、トルコが主張する 20 条 (b) の適用の誤りは認められないと判断した。

トルコは、小委員会は、GATT 20 条 (d) の検討に際し、同条 (b) の検討結果に依拠し、これらの規定の間の重要な差異を考慮せず、誤った判断基準を適用したと主張した。仲裁廷は、GATT 20 条 (d) が定める各要件は累積的なものなので、小委員会が、問題となる国内法令を具体的に特定しなかったとしても、本件国産化要件とトルコが主張する政策目的の間に関係があるかどうかを、(20 条 (b) の検討を参照する形で検討し、結論としてそうした関係の存在を否定している以上は、20 条 (d) の要件の少なくともひとつが満たされないことは明らかであり、結論として、同規定に基づく正当化が認められないとの小委員会の判断は誤っていないとした。

補助金及び相殺措置 (SCM) 第 3 条 1 項(b) : 判断せず

貿易関連の投資措置 (TRIMs) 第 2 条 1 項 : 判断せず

GATT 第 10 条 1 項 : 判断せず

GATT 第 11 条 1 項 : 判断せず

(3 1) 日本による韓国に対する製品及び技術輸出に関する措置 (韓国申立 : DS590) (終了)

(協議要請の理由)

日本が導入した韓国向けのフッ素化ポリイミド、レジストポリマー、フッ化水素及び関連技術の輸出を制限する、ライセンスポリシーや手続き等の措置は、GATT 第 1 条、第 8 条、第 10 条 1 項、第 13 条 1 項及び第 13 条 5 項、貿易円滑化協定第 2 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 10 条、貿易に関連する投資措置に関する協定第 2 条、TRIPS 協定第 3 条 1

項、第4条1項、第28条2項、サービスの貿易に関する一般協定第6条1項及び5項、そしてマラケシュ協定第16条4項に整合的でない。

(その後の経緯)

韓国が小委員会設置プロセスを終了し、訴えの取下げを通知した²⁴¹。²⁴²。

(経過)

2019.09.11: 韓国が協議要請

2019.09.25: 台湾が参加を要請

2019.09.06: EU が参加を要請

2020.06.18: 韓国が小委員会設置要請

2020.07.29: 小委員会設置 (13 か国第三国参加)

2023.03.23: 韓国が小委員会設置プロセスを終了し、訴えの取下げを通知

(3 2) 中国の禁訴令に関する措置 (EU申立 : DS611) (終了)²⁴³

(協議要請の理由)

中国による禁訴令²⁴⁴の発出及び積極活用が、中国政府の政策方針を反映し、最高人民法院が示した中国民法の解釈に基づき、下級審も従う形で行われており、こうした政策は TRIPS 協定第1条1項、第28条1項、第28条2項、第41条1項、及び、第44条1項に整合的でない。また、中国の裁判所における禁訴令の決定及び、中国が EU からの書面による要請に対し情報を提供しなかったことは、TRIPS 協定第63条1項及び第63条3項に整合的でない。

(小委員会報告)²⁴⁵

中国の裁判所が特許権者に TRIPS 協定により保護される権利を他の管轄区域において主張することを禁止する権限を付与する禁訴令政策について、TRIPS 協定第1条が定める「実施」は、TRIPS 協定の規定を自国の国内法制度において実施することを要求していることから、TRIPS 協定第1条1項、第28条1項、第28条2項、第44条1項違反を認定しなかった。また、禁訴令政策は TRIPS 協定第 III 部で規定される執行手続に該当しないことから、第41条1項違反を認定しなかった。

²⁴¹ DS590: Japan –Measures Related to the Exportation of Products and Technology to Korea (World Trade Organization ウェブサイト)

https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds590_e.htm [最終アクセス日 : 2026 年 3 月 6 日]

²⁴² DS590: Japan –Measures Related to the Exportation of Products and Technology to Korea (World Trade Organization ウェブサイト)

https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds590_e.htm [最終アクセス日 : 2026 年 3 月 6 日]

²⁴³ DS611: China –Enforcement of intellectual property rights (World Trade Organization ウェブサイト)

https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds611_e.htm [最終アクセス日 : 2026 年 3 月 6 日]

²⁴⁴ 実質的に同一の紛争 (特許侵害訴訟など) が複数の国の裁判所に係属する並行訴訟において、当事者の外国裁判所での提訴、判決の執行などによる司法救済を禁止する裁判所の命令

²⁴⁵ China –Enforcement of intellectual property rights (WT/DS611/11, World Trade Organization, April 24, 2025)

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=Q:/WT/DS/611-11.pdf&Open=True> [最終アクセス日 : 2026 年 3 月 6 日]

Xiaomi v. InterDigital 事件における禁訴令の決定は、TRIPS 協定第 63 条 1 項の意味における「一般に適用される」司法判断に該当し、中国が EU からの書面による要請に対し、当該第 63 条 1 項にいう情報を提供しなかったため、第 63 条 1 項及び第 63 条 3 項に整合的でないと認定した。

(仲裁廷判断)²⁴⁶

中国による禁訴令政策は、「TRIPS 協定第 1 条が定める実施は、他の加盟国がそれぞれの領土において実施する知的財産権の保護及び執行の制度の機能に支障を及ぼすことなく行う。」とする義務に反しており、TRIPS 協定第 1 条 1 項、第 28 条 1 項、第 28 条 2 項に整合的でないと、小委員会判断を覆した。第 41 条 1 項は同じ理由で、第 44 条 1 項は別の理由で、それぞれ違反を認定しなかった小委員会判断を支持した。

Xiaomi v. InterDigital 事件における禁訴令の決定及び、中国が EU からの書面による要請に対し情報を提供しなかったことは、第 63 条 1 項及び第 63 条 3 項に整合的でないとする小委員会報告を支持した。

合意された手続の 9 項は、本仲裁において上訴されていない小委員会の判断は、当裁定の不可分の一部を構成するものとし、当裁定には、適用される場合には勧告を含めるものと定めているため、本仲裁裁定は、本裁定及び本裁定により修正された小委員会報告書において、TRIPS 協定と矛盾すると判断された措置を、当該協定と一致させるよう中国に勧告した。

(その後の経緯)

2025 年 8 月 20 日、中国は、本紛争における裁定の実施に関し、WTO の義務を尊重する形で実施する意向を、DSB に通知した²⁴⁷。

2025 年 10 月 13 日、中国と EU は、「EU と中国の紛争解決に関する了解事項第 21 条及び第 22 条に基づく合意手続き」(DSU 第 21.5 条に基づく、勧告及び裁定に従うために講じられた措置の存在又は対象の協定との整合性について意見の相違があると EU が認めた場合の手続き)を、DSB に通知した²⁴⁸。

(経過)

2022.02.18: EU が協議要請

2022.12.07: EU が小委員会設置要請

2023.01.27: 小委員会設置 (オーストラリア、ブラジル、カナダ、コロンビア、インド、インドネシア、日本、韓国、ノルウェー、ペルー、ロシア、シンガポール、スイス、台湾、タイ、ウクライナ、英国、米国、ベトナム：第三国参加)

2023.07.04: 仲裁手続合意 (DSU25 条)

²⁴⁶ China –Enforcement of intellectual property rights (WT/DS611/ARB25, World Trade Organization, July 21, 2025) <https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=Q:/WT/DS/611ARB25.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²⁴⁷ China –Enforcement of intellectual property rights (WT/DS611/14, World Trade Organization, August 21, 2025) <https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=Q:/WT/DS/611-14.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²⁴⁸ China –Enforcement of intellectual property rights (WT/DS611/15, World Trade Organization, October 14, 2025) <https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=Q:/WT/DS/611-15.pdf&Open=True>

2025.02.21: 小委員会報告書配布（当事者のみ）²⁴⁹

2025.04.22: EU が上訴（2025.04.28 中国も上訴）

2025.07.21: 仲裁裁定書配布

（各条文の判断と理由）

○対象となる「措置」：禁訴令政策及び 5 つの個別事例（Huawei v. Conversant、ZTE v. Conversant、OPPO v. Sharp、Xiaomi v. InterDigital、Samsung v. Ericsson）を特定

（小委員会）

対象となる措置として、非書面の禁訴令政策は実際に存在しており、審理対象の範囲内にあると認定した。禁訴令が要請されたさまざまな裁判例（Huawei v. Conversant、ZTE v. Conversant、OPPO v. Sharp、Xiaomi v. InterDigital、Samsung v. Ericsson）において、中国の裁判所が同様の法的アプローチを単純に繰り返しただけでなく、そこに「知的財産権の執行に関する司法手続の文脈において、中国の裁判所が特許権者に TRIPS 協定により保護される権利を他の管轄区域において主張することを禁止する権限を付与する禁訴令政策」が存在したことを EU が証明したと判断した。

（仲裁廷）

小委員会報告書の結論を支持した。すなわち、「EU は、禁訴令政策が一般的かつ将来的な適用を要する規則又は規範として存在することを立証するために、十分な証拠及び論拠を提示した。」と判断した。

○禁訴令政策について

第 1 条 1 項第 1 文：一般的解釈として、WTO 加盟国の領土において当該協定の規定を「実施する」ことは、他の加盟国がそれぞれの領土において実施する知的財産権の保護及び執行の制度の機能に支障を及ぼすことなく行うことであると解釈される。

（小委員会）

小委員会は、第 1 条 1 項第 1 文は、加盟国に対し、TRIPS 協定の規定を自国の国内法制度において実施することを要求していると判断する。小委員会は、第 1 条 1 項第 1 文が、TRIPS 協定の目的及び趣旨、又は他の WTO 加盟国による TRIPS 協定の実施に関する追加的な義務を含むと結論付ける根拠はないと判断する。

（仲裁廷）

第 1 条 1 項第 1 文における「実施する」という用語の解釈において、小委員会が誤りを犯したと判断する。TRIPS 協定の目的は、各 WTO 加盟国の領土内において国内制度を通じて知的財産権の保護と執行に関する最低基準を確立することであり、加盟国が他の加盟国の TRIPS 協定に基づく義務の実施を妨害することが許されるなら、TRIPS 協定の規定は機能しなくなることになる。従って、小委員会報告書の当該部分における判断を破棄し、第 1 条 1 項第 1 文における「実施する」ことの義務については、WTO 加盟国の領土において当該協定の規定を「実施する」ことは、他の加盟国がそれぞれの領土において実施する知的財産権の保護及び執行の制度の機能に支障を及ぼすことなく行うことであると判断す

²⁴⁹ 本件では、パネル報告書が当事国配布された後、加盟国配布（WTO ウェブサイトへの掲載）される前にパネル手続が停止されたため、パネル報告書は通常の形では公表されていないが、EU による上訴仲裁申立書（WT/DS611/11）に添付される形で公開されている。

る。

第 1 条 1 項と併せた第 28 条 1 項：違反該当

(小委員会)

小委員会は、第 1 条 1 項第 1 文と第 28 条 1 項を併せて読むと、第 1 条 1 項第 1 文は、加盟国に対し、国内法制度の範囲内で、特許がその特許権に付与されることを確保するように求めていると理解する。この点で、特許権の領域的性質は、第 28 条 1 項で特定される排他的権利が付与国の領域内でのみ有効であることを意味するため、これらの規定を他の WTO 加盟国の領域における特許権者の権利に対処するものと解釈する根拠はないと結論付けた。

(仲裁廷)

禁訴令の付与要因及び禁訴令政策の政策目的が、SEP 保有者が他の WTO 加盟国による侵害訴訟を通じて付与された独占的権利を行使する能力とは無関係であることを考慮すると、禁訴令政策は、特許権者が、その同意を得ていない第 3 者が特許製品を製造、使用、販売の申出、販売、又は輸入することを防止する権利に影響を及ぼす。仲裁委員会は、EU の主張を支持し、禁訴令政策が、SEP 訴訟の文脈において実施者からの要請に基づき、中国裁判所が幅広い禁止措置を課す権限を付与するものであり、これらの措置は累積的な日額罰金の課徴を通じて執行可能であり、この政策は最高人民法院 (Supreme People's Court) によって策定・推進され、中国人民代表大会常務委員会 (National People's Congress Standing Committee) によって承認されたものであることを確認した。従って、禁訴令政策は、第 28 条 1 項に基づき他の WTO 加盟国から付与された特許権者の独占的権利 (特許の対象物の使用をその同意なしに禁止する権利) の行使を妨げる措置を定めていると判断した。

以上を踏まえ、仲裁委員会は、第 1 条 1 項と併せた第 28 条 1 項における小委員会判断を覆し、EU は、禁訴令政策が第 28 条 1 項と第 1 条 1 項第 1 文とを併せて解釈した場合に、同協定に違反することを立証したと判断した。

第 1 条 1 項と併せた第 28 条 2 項：違反該当

(小委員会)

第 28 条 2 項と合わせて読むと、第 1 条 1 項第 1 文は、加盟国に対し、国内法制度の中で、特許権者が特許を譲渡し又は承継により移転する権利及びライセンス契約を締結する権利を有することを確保するように求めている。小委員会は、他の加盟国で付与された特許に関して、第 1 条 1 項前段に、TRIPS 協定の目的及び趣旨、又は他の WTO 加盟国による TRIPS 協定の実施に関する追加的義務は含まれていないと結論づけた。EU が主張する、「特許権者が中国で付与された特許に関するライセンス契約を締結する権利を、中国が第 28 条 2 項に適合する形で確保しているかどうか」については、小委員会は、「この紛争において、中国で付与された特許の所有者がライセンス契約を締結する権利を欠いていることを示すものは何もない。」と結論づけた。

(仲裁廷)

第 28 条 2 項に基づく加盟国の義務に関する問題は、当該加盟国に帰属する措置が、当該加盟国の領土内で保有される特許に関する特許権者の「ライセンス契約を締結する権利」を阻害するかどうか、或いは、他の加盟国によって付与された特許に関して、他の加盟国で付与された特許権者の権利を阻害するかどうか、である。仲裁委員会は、禁訴令政策は、

SEP 保有者が「ライセンス契約を締結する権利」の行使の前提条件である、SEP 実施者が誠実な交渉を通じて相互に合意可能な FRAND 条件に到達することの実現に貢献していないと判断した。

以上を踏まえ、仲裁廷は、第 1 条 1 項と併せた第 28 条 2 項における小委員会判断を覆し、EU は、中国及び中国以外の地域における特許に関する TRIPS 協定第 28 条 2 項と、第 1 条 1 項第 1 文とを併せて解釈した場合、禁訴令政策が同協定に違反していることを立証したと判断した。

第 1 条 1 項と併せた第 44 条 1 項：違反非該当

(小委員会)

第 44 条 1 項と併せた第 1 条 1 項前段に基づく EU の主張は、「第 1 条 1 項第 1 文における『TRIPS 協定の規定を実施する』義務は、加盟国に対し WTO 加盟国の司法当局が、他の加盟国の領土内における特許権侵害を差し止めるよう命じることを妨げる措置、又は妨げようを求める措置を採択することを禁じる、又はその効力を維持することを禁じるものである。」というものである。上記の第 28 条と併せた第 1 条 1 項の解釈に照らせば、小委員会は、第 44 条 1 項と併せて読む第 1 条 1 項前段が、加盟国にそのような義務を課すと結論付ける法的根拠はないと考える。

(仲裁廷)

第 44 条 1 項は、明確に「司法当局」が「当事者に侵害行為を差し止めるよう命じる権限を有する」と規定し、その措置には「知的財産権の侵害を伴う輸入品が、当該品目の通関後、その管轄区域内の流通経路に入ることを防止するため」の措置を含むものとされている。禁訴令政策又はその下で発行された禁訴令のいずれにも、他の加盟国の司法当局の権限に影響を与えるものはないと判断し、禁訴令の発行は、SEP 保有者が他の加盟国の「司法当局」に対し、この点に関する「権限」を行使するよう請求する権利を制限する可能性があるが、これは、特許が登録されている WTO 加盟国の司法当局の「権限」には何ら影響を及ぼさない、と判断した。

仲裁廷は、理由は異なるが、小委員会報告書における「EU は、禁訴令政策が第 1 条 1 項第 1 文と併せて解釈される第 44 条 1 項に整合しないことを立証していない。」との見解を支持した。

第 41 条 1 項：違反非該当

(小委員会)

TRIPS 協定第 III 部に規定される執行手続により、権利者（又は政府）は、TRIPS 協定で定められた知的財産権の侵害を停止、防止、抑止、又は是正するための措置を求めることができる。中国における SEP 訴訟は実施者によって提起されており、侵害の有無を争うものではなく、権利者が実施者と締結することに合意したライセンス契約に基づく FRAND ロイヤルティ率の決定に関するものである。禁訴令政策の下では、中国裁判所は、権利者ではなく実施者によって提起された訴訟に対して禁訴令を発令することができ、禁訴令の発令は、侵害に対して行われるものではない。手続が第 41 条 1 項第 2 文の義務の対象となるのは、第 1 文で特定された手続の種類に該当する場合に限られる。従って、小委員会は、禁訴令政策は第 III 部で規定される執行手続に該当せず、知的財産権の侵害行為に対して有

効な措置を講じることを可能にするものではないと結論付けられるので、第 41 条 1 項第 2 文の義務は禁訴令政策には適用されないと判断した。

(仲裁裁定)

TRIPS 協定第 III 部の執行手続は、権利者の権利が侵害されることを防止することを目的としていると同時に、決定的な要素は手続の性質、すなわち「本協定の対象となる知的財産権の侵害行為に対して効果的な措置を講じることができるようにする」というその目的にあると考える。

仲裁委員会は、「第 41 条 1 項第 2 文に定める義務は、同協定第 III 部に規定される執行手続に該当しないため禁訴令政策には適用されない。」とする、小委員会報告書の判断を支持する。

○5 つの個別事例 (Huawei v. Conversant、ZTE v. Conversant、OPPO v. Sharp、Xiaomi v. InterDigital、Samsung v. Ericsson) について

第 1 条 1 項、第 28 条 1 項、第 28 条 2 項、第 41 条 1 項、第 44 条 1 項：判断せず

(小委員会)

小委員会は、5 つの個別禁訴令に異議を申し立てる EU の TRIPS 協定に基づく請求は、禁訴令政策に関する EU の請求と同じ同協定の規定に基づいて提起されていること、EU は 5 つの個別禁訴令を禁訴令政策の不可欠な部分と認定したことから、これらの措置を重複して分析することは、紛争に対する前向きな解決を確保する助けにはならないとして、5 つの個別禁訴令と TRIPS 協定の引用条項との整合性に関して所見を下すことを拒否した。

(仲裁裁定)

仲裁委員会は、EU が上訴において主張した、第 41 条 1 項及び第 44 条 1 項 (第 1 条 1 項と併せて解釈されるもの) に関する主張について、仲裁委員会が評価を行った結果、小委員会の法的結論を覆すに至らなかったため、5 つの個別的な追加的措置 (禁訴令) についての分析を完了する必要性は認められない、と判断した。さらに仲裁委員会は、5 つの個別の禁訴令は既に失効しており、紛争の効果的な解決に資する観点から、これら 5 つの個別措置に関連する追加的検討は不要であると判断したため、TRIPS 協定第 1 条第 1 項と併せて解釈される第 28 条 1 項及び 2 項との整合性に関する 5 つの個別措置の分析に関する EU の要請は受けられない、と結論した。

第 63 条第 1 項：違反該当

(小委員会)

EU は、OPPO v. Sharp、ZTE v. Conversant、及び Xiaomi v. InterDigital における禁訴令を発行した決定は、TRIPS 協定の主題に関連して中国が発効させた一般的適用の最終的な司法決定であり、中国は、各国政府と権利者がそれらを知ることができるような方法でそれらを公表する必要があったと主張した。

小委員会は、ZTE v. Conversant 及び OPPO v. Sharp における禁訴令を発行した司法判断は、最終的な司法判断ではあるが、一般的な適用ではないため、第 63 条 1 項の適用範囲外であるとした。一方で、Xiaomi v. InterDigital 事件における禁訴令の決定は、同事件の再審理決定と合わせて読むと、TRIPS 協定の主題に関連し、中国が発効させた一般的適用の最終的な司法決定であり、第 63 条 1 項の義務の対象となるが、各国政府及び権利者が知るこ

とができるような方法で公表又は公開されていないとして、小委員会は、中国が第 63 条第 1 項を遵守していないと結論付けた。

(仲裁裁定)

中国においては、ほとんどの司法判断は他の裁判所に対して、通常拘束力を持つものではなく、説得力のある権威を持つ可能性があると考えられるため、小委員会が「Xiaomi v. InterDigital」事件を典型的な事例として位置付け、湖北省高级人民法院の活動報告において「知的財産権の司法保護」における「有益な実践」としての重要性を示した表現を考慮に入れたことは適切であったと考える。従って、この位置付けが将来の類似事件における裁判所の参考事例としての当該事件の役割を示しているという見解に同意する。

仲裁委員会は、Xiaomi v. InterDigital 事件における禁訴令の決定は、同事件における再審理決定と併せて解釈される場合、TRIPS 協定第 63 条 1 項の意味における「一般に適用される」司法判断に該当するという、小委員会報告書の判断を支持する。ZTE v. Conversant 及び OPPO v. Sharp については、判断しなかった。

第 63 条 3 項：違反該当

(小委員会)

EU は、中国が EU からの書面による要請に対し、第 63 条 1 項にいう情報を提供しなかったため、中国が第 63 条 3 項第 1 文に整合しない行為を行ったと主張した。

小委員会は、EU が中国に対し、第 63 条 1 項で言及されている種類の情報を提供するよう書面で要求したことを認定し、中国がその情報を提供する用意がなかったことも認定した。したがって、小委員会は、中国が第 63 条 3 項第 1 文に整合しない方法で行動したと結論付けた。

さらに EU は、EU が TRIPS 協定の下での権利に影響を及ぼすと信じるに足る理由があると指摘した知的財産権分野の特定の司法判断へのアクセスを、EU の要求後に中国が与えなかったことは、第 63 条 3 項後段に整合しないと主張した。

小委員会は、EU がその主張を 2 つの別個の違反（第 1 文と第 2 文の違反）として提示したのは、小委員会設置要請後の最初の文書提出時であったことから、この主張は小委員会設置要請で提示された請求の単なる明確化を超えるものであり、その瑕疵を治癒することはできないと判断した。従って、小委員会は、第 63 条 3 項後段に基づく EU の請求は、付託条件の範囲外であると結論付けた。

(仲裁裁定)

判断せず。

(3 3) 米国の半導体に関する措置（中国申立：DS615）（未決着）^{250 251}

²⁵⁰ DS615: United States – Measure on Certain Semiconductor and other Products, and Related Services and Technologies (World Trade Organization ウェブサイト)

https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds615_e.htm [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²⁵¹ United States – Measure on Certain Semiconductor and other Products, and Related Services and Technologies (WT/DS615/1, G/L/1471, S/L/438, G/TRIM/D/46, IP/D/44, World Trade Organization, December 15, 2022)

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/615-1.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

(協議要請の理由)

米国が特許所有者に特許を譲渡又は承継する権利とライセンス契約を締結する権利を付与していないことは TRIPS 協定第 28 条に整合的ではない。

(経過)

2022.12.12: 中国が協議要請

2022.12.21: ロシアが参加申請²⁵²

2023.01.03: 台湾が参加申請²⁵³

(その後の経緯)

2022 年 12 月 22 日、米国は DSB 議長に対し、挑戦された措置が WTO 紛争解決によるレビューの影響を受けにくい、又は解決できない国家安全保障の問題に関する米国の見解を損なうことなく、米国が中国の協議開始の要求を受け入れることを示す通信を加盟国に回覧するよう要請した。

2023 年 2 月 9 日、中国は 2022 年 12 月 12 日の協議要請を修正し、差し替え、その法的根拠を 1994 年 GATT 第 22 条及び GATS 第 22 条に代えて、1994 年 GATT 第 23 条及び GATS 第 23 条に変更した。同日、米国は DSB に対し台湾の最初の協議への参加要請を受け入れ、ロシアの要請を拒否したことを通知した。

2023 年 2 月 17 日、米国は DSB に対し、問題となっている措置は WTO 紛争解決によるレビューの影響を受けにくい、又は解決が不可能な国家安全保障の問題に関するものであるという米国の見解を損なうことなく、中国の修正された協議入りの要求を受け入れることを示す通信を、加盟国に回覧するよう要請した²⁵⁴。

2023 年 9 月 15 日、中国は、2023 年 2 月 9 日付の協議要請の改訂版を補足するものの、これに代わるものではない通報を提出した。中国は、特定の先端コンピューティング半導体チップ、スーパーコンピュータ品目、半導体製造品目及びその他の品目、ならびに中国向け又は中国に関連するそれらの関連サービス及び技術に関する貿易制限に関連する米国の特定の措置について、さらなる協議を要請していることを示した²⁵⁵。

2024 年 12 月 19 日、中国は米国に対して、DSU 第 4.4 条に従い、問題となっている措置の特定及び申し立ての法的根拠の提示を含め、以下の更なる協議要請を行った。

²⁵² United States – Measure on Certain Semiconductor and other Products, and Related Services and Technologies (WT/DS615/2, World Trade Organization, December 22, 2022)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/615-2.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²⁵³ United States – Measure on Certain Semiconductor and other Products, and Related Services and Technologies (WT/DS615/3, World Trade Organization, January 5, 2023)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/615-3.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²⁵⁴ United States - Measures on Certain Semiconductor and other Products, and Related Services and Technologies (WT/DS615/7, World Trade Organization, March 3, 2023)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/615-7.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²⁵⁵ United States - Measures on Certain Semiconductor and other Products, and Related Services and Technologies (WT/DS615/1/Rev.1/Add.1, G/L1471/Rev.1/Add.1, S/L438/Rev.1/Add.1, G/TRIMS/D/46/Rev.1/Add.1, IP/D/44/Rev.1/Add.1, World Trade Organization, September 19, 2023)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/615-1R1A1.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

問題となっている措置は、米国の技術分野における「リーダーシップ」を維持するという政治的及び経済的な考慮に基づいており、差別的かつ偽装された貿易制限を構成している。問題となっている措置には、2018年輸出管理改革法（米国法典第50編第4801条～第4852条）（The Export Control Reform Act of 2018（50 U.S. Code Sections 4801 - 4852）、暫定最終規則、すなわち追加輸出管理の実施：特定の高度なコンピューティング及び半導体製造関連品目；スーパーコンピュータ及び半導体の最終用途；エンティティリストの修正（連邦官報第87巻第197号、2022年10月13日付、87 FR 62186）が含まれるが、これらに限定されない²⁵⁶。

2024年12月27日、米国はDSBに対し、以下の通信を加盟国に回覧するよう要請した。

米国はTRIPS協定第64.1条等に基づく中国からの協議要請を受領した。中国の要請は、米国の国家安全保障を保護するために2018年の輸出管理改革法及びその施行規則である輸出管理規則に従って米国がとった特定の措置に関するものである。国家安全保障に関する問題は政治的な問題であり、WTOの紛争解決手続きによる審査や解決は不可能である。WTOの全加盟国は、自国の安全保障上の重大な利益の保護に必要と考える措置を独自に決定する権限を保持しており、これはGATT1994の第21条、GATSの第14条の2、及びTRIPS協定の第73条の条文に反映されている。中国が挙げた措置は、国家安全保障の問題であり、WTO紛争解決手続きによる審査や解決が不可能であるという米国の見解を損なうことなく、米国は中国の協議要請を受け入れる²⁵⁷。

（34）中国の標準必須特許に係るグローバルライセンス条件に関する措置（EU申立：DS632）（未決着）^{258 259}

（協議要請の理由）

中国の裁判所による標準必須特許（SEP）に係るグローバルライセンス条件の決定は、中国以外の国で付与された特許について、当事者の当該国での権利行使、義務の履行を制約し、当該国の裁判所が、自国で付与した特許に関する事件を審理判断することを制約するため、TRIPS協定第1条1項、第2条1項、第28条1項、及び第28条2項に整合的でない。また、EUからのSEPに関連する中級人民法院判決文の送付要請に対する中国の回答は、TRIPS協定第63条3項に整合的でない。

²⁵⁶ United States - Measures on Certain Semiconductor and other Products, and Related Services and Technologies (WT/DS615/1/Rev.1/Add.2, G/L1471/Rev.1/Add.2, S/L/438/Rev.1/Add.2, G/TRIMS/D/46/Rev.1/Add.2, IP/D/44/Rev.1/Add.2, World Trade Organization, January 10, 2025)

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/615-1R1A2.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026年3月6日]

²⁵⁷ United States - Measures on Certain Semiconductor and other Products, and Related Services and Technologies (WT/DS615/8, World Trade Organization, January 10, 2025)

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/615-8.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026年3月6日]

²⁵⁸ EU initiates dispute complaint regarding Chinese patent licensing measures, 22 January 2025 (WTO ウェブサイト)

https://www.wto.org/english/news_e/news25_e/ds632rfe_22jan25_e.htm [最終アクセス日：2026年3月6日]

²⁵⁹ China - Measures Concerning Patent Licensing Terms (WT/DS632/1, G/L/1560, IP/D/45, World Trade Organization, January 22, 2025)

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/632-1.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026年3月6日]

(経過)

2025.01.20: EU が協議要請

2025.01.31: カナダ、英国が参加申請²⁶⁰ ²⁶¹

2025.02.03: 日本が参加申請²⁶²

3. 小委員会報告の内容：

小委員会報告の内容を、以下に記載する。

【図表 51】

DS 番号	提出日 (採択日)	小委員会報告書の内容
DS50 ²⁶³	1997.09.05 (1998.01.16)	インドは、TRIPS 協定第 70 条 8 項に基づく義務を実施するのに十分な措置を取らなかった。TRIPS 協定第 63 条 1 項及び 2 項にも続く透明性の義務を果たさなかった。排他的販売権の申請が拒否されたことがなくても、行政府が排他的販売権を付与する法的権限をもっていないことから、TRIPS 協定第 70 条 9 項に違反すると判断した。「インドは仮出願制度を整備するにあたり、特許改正令が失効した後、適当な制度があったならば特許出願を行ったであろう者及び特許改正令又は行政慣行に従い、既に特許出願を行った者の利益を考慮に入れるべき」と提案した。 →上級委員会報告後、法改正により解決した。
DS79 ²⁶⁴	1998.08.24 (1998.09.22)	インドは、TRIPS 協定第 70 条 8 項 (a) に基づく義務を実施するのに十分な措置を取っていないと認定した。 インドは、WTO 協定発効後に排他的販売権の付与を可能にする制度を設けるという TRIPS 協定第 70 条 9 項に基づ

²⁶⁰ China – Worldwide Licensing Terms For Standard Essential Patents (WT/DS632/2, World Trade Organization, February 4, 2025) <https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=Q:/WT/DS/632-2.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²⁶¹ China – Worldwide Licensing Terms For Standard Essential Patents (WT/DS632/3, World Trade Organization, February 4, 2025) <https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=Q:/WT/DS/632-3.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²⁶² China – Worldwide Licensing Terms For Standard Essential Patents (WT/DS632/4, World Trade Organization, February 5, 2025) <https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=Q:/WT/DS/632-4.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²⁶³ WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 1998 年度版 DS50/79: インド-医薬品及び農業化学品特許保護 (パネル・上級委) (岩沢雄司委員) (経済産業省ウェブサイト) https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/1998/98-5.pdf [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²⁶⁴ WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 1998 年度版 DS50/79: インド-医薬品及び農業化学品特許保護 (パネル・上級委) (岩沢雄司委員) (経済産業省ウェブサイト) https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/1998/98-5.pdf [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

		<p>く義務を実施していないと判断した。</p> <p>→小委員会報告書を採択し、法改正により解決した。</p>
DS59 ²⁶⁵	1998.07.02 (1998.07.23)	<p>小委員会は、インドネシアが TRIPS 協定第 3 条に違反していることをアメリカが立証できておらず、また、インドネシアは、TRIPS 協定第 20 条に規定される手段を講じているため、TRIPS 協定第 65 条 5 項に規定される義務を違反しないと判断した。</p> <p>→小委員会報告書を採択し、TRIPS 協定は違反しないが、その他の点について新ポリシー (the 1999 Automotive Policy) を発効することで解決した。</p>
DS114 ²⁶⁶	2000.03.17 (2000.04.07)	<p>小委員会は、以下の結論に到達した。</p> <p>(1) カナダ特許法第 55 条 2 項 (1) は、カナダが TRIPS 協定第 27 条 1 項及び第 28 条 1 項の下で負う義務と抵触しない。</p> <p>(2) カナダ特許法第 55 条 2 項 (2) は、TRIPS 協定第 28 条 1 項の要件を満たさない。</p> <p>小委員会は、DSB がカナダに、カナダ特許法第 55 条 2 項 (2) を、カナダの TRIPS 協定上の義務に合致させるよう要請することを勧告した。</p> <p>→小委員会報告書を採択し、TRIPS 協定に整合的でないとされた国内法規を改正し、紛争処理は終結した。</p>
DS160 ²⁶⁷ ²⁶⁸	2000.06.15 (2000.07.27)	<p>小委員会は、以下の結論に到達した。</p> <p>(1) 米国著作権法第 110 条 5 項 (A) は、TRIPS 協定第 13 条の要件を充足しており、従って、TRIPS 協定第 9 条 1 項によって同協定に組み込まれたベルヌ条約第 11 条の 2 (1) (iii) 及び第 11 条 (1) (ii) にも整合的である。</p>

²⁶⁵ Indonesia – Certain Measures Affecting the Automobile Industry (WT/DS54/R, WT/DS55/R, WT/DS59/R, WT/DS64/R, World Trade Organization, July 2, 1998)

https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/FE_Search/MultiDDFDocuments/14191/Q:/WT/DS/64R-01.pdf;Q:/WT/DS/64R-02.pdf;Q:/WT/DS/64R-03.pdf [最終アクセス日：2026年3月6日]

²⁶⁶ WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 2001 年度版 DS114: カナダ-医薬品特許保護 (パネル) (中川 淳司委員) (経済産業省ウェブサイト)

https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2001/01-1.pdf [最終アクセス日：2026年3月6日]

²⁶⁷ WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 2000 年度版 DS160: 米国-著作権法 110 条(5) (パネル) (道垣内正人委員) (経済産業省ウェブサイト)

https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2000/00-9.pdf [最終アクセス日：2026年3月6日]

²⁶⁸ WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 2003 年度版 DS160: 米国-著作権法 110 条(5)DSU25 条に基づく仲裁裁定 (末啓一郎委員) (経済産業省ウェブサイト)

https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2003/03-1.pdf [最終アクセス日：2026年3月6日]

		<p>(2) 米国著作権法第 110 条 5 項 (B) は、TRIPS 協定第 13 条の要件を充足しておらず、従って、TRIPS 協定第 9 条 1 項によって同協定に組み込まれたベルヌ条約第 11 条の 2 (1) (iii) 及び第 11 条 (1) (ii) にも整合的ではない。</p> <p>小委員会は、DSB に対し、米国著作権法第 110 条 5 項 (B) を TRIPS 協定上に義務と整合的なものにするよう勧告した。</p> <p>→暫定合意に達したが、合意期限までには状況は改善されず、未だに法改正に至っていない。小委員会勧告の実効性に関わる問題である。</p>
DS170 ²⁶⁹	2000.05.05 (2000.10.12)	<p>小委員会は、以下の結論に到達した。</p> <p>(1) TRIPS 協定第 70 条 2 項の「保護されている...対象」には、特許法第 45 条に基づいて付与され、1996 年 1 月 1 日時点で特許を与えられていた発明が含まれる。これは、TRIPS 協定第 70 条 1 項による適用除外の対象に含まれない。</p> <p>(2) カナダ特許法第 45 条は、TRIPS 協定第 33 条が要求する出願から 20 年間の保護期間を保障していない。</p> <p>小委員会は、DSB に対して、カナダが WTO 協定上の義務に従うよう要請することを勧告した。</p> <p>→上級委員会報告書を採用し、法改正をすることで解決した。</p>
DS174 DS290 ²⁷⁰	2005.03.15 (2005.04.20)	<p>地理的表示保護規則は、地理的表示の保護の利用可能性に関して、EC 域内国国民に付与している待遇よりも不利な待遇を他の加盟国の国民に対して付与しており、TRIPS 協定第 3 条 1 項に違反する。</p> <p>既に登録されている商標と同一又は類似の地理的表示であっても一定の場合には登録が可能である点について、TRIPS 協定第 16 条 1 項に違反するが、TRIPS 協定第 17 条によって正当化されるとした。</p> <p>→小委員会報告書を採用し、地理的表示に関する規則改正</p>

²⁶⁹ WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 2000 年度版 DS170: カナダ-特許保護に関する期間 (パネル・上級委) (中川淳司委員) (経済産業省ウェブサイト)
https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2000/00-8.pdf [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

²⁷⁰ WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 2005 年度版 DS174/290: EC-農薬品及び食品の商標及び地理的表示の保護 (パネル) (米谷三以委員) (経済産業省ウェブサイト)
https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2005/05-7.pdf [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

		により解決した。
DS176 ²⁷¹	2001.08.06 (2002.02.01)	米オムニバス法第 211 条 (a) (2) が商標権者の民事手続の権利を制限しており TRIPS 協定第 42 条に違反すると認定。 →上級委員会報告あり。しかし、米オムニバス法第 211 条の撤廃を含む法改正は行われていない。
DS362 ²⁷²	2009.01.26 (2009.03.20)	小委員会は 4 つの論点について以下のとおり判断した。 ①中国における商標の不正使用及び著作物の違法な複製に係る刑事手続き及び刑事罰の扱い： 米国は刑事罰の閾値が TRIPS 協定第 61 条に非整合であることに関して挙証責任を果たしていない。 ②中国における税関における没収された知的財産権侵害物品の処理： 商標の単なる除去で十分であるとの点については TRIPS 協定第 59 条に非整合である。 税関措置のうち、侵害物品を競売に付しているとの点について、米国は TRIPS 協定第 59 条に非整合であることに関して挙証責任を果たしていないと判断した。 ③中国国内での発行又は流通が許可されていない作品に関する著作権及び著作隣接権の保護及び執行の欠如： TRIPS 協定第 9 条 1 項、41 条 1 項に非整合として米国の主張を是認した。 ④中国における著作物の未許可の複製あるいは未許可の頒布のいずれかのみを行った刑事手続き及び刑事罰の欠如は TRIPS 協定第 9 条 1 項、第 14 条、第 41 条 1 項、第 46 条、第 59 条、第 61 条等に整合的でない： 米国は刑事罰の閾値が TRIPS 協定第 61 条に非整合であることに関して挙証責任を果たしていない。 →中国が著作権法改正、及び、税関保護に関する規則改正を行い、シークエンス合意に至った。
DS435	2018.06.28 (2020.06.29)	オーストラリアが 2011 年に制定したたばこプレーンパッケージ法 (the Tobacco Plain Package Act 2011) とその関連規則 (以下、TPP 措置) は、たばこ製品の包装デザインに

²⁷¹ WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 2002 年度版 DS176: 米国-オムニバス法 211 条 (パネル・上級委) (松下満雄委員) (経済産業省ウェブサイト)
https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2002/02-5.pdf [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²⁷² China – Measures Affecting the Protection and Enforcement of Intellectual Property Rights (WT/DS362/R, World Trade Organization, January 26, 2009)
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/FE_Search/MultiDDFDocuments/69480/Q:/WT/DS/362R-00.pdf;Q:/WT/DS/362R-01.pdf;Q:/WT/DS/362R-02.pdf;Q:/WT/DS/362R-03.pdf;Q:/WT/DS/362R-04.pdf/ [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

<p>DS441²⁷³ 274</p>		<p>制約を加え、喫煙者の減少や禁煙の奨励による公衆衛生の改善を目指すもので、包装に使用できる色の種類や警告文の掲載、さらにはブランド名の表示方法などを規定する。同措置が、必要以上に貿易制限的であり、商標の商業上の使用を不当に妨げているなどとし、オーストラリアの WTO 協定違反を第 1 審である小委員会に申し立てた。</p> <p>小委員会は、TPP 措置は人の健康保護という正当な目的を達成するもので、必要以上に貿易制限的ではないとし、訴えを退けた。</p> <p>→上級委員報告書「協定違反なし」を採択することで解決した。</p>
<p>DS458²⁷⁵ DS467²⁷⁶ 277</p>	<p>2018.06.28 (2018.08.27)</p>	<p>オーストラリアが 2011 年に制定した TPP 措置は、たばこ製品の包装デザインに制約を加え、喫煙者の減少や禁煙の奨励による公衆衛生の改善を目指すもので、包装に使用できる色の種類や警告文の掲載、さらにはブランド名の表示方法などを規定する。同措置が、必要以上に貿易制限的であり、商標の商業上の使用を不当に妨げているなどとし、オーストラリアの WTO 協定違反を第 1 審である小委員会に申し立てた。</p> <p>小委員会は、TPP 措置は人の健康保護という正当な目的を達成するもので、必要以上に貿易制限的ではないとし、訴えを退けた。</p> <p>→小委員会報告書「協定違反なし」を採択することで解決した。</p>
<p>DS567²⁷⁸</p>	<p>2020.06.16</p>	<p>カタールは、小委員会審理の中で、(1) サウジアラビア政</p>

²⁷³ Australia – Certain Measures Concerning Trademarks, Geographical Indications and Other Plain Packaging Requirement Applicable to Tobacco Products and Packaging (WT/DS435/AB/R, WT/DS441/AB/R, World Trade Organization, June 9, 2020) <https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/435ABR.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026年3月6日]

²⁷⁴ WTO 上級委、オーストラリアのたばこ包装規制にシロ判定 (ジェトロ ビジネス短信) (2020年6月12日) <https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/06/cba3dcbeaf7defc6.html> [最終アクセス日：2026年3月6日]

²⁷⁵ Australia – Certain Measures Concerning Trademarks and Other Plain Packaging Requirements Applicable to Tobacco Products and Packaging (WT/DS435/R, WT/DS441 /R, WT/DS458/R, WT/DS467/R, World Trade Organization, June 28, 2018) <https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/435R.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026年3月6日]

²⁷⁶ Australia – Certain Measures Concerning Trademarks and Other Plain Packaging Requirements Applicable to Tobacco Products and Packaging (WT/DS435/R, WT/DS441 /R, WT/DS458/R, WT/DS467/R, World Trade Organization, June 28, 2018) <https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/435R.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026年3月6日]

²⁷⁷ WTO 上級委、オーストラリアのたばこ包装規制にシロ判定 (ジェトロ ビジネス短信) (2020年6月12日) <https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/06/cba3dcbeaf7defc6.html> [最終アクセス日：2026年3月6日]

²⁷⁸ Saudi Arabia – Measures Concerning the Protection of Intellectual Property Rights (WT/DS567/R, World Trade Organization, June 16, 2020) <https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/567R.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026年3月6日]

279		<p>府が、ビーイン社の放映権の行使に協力しないようにサウジアラビア国内弁護士に要請し、同社の民事上の司法手続きを妨げたこと、また、(2) サウジアラビア政府がビー・アウト・キュー社に対し、違法配信行為に関する刑事手続きを開始しないことなどを理由に、サウジアラビアの TRIPS 協定違反 (42 条 (公正かつ公平な手続き)、61 条 (刑事上の手続き) など) を主張した。これに対し、サウジアラビアは、カタールが主張する WTO 協定違反の有無を問わず、サウジアラビア政府の行為は安全保障を理由に正当化される、としていた。</p> <p>小委員会報告書は、上記 (1) と (2) について、サウジアラビアの TRIPS 協定違反を認定した。他方、TRIPS 協定 73 条 (b) (安全保障のための例外) に基づき、(1) に係る措置は正当化される、という判断を下した。</p> <p>→2020 年 7 月 28 日、サウジアラビアが上級委申立てを行う。2022 年 4 月 21 日、カタールは DSB に、この紛争を終結させることに同意し、パネル報告書の採択を求めないことを通知した²⁸⁰。</p>
DS583 ²⁸¹ 282 283	2021.11.11 ²⁸⁴	<p>トルコの医療保険制度の下では、特定の医薬品の購入について、政府機関である社会保障機関 (SSI : Social Security Institution) による補助が適用される。この購入補助の対象として認められるために必要な医薬品の審査に際し、トルコは、(i) 海外の医薬品製業者に対し、トルコ政府が指定</p>

²⁷⁹ WTO パネルが安全保障例外の適用を認める、サウジとカタールの紛争で 2 例目に (ジェトロ ビジネス短信) (2020 年 6 月 23 日)

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/06/922ea1a9e82c33d8.html> [最終アクセス日 : 2026 年 3 月 6 日]

²⁸⁰ Saudi Arabia – Measures Concerning the Protection of Intellectual Property Rights (WT/DS567/11, World Trade Organization, 25 April 2022)

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/567-11.pdf&Open=True> [最終アクセス日 : 2026 年 3 月 6 日]

²⁸¹ WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 2022 年度版 DS583: トルコの医薬品に関する措置に係るパネル報告及び仲裁判断 (WT/DS583) (宮岡 邦生委員) (経済産業省ウェブサイト)

https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2022/4_DS583.pdf [最終アクセス日 : 2026 年 3 月 6 日]

²⁸² Turkey – Certain Measures Concerning the Protection, Importation and Marketing of Pharmaceutical Products (WT/DS583/ARB25, World Trade Organization, July 25, 2022)

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/583ARB25.pdf&Open=True> [最終アクセス日 : 2026 年 3 月 6 日]

²⁸³ WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 2022 年度版 DS583: トルコの医薬品に関する措置に係るパネル報告及び仲裁判断 (WT/DS583) (宮岡 邦生委員) (経済産業省ウェブサイト)

https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2022/4_DS583.pdf [最終アクセス日 : 2026 年 3 月 6 日]

²⁸⁴ パネル報告書当事国配布に関する記載

Turkey – Certain Measures Concerning the Protection, Importation and Marketing of Pharmaceutical Products (WT/DS583/ARB25, World Trade Organization, July 25, 2022)

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/583ARB25.pdf&Open=True> [最終アクセス日 : 2026 年 3 月 6 日]

		<p>した特定の医薬品について、トルコ国内での生産にコミットすることを要求し、(ii) これに応じない場合、当該医薬品を SSI による購入補助の対象から除外する、という国産化要件を課していた。EU は、トルコの措置は内国民待遇義務 (GATT3 条 4 項) 等に違反すると主張し、トルコは、政府調達例外 (GATT3 条 8 項 (a)) や一般的例外 (同 20 条 (b) 及び (d)) を理由に EU の主張を争った。</p> <p>パネルは、以下のように判断した。</p> <p>1) トルコの医療保険制度の下では、政府機関である SSI は、医薬品の購入費用の一部を補助するだけであり、SSI による「購入」の存在が認められず、政府調達例外 (3 条 8 項 (a)) は適用されない。</p> <p>2) 本国産化要件は、輸入品に対し「不利な待遇」を与えるものであるため、内国民待遇義務 (GATT3 条 4 項) に違反する。</p> <p>3) 一般的例外 (GATT20 条 (b) 及び (d)) について、GATT20 条 (b) に関し、トルコは、海外の医薬品への依存によって国民の生命・健康に生じるリスクについて具体的な主張立証をしておらず、関係する法令等の文書の記載から、本件国産化要件の目的は、産業政策的な目的に基づくことが窺われるので、20 条 (b) による正当化は認められない。GATT 20 条 (d) に関するトルコの主張は 20 条 (b) の主張と実質的に同じであり、正当化は認められない。</p>
DS611 ²⁸⁵	2025.02.21 ²⁸⁶	<p>EU は、「中国による禁訴令の発出及び積極活用が、中国政府の政策方針を反映し、最高人民法院が示した中国民訴法の解釈に基づき、下級審も従う形で行われており、こうした政策は TRIPS 協定第 1 条 1 項、第 28 条 1 項、第 28 条 2 項、第 41 条 1 項、及び、第 44 条 1 項に整合的でない。また、中国の裁判所における禁訴令の決定及び、中国が EU からの書面による要請に対し情報を提供しなかったことは、TRIPS 協定第 63 条 1 項及び第 63 条 3 項に整合的でない。」として協議要請を行った。</p> <p>パネルは、TRIPS 協定第 1 条が定める「実施」は、TRIPS 協定の規定を自国の国内法制度において実施することを要求していることから、TRIPS 協定第 1 条 1 項、第 28 条 1</p>

²⁸⁵ China –Enforcement of intellectual property rights (WT/DS611/11, World Trade Organization, April 24, 2025) <https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=Q:/WT/DS/611-11.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

²⁸⁶ パネル報告書当事国配布に関する記載

China –Enforcement of intellectual property rights (WT/DS611/ARB25, World Trade Organization, July 21, 2025) <https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=Q:/WT/DS/611ARB25.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

		<p>項、第 28 条 2 項、第 44 条 1 項違反を認定しなかった。また、禁訴令政策は TRIPS 協定第 III 部で規定される執行手続に該当しないことから、第 41 条 1 項違反を認定しなかった。他方、Xiaomi v. InterDigital 事件における禁訴令の決定は、TRIPS 協定第 63 条 1 項の意味における「一般に適用される」司法判断に該当し、中国が EU からの書面による要請に対し、当該第 63 条 1 項にいう情報を提供しなかったため、第 63 条 1 項及び第 63 条 3 項に整合的でないとして認定した。</p>
--	--	--

4. 上級委員会報告の内容：

上級委員会報告の内容を、以下に記載する。なお、2025 年 1 月以降の新たな動きは無い。

【図表 52】

DS 番号	提出日 (採択日)	上級委員会報告書の内容
DS50 ²⁸⁷	1997.12.19 (1998.01.16)	<p>「医薬品のために使用される物質は特許の対象とならないというインド特許法の規定は義務規定である。」という小委員会認定に同意する。インドの「行政通達」は、特許法に優先するとは思えないので、発明の新規性及び出願の優先権を保持するための堅固な法的基礎を与えるとはいえない。従って、「仮出願を受け付けるためのインドの「行政通達」は TRIPS 協定第 70 条 8 項に適合しない。」という小委員会の結論に同意する。</p> <p>TRIPS 協定第 70 条 9 項が「第 6 部の規定にかかわらず」と定めているので、同項が WTO 協定の発効日から適用されることは明らかである。インドが TRIPS 協定第 70 条 9 項に違反しているという小委員会の認定に同意する。</p> <p>アメリカの小委員会設置要請文書には、TRIPS 協定第 63 条は援用されていない。従って、TRIPS 協定第 63 条に基づくアメリカの主張は小委員会の付託事項に含まれないと言わざるを得ない。TRIPS 協定第 63 条に基づくアメリカの予備的主張に関する小委員会の認定は誤りである。</p> <p>→1999 年 3 月 26 日に公布された法改正により解決した。</p>

²⁸⁷ WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 1998 年度版 DS50/79: インド-医薬品及び農業化学品特許保護 (パネル・上級委) (岩沢雄司委員) (経済産業省ウェブサイト)
https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/1998/98-5.pdf [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

DS170 ²⁸⁸	2000.09.18 (2000.10.12)	<p>上級委員会は、以下の結論に到達した。</p> <p>(1) 旧法上の特許によって保護される発明に対しては、TRIPS 協定第 70 条 1 項ではなく 2 項が適用され、カナダは旧法上の特許に対し、TRIPS 協定第 33 条の義務を負うとの小委員会の結論を支持する。</p> <p>(2) カナダ特許法第 45 条の下で出願後 20 年の保護期間が保障されておらず、よってカナダ特許法第 45 条は TRIPS 協定第 33 条に違反するとの小委員会の結論を支持する。</p> <p>上級委員会は、DSB に対して、カナダが TRIPS 協定上の義務に従うよう要請することを勧告した。</p> <p>→上級委員会報告書を採用し、法改正をすることで解決した。</p>
DS176 ²⁸⁹	2002.01.02 (2002.02.01)	<p>米オムニバス法第 211 条は TRIPS 協定第 42 条には違反しないとして小委員会の判断を覆したが、商標・商号について最恵国待遇、内国民待遇を順守していないとして、TRIPS 協定第 2 条 1 項 (パリ条約 8 条)、第 3 条、第 4 条違反を認定した。</p> <p>→米オムニバス法第 211 条の撤廃を含む法改正は行われていない。</p>
DS435 DS441 ²⁹⁰ 291	2020.06.09 (2020.06.29)	<p>上級委員会は、小委員会報告書を支持し、オーストラリアの TPP 措置の正当性を改めて認めた。</p> <p>→上級委員報告書「協定違反なし」を採用で解決した。</p>

5. 仲裁判断の内容

上級委員会が開かれず仲裁手続が行われた件について、仲裁裁定の内容を以下に記載する。

²⁸⁸ WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 2000 年度版 DS170: カナダ-特許保護に関する期間 (パネル・上級委) (中川淳司委員) (経済産業省ウェブサイト)
https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2000/00-8.pdf [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

²⁸⁹ WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 2002 年度版 DS176: 米国-オムニバス法 211 条 (パネル・上級委) (松下満雄委員) (経済産業省ウェブサイト)
https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2002/02-5.pdf [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

²⁹⁰ WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 2020 年度版 DS435/441: 豪州-タバコ製品の包装に関する規制に関する措置 (上級委) (小寺智史委員) (経済産業省ウェブサイト)
https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2020/20-9.pdf [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

²⁹¹ WTO 上級委、オーストラリアのたばこ包装規制にシロ判定 (ジェトロ ビジネス短信) (2020 年 6 月 12 日)
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/06/cba3dcbeaf7defc6.html> [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

【図表 53】

DS 番号	提出日	仲裁裁定の内容
DS583 ²⁹² 293 294	2022.7.21	仲裁廷は、以下のように判断し、小委員会の判断を支持した。 1) GATT 3 条 8 項 (a) の対象となるためには「政府機関による調達」が必要となるが、小委員会が認定等から、政府機関である社会保障機関 SSI が医薬品を「調達」したといえないため、GATT 3 条 8 項 (a) の要件を満たさないとの小委員会の判断は、結論として誤っていない。 2) 小委員会は、GATT 20 条 (b) 及び (d) の判断において正しい枠組みに基づいて検討しており、トルコが主張するような解釈・適用の誤りは認められない。
DS611 ²⁹⁵	2025.04.22	TRIPS 協定第 1 条 1 項、第 28 条 1 項、第 28 条 2 項 中国による禁訴令政策は、「TRIPS 協定第 1 条が定める実施は、他の加盟国がそれぞれの領土において実施する知的財産権の保護及び執行の制度の機能に支障を及ぼすことなく行う。」とする義務に反しており、TRIPS 協定第 1 条 1 項、第 28 条 1 項、第 28 条 2 項に整合的でないとして、小委員会判断を覆した。 TRIPS 協定第 41 条 1 項、第 44 条 1 項 第 41 条 1 項は同じ理由で、第 44 条 1 項は別の理由で、それぞれ違反を認定しなかった小委員会判断を支持した。 TRIPS 協定第 63 条 1 項、第 63 条 3 項 Xiaomi v. InterDigital 事件における禁訴令の決定及び、中国が EU からの書面による要請に対し情報を提供しなかったことは、第 63 条 1 項及び第 63 条 3 項に整合的でないとする小委員会報告を支持した。

6. 紛争解決制度改革に関する議論

WTO 上級委員会²⁹⁶は 7 人で構成され、うち 3 人が 1 事案の審理を担当するが、2017 年

²⁹² WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 2022 年度版 DS583: トルコの医薬品に関する措置に係るパネル報告及び仲裁判断 (WT/DS583) (宮岡 邦生委員) (経済産業省ウェブサイト)
https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2022/4_DS583.pdf [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

²⁹³ Turkey – Certain Measures Concerning the Protection, Importation and Marketing of Pharmaceutical Products (WT/DS583/ARB25, World Trade Organization, July 25, 2022)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/583ARB25.pdf&Open=True> [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

²⁹⁴ WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査報告書 2022 年度版 DS583: トルコの医薬品に関する措置に係るパネル報告及び仲裁判断 (WT/DS583) (宮岡 邦生委員) (経済産業省ウェブサイト)
https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2022/4_DS583.pdf [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

²⁹⁵ China – Enforcement of intellectual property rights (WT/DS611/ARB25, World Trade Organization, July 21, 2025)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=Q:/WT/DS/611ARB25.pdf&Open=True> [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

²⁹⁶ Appellate Body Members (WTO ウェブサイト)
https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/ab_members_descrp_e.htm [最終アクセス日: 2026 年 3 月 6 日]

以降、相次いで任期満了や自発的な退任により、2019年12月以降は上級委員が1人となり、審理ができない状況に陥った²⁹⁷。その後、2020年11月30日に最後の上級委員が4年の任期を終え、機能停止の状況が続いている²⁹⁸。

このような状況から、2020年4月30日、WTO加盟国47か国からなるグループは、新たに多数国間暫定上訴仲裁アレンジメント（Multi-Party Interim Appeal Arbitration Arrangement：MPIA）を創設し、機能停止しているWTO上級委員会に上訴される可能性のあるあらゆる紛争を仲裁するためにMPIAを活用する意向をWTOに通知した。MPIAは、上級委員会が完全に機能するまでの間に限り、参加国間の紛争について、パネルの判断を不服とする場合には、機能停止中の上級委員会に上訴するのではなく、仲裁により解決することを定めた紳士協定である。なお、参加国間の紛争については、個別の事案ごとに、仲裁合意を結び、DSBに通報する必要がある。

我が国は、2023年3月10日、日本政府としてMPIA参加する旨を閣議了解し²⁹⁹、DSBに通報した。MPIAには、2025年1月末現在、日本に加え、EU、オーストラリア、カナダ、中国、シンガポール、ニュージーランド、ブラジル等の54か国・地域が参加している。

2022年6月に行われた第12回WTO閣僚会議では、2024年までに全ての加盟国が利用できる完全な、かつ、よく機能する紛争解決制度の実現を目的として議論することに合意した³⁰⁰。第12回WTO閣僚会議（MC12）の成果文書³⁰¹第4項を以下に記載する。

4. 我々は、紛争解決制度について、上級委員会に関するものも含め、課題及び懸念を認め、これらの課題及び懸念に対処することの重要性及び緊急性を認識し、2024年までに全ての加盟国が利用できる完全なかつよく機能する紛争解決制度の実現を目的として議論を行うことにコミットする。

2023年3月31日のDSBの会合では、WTO加盟国は、WTOの紛争解決制度の改革に関して行われている非公式な議論について説明を受けた。グアテマラは、加盟国127か国・地域を代表して、上級委員会の空席を埋めるための選考プロセスを開始するという同グループの提案を紹介するとともに、加盟国の最善の利益に反してWTO紛争解決制度全体に深刻な影響を与えている上級委員会の現状に対する共通の懸念を述べた。20以上の国・地域の代表団がこの提案を支持して登壇し、多角的貿易システムの安定性と予測可能性に対

²⁹⁷ WTOの上級委員会、委員が1人となり実質的に機能停止（ジェトロ ビジネス短信）（2019年12月12日）
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2019/12/68b0069b07164504.html> [最終アクセス日：2026年3月6日]

²⁹⁸ WTO上級委、残る1人の委員も任期満了、機能停止が続く（ジェトロ ビジネス短信）（2020年12月1日）
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/12/bbb7a98e5e7992b1.html> [最終アクセス日：2026年3月6日]

²⁹⁹ 日本政府のMPIA（多数国間暫定上訴仲裁アレンジメント）参加について閣議了解を行いました（経済産業省ウェブサイト）
<https://www.meti.go.jp/press/2022/03/20230310004/20230310004.html> [最終アクセス日：2026年3月6日]

³⁰⁰ Members welcome MC12 commitment to address dispute settlement (June 30, 2022) (WTOウェブサイト)
https://www.wto.org/english/news_e/news22_e/dsb_30jun22_e.htm [最終アクセス日：2026年3月6日]

³⁰¹ MC12 Outcome document (WT/MIN(22)/24, WT/L/1135, World Trade Organization, June 22, 2022)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/MIN22/24.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026年3月6日]

する WTO の二審制による紛争解決制度の重要性と、行き詰まりを解決する必要性を改めて強調した。多くの代表団は、2024 年までに完全にかつよく機能する紛争解決制度を実現するという閣僚のコミットメントに注目し、当該期限までにこれを達成することへの支持を約束した。米国は、WTO 紛争解決に関する長年の懸念が依然として解決されていないため、上級委員会委員の任命を開始する決定案を支持しないと繰り返した。改革に向けた第一歩は、WTO の紛争解決における全加盟国の利益をより深く理解することだと述べた。米国はこの目標を推進するために加盟国と協力しており、継続的な関与を期待していると付け加えた³⁰²。

2023 年 12 月 18 日の DSB 会合で、上級委員会委員の選考プロセスを開始するという WTO 加盟国 130 か国・地域による提案について検討した³⁰³。

グアテマラは 130 の加盟国・地域を代表して発言し、上級委員会の空席を埋めるための選考プロセスを開始するという当該グループの 72 回目の提案を紹介した。グアテマラはグループの代表として、「多数の加盟国がこの提案を提出したことは、上級委員会の現状が加盟国の最善の利益に反して WTO 紛争解決制度全体に深刻な影響を与えていることに対する共通の懸念を反映している。」と述べた。

米国は、WTO 紛争解決に関する長年の懸念が依然として解決されていないため、上級委員会委員の任命開始の決定案を支持しないと繰り返した。米国は、WTO 紛争解決制度が十分に機能するためには、抜本的な改革が必要だと考えていると述べた。米国の目標は、古い制度に戻るのではなく、WTO ルールのもとで加盟国が重要な利益に対処するための政策空間を維持し、議論と交渉の場としての WTO の役割を損なうのではなく、むしろ支援する制度を持つことである、と付け加えた。

2024 年 1 月 26 日の DSB の会合において、DSB 議長は、紛争解決制度改革に関する非公式な議論を DSB 及び／又は一般理事会の公式な場にいつどのように持ち込むかについて、代表団と協議したことを報告した。同議長は、各加盟国の代表団は改革に関する議論を公式化する必要性を認識しているものの、プロセス、タイミング、目的及びリーダーシップについて代表団によって意味するところが異なっていることは明らかであると述べた。現時点ではこの問題についてコンセンサスが得られていないため、同議長は、改革に関する非公式プロセスを継続して、良い結果を得るための可能な限り多くの作業を行うことを認めるよう、各加盟国に提案した。

また、グアテマラの WTO 常駐代表代理である Marco Molina は、非公式会合のファシリテータとして、個人的な立場で報告を行った。報告³⁰⁴の概要を、以下に記載する。

・ Marco Molina は、非公式プロセスが異なる 2 つのトラックで進行していることに留意することが重要だと述べた。1 つは統合テキスト草案の改訂、もう 1 つは上訴/レビューメ

³⁰² Members briefed on informal dispute settlement reform talks, March 31, 2023 (WTO ウェブサイト)

https://www.wto.org/english/news_e/news23_e/dsb_31mar23_e.htm [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

³⁰³ Members told “finish line within reach” in dispute settlement reform talks, December 18, 2023 (WTO ウェブサイト)

https://www.wto.org/english/news_e/news23_e/dsb_18dec23_e.htm [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

³⁰⁴ Members updated on progress in dispute settlement reform talks in run-up to MC13, January 26, 2024 (WTO ウェブサイト)

https://www.wto.org/english/news_e/news24_e/dsb_26jan24_e.htm [最終アクセス日：2026 年 3 月 6 日]

カニズムに関する議論である。

- ・統合テキストについては、検討メンバーは2月9日までに統合テキスト草案を完成させることを目指している。

- ・上訴/レビューメカニズムに関しては、この問題の解決策となり得る具体的なコンセプトの特定を開始した。コンセプトの一覧を作成し、検討が必要なものについてはさらに検討を進める予定である。準備が整い次第、次のステップとして法的文書の草案作成を行う予定である。

2024年2月16日に、紛争解決制度改革に関する非公式プロセスから生まれた統合テキスト草案³⁰⁵は、透明性を確保する目的で、加盟国に回覧された³⁰⁶。

2024年3月2日にアブダビで開催された第13回WTO閣僚会議（MC13）において、紛争解決制度改革について、2024年までに全ての加盟国が利用できる完全なかつよく機能する紛争解決制度を実現するための進展を認める閣僚決定が採択された³⁰⁷。

上記閣僚決定³⁰⁸を、以下に記載する³⁰⁹。

- ・2024年までに全ての加盟国が利用できる完全なかつよく機能する紛争解決制度の実現を目的として議論を行うとの第12回WTO閣僚会議（MC12）での我々のコミットメントを想起し、これまでに行われた作業に留意する。
- ・我々は、この作業を通じて得られた進捗を、我々のコミットメントを実現する価値ある貢献として認識する。我々は、我々の作業を前に進めるために役立つ加盟国からの全ての提出物を歓迎する。
- ・我々は、MC12で合意した2024年までの目標の達成に向けて、包括的かつ透明な方法で議論を加速させること、これまでに既になされた進捗を土台とすること、上訴/レビューとアクセシビリティを含む未解決の論点に取り組むことを事務方に指示する。

2024年4月18日、DSB議長は、Dwarkan-Canabady大使をファシリテータに任命し、紛争解決制度改革プロセスの公式化を示した。公式な会合プロセスとして、オープンで透明性があり包括的な方法で実施されることを保証するために、通訳、公式記録、首都からのオ

³⁰⁵ Special Meeting of the General Council (JOB/GC/385, World Trade Organization, February 16, 2024)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/Jobs/GC/385.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026年3月6日]

³⁰⁶ WTO members hold first formal meeting on dispute settlement reform, May 30, 2024 (WTO ウェブサイト)
https://www.wto.org/english/news_e/news24_e/disp_30may24_e.htm [最終アクセス日：2026年3月6日]

³⁰⁷ MC13 ends with decisions on dispute reform, development; commitment to continue ongoing talks, March 1, 2024 (WTO ウェブサイト)
https://www.wto.org/english/news_e/news24_e/mc13_01mar24_e.htm [最終アクセス日：2026年3月6日]

³⁰⁸ Dispute Settlement Reform (WT/MIN(24)/37, WT/L/1192, World Trade Organization, March 4, 2024)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/MIN24/37.pdf&Open=True> [最終アクセス日：2026年3月6日]

³⁰⁹ 経済産業省通商政策局編 2024年版不正貿易報告書 第II部 WTO協定と主要ケース 第17章 WTOの紛争解決手続 489頁
https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho_boeki/fukosei_boeki/report_2024/pdf/2024_02_17.pdf [最終アクセス日：2026年3月6日]

ンライン参加及び文書の翻訳が利用できることとなった³¹⁰。

2024年5月30日、WTO加盟国は代表団長（HoDs）レベルによる紛争解決制度改革に関する初の公式会合を開き、上訴/レビューとアクセシビリティの解決方法に焦点を当てた³¹¹。議論の概要を、以下に記載する。

- ・WTO システムの根幹をなす紛争解決制度全体と、それが（WTO 協定の）遵守にもたらす価値について、加盟国から強い評価が寄せられた。

- ・ほぼ全ての加盟国が、紛争解決制度に信頼性を構築するために二審制の紛争解決制度を維持することに強い関心を示しており、また、オーバーリーチ、紛争の長さ及びアカウントビリティなどの表明された懸念に対処するために、相互評価（peer review）の概念やその運用方法を検討する必要があることを認識している。

- ・拘束力のある一貫した決定を求める強い関心が示される一方で、常設の上訴機関が唯一の正当性確保の方法ではない可能性もあると示された。

- ・今後、専門家が実施する技術的な作業に関する最新情報を聴取し、作業をどのように進めるかについての意見を共有できるようにする目的で、毎月 HoDs 会議が行われる。

2024年12月16-17日に行われたWTO一般理事会で、一般理事会議長は、一般理事会の管轄下で進行中の紛争解決制度改革に関する交渉での「重要な進捗」を歓迎し、以下の報告を行った³¹²。

- ・この6か月間に、約170時間におよぶ膨大な作業が行われ、現在加盟国は上訴/レビューに関するテキスト草案を手に入れている。この草案では、上訴/レビューの審査対象となる請求の範囲を狭め、パネルによる事実の客観的評価に関する審査について裁定者の役割を明確にし、誤りを是正するための中間レビュー手続を改善し、手続のタイムフレームの遵守を強化するとしている。

- ・この進捗はポジティブなものであるものの、上訴/レビューメカニズムをどのような形式とすべきか、またその役割は何かなど、中核的な問題に関する異なる利害や懸念を調整する道筋を見出すよう、同議長から加盟国に促す。

- ・キャパシティ・ビルディングと技術支援に関する、ほぼ最終的なテキスト草案がまとめられている。この文書は、発展途上加盟国のニーズを認識し、WTO事務局に追加のカスタマイズされた活動と支援を行うよう指示し、加盟国と事務局間の対話を確立し、DSBに審査と報告のメカニズムを導入するものである。

- ・より論争の的となっている「費用と資金調達」の問題についても、加盟国の関心と懸念を反映した最初のテーブル草案が作成されるなど、大きな進捗が見られた。

- ・今後の進め方について、来年初めに、同議長が関心のある代表団と協議を行い、紛争解決制度改革の作業をさらに前進させるために、これまでの進捗を基にどのように議論を

³¹⁰ WTO members hold first formal meeting on dispute settlement reform, May 30, 2024 (WTO ウェブサイト) https://www.wto.org/english/news_e/news24_e/disp_30may24_e.htm [最終アクセス日：2026年3月6日]

³¹¹ WTO members hold first formal meeting on dispute settlement reform, May 30, 2024 (WTO ウェブサイト) https://www.wto.org/english/news_e/news24_e/disp_30may24_e.htm [最終アクセス日：2026年3月6日]

³¹² General Council Chair welcomes “significant progress” in dispute settlement reform talks, December 17, 2024 (WTO ウェブサイト) https://www.wto.org/english/news_e/news24_e/gc_17dec24_e.htm [最終アクセス日：2026年3月6日]

進めていくべきかについて意見を聴取する予定である。

2025年7月22日、WTO一般理事会会合でWTO改革に関する初期協議の内容が報告された。ここで、複数の加盟国から、別途の枠組みで検討が進められている紛争解決制度改革の重要性が指摘された。DSB議長は、紛争解決制度改革の状況を注視し、適切な時期に加盟国へ報告する予定であると述べた³¹³。

2025年12月16日から18日に行われたWTO総会で、第14回閣僚会議（MC14）の成果物の検討が行われた³¹⁴。

議長はMC14での成果物について、加盟国との議論を紹介した。紛争解決制度改革に関しては、各国の立場に劇的な変化は見られないものの、議長はDSB議長と協力し、MC14において閣僚が最終的に承認するWTO改革に関する文書案の文言策定に取り組むと述べた。

DSB議長は、11月に実施された紛争解決制度改革に関する加盟国との最近の協議について以下のように報告した。

加盟国に対し、以下の2つの質問について見解を示すよう要請した。

(i) 加盟国は、MC14において、紛争解決制度改革に関して閣僚からどのような指針を求めることを希望するか。

(ii) 加盟国は、紛争解決制度改革に関するテクニカルな議論を、どのような形式で、いつ再開することを希望するか。

(i)については、様々な意見があったが、提案として、加盟国がどのような紛争解決制度を望むかについて閣僚級で議論することや、「空上訴：file appeals "into the void"」（上級委員会が機能していない間は審理される見込みがない、パネル判断に対する上訴）を行わないことを、MC14において加盟国が約束すること等があった。

(ii)についても、様々な見解が表明されたが、一部の加盟国はMC14直後にテクニカルな議論を再開するよう求めた一方で、他の加盟国はMC14後に各国が建設的となる時点でこの作業を行うべきだと主張した。

これらの協議において、紛争解決制度改革が優先課題であることを圧倒的多数で再確認した。

7. TRIPS 協定紛争案件（計 45 件）の小委員会・上級委員会・仲裁廷設置状況

TRIPS 協定紛争案件（計 45 件）の小委員会・上級委員会・仲裁廷設置状況を図示すると以下ようになる。

³¹³ Facilitator cites “strong engagement” in initial WTO reform consultations, July 23, 2025 (WTO ウェブサイト)
https://www.wto.org/english/news_e/news25_e/gc_23jul25_e.htm [最終アクセス日：2026年3月6日]

³¹⁴ Members review possible deliverables for MC14 at final 2025 General Council meeting, 16 and 18 December 2025 (WTO ウェブサイト)
https://www.wto.org/english/news_e/news25_e/gc_16dec25_255_e.htm [最終アクセス日：2026年3月6日]

【図表 54】



以上

第4章 中国の知的財産権エンフォースメント事件（DS611）の分析

早稲田大学法学学術院教授
鈴木 将文

1. 経緯

標準必須特許を巡って、一国の裁判所が他国の特許権の行使に関する判断をしたり（グローバルベースのライセンス条件の決定の場合）、間接的に他国の裁判手続きに介入したり（ASI (Anti-suit injunction) 等の場合）する動きが生じている³¹⁵。このような措置につき、EUは、中国を相手として、2件のWTO紛争を提起した。

そのうちの一つは、中国のASIに関連する措置を対象とする事件（以下、「ASI関連WTO事件」という。）である³¹⁶。すなわち、EUは、2022年2月、中国に対し、そのASIに関する措置につきWTOの紛争解決制度上の協議を要請し、さらに同年12月、協議で紛争解決に至らなかったとしてパネル設置要請に及んだ。そして、2025年2月、パネル報告書が当事国に回付されたところ、EU及び中国はいずれもその内容に不服があるとして、「多数国間暫定上訴仲裁アレンジメント」（以下、「MPIA」という。）の仲裁手続³¹⁷を求め、同年7月21日、仲裁判断が公表された³¹⁸。

2. 争点と結論

同紛争案件におけるEUの主張は、中国による(1)ASI関連措置（パネル段階では、①「ASIポリシー」と総称される、ASIの積極的な発出に向けた政策³¹⁹と、②具体的な5つの事件における裁判所によるASIの発出³²⁰からなるとされた。）、(2)透明性確保に関連する措置（裁判上の決定の非公表、及び情報提供の拒否）の各措置が、TRIPS協定又は中国のWTO

³¹⁵ このような動きにつき、差し当たり、鈴木将文「標準必須特許を巡る法的問題に関する一考察 —ライセンスのあり方及び紛争解決制度に焦点を当てて—」別冊パテント31号163頁（2025年）

< https://www.jstage.jst.go.jp/article/patentsp/78/31/78_163/article-char/ja/ >（2026年3月6日最終アクセス。以下、インターネット上の文献について同じ。）、鈴木将文「国際的特許紛争の行方—ドワゴンゴ事件最高裁判決、EUの対中国WTO紛争等を踏まえて—」『年報知的財産2025-2026』（日本評論社、2026年）を参照。なお、本稿は、後者の論文の一部を加筆修正したものである。

³¹⁶ 同紛争案件は、「中国—知的財産権エンフォースメント」事件（DS611）であり、WTOのサイト < https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds611_e.htm > が関連情報を提供している。なお、本事件については、協議段階において、当研究会で報告を行っている。鈴木将文「EUによる対中国WTO紛争について（DS611：中国の知的財産権エンフォースメント事件）」『国際知財制度研究会』報告書（令和4年度）』206頁（2023年） < https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/document/trips_chousa_houkoku/2022_all.pdf >。

³¹⁷ WTO紛争解決手続きでは、パネル報告書に不服がある場合、当事国は本来上級委員会に上訴をすることが可能であるが、現在、上級委員会が機能停止状態にあるため、一部のWTO加盟国の間で、「多数国間暫定上訴仲裁アレンジメント」（Multi-Party Interim Appeal Arbitration Arrangement; MPIA）が構築されている。MPIAは、当事国はパネル報告書が出される前に仲裁合意をしておき、実際にパネル報告書が当事国に示されてこれに不服がある場合は仲裁に付することができるという仕組みである。これはWTO協定附属書2の紛争解決了解25条に基づくものであり、WTO紛争解決制度の一環として実施される。本事件も、この仕組みに沿って、仲裁に委ねられたものである。MPIAについては、経済産業省『2025年版不正貿易報告書』537頁以下、Joost Pauwelyn, *The WTO's Multi-Party Interim Appeal Arbitration Arrangement (MPIA): What's New?*, 22 WORLD TRADE REVIEW 693 (2023)参照。

³¹⁸ Award of the Arbitrators, WT/DS611/ARB25 (21 July 2025).

³¹⁹ Panel Report, attached to the Notification on an Appeal by the EU, WT/DS611/11, paras. 2.36-40.

³²⁰ *Id.* paras. 2.41-133.

加盟議定書に違反するというものであった。

パネル報告書は、(2)のうち、一部の裁判上の決定の不公表及び情報の不提供については TRIPS 協定 63 条 1 項及び 3 項の違反を認める一方、その他の主張については、立証が不十分である等の理由で違反を認めなかった。

これに対し、仲裁判断は、パネルの判断を一部覆し、「ASI ポリシー」（公式文書はないものの、このような政策が存在することは、パネルも認めていた。）が TRIPS 協定 1 項 1 号と併せ読んで解釈される同協定 28 条 1 項及び 2 項に違反するとし、また、裁判上の決定の不公表が協定違反であるとのパネル報告書の判断については同意した³²¹。本事件のパネルと仲裁廷の判断について、次の項において、具体的に見る。

3. パネル及び仲裁廷の判断の概要

ASI 関連 WTO 事件のパネル及び仲裁廷の判断について、「ASI ポリシー」に関するパネルと仲裁廷の判断³²²に焦点を当てて簡潔に述べる。

EU は、中国の ASI 関連措置のうち「ASI ポリシー」が、中国以外の WTO 加盟国の領域内における特許権の保護及びその行使を妨げる（undermine）措置を講じることを禁止している TRIPS 協定 1 条 1 項第 1 文に違反するとともに、同規定と、特許権の内容について定める 28 条 1 項及び 2 項のそれぞれとを併せて（in conjunction with）解釈される義務に反する旨を主張した。さらに、「ASI ポリシー」は、1 条 1 項第 1 文と、差止命令に係る 44 条 1 項とから導かれる義務、及び、権利行使に係る一般規定である 41 条 1 項にも違反すると主張した。

これに対し、パネルは、次のとおり、EU の主張をいずれも否定した。

- ・1 条 1 項第 1 文は、国内の法制度により TRIPS 協定の規定を実施することを義務付けているにとどまり、他の加盟国の領域内における知的財産権の保護及び行使を妨げてはならない旨の義務まで定めてはいない。
- ・28 条 1 項に関しては、特許権は属地的性格を持つことから、同規定と 1 条 1 項第 1 文は、特許付与国以外の他の加盟国の領域における、特許権者の権利についてまで定めていると解する根拠はない³²³。

³²¹ Award of the Arbitrators, WT/DS611/ARB25 (21 July 2025). なお、中国による情報提供が TRIPS 協定 63 条 3 項に違反する旨のパネルの認定については、中国は不服を申し立てていない。

³²² EU がとり上げた ASI 関連措置のうち、5 つの具体的事件における ASI の発出については、パネルは、「ASI ポリシー」についての判断に加えてあえて判断をする必要はないとして、協定整合性についての判断を控えた。Panel Report, *supra* note 319, para. 7.338. また、透明性確保の義務に係る措置については、中国の一部の判決（一般的適用性があるもの）の不公表が TRIPS 協定 63 条 1 項に違反し、また、同条 3 項に基づく EU の要請に対する準備不履行が同項に違反するとした。ここにおいて、63 条 1 項の解釈として、“of general application”の語は“final judicial decisions”にもかかるとされている（当事国もその解釈を採用していた）。文法的にもその解釈が正しいと思われる。しかし、我が国の TRIPS 協定公定訳は“administrative rulings”のみにかかるように訳しているため、注意が必要である。

³²³ Panel Report, *supra* note 319, para. 7.240. 具体的には、パリ条約 4 条の 2 によって定められ、かつ、TRIPS 協定 2 条 1 項を通じて同協定上の原則とされている特許独立の原則により、ある国で付与された特許が、他の加盟国における同じ発明に係る特許とは独立している旨を述べたうえで、次のように説明している。「そのように、特許権の属地的性格とは、28 条 1 項により特定される排他的権利が、権利付与国の領域内においてのみ有効である旨を意味することを強調しておくことが重要である。したがって、[1 条 1 項第 1 文及び 28 条 1 項] が、特許付与国以外の加盟国の領域における特許権者の権利についてまで定めていると解する根拠はない。」なお、特許権の属地性については、後述するように（後注 331）、仲裁判断も明示的に確認している。ASI 関連措置の問題とは別に、WTO 紛争解決制度のパネル及び仲裁廷が、特許権の属地性を正面から肯定したことは、昨今の我が国における属地主義を巡る議論に対しても、重要な意義を持つというべきである。鈴木「判批」ジュリスト 1612 号 65 頁（注 12）（2025 年）参照。

・28条2項及び1条1項第1文についても、国内の法制度において、特許権者に権利の譲渡及びライセンス契約締結の権利を保証していれば足りるとともに、本件では中国で付与された特許の権利者がライセンス契約を締結する権利を欠くとは認められない³²⁴。

・1条1項第1文及び44条1項を併せて導かれる義務に関しては、EUの前者規定に係る解釈は理由がないこと等から違反を認めることはできず³²⁵、41条1項については、「ASIポリシー」は同項第1文の対象に含まれず、したがって、同項第2文の義務の対象とならない³²⁶。

パネル報告書が当事国に回付されたことを受けて、EUは、「ASIポリシー」に係るパネルの判断に不服があるとして、また中国も、パネルが「ASIポリシー」の存在を肯定した点とTRIPS協定63条1項の解釈・適用を誤った点に不服があるとして、いずれもMPIAの仲裁手続を求めた³²⁷。

仲裁判断の要点は、次のとおりである。

・「ASIポリシー」が、一般的かつ将来的な適用可能性を持つルール又は規範として存在するとした、パネルの判断を支持する³²⁸。

・TRIPS協定1条1項第1文に係るパネルの判断は支持できない。同規定第1文の「加盟国は、この協定を実施する。」("Members shall give effect to the provisions of this Agreement.")のうち「実施する」(give effect to)³²⁹とは、「効果を生じさせる」("make operative" or "render operative")という意味であり、同項第2文及び第3文の「実施する」(implement)よりも広い意味を持つ。第1文の「実施する」義務は、加盟国が、TRIPS協定の規定の有効性が維持されるようにする積極的かつ継続的な義務を意味する。加盟国は、特定の「私権」を創設し、各国の領域的管轄の中で知的財産を効果的かつ適切に保護する国内制度(national systems)を構築する義務を負う。そして、その国家制度は、各国の領域内で孤立して存在するのではない。1条1項第1文の文脈から、TRIPS協定は、各加盟国が知的財産保護の国家制度を構築し、さらに必要に応じてその制度が相互間で関係し合う(interact)ことを求めていることが明らかである。TRIPS協定は、各加盟国における知的財産権保護の制度を構築するとともに、加盟国に対し、他の加盟国における知的財産権の保護を阻害しない(not frustrate)ことを求めている。したがって、1条1項第1文は、加盟国がその領域内でTRIPS協定の規定を実施することを義務付けるとともに、その当然の帰結として、他の加盟国がその領域内で実施する、知的財産権の保護と行使に係る制度の機能を阻害することがないように上記義務を履行することを求めている。(前者の義務しか認めなかった)パネルの解釈は、誤りである³³⁰。

・TRIPS協定28条1項に関し、同項が定める特許権の効力が特許付与国の領域内のみに及

³²⁴ Panel Report, *supra* note 319, paras. 7.247, 7.251.

³²⁵ *Id.* paras. 7.260-262.

³²⁶ *Id.* para. 7.308.

³²⁷ Notification of Appeal by the EU, WT/DS611/11; Notification of Other Appeal by China, Annex B-2, WT/D611/ARB25/Add. 1. 仲裁人となったのは、Penelope Ridings (Chairperson)、Claudia Orozco 及び Mateo Diego-Fernández Andrade の3名である。

³²⁸ Award of the Arbitrators, *supra* note 321321, para. 4.42.

³²⁹ TRIPS協定の公定訳では、"give effect"を「実施する」と訳しているため、以下この訳を用いるが、本来は「有効化する」、「効力を発揮させる」といった意味合いを持つ訳語を用いることが適切であろう(なお、公定訳では、同じ項の第2文及び第3文の"implement"も「実施する」と訳されており、用語の差異が明らかになっていない)。

³³⁰ Award of the Arbitrators, *supra* note 321321, paras. 4.54-75.

ぶという、特許権の属地性が認められることは、そのとおりである³³¹。しかし、同項と1条1項第1文を併せて解釈すれば、加盟国の義務は、自国の法制度により特許権者の排他的権利を保証することだけでなく、特許権者が他の加盟国で有する排他的権利を行使する権能を阻害しないことも含まれる。(前者しか認めなかった)パネルの解釈は誤りである³³²。

・TRIPS 協定 28 条 2 項についても、同項と 1 条 1 項第 1 文を併せて解釈すれば、加盟国は、自国の特許権者に対して他の加盟国が付与したライセンス契約を締結する権利を、当該他の加盟国の領域内で行使する権能を阻害しない義務を課していると解するべきである。この点を認めなかったパネルの解釈は、誤っている³³³。

・以上の解釈を前提として、中国の「ASI ポリシー」について検討すると、同措置が TRIPS 協定 1 条 1 項第 1 文と併せ読む 28 条 1 項及び 2 項の各規定に整合しないことを EU は証明したと認めることができる³³⁴。

・TRIPS 協定 44 条 1 項は司法当局に差止めを命じる権限を与えることを義務付けている。中国の「ASI ポリシー」は、同国の司法当局が差止命令を出す権限を制限するものではないことから、同項の義務（1 条 1 項第 1 文と併せ読むか否かに関わらず）に反するとはいえない³³⁵。

・TRIPS 協定 41 条 1 項は、知的財産権の侵害に対し、権利者又は政府が停止、予防、抑止又は救済することを可能にする「行使手続」について規定するところ、中国の「ASI ポリシー」は「行使手続」に当たるとは認められないことから、同項に違反しない³³⁶。

・EU は、仲裁廷がパネルの判断を覆す場合、さらに具体的な 5 事件における ASI の措置についても協定違反を認定することを求めている。しかし、それらの ASI はすでに失効しており、1 条 1 項第 1 文と併せ読む 28 条 1 項及び 2 項への整合性を認定しても紛争の実効的解決に資することはないため、審査はしない³³⁷。

4. 検討

仲裁判断のうち、特に問題となるのは、TRIPS 協定 1 条 1 項第 1 文の解釈であろう。

"give effect to" という表現に、自国内において同協定上の義務履行のための措置を積極的に講じることに加え、他の加盟国における協定上の義務履行を阻害しないようにする義務を読み込む仲裁廷の解釈は、目的のあるいは拡張的とさえいえる解釈と思える。その妥当

³³¹ 本件事件において、パネル報告書に続いて、仲裁判断も、特許権（及び知的財産権一般）の属地性を確認している。具体的には、ここに引用した para. 4.83 のほか、注 143（TRIPS 協定の下の特許権は領域により画定されていることを確認）、para. 4.70（TRIPS 協定が知的財産権の属地性を前提としている旨を指摘）等である。

³³² Award of the Arbitrators, *supra* note 321321, paras. 4.83-88.

³³³ *Id.* paras. 4.120-124.

³³⁴ *Id.* paras. 4.89-109, 4.130-166.

³³⁵ *Id.* paras. 4.173-176.

³³⁶ *Id.* paras. 4.183-197.

³³⁷ *Id.* paras. 4.198-203.

性は、議論の余地が大きいと思われる³³⁸。

確かに、ASIは、實際上、自国と外国の特許権を持つ訴訟当事者に対し、当該外国での権利行使を停止させるために用いられており、このような措置を積極的に講じることは、他の加盟国による知的財産権の保護に意図的に介入することになり、国際的な知的財産制度の観点から望ましくないという評価は、一定の合理性を持つであろう。しかし、仲裁廷の上記の解釈の問題は、一般論として、特段の留保なく示されていることである³³⁹。したがって、仲裁判断の上記解釈が、今回の事件の対象となった措置のほかに、どのようなものに及び得るかは、重要な問題である。

まず、中国以外の国もASIを発出しているところ、そのTRIPS協定整合性は、当然問題になり得る。仲裁廷が協定違反を認めた中国の「ASIポリシー」は、一般性のある政策措置であり、かつ、個別事件のASIの協定整合性は判断されなかったことから、例えば、個別事件におけるASI、例えば米国の裁判所によるそれがTRIPS協定違反といえるかについては、今回の仲裁判断を前提としても、明らかではない。しかし、協定整合性が問題になり得ることは確かである。この点は、昨今問題となっている、英国裁判所による暫定ライセンスの宣言等も、実質上はASIと同様の効果を持つことから、同様に問題となり得よう。

また、特にEUで動きが見られるように、一国の裁判所が他国の特許権の侵害について判断する事例が増加する見込みである。例えば、A国の裁判所が、B国の特許権の侵害を否定する判決を出した場合、その効果がB国における当該特許権の行使に何らかの影響を与え、B国として、A国の国際裁判管轄に係る法制度や具体的な判決について、TRIPS協定整合性が問題になる可能性も、理論上はあり得る（しかし、私見では、協定不整合とする理由はないと考える）。

さらに、越境的行為について自国の知的財産権の侵害を肯定又は否定することも、場合によっては、他国の知的財産権の保護又は行使を阻害するという主張もあり得ないではない。特に、仲裁判断の1条1項第1文の解釈について、他国によるTRIPS協定の規定の実施を阻害する場合として、他国による知的財産権の積極的保護だけでなく、保護しない（ある行為を侵害と認めない）という公的判断をなす権能を阻害することまで含むと考える場合³⁴⁰、他国における行為について、自国の権利の侵害と認めることは、当該他国が知的財産権の行使について判断する主権的判断を阻害することになり（自国の特許権侵害と認め

³³⁸ これまで公表されている論評としては、Enrico Bonadio et al., *Litigating Patented Standards: The EU-China WTO Dispute on Anti-Suit Injunctions*, 47 E.I.P.R. 11, 697 (2025)（仲裁判断の1条1項第1文の解釈に反対）；Emmanuel Oke, *China – Enforcement of IP Rights: Navigating Different Conceptions of Territoriality in International Intellectual Property Law*, available at < <https://ielp.worldtradelaw.net/2025/09/guest-post-china-enforcement-of-ip-rights-navigating-different-conceptions-of-territoriality-in-international-intellectual-property-law/> >（仲裁判断の解釈を支持）；Marketa Trimble, *The WTO TRIPS Agreement and Conflict-of-Laws Rules in Intellectual Property Cases*, < <https://conflictoflaws.net/2025/the-wto-trips-agreement-and-conflict-of-laws-rules-in-intellectual-property-cases/> >（仲裁判断が抵触法による国際的特許訴訟の取扱いに大きな影響を与える可能性を指摘する。）等がある。

³³⁹ MPIAの仲裁判断は、当事国に対する法的拘束力を有する。See, Pauwelyn, *supra* note 317, at 697（WTO紛争解決了解25条3項及びMPIAを法的拘束力の根拠に挙げる。また、紛争解決了解25条4項により、仲裁判断はパネル又は上級委員会の報告書とまったく同様であるとする。）．他方、パネル又は上級委員会によるWTO協定の解釈は、先例としての法的効力を持たないものの、後のパネル等が尊重するのが通例であり、事実上の影響力を持つところ、MPIAの仲裁判断も同様と考えられる。

³⁴⁰ TRIPS協定は、7条（技術の移転及び普及、権利と義務の均等に言及）、8条2項（知的財産権の乱用の防止に言及）、13条（著作権の制限及び例外）等から明らかなように、知的財産権を積極的に保護する面だけでなく、保護をしないことについても一定の規律を含んでおり、かつ、加盟国による知的財産の保護と利用のバランス確保に係る主権を尊重していると考えられる。その点を前提とすると、本文のような理解は十分あり得よう。

ることにより他国における行為を差し止めることは、当該他国が、その行為は当該国の特許権を侵害しないとして容認することに対する妨害となり）、許されない、という立論もあり得ると思われる。換言すれば、知的財産制度の域外適用は、保護をしないと判断する場合を含め、他国の知的財産政策に対する侵犯であり、1条1項第1文に整合しないという理屈である。筆者として、そのような理屈を（少なくとも一般論としては）支持するわけではないが、あり得る考え方として提起しておきたい。

5. 別事件について

EUが提起したもう一つの紛争は、中国によるグローバル・ライセンスの条件の決定等に関する事件である。すなわち、EUは、2025年1月20日、中国に対し、中国の裁判所による標準必須特許に係る世界大（worldwide）のライセンス条件の決定等がTRIPS協定に違反するとして、WTO紛争解決制度上の協議要請を行った³⁴¹。その主張の趣旨は、中国法では、SEPポートフォリオの世界大のライセンス条件（実施料を含む）を、当事者（とりわけ特許権者）の同意なく、決定し、外国特許権に係る部分を含めその決定を執行することが可能とされているところ、かかる措置は、紛争当事者が、中国以外の国で付与された特許について、当該国で権利を行使し、義務を履行すること、そして、中国以外の国の裁判所が、自国で付与した特許に関する事件を審理判断することを制約し、TRIPS協定2条1項が同協定に取り込んでいるパリ条約4条の2、並びにTRIPS協定28条1項及び2項、1条1項、44条1項等に違反するというものである。

同案件について、EUは、2026年2月12日付けでパネル設置要請を行った³⁴²。

以上

³⁴¹ Request for Consultations, WT/DS632/1 G/L/1560 IP/D/45 (22 January 2025). 同紛争案件は、「中国一標準必須特許に係る世界大ライセンス条件」事件（DS632）である。

³⁴² Request for the Establishment of a Panel by the European Union, WT/DS632/5 (13 February 2026).